

官報

昭和五十年六月六日

第七十五回 参議院會議録第十四号(その一)

昭和五十年六月六日(金曜日)

午後三時三十分開議

○議事日程 第十四号

昭和五十年六月六日

午後三時開議

第一 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 医療法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 薬事法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十七年度政府関係機関決算書

一、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、日程第一より日程第一〇まで

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長長の選挙

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十七年度政府関係機関決算書
昭和四十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長前川旦君。

審査報告書

昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十七年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙の通り議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月六日

決算委員長 前川 旦

参議院議長 河野 謙三殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次の通り警告する。

(1) 田中角榮氏および同氏のいわゆる関連企業等の資産問題に関しては、政府の守秘義務もあつて、必ずしも、その全容は明らかにされていなければならないが、税務当局等の見直し調査により、その関係者の当初申告において、所得計算に当つての誤りや、税務当局の解釈との食い違い等が見受けられ、その結果、国税当局は、所要の是正措置をとつたとの報告が行われた。しかし、いわゆる関連企業といわれている新屋企業株式会社は、宅地建物取引業法違反の容疑で、捜索をうけており、税務上の取扱いおよび資産形成の経緯について、完全に疑惑が、払しょくされたとは見受け難い。

政府は、今後とも、一層、国政調査権を尊重し、議院の必要に応じ、問題解明に協力するとともに、一般納税者の納税意欲を阻害しないよう、徴税の公平確保に厳正を期し、さらに、資産形成の過程において、信濃川河川

敷等をめぐつて、疑いをもたれているような行為については、各行政機関において、十分調査を行うとともに、行政管理局の行う行政監察の結果等をもふまえ、その事後処理に、遺憾のないよう、妥当な行政措置を講ずべきである。

(2) 通商産業省所管輸出保険特別会計の昭和四十七年度決算参照書のうち、損益計算書および貸借対照表を、一部推計の計数をもつて作成し、これが昭和四十八年度まで及んでいたことは、国の決算の本来のあり方にかんがみ、遺憾である。

政府は、今後、本例にみられるような財務処理の根拠を図るため、事務担当者の研修等を行い、経理体制の整備、監督関係の明確化等について、万全の措置を講ずべきである。

(3) 三菱石油株式会社重油流失事故発生に際し、防災に対する国の関係機関、地方公共団体、加害企業それぞれの責任分担が、必ずしも明確でないためあつて、初動体制の出遅れと混乱が目立ち、被害を拡大させたことは遺憾である。

政府は、官民一体となつて、被害者救済に手厚い措置を講ずることは勿論、同種事故多発の危険性にかんがみ、加害企業の刑事責任について検討するとともに、防災体制整備のために、関係法令を充実強化し、加えて、事後処置に当つては、機動的に対処できるよう努めるべきである。

なお、政府は、今後、瀬戸内海沿岸には、現在以上の大規模な石油基地の設置を極力行わないよう、慎重に配慮するとともに、汚染原因の排除に一層努力し、積極的に、環境保全のための対策を講ずべきである。

(4) 最近、急増している自動販売機については、構造上の欠陥から生ずる事故、食品販売にみられる不衛生、酒類・たばこ販売に起因する飲酒運転、未成年者の飲酒・喫煙のほ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算外二件

か、いわゆるあきかん公害など、種々の弊害が見受けられる。

政府は、関係各省庁との連絡を密にし、地方公共団体の協力を得て、自動販売機の製造およびそれによる物品販売の実態を調査し、国民生活に悪影響を与えている面については、時宜に適切な規制措置を講ずるよう努めるべきである。

(5) 国立長崎大学医学部の入学試験問題が、過去四年間にわたつて、特定者に漏洩されていた事件は、最も公正に実施されるべき入学試験に対する国民の信頼を裏切つたものとして、極めて遺憾である。

政府は、同大学に対し、このような事例の再発を防止するため、厳正な管理を自主的に行うよう、強く要請するとともに、入学試験の公正確保に、格段の努力を傾注すべきである。

(6) 近年、わが国水産業における、増養殖漁業の占める地位は、高まりつつあるが、増養殖魚類に、原因不明の魚病が発生し、まんえんしつつある。

政府は、増養殖魚類に対する魚病研究に、必要な対策を、すみやかに拡充強化するとともに、輸入魚・魚卵の検疫等について、所要の措置を講じ、魚病の絶滅を期すべきである。

(7) 郵政省は、郵便物を、安全正確かつ遅滞なく、送達すべき責務を課せられているにもかかわらず、近年、必ずしも、業務が正常に運行されていない点が見受けられる。

政府は、適切な諸施策を講じ、業務の円滑な運用を図るべきである。

(8) 近時、工場等において、発生する有毒物や有害物は、多種多様化しているにもかかわらず、都道府県労働基準局等では、これに対応すべき、作業環境の測定等のための機器類の整備が、必ずしも、十分でない事例がある。

政府は、事業所内における、安全衛生の確認のため、作業環境の変化に即応して、有効かつ適切に測定できるよう、機器類の充足および配置の適正化を図るべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条およびその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次の通りである。

一般會計歳入歳出決算

歳入決算額 一二、七九三、八七三百万円余

歳出決算額 一一、九三三、一七二百万円余

特別會計歳入歳出決算

歳入決算額 二二、五六七、二五四百万円余

歳出決算額 一九、三六九、七二七百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入 収納済額

一〇、〇三二、六六三百万円余

支払 命令済額

二二、八〇七、三三三百万円余

歳入組入額

九、七七七、〇七二百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額 八、五九七、九九四百万円余

支出決算額 八、一〇三、二四七百万円余

本件決算について、予算および関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律および諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点に於て、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認め、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度国税収納金整理資金受払計算

書

昭和四十七年度政府関係機関決算書

右
国会に提出する。

昭和四十八年十二月二十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

審査報告書

昭和四十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月六日

決算委員長 前川 旦

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十七年度中の一般會計および特別會計をあわせた国有財産の増加額は、一兆五千三百六十四億七千万円余、減少額は、五千八百二十九億一千二百万円余、差引純増加額は、九千五百三十五億五千八百万円余である。

これを前年度末現在額九兆八千三百五十七億八千六百万円余に加算すると、本年度末現在額は一兆七千八百九十三億四千五百万円余である。本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかつた。

審査報告書

昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月六日

決算委員長 前川 旦

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十七年度中の一般會計および特別會計をあわせた無償貸付の増加額は、百七十六億六千万円余、減少額は、九十七億七千万円余、差引純増加額は、七十八億九千万円余である。

これを前年度末現在額千七百四十一億一千四百百万円余に加算すると、本年度末現在額は一千八百十九億四千二百百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、異議がなかつた。

昭和四十九年一月二十二日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和四十七年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
(別冊は省略する)

「前川旦君登壇 拍手」

○前川旦君 昭和四十七年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算につきましては、昭和四十八年十二月二十一日国会に提出され、昭和四十九年四月十二日当委員会に付託されました。国有財産二件については、昭和四十九年一月十二日国会に提出され、同日委員会に付託されました。

当委員会は、昭和四十七年度決算外二件の審査に当たり、国会が議決した予算及び関係法律が適

正かつ効率的に執行されたかを初め、決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行い、もって国政と綱紀の振興を図るとの観点に立つて審査を行ってまいりました。

この間、委員会を開き、審査を行うこと二十六回、このうち、田中角榮氏及び同氏のいわゆる関連企業等の資産問題について論議をすることにも、行政管理庁関係については、フリードキンゲン形式による審査を行ってまいりました。

審査された内容については、別に申し述べる報告内容のほか、憲法に関する法務大臣発言、一部銀行等大企業に対する国有地払い下げ、防衛庁の航空機墜落、航空機燃料流失事故、全農等資金の不当融資、身体障害者の雇用、通信販売による消費者の被害救済、電話料徴収に関する問題、国鉄関係作業員のじん肺法適用、原子力船をめぐる諸問題、その他数々の諸問題について熱心な論議が重ねられました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

委員会は六月六日質疑を終了し、直ちに討論を行いました。

その議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に対する八項目の警告であります。

討論におきましては、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党を代表した各委員から、本件決算は是認できないが、警告には賛成である旨の意思表示がなされ、自由民主党を代表する委員から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告にも賛成である旨が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

警告決議の内容は次のとおりであります。

(1) 田中角榮氏および同氏のいわゆる関連企業等の資産問題に関しては、政府の守秘義務もあつて、必ずしも、その全容は明らかにされてないが、税務当局等の見直し調査によ

り、その関係者の当初申告において、所得計算に当つての誤りや、税務当局の解釈との食い違い等が見受けられ、その結果、国税当局は、所要の是正措置をとつたとの報告が行われた。しかし、いわゆる関連企業といわれたる新屋企業株式会社は、宅地建物取引業法違反の容疑で、捜索をうけており、税務上の取扱いおよび資産形成の経緯について、完全に疑念が払しょくされたとは見受け難い。

政府は、今後とも、一層、国政調査権を尊重し、議院の必要に応じ、問題解明に協力するとともに、一般納税者の納税意欲を阻害しないよう、徴税の公平確保に厳正を期し、さらに、資産形成の過程において、信濃川河川敷等をめぐつて、疑いをもたれているような行為については、各行政機関において、十分調査を行うとともに、行政管理庁の行う行政監察の結果等をもふまえ、その事後処理に、遺漏のないよう、妥当な行政措置を講ずべきである。

(2) 通商産業省所管輸出保険特別会計の昭和四十七年度決算参照書のうち、損益計算書および貸借対照表を、一部推計の計数をもつて作成し、これが昭和四十八年度まで及んでいたことは、国の決算の本来のあり方にかんがみ、遺憾である。

政府は、今後、本例にみられるような財政処理の根拠を図るため、事務担当者の研修等を行い、経理体制の整備、監督関係の明確化等について、万全の措置を講ずべきである。

(3) 三菱石油株式会社重油流失事故発生に際し、防災に対する国の関係機関、地方公共団体、加害企業それぞれの責任分担が、必ずしも、明確でないためあつて、初動体制の出遅れと混乱が目立ち、被害を拡大させたことは遺憾である。

発の危険性にかんがみ、加害企業の刑事責任について検討するとともに、防災体制整備のために、関係法令を充実強化し、加えて、事後処置に当つては、機動的に対処できるよう努めべきである。

なお、政府は、今後、瀬戸内海沿岸には、現在以上の大規模な石油基地の設置を極力行わないよう、慎重に配慮するとともに、汚染原因の排除に一層努力し、積極的に、環境保全のための対策を講ずべきである。

(4) 最近、急増している自動販売機については、構造上の欠陥から生ずる事故、食品販売にみられる不衛生、酒類・たばこ販売に起因する飲酒運転、未成年者の飲酒・喫煙のほか、いわゆるあきかん公害など、種々の弊害が見受けられる。

政府は、関係各省庁との連絡を密にし、地方公共団体の協力を得て、自動販売機の製造およびそれによる物品販売の実態を調査し、国民生活に悪影響を与えている面については、時宜に適切な規制措置を講ずるよう努めるべきである。

(5) 国立長崎大学医学部の入学試験問題が、過去四年間にわたつて、特定者に漏洩されていた事件は、最も公正に実施されるべき入学試験に対する国民の信頼を裏切つたものとして、極めて遺憾である。

政府は、同大学に対し、このような事例の再発を防止するため、厳正な管理を自主的に行うよう、強く要請するとともに、入学試験の公正確保に、格段の努力を傾注すべきである。

(6) 近年、わが国水産業における、増養殖漁業の占める地位は、高まりつつあるが、増養殖魚類に、原因不明の魚病が発生し、まんえんしつつある。

政府は、増養殖魚類に対する魚病研究に、必要な対策を、すみやかに拡充強化するとともに、輸入魚・魚卵の検疫等について、所要の措置を講じ、魚病の絶滅を期すべきである。

(7) 郵政省は、郵便物を、安全正確かつ遅滞なく、送達すべき責務を課せられているにもかかわらず、近年、必ずしも、業務が正常に運行されていない点が見受けられる。

政府は、適切な諸施策を講じ、業務の円滑な運行を図るべきである。

(8) 近時、工場等において、発生する有毒物や有害物は、多種多様化しているにもかかわらず、都道府県労働基準局等では、これに対応すべき、作業環境の測定等のための機器類の整備が、必ずしも、十分でない事例がある。

政府は、事業所内における、安全衛生の確保のため、作業環境の変化に即応して、有効かつ適切に測定できるよう、機器類の充足および配置の適正化を図るべきである。

次に、国有財産関係二件につきましても、採決の結果、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額總計算書並びに、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況總計算書については、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

内閣に対する警告につきましても、関係各大臣から、その趣旨を体して努力する旨の発言がありました。

これらの発言が、単なる口頭辞令に終わることなく、予算その他、広く国政全般に遺憾なく具現されることを強く要望するものであります。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(河野三三) これより採決をいたします。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算外二件

及び内閣に対して警告することから成っております。
まず、本件決算を是認することについて採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本件決算を委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一票
白色票 百十七票
青色票 百四票

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

宮田 輝君 百十七名
吉田 実君 平井 卓志君
山本茂一郎君 中西 一郎君
山内 一郎君 園田 清充君
最上 進君 前田佳都男君
森下 泰君 望月 邦夫君
藤川 一秋君 堀木 又三君
鳩山威一郎君 福岡日出磨君
永野 巖雄君 桑野 章君
林 道君

安孫子藤吉君 青井 政美君
有田 一寿君 井上 吉夫君
石破 二郎君 中村 登美君
藤井 丙午君 松垣徳太郎君
原 文兵衛君 中村 慎二君
高橋 邦雄君 細川 護熙君
寺本 広作君 林田悠紀夫君
佐藤 隆君 菅野 儀作君
石本 茂君 中山 太郎君
小林 国司君 宮崎 正雄君
柳田桃太郎君 内藤三郎君
玉置 和郎君 高橋雄之助君
楠 正俊君 岩動 道行君
西村 尚治君 鍋島 直昭君
新谷寅三郎君 上原 正吉君
郡 祐一君 青木 一男君
迫水 久常君 徳永 正利君
小川 半次君 八木 一郎君
丸茂 重貞君 塩見 俊二君
志村 愛子君 片山 正英君
嶋崎 均君 中村 太郎君
戸塚 進也君 高橋 誉富君
坂野 重信君 斎藤栄三郎君
山東 昭子君 糸山英太郎君
岩男 頼一君 岩上 妙子君
遠藤 要君 大島 友治君
大鷹 淑子君 斎藤 十朗君
古賀雷四郎君 黒住 忠行君
河本嘉久蔵君 川野辺 静君
今泉 正二君 土屋 義彦君
山崎 竜男君 上田 稔君
初村滝一郎君 長田 裕二君
久次米健太郎君 鈴木 省吾君
世耕 政隆君 江藤 智君
藤田 正明君 大森 久司君
岡本 悟君 平泉 涉君
橋 直治君 加藤 武徳君
安井 謙君 鋼木 亨弘君

反対者(青色票)氏名

吉武 恵市君 増原 恵吉君
神田 博君 伊藤 五郎君
鹿島 俊雄君 大谷藤之助君
小笠 公昭君 巨 四郎君
橋本 繁蔵君 亀井 久興君
岡田 広君 上條 勝久君
稲嶺 一郎君 矢野 登君
安田 隆明君 山崎 五郎君
増田 盛君 二木 謙吾君
源田 実君 熊谷太三郎君
木村 睦男君 温水 三郎君
福井 勇君 百四名
太田 淳夫君 矢原 秀男君
喜屋武眞榮君 下村 泰君
青島 幸男君 市川 房枝君
柄谷 道一君 内田 善利君
峯山 昭範君 桑名 義治君
三治 重信君 上林繁次郎君
阿部 憲一君 三木 忠雄君
藤原 房雄君 和田 春生君
栗林 卓司君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 原田 立君
木島 則夫君 鈴木 一弘君
山田 徹一君 宮崎 正義君
柏原 ヤス君 中村 利次君
田淵 哲也君 二宮 文造君
白木義一郎君 小平 芳平君
多田 省吾君 中尾 辰義君
向井 長年君 福岡 知之君
矢田部 理君 案納 勝君
久保 亘君 青木 新次君
野田 哲君 対馬 孝且君
桑 豊君 浜本 万三君
赤桐 操君 大塚 喬君
小山 一平君 片岡 勝治君
田 英夫君 宮之原貞光君
鈴木美枝子君 神沢 淨君

前川 旦君 村田 秀三君
小野 明君 野口 忠夫君
栗原 俊夫君 西ヶ久保重光君
瀬谷 英行君 森 勝治君
戸叶 武君 田中寿美子君
竹田 四郎君 戸田 菊雄君
森中 守義君 森下 昭司君
近藤 忠孝君 山中 郁子君
粕谷 照美君 片山 基市君
目黒今朝次郎君 橋本 敦君
安武 洋子君 内藤 功君
寺田 熊雄君 佐々木静子君
辻 一彦君 小巻 敏雄君
神谷信之助君 小谷 守君
工藤 良平君 和田 静夫君
松本 英一君 小笠原貞子君
立木 洋君 香脱タケ子君
鈴木 力君 中村 波男君
杉山善太郎君 沢田 政治君
加藤 進君 渡辺 武君
塚田 大願君 安永 英雄君
鶴岡 哲夫君 松永 忠二君
小柳 勇君 岩間 正男君
星野 力君 阿具根 登君
野々山一三君 秋山 長造君
加瀬 完君 河田 賢治君
上田耕一郎君 春日 正一君

○議長(河野謙三君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、昭和四十七年度国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決すること、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、昭和四十七年度国有財産無償貸付状況計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決すること、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長二木謙吾君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便条約、万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めます。

右
国会に提出する。

昭和五十年五月十二日
内閣総理大臣 三木 武夫

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便条約、万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めます。千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便条約、万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めます。(価格表記書状に関する約定、小包郵便物に関する約定、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定及び郵便小切手業務に関する約定)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めます。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便条約、万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めます。千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便条約、万国郵便条約及び関係諸約の締結について承認を求めます。(価格表記書状に関する約定、小包郵便物に関する約定、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定及び郵便小切手業務に関する約定)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めます。

審査報告書
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月三日
外務委員長 二木 謙吾
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサウの各日本国大使館、在上海、在アガナ及び在マルセイユの各日本国総領事館並びに在欧州共同体日本政府代表部を設置すること、これら在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、あわせて、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を改定すること等を定めたものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行に要する経費として、昭和五十年年度予算に約入億五千七百六十万円が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年四月十五日
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一「中」別表第一「在外公館の名称及び位置(第一関係)」に改める。
別表第一「一」大使館の表中南米の項中「在グアテマラ日本国大使館」に改める。

「グアテマラ」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

「に改め、同表アフリカの項中」に改め、同表アフリカの項中「在ギニア日本国大使館」に改める。

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 279,200	円 236,300	円 207,600	円 186,200	円 171,800	円 157,500	円 143,200	円 128,900	円 114,600
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
252,700	213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
226,000	191,200	168,100	150,700	139,100	127,500	115,900	104,300	92,700
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
252,700	213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
252,700	213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
239,500	202,600	178,100	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
226,000	191,200	168,100	150,700	139,100	127,500	115,900	104,300	92,700
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めた万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

別表第二 在勤基本手当の基準額 (第10条関係)

一 大 使 館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	520,000	420,000	393,800	358,000	322,200
	インドネシア	550,000	450,000	434,700	409,300	368,300
	ヴィエトナム共和国	530,000	420,000	409,600	392,300	353,000
	ヴィエトナム民主共和国	530,000	430,000	414,800	402,000	375,900
	カンボディア	510,000	420,000	409,600	382,500	351,900
	シンガポール	560,000	450,000	436,100	419,000	383,600
	スリ・ランカ	450,000	370,000	350,400	335,400	305,500
	タイ	550,000	450,000	412,500	375,000	337,500
	大韓民国	500,000	380,000	359,100	334,500	291,600
	中華人民共和国	580,000	440,000	419,800	393,100	339,700
	ネパール	500,000	410,000	391,000	378,900	354,800
	パキスタン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	バングラデシュ	580,000	460,000	448,300	432,900	402,600
	ビルマ	470,000	370,000	357,100	340,800	306,900
	フィリピン	500,000	420,000	393,800	358,000	322,200
	ブータン	520,000	430,000	414,800	400,300	373,200
	マレーシア	540,000	450,000	431,500	392,300	353,000
	モルディヴ	460,000	390,000	377,600	353,300	329,000
	モンゴル	570,000	460,000	441,600	427,600	399,900
	ラオス	510,000	410,000	391,000	378,900	354,800
北 米	アメリカ合衆国	580,000	440,000	414,500	384,800	325,400
	カナダ	470,000	390,000	370,500	341,000	306,900
中 南 米	アルゼンティン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	ヴェネズエラ	490,000	390,000	377,500	363,200	349,400
	ウルグァイ	370,000	320,000	300,900	279,500	258,100
	エクアドル	420,000	370,000	344,400	322,000	299,600
	エル・サルヴァドル	400,000	350,000	327,800	306,400	284,900
	ガイアナ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	キューバ	500,000	430,000	410,800	384,600	358,400
	グアテマラ	420,000	360,000	344,400	322,000	299,600
	グレナダ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	コスタ・リカ	400,000	350,000	327,800	306,400	284,900
	コロンビア	380,000	330,000	311,300	290,800	270,300
	ジャマイカ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	チリ	390,000	330,000	318,700	289,800	260,800
	ドミニカ共和国	440,000	380,000	361,000	337,600	314,200
	トリニダード・トバゴ	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	ニカラグア	440,000	380,000	361,000	337,600	314,200
	ハイティ	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000

昭和五十年六月六日

参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件外一件

266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
252,700	213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
345,700	292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
345,700	292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
292,500	247,500	217,500	195,500	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めた万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件外一件

四三九

	パナマ	420,000	360,000	344,400	322,000	299,600
	バハマ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	パラグアイ	420,000	370,000	344,400	322,000	299,600
	バルバドス	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	ブラジル	470,000	370,000	357,100	340,800	306,900
	ペルー	450,000	370,000	359,200	341,000	306,900
	ボリヴィア	460,000	380,000	366,700	358,000	338,400
	ホンデュラス	400,000	340,000	327,800	306,400	284,900
	メキシコ	460,000	370,000	350,400	335,400	305,500
欧 州	アイスランド	440,000	390,000	361,000	337,600	314,200
	アイルランド	440,000	390,000	361,000	337,600	314,200
	イタリア	520,000	410,000	399,800	375,000	337,500
	ヴァチカン	460,000	410,000	399,800	375,000	337,500
	オーストリア	590,000	480,000	468,200	426,300	383,600
	オランダ	560,000	470,000	451,500	426,300	383,600
	ギリシャ	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	サイプラス	460,000	410,000	377,600	353,300	329,000
	スイス	630,000	560,000	525,300	477,500	429,800
	スウェーデン	540,000	450,000	434,700	409,300	368,300
	スペイン	490,000	400,000	384,100	367,900	335,500
	ソヴィエト連邦	630,000	480,000	457,800	430,100	374,600
	チェコスロヴァキア	510,000	450,000	413,100	382,500	351,900
	デンマーク	540,000	460,000	443,200	409,300	368,300
	ドイツ民主共和国	580,000	500,000	483,300	443,300	398,900
	ドイツ連邦共和国	650,000	530,000	487,600	443,300	398,900
	ノールウェー	500,000	430,000	410,800	384,600	358,400
	ハンガリー	510,000	430,000	413,100	382,500	351,900
	フィンランド	480,000	430,000	394,200	369,000	343,800
	フランス	630,000	490,000	450,200	409,300	368,300
	ブルガリア	510,000	430,000	413,100	382,500	351,900
	ベルギー	570,000	470,000	450,200	409,300	368,300
	ポーランド	510,000	450,000	413,100	382,500	351,900
	ポルトガル	480,000	430,000	394,200	369,000	343,800
	マルタ	420,000	370,000	344,400	322,000	299,600
	ユーゴスラヴィア	490,000	400,000	384,100	367,900	335,500
	ルーマニア	510,000	430,000	413,100	382,500	351,900
	ルクセンブルグ	500,000	450,000	410,800	384,600	358,400
	連合王国	580,000	440,000	418,800	391,700	337,500
大 洋 州	オーストラリア	520,000	410,000	386,000	368,000	332,000
	トンガ	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700
	ナウル	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700
	西サモア	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700
	ニュー・ジーランド	490,000	390,000	375,800	360,100	328,500
	フィジー	500,000	400,000	387,700	379,000	361,700

359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
399,000	337,600	296,700	266,000	245,500	225,100	204,600	184,100	163,700
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
359,000	303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めた万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

昭和五十年六月六日 参議院会議録第十四号(その二)

万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めた万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

四四一

中 近 東	アフガニスタン	570,000	460,000	441,600	427,600	399,900
	アラブ首長国連邦	560,000	470,000	454,500	448,800	430,500
	イエメン	550,000	460,000	447,100	442,900	427,800
	イスラエル	490,000	400,000	384,100	367,900	335,500
	イラク	530,000	430,000	414,700	406,100	389,200
	イラン	530,000	420,000	409,600	392,300	353,000
	オマーン	520,000	430,000	418,300	417,300	415,400
	カタール	550,000	460,000	443,100	438,400	427,800
	クウェイト	590,000	470,000	455,900	444,700	422,400
	サウディ・アラビア	610,000	490,000	471,900	460,200	436,900
	ジョルダン	500,000	420,000	404,400	384,600	358,400
	シリア	480,000	430,000	394,200	369,000	343,800
	トルコ	450,000	400,000	375,100	341,000	306,900
	バハレーン	550,000	460,000	440,200	433,400	418,500
	南イエメン	550,000	460,000	447,100	442,900	427,800
	レバノン	560,000	460,000	442,300	409,300	368,300
ア フ リ カ	アルジェリア	530,000	430,000	412,100	397,100	366,500
	ウガンダ	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	エジプト	520,000	450,000	412,500	375,000	337,500
	エチオピア	520,000	440,000	421,200	400,300	373,200
	ガーナ	560,000	460,000	444,100	433,600	412,000
	ガボン	540,000	440,000	429,000	423,200	411,700
	上ヴォルタ	580,000	480,000	466,700	453,900	426,600
	カメルーン	560,000	460,000	447,200	439,000	421,200
	ガンビア	540,000	450,000	433,100	427,700	415,800
	ギニア	560,000	470,000	450,100	444,000	430,500
	ギニア・ビサオ	540,000	450,000	433,100	427,700	415,800
	ケニア	470,000	380,000	366,400	341,000	306,900
	コンゴ	570,000	480,000	464,100	449,400	423,900
	ザイール	560,000	460,000	447,200	439,000	421,200
	ザンビア	500,000	430,000	410,800	384,600	358,400
	シエラ・レオーネ	600,000	500,000	487,600	462,900	432,000
	スーダン	550,000	450,000	438,400	433,400	423,500
	スワジランド	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800
	赤道ギニア	520,000	430,000	415,600	412,500	406,300
	セネガル	540,000	440,000	421,400	411,500	391,800
	象牙海岸共和国	540,000	440,000	425,600	417,700	402,100
	ソマリア	540,000	440,000	425,600	417,700	402,100
	ダホメ	550,000	460,000	444,500	437,900	418,500
	タンザニア	500,000	430,000	410,800	384,600	358,400
	チャード	520,000	430,000	415,600	412,500	406,300
	中央アフリカ共和国	540,000	440,000	429,000	423,200	411,700
	チュニジア	460,000	400,000	377,600	353,300	329,000
	トーゴ	580,000	480,000	466,700	453,900	426,600
	ナイジェリア	560,000	460,000	442,500	433,900	417,100

385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
266,000	225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
292,500	247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
332,500	281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
385,700	326,400	286,800	257,100	237,400	217,600	197,800	178,000	158,200
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件外一件

昭和五十年六月六日

参議院会議録第十四号(その一)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件外一件

四四三

ニジェール	580,000	480,000	466,700	453,900	426,600
ブルンディ	550,000	460,000	444,500	437,900	418,500
ボツワナ	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800
マダガスカル	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800
マラウイ	520,000	420,000	407,800	395,100	369,700
マリ	600,000	500,000	487,600	462,900	432,000
南アフリカ共和国	450,000	370,000	350,400	335,400	305,500
モーリシャス	480,000	400,000	388,200	369,000	343,800
モーリタニア	590,000	500,000	486,200	458,400	429,300
モロッコ	460,000	400,000	377,600	353,800	329,000
リビア	510,000	410,000	394,400	384,400	364,400
リベリア	540,000	440,000	425,600	417,700	402,100
ルワンダ	610,000	520,000	500,000	467,400	434,700
レソト	480,000	410,000	394,200	369,000	343,800

二 総 領 事 館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	円 410,000	円 358,000	円 322,200	円 279,200
	ボンベイ	410,000	358,000	322,200	279,200
	マドラス	400,000	358,000	322,200	279,200
	ジャカルタ	430,000	409,300	368,300	319,200
	バンコック	420,000	375,000	337,500	292,500
	釜山	370,000	334,500	291,600	252,700
	上海	420,000	393,100	339,700	292,500
	カラチ	390,000	341,000	306,900	266,000
	マニラ	400,000	358,000	322,200	279,200
	香港	490,000	409,300	368,300	319,200
北 米	アガナ	430,000	392,300	353,000	306,000
	アトランタ	380,000	374,800	325,400	266,000
	サン・フランシスコ	390,000	374,800	325,400	266,000
	シアトル	390,000	374,800	325,400	266,000
	シカゴ	390,000	374,800	325,400	266,000
	ニュー・オルリンズ	380,000	374,800	325,400	266,000
	ニュー・ヨーク	480,000	398,300	353,000	306,000
	ヒューストン	390,000	374,800	325,400	266,000
	ポートランド	380,000	374,800	325,400	266,000
	ホノルル	430,000	395,400	344,000	292,500
	ロス・アンジュルス	390,000	374,800	325,400	266,000
	ヴァンクーヴァー	390,000	341,000	306,900	266,000
	ウィニペグ	380,000	341,000	306,900	266,000
	エドモントン	380,000	341,000	306,900	266,000
	トロント	390,000	341,000	306,900	266,000
	モントリオール	390,000	341,000	306,900	266,000

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めた万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則

四四四

213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
191,200	168,100	150,700	139,100	127,500	115,900	104,300	92,700
202,600	178,100	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
202,600	178,100	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
281,300	247,200	221,700	204,600	187,600	170,500	153,500	136,400
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
292,500	257,100	230,500	212,800	195,000	177,300	159,600	141,800
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
303,800	266,900	239,300	220,900	202,500	184,100	165,700	147,300
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
247,500	217,500	195,000	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100

別

4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
213,800	187,900	168,500	155,500	142,600	129,600	116,600	103,700
225,100	197,800	177,300	163,700	150,000	136,400	122,800	109,100

別

3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
306,000	258,900	227,500	204,000	188,300	172,600	156,900	141,200	125,500
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
372,500	315,200	277,000	248,300	229,200	210,100	191,000	171,900	152,800
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000
319,200	270,100	237,400	212,800	196,400	180,100	163,700	147,300	131,000

11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	19 号	20 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
189,600	179,600	169,600	159,600	149,600	139,600	129,600	119,600	109,600	99,600

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一)

万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件外一件

四四五

中 南 米	サン・パウロ	370,000	324,000	291,600	252,700
	ベレーン	360,000	324,000	291,600	252,700
	ボルト・アレグレ	330,000	289,800	260,800	226,000
	リオ・デ・ジャネイロ	350,000	307,000	276,300	239,500
	レシフェ	340,000	307,000	276,300	239,500
欧 州	ミラノ	420,000	375,000	337,500	292,500
	ジュネーヴ	530,000	477,500	429,800	372,500
	ラス・パルマス	390,000	358,000	322,200	279,200
	ナホトカ	490,000	435,400	384,000	332,500
	ハバロフスク	470,000	435,400	384,000	332,500
	レニングラード	450,000	430,100	374,600	319,200
	デュッセルドルフ	490,000	443,300	398,900	345,700
	ハンブルグ	490,000	443,300	398,900	345,700
	ベルリン	510,000	443,300	398,900	345,700
	ボン	490,000	443,300	398,900	345,700
	ミュンヘン	490,000	443,300	398,900	345,700
	パリ	450,000	409,300	368,300	319,200
	マルセイユ	450,000	409,300	368,300	319,200
	ロンドン	420,000	391,700	337,500	292,500
大 洋 州	シドニー	430,000	368,000	332,000	292,500
	パース	410,000	368,000	332,000	292,500
	ブリスベン	390,000	368,000	332,000	292,500
	ポート・モレスビー	480,000	427,600	399,900	359,000
	メルボルン	430,000	368,000	332,000	292,500
	オークランド	380,000	360,100	328,500	292,500
中 近 東	イスタンブル	380,000	341,000	306,900	266,000
ア フ リ カ	プレトリア	360,000	335,400	305,500	266,000
	ソールズベリー	380,000	335,400	305,500	266,000

三 領 事 館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	スラバヤ	420,000	409,300	368,300	319,200
	メダン	420,000	409,300	368,300	319,200
	コタ・キナバル	420,000	392,300	353,000	306,000
北 米	アンカレッジ	400,000	392,300	353,000	306,000
中 南 米	マナオス	340,000	316,100	285,800	252,700
	リマ	360,000	341,000	306,900	266,000

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円	円	円	円	円
		580,000	440,000	422,900	398,300	353,000
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮委員会)	670,000 590,000	560,000 560,000	525,300 525,300	477,500 477,500	429,800 429,800
	パリ (経済協力開発機構)	630,000	490,000	450,200	409,300	368,300
	ブラッセル (欧州共同体)	500,000	470,000	450,200	409,300	368,300

別表第三 研修員手当(第20条の2関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号
手当額	円 289,600	円 279,600	円 269,600	円 259,600	円 249,600	円 239,600	円 229,600	円 219,600	円 209,600	円 199,600

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるとの件外一件 医療法の一部を改正する法律案外四件

四四六

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

ただし、別表第一の改正規定中在グレナダ、在パナマ及び在ギニア・ビサウの各日本国大使館並びに在パナマ、在アグナ及び在マルセイユの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

二木謙吾君登壇、拍手

○二木謙吾君 たいだいま議題となりました条約及び法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、万国郵便連合関係の諸文書は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営を改善し、料金率その他業務上の事項に変更を加えるため現行の万国郵便連合憲章を改正し、また連合の一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定を修正更新するものであります。

次に、在外公館関係の法律案は、新たに独立いたしましたグレナダ、パナマ及びギニア・ビサウの三国にそれぞれ大使館を、ベルギーに欧州共同体日本政府代表部を、また上海、アグナ及びマルセイユにそれぞれ総領事館を設置するとともに、これらの新設の在外公館に勤務する職員の手当の額を定め、あわせて既設の公館につきましても、世界的インフレの傾向、為替相場の変動等を勘案し、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、条約は全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるとの件の採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 医療法の一部を改正する法律案

日程第四 優生保護法の一部を改正する法律案

日程第五 薬事法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

日程第六 国民年金法等の一部を改正する法律案

日程第七 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上五案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長 長村田秀三君。

審査報告書

医療法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月三日

社会労働委員長 村田 秀三

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年における医学医療の著しい進歩に伴い、脳卒中、髄膜炎等の神経系疾患を内科的に取り扱う診療技術及び熱傷後の皮膚移植が専門化していることにかんがみ、診療科名として神経内科及び形成外科を加えようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

医療法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年五月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

医療法の一部を改正する法律案
第七十条第一項第一号中「神経科」の下に「又は神経内科」を、「整形外科」の下に「形成外科」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

審査報告書

優生保護法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月三日

社会労働委員長 村田 秀三

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することが出来る期間を五年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

優生保護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年五月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

優生保護法の一部を改正する法律案
第三十九条第一項中「昭和五十年七月三十一日」を「昭和五十五年七月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

審査報告書

薬事法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月三日

社会労働委員長 村田 秀三

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、事業法中薬局の開設等についての地域制限に関する規定は憲法違反であるとの最高裁判所判決があつたことにかんがみ、これらの規定を削除しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

事業法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年五月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

事業法の一部を改正する法律

事業法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項から第四項までを削る。

第二十六条第二項ただし書中「同条第一項第一号の二及び第二項から第四項まで」を「同条第一号の二」に改め、同条第四項中「第六条第一項第一号の二及び第二項から第四項まで」を「第六条第一号の二」に改める。

第二十八条第三項第二号中「第六条第一項第二号」を「第六条第二号」に改め、同条第四項を削る。

第三十条第二項第一号中「第六条第一項第二号」を「第六条第二号」に改める。

第七十二条中「第六条第一項第一号」を「第六条第一号」に改める。

第七十二条の二中「第六条第一項第一号の二」を「第六条第一号の二」に改める。

第七十五条第一項中「第六条第一項第二号」を「第六条第二号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 医療法の一部を改正する法律案外四件

審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月三日

社会労働委員長 村田 秀三
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、年金受給者の福祉向上を図るため、福祉年金額を引き上げ、在職老齢年金の支給制限を緩和し、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金額のスライド実施時期を繰り上げるとともに、年金福祉事業団に対し政府が出資できるようにするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十年年度一般会計予算(厚生省所管)に提出制国民年金国庫負担金として五十二億四千五百一十五万五千円、福祉年金給付費財源繰入れとして六百八十八億九千七百九十三万一千円、厚生年金保険給付費財源繰入れとして七十六億七千九百二十万三千円、船員保険年金給付費財源繰入れとして三億一千八百九十万三千円が計上されている。

また、昭和五十年年度厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計(厚生省所管)の各業務勘定に年金福祉事業団出資として合計三億三千四百五十万四千円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、昭和五十一年度に繰上げ実施する財政再計算期に際し、各制度相互間の均衡を図りつつ、年金制度の抜本的な改善を図ること。

二、遺族年金及び加給年金については、速やかに改善を図ること。

三、遺族年金、障害年金に係る通算措置の実現に努めること。

四、在職老齢年金制度の支給制限の大幅緩和について検討すること。

五、標準報酬月額の上昇を考慮して適正な改定を行うことと。

六、各福祉年金について、その年金額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討を加え、本人の所得制限及び他の公的年金との併給制限についても改善を図ること。

七、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。

八、国庫負担の増額に努めるとともに、年金の財政方式特に賦課方式への移行については、将来にわたる人口老齢化の動向を勘案しつつ、積極的に検討を進めること。

九、被用者年金加入者の妻の年金権の整備に努めること。

十、五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用の問題については、具体的方策の樹立に努めること。

十一、積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、民主的運用に努めることと右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年四月二十四日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

国民年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「十三万五千六百円」を「二十一万六千円」に、「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第六十二条中「十一万七千六百円」を「十八万七千二百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第七十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による老齢年金であつて、六十歳以上の者に支給するもの又は七十歳以上の者に支給するものの第二十七条第一項に定める額が十四万四千円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、十四万四千円とする。

第七十八条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第二項の老齢年金」を「六十歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給する第二項の老齢年金」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十九条の二第四項中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第八十七条第三項中「千四百円」を「千四百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 医療法の一部を改正する法律案外四件

第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

附則第二十一条第二項中「六万六千円」を「十万八千円」に改める。

附則第二十二條の二中「昭和四十八年度」を「昭和四十九年度」に、「昭和四十七年度」を「昭和四十八年度」に改める。

第四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を「又は第十五級から第十八級まで」に、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条の七第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を「又は第十五級から第十八級まで」に、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十二条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第二十八條の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十八條第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級ノ等級タル期間又は第九級若ハ第十級」を「又ハ第十三級乃至第十六級」に、「百分ノ四十、百分ノ六十」を「百分ノ五十」に改め、同条第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ二第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級ノ等級タル期間又は第九級若ハ第十級」を「又ハ第十三級乃至第十六級」に、「百分ノ四十、百分ノ六十」を「百分ノ五十」に改め、同条第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第六條 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(資本金)

第三条の二 事業団の資本金は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第百号)附則第三条の規定により政府が出資した金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二條の二の改正規定 公布の日

二 第四条及び第五条並びに附則第四条から附則第六条までの規定 昭和五十年八月一日

三 第六条並びに附則第三条及び附則第七条から附則第十条までの規定 昭和五十年九月二十五日

四 前三号及び次号に掲げる規定以外の規定 昭和五十年十月一日

五 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定 昭和五十一年四月一日

(国民年金に関する経過措置等)

第二条 昭和五十年九月以前の月分の次の各号に掲げる給付の額については、なお従前の例による。

一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金

二 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下「法律第八十六号」という。)附則第十六條第一項の規定により支給する老齢年金

三 法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金及び法律第九十二号附則第二十一条の老齢特別給付金

2 昭和五十年十月以降の月分の法律第八十六号附則第十六條第一項又は法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金については、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「昭和四十七年度(この項)とあるのは、昭和四十九年度(昭和五十一年度以降の年度において、この項)とする。

(年金福祉事業団への出資)

第三条 政府は、第六條の規定の施行の日、予算で定める金額の範囲内において、年金福祉事業団に出資するものとする。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第十九條の三第一項中「第十級」を「第十六級」に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 通算年金制度を創設するための関係法律

の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十四条第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第七条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又ハ営繕費」を「若ハ営繕費又ハ年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金」に改める。

第六条中「福祉施設費又ハ営繕費」を「福祉施設費若ハ営繕費又ハ年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金」に改め、「厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費」の下に「年金福祉事業団へノ出資金及交付金」を加える。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第八条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「移換金」の下に「年金福祉事業団へノ出資金及び交付金」を加える。

（国民年金特別会計法の一部改正）

第九条 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「福祉施設に要する経費」の下に「又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金」を加える。

第六条中「福祉施設に要する経費」を「福祉施設に要する経費又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金」に、「及び国民年金事業の福祉施設に要する経費」を「国民年金事業の福祉施設に要する経費並びに年金福祉事業団へノ出資金及び交付金」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中日本労働協会の項の次に次のように加える。

年金福祉事業団
（昭和三十六年法律第百八十二号）

別表第三中年年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十二号）第十七条第二号及び第三号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「四百円以上四千元以下」を「八百円以上二万円以下」に改め、同条第三項中「四百円」を「八百円」に、「これを」を「超え」に、「四千円」を「五千元」に改め、「五百円に整数を乗じて得た額」の下に「五千元を超え一万円未満であるときは千円に整数を乗じて得た額」を加える。

第十条第二項第一号中「四倍」を「八倍」に改め、同項第二号中「四百円をこえる」を「八百円を超える」に改める。

第十四条中「一年」を「二年」に、「責」を「責め」に改め、「その都合」の下に「（労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）」を加える。

第八十二条第一項中「すでに」を「既に」に、「三十六月」を「二十四月」に改める。

第八十三条第一項中「十円以上百円以下」を「六十円以上三百円以下」に改める。

第九十四条第一項中「一年」を「二年」に改め、「その都合」の下に「（労働省令で定めるやむを得ない事情に基づくものを除く。）」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第一百条中「第十四条」を削り、同条に次の一項を加える。

第十四条及び第九十四条第一項に規定する場合において、被共済者がこれらの規定に規定する退職前に船員法の適用を受ける船員である被共済者であつたときは、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令で定めるやむを得ない事情」とあるのは「運輸省令で定めるやむを得ない事情」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十条、第十三条、第九十五条関係）

月 数	金 額
一二月	二、八八〇円
一三月	三、三六〇円
一四月	三、八四〇円
一五月	四、三二〇円
一六月	四、八〇〇円
一七月	五、二八〇円
一八月	五、七六〇円
一九月	六、二四〇円
二〇月	六、七二〇円
二一月	七、二〇〇円
二二月	七、六八〇円
二三月	八、一六〇円
二四月	八、六四〇円
二五月	九、一二〇円
二六月	九、六〇〇円
二七月	一〇、〇八〇円
二八月	一〇、五六〇円
二九月	一〇、〇四〇円
三〇月	一〇、五二〇円
三一月	一〇、〇〇〇円
三二月	一〇、四八〇円
三三月	九、九六〇円
三四月	九、四四〇円
三五月	八、九二〇円
三六月	八、四〇〇円
三七月	七、八八〇円
三八月	七、三六〇円
三九月	六、八四〇円
四〇月	六、三二〇円
四一月	五、八〇〇円
四二月	五、二八〇円
四三月	四、七六〇円
四四月	四、二四〇円
四五月	三、七二〇円
四六月	三、二〇〇円
四七月	二、六八〇円
四八月	二、一六〇円
四九月	一、六四〇円
五〇月	一、一二〇円
五一月	六〇〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 医療法の一部を改正する法律案外四件

二二月	八、六四〇円	一、〇八〇円
二三月	九、三六〇円	一、一七〇円
二四月	一、九二〇〇円	二、四〇〇円
二五月	二〇、〇〇〇円	二、五〇〇円
二六月	二〇、八〇〇円	二、六〇〇円
二七月	二一、六〇〇円	二、七〇〇円
二八月	二二、四〇〇円	二、八〇〇円
二九月	二三、二〇〇円	二、九〇〇円
三〇月	二四、〇〇〇円	三、〇〇〇円
三一月	二四、八〇〇円	三、一〇〇円
三二月	二五、六〇〇円	三、二〇〇円
三三月	二六、四〇〇円	三、三〇〇円
三四月	二七、二〇〇円	三、四〇〇円
三五月	二八、〇〇〇円	三、五〇〇円
三六月	三〇、三二〇円	三、六〇〇円
三七月	三一、一六〇円	三、七〇〇円
三八月	三一、〇〇〇円	三、八〇〇円
三九月	三一、八四〇円	三、九〇〇円
四〇月	三三、六八〇円	四、〇〇〇円
四一月	三四、五三〇円	四、一〇〇円
四二月	三五、三七〇円	四、二〇〇円
四三月	三六、七二〇円	四、三六〇円
四四月	三八、〇六〇円	四、五二〇円
四五月	三九、四一〇円	四、六八〇円
四六月	四〇、七六〇円	四、八四〇円
四七月	四一、一一〇円	五、〇〇〇円

四八月	四三、四五〇円	五、一六〇円
四九月	四四、八〇〇円	五、三二〇円
五〇月	四六、一五〇円	五、四八〇円
五一月	四七、四九〇円	五、六四〇円
五二月	四八、七六〇円	五、七九〇円
五三月	五〇、〇二〇円	五、九四〇円
五四月	五一、二八〇円	六、〇九〇円
五五月	五二、四六〇円	六、二三〇円
五六月	五三、六四〇円	六、三七〇円
五七月	五四、八二〇円	六、五一〇円
五八月	五六、〇〇〇円	六、六五〇円
五九月	五七、一八〇円	六、七九〇円
六〇月	五八、三六〇円	六、九三〇円
六一月	五九、五四〇円	七、〇七〇円
六二月	六〇、七二〇円	七、二一〇円
六三月	六一、八九〇円	七、三五〇円
六四月	六三、〇七〇円	七、四九〇円
六五月	六四、二五〇円	七、六三〇円
六六月	六五、四三〇円	七、七七〇円
六七月	六六、七八〇円	七、九三〇円
六八月	六八、一三〇円	八、〇九〇円
六九月	六九、四七〇円	八、二五〇円
七〇月	七〇、八二〇円	八、四一〇円
七一月	七二、一七〇円	八、五七〇円
七二月	七三、五二〇円	八、七三〇円
七三月	七四、九五〇円	八、九〇〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 医療法の一部を改正する法律案外四件

七 四 月	七六、三八〇円	九、〇七〇円
七 五 月	七七、八一〇円	九、二四〇円
七 六 月	七九、二四〇円	九、四一〇円
七 七 月	八〇、六七〇円	九、五八〇円
七 八 月	八二、一一〇円	九、七五〇円
七 九 月	八三、六二〇円	九、九三〇円
八 〇 月	八五、一四〇円	一〇、一一〇円
八 一 月	八六、六五〇円	一〇、二九〇円
八 二 月	八八、一七〇円	一〇、四七〇円
八 三 月	八九、六八〇円	一〇、六五〇円
八 四 月	九一、二〇〇円	一〇、八三〇円
八 五 月	九二、七二〇円	一一、〇一〇円
八 六 月	九四、二三〇円	一一、一九〇円
八 七 月	九五、七五〇円	一一、三七〇円
八 八 月	九七、二六〇円	一一、五五〇円
八 九 月	九八、七八〇円	一一、七三〇円
九 〇 月	一〇〇、二九〇円	一二、九一〇円
九 一 月	一〇一、九八〇円	一二、一一〇円
九 二 月	一〇三、六六〇円	一二、三三〇円
九 三 月	一〇五、三五〇円	一二、五二〇円
九 四 月	一〇七、〇三〇円	一二、七二〇円
九 五 月	一〇八、七二〇円	一二、九二〇円
九 六 月	一一〇、四〇〇円	一三、一一〇円
九 七 月	一二、〇八〇円	一三、三三〇円
九 八 月	一二、七七〇円	一三、五二〇円
九 九 月	一二、四五〇円	一三、七二〇円

一〇〇月	一一七、一四〇円	一三、九二〇円
一〇一月	一二八、九二〇円	一四、一二〇円
一〇二月	一二〇、六七〇円	一四、三三〇円
一〇三月	一二三、五三〇円	一四、五五〇円
一〇四月	一二四、三八〇円	一四、七七〇円
一〇五月	一二六、二三〇円	一四、九九〇円
一〇六月	一二八、〇八〇円	一五、二二〇円
一〇七月	一二九、九四〇円	一五、四三〇円
一〇八月	一三一、七九〇円	一五、六五〇円
一〇九月	一三三、六四〇円	一五、八七〇円
一一〇月	一三五、四九〇円	一六、〇九〇円
一一一月	一三七、三五〇円	一六、三一〇円
一一二月	一三九、二〇〇円	一六、五三〇円
一一三月	一四一、〇五〇円	一六、七五〇円
一一四月	一四二、九一〇円	一六、九七〇円
一一五月	一四四、七六〇円	一七、一九〇円
一一六月	一四六、六一〇円	一七、四一〇円
一一七月	一四八、四六〇円	一七、六三〇円
一一八月	一五〇、三二〇円	一七、八五〇円
一一九月	一五二、一七〇円	一八、〇七〇円
一二〇月	一六二、五八〇円	一八、二九〇円
一二一月	一六四、五三〇円	一八、五一〇円
一二二月	一六六、四九〇円	一八、七三〇円
一二三月	一六八、四四〇円	一八、九五〇円
一二四月	一七〇、四〇〇円	一九、一七〇円
一二五月	一七二、三六〇円	一九、三九〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 医療法の一部を改正する法律案外四件

一五一月	二二五、三三〇円	一五、三五〇円
一五〇月	二二二、八四〇円	一五、〇七〇円
一四九月	二二〇、八〇〇円	一四、八四〇円
一四八月	二一八、七六〇円	一四、六一〇円
一四七月	二一六、七一〇円	一四、三八〇円
一四六月	二一四、六七〇円	一四、一五〇円
一四五月	二一二、六二〇円	一三、九二〇円
一四四月	二一〇、五八〇円	一三、六九〇円
一四三月	二〇八、五三〇円	一三、四六〇円
一四二月	二〇六、四九〇円	一三、二三〇円
一四一月	二〇四、四四〇円	一三、〇〇〇円
一三九月	二〇二、四〇〇円	一二、七七〇円
一三八月	一九八、三一〇円	一二、五四〇円
一三七月	一九六、二七〇円	一二、三八〇円
一三六月	一九四、二二〇円	一一、八五〇円
一三五月	一九二、一八〇円	一一、六二〇円
一三四月	一九〇、一三〇円	一一、三九〇円
一三三月	一八八、〇九〇円	一一、一六〇円
一三二月	一八六、〇四〇円	一〇、九三〇円
一三一月	一八四、〇九〇円	一〇、七一〇円
一三〇月	一八二、一三〇円	一〇、四九〇円
一二九月	一八〇、一八〇円	一〇、二七〇円
一二八月	一七八、二二〇円	一〇、〇五〇円
一二七月	一七六、二七〇円	一九、八三〇円
一二六月	一七四、三一〇円	一九、六一〇円

一五二月	二二七、八二〇円	二五、六三〇円
一五三月	二二〇、三二〇円	二五、九一〇円
一五四月	二二二、八〇〇円	二六、一九〇円
一五五月	二二五、二九〇円	二六、四七〇円
一五六月	二二七、七八〇円	二六、七五〇円
一五七月	二四〇、二七〇円	二七、〇三〇円
一五八月	二四二、七六〇円	二七、三二〇円
一五九月	二四五、二四〇円	二七、五九〇円
一六〇月	二四七、七三〇円	二七、八七〇円
一六一月	二五〇、二二〇円	二八、一五〇円
一六二月	二五二、七一〇円	二八、四三〇円
一六三月	二五五、二〇〇円	二八、七一〇円
一六四月	二五七、六九〇円	二八、九九〇円
一六五月	二六〇、一八〇円	二九、二七〇円
一六六月	二六二、六七〇円	二九、五五〇円
一六七月	二六五、一六〇円	二九、八三〇円
一六八月	二六七、六四〇円	三〇、一一〇円
一六九月	二七〇、一三〇円	三〇、三九〇円
一七〇月	二七二、六二〇円	三〇、六七〇円
一七一月	二七五、一一〇円	三〇、九五〇円
一七二月	二七七、六〇〇円	三一、二三〇円
一七三月	二八〇、〇九〇円	三一、五一〇円
一七四月	二八二、五八〇円	三一、七九〇円
一七五月	二八五、〇七〇円	三二、〇七〇円
一七六月	二八七、五六〇円	三二、三五〇円
一七七月	二九〇、〇四〇円	三二、六三〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 医療法の一部を改正する法律案外四件

一七八月	二九二、五三〇円	三三、九一〇円
一七九月	二九五、〇二〇円	三三、一九〇円
一八〇月	二九七、五一〇円	三三、四七〇円
一八一月	三〇〇、〇〇〇円	三三、七五〇円
一八二月	三〇二、四九〇円	三四、〇三〇円
一八三月	三〇四、九八〇円	三四、三一〇円
一八四月	三〇七、五六〇円	三四、六〇〇円
一八五月	三一〇、一三〇円	三四、八九〇円
一八六月	三一二、七一〇円	三五、一八〇円
一八七月	三一五、二九〇円	三五、四七〇円
一八八月	三一七、八七〇円	三五、七六〇円
一八九月	三二〇、四四〇円	三六、〇五〇円
一九〇月	三二三、〇二〇円	三六、三四〇円
一九一月	三二五、六〇〇円	三六、六三〇円
一九二月	三二八、一八〇円	三六、九二〇円
一九三月	三三〇、八四〇円	三七、二二〇円
一九四月	三三三、五一〇円	三七、五二〇円
一九五月	三三六、一八〇円	三七、八二〇円
一九六月	三三八、八四〇円	三八、一一〇円
一九七月	三四一、五一〇円	三八、四二〇円
一九八月	三四四、一八〇円	三八、七二〇円
一九九月	三四六、八四〇円	三九、〇二〇円
二〇〇月	三四九、六〇〇円	三九、三三〇円
二〇一月	三五二、三六〇円	三九、六四〇円
二〇二月	三五五、一一〇円	三九、九五〇円
二〇三月	三五七、八七〇円	四〇、二六〇円

二〇四月	三六〇、六二〇円	四〇、五七〇円
二〇五月	三六三、三八〇円	四〇、八八〇円
二〇六月	三六六、二二〇円	四一、二〇〇円
二〇七月	三六九、〇七〇円	四一、五二〇円
二〇八月	三七一、九一〇円	四一、八四〇円
二〇九月	三七四、七六〇円	四一、一六〇円
二一〇月	三七七、六〇〇円	四一、四八〇円
二一一月	三八〇、四四〇円	四一、八〇〇円
二一二月	三八三、三八〇円	四二、一三〇円
二一三月	三八六、三一〇円	四二、四六〇円
二一四月	三八九、二四〇円	四二、七九〇円
二一五月	三九二、一八〇円	四三、一二〇円
二一六月	三九五、一一〇円	四三、四五〇円
二一七月	三九八、〇四〇円	四三、七八〇円
二一八月	四〇〇、九八〇円	四四、一一〇円
二一九月	四〇四、〇〇〇円	四四、四五〇円
二二〇月	四〇七、〇二〇円	四五、七九〇円
二二一月	四一〇、〇四〇円	四六、一三〇円
二二二月	四一三、〇七〇円	四六、四七〇円
二二三月	四一六、〇九〇円	四六、八一〇円
二二四月	四一九、一一〇円	四七、一五〇円
二二五月	四二二、二二〇円	四七、五〇〇円
二二六月	四二五、三三〇円	四七、八五〇円
二二七月	四二八、四四〇円	四八、二〇〇円
二二八月	四三一、五六〇円	四八、五五〇円
二二九月	四三四、六七〇円	四八、九〇〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 医療法の一部を改正する法律案外四件

二五五月	五二一、九六〇円	五八、七二〇円
二五四月	五一八、四〇〇円	五八、三三〇円
二五三月	五一四、八四〇円	五七、九二〇円
二五二月	五一一、二九〇円	五七、五二〇円
二五一月	五〇七、八二〇円	五七、一三〇円
二五〇月	五〇四、三六〇円	五六、七四〇円
二四九月	五〇〇、八九〇円	五六、三五〇円
二四八月	四九七、四二〇円	五五、九六〇円
二四七月	四九三、九六〇円	五五、五七〇円
二四六月	四九〇、四九〇円	五五、一八〇円
二四五月	四八七、一一〇円	五四、八〇〇円
二四四月	四八三、七三〇円	五四、四二〇円
二四三月	四八〇、三六〇円	五四、〇四〇円
二四二月	四七六、九八〇円	五三、六六〇円
二四一月	四七三、六〇〇円	五三、二八〇円
二四〇月	四七〇、二二〇円	五二、九〇〇円
二三九月	四六六、九三〇円	五二、五三〇円
二三八月	四六三、六四〇円	五二、一六〇円
二三七月	四六〇、三六〇円	五一、七九〇円
二三六月	四五七、〇七〇円	五一、四二〇円
二三五月	四五三、八七〇円	五一、〇六〇円
二三四月	四五〇、六七〇円	五〇、七〇〇円
二三三月	四四七、四七〇円	五〇、三四〇円
二三二月	四四四、二七〇円	四九、九八〇円
二三一月	四四一、〇七〇円	四九、六二〇円
二三〇月	四三七、八七〇円	四九、二六〇円

二五六月	五二五、五一〇円	五九、一二〇円
二五七月	五二九、〇七〇円	五九、五二〇円
二五八月	五三二、六二〇円	五九、九二〇円
二五九月	五三六、二七〇円	六〇、三三〇円
二六〇月	五三九、九一〇円	六〇、七四〇円
二六一月	五四三、五六〇円	六一、一五〇円
二六二月	五四七、二〇〇円	六一、五六〇円
二六三月	五五〇、九三〇円	六一、九八〇円
二六四月	五五四、六七〇円	六一、四〇〇円
二六五月	五五八、四〇〇円	六一、八二〇円
二六六月	五六二、一三〇円	六三、二四〇円
二六七月	五六五、九六〇円	六三、六七〇円
二六八月	五六九、七八〇円	六四、一〇〇円
二六九月	五七三、六〇〇円	六四、五三〇円
二七〇月	五七七、四二〇円	六四、九六〇円
二七一	五八一、二四〇円	六五、三九〇円
二七二月	五八五、一六〇円	六五、八三〇円
二七三月	五八九、〇七〇円	六六、二七〇円
二七四月	五九二、九八〇円	六六、七一〇円
二七五月	五九六、八九〇円	六七、一五〇円
二七六月	六〇〇、八〇〇円	六七、五九〇円
二七七月	六〇四、八〇〇円	六八、〇四〇円
二七八月	六〇八、八〇〇円	六八、四九〇円
二七九月	六一二、八〇〇円	六八、九四〇円
二八〇月	六一六、八〇〇円	六九、三九〇円
二八一月	六二〇、八〇〇円	六九、八四〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 医療法の一部を改正する法律案外四件

二八二月	六二四、八〇〇円	七〇、二九〇円
二八三月	六二八、八九〇円	七〇、七五〇円
二八四月	六三三、九八〇円	七一、二二〇円
二八五月	六三七、〇七〇円	七一、六七〇円
二八六月	六四一、二四〇円	七一、一四〇円
二八七月	六四五、四二〇円	七一、六一〇円
二八八月	六四九、六〇〇円	七三、〇八〇円
二八九月	六五三、七八〇円	七三、五五〇円
二九〇月	六五八、〇四〇円	七四、〇三〇円
二九一月	六六二、三一〇円	七四、五一〇円
二九二月	六六六、五八〇円	七四、九九〇円
二九三月	六七〇、八四〇円	七五、四七〇円
二九四月	六七五、一一〇円	七五、九五〇円
二九五月	六七九、四七〇円	七六、四四〇円
二九六月	六八三、八二〇円	七六、九三〇円
二九七月	六八八、一八〇円	七七、四二〇円
二九八月	六九二、五三〇円	七七、九一〇円
二九九月	六九六、八九〇円	七八、四〇〇円
三〇〇月	七〇一、三三〇円	七八、九〇〇円
三〇一月	七〇五、七八〇円	七九、四〇〇円
三〇二月	七一〇、二二〇円	七九、九〇〇円
三〇三月	七一四、七六〇円	八〇、四一〇円
三〇四月	七一九、二九〇円	八〇、九二〇円
三〇五月	七二三、八二〇円	八一、四三〇円
三〇六月	七二八、三六〇円	八一、九四〇円
三〇七月	七三三、九八〇円	八二、四六〇円

三〇八月	七三七、六〇〇円	八二、九八〇円
三〇九月	七四二、二二〇円	八三、五〇〇円
三一〇月	七四六、八四〇円	八四、〇二〇円
三一一月	七五一、五六〇円	八四、五五〇円
三一二月	七五六、二七〇円	八五、〇八〇円
三一三月	七六〇、九八〇円	八五、六一〇円
三一四月	七六五、六九〇円	八六、一四〇円
三一五月	七七〇、四九〇円	八六、六八〇円
三一六月	七七五、二九〇円	八七、二二〇円
三一七月	七八〇、〇九〇円	八七、七六〇円
三一八月	七八四、八九〇円	八八、三〇〇円
三一九月	七八九、七八〇円	八八、八五〇円
三二〇月	七九四、六七〇円	八九、四〇〇円
三二一月	七九九、五六〇円	八九、九五〇円
三二二月	八〇四、四四〇円	九〇、五〇〇円
三二三月	八〇九、四二〇円	九一、〇六〇円
三二四月	八一四、四〇〇円	九一、六二〇円
三二五月	八一九、三八〇円	九二、一八〇円
三二六月	八二四、四四〇円	九二、七五〇円
三二七月	八二九、五一〇円	九三、三二〇円
三二八月	八三四、五八〇円	九三、八九〇円
三二九月	八三九、六四〇円	九四、四六〇円
三三〇月	八四四、八〇〇円	九五、〇四〇円
三三一月	八四九、九六〇円	九五、六二〇円
三三二月	八五五、一一〇円	九六、二〇〇円
三三三月	八六〇、二七〇円	九六、七八〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 医療法の一部を改正する法律案外四件

三三四月	八六五、五一〇円	九七、三七〇円
三三五月	八七〇、七六〇円	九七、九六〇円
三三六月	八七六、〇〇〇円	九八、五五〇円
三三七月	八八一、三三〇円	九九、一五〇円
三三八月	八八六、六七〇円	九九、七五〇円
三三九月	八九二、〇〇〇円	一〇〇、三五〇円
三四〇月	八九七、四二〇円	一〇〇、九六〇円
三四一月	九〇二、八四〇円	一〇一、五七〇円
三四二月	九〇八、二七〇円	一〇二、一八〇円
三四三月	九一三、六九〇円	一〇二、七九〇円
三四四月	九一九、二〇〇円	一〇三、四一〇円
三四五月	九二四、七一〇円	一〇四、〇三〇円
三四六月	九三〇、二二〇円	一〇四、六五〇円
三四七月	九三五、七三〇円	一〇五、二七〇円
三四八月	九四一、三三〇円	一〇五、九〇〇円
三四九月	九四六、九三〇円	一〇六、五三〇円
三五〇月	九五二、五三〇円	一〇七、一六〇円
三五一月	九五八、二二〇円	一〇七、八〇〇円
三五二月	九六三、九一〇円	一〇八、四四〇円
三五三月	九六九、六九〇円	一〇九、〇九〇円
三五四月	九七五、四七〇円	一〇九、七四〇円
三五五月	九八一、二四〇円	一一〇、三九〇円
三五六月	九八七、一一〇円	一一一、〇五〇円
三五七月	九九二、九八〇円	一一一、七一〇円
三五八月	九九八、八四〇円	一一二、三七〇円
三五九月	一、〇〇四、七一〇円	一一三、〇三〇円

三六〇月	一、〇一〇、六七〇円	一二三、七〇〇円
三六一月	一、〇一六、六二〇円	一二四、三七〇円
三六二月	一、〇二二、五八〇円	一二五、〇四〇円
三六三月	一、〇二八、六二〇円	一二五、七二〇円
三六四月	一、〇三四、六七〇円	一二六、四〇〇円
三六五月	一、〇四〇、七一〇円	一二七、〇八〇円
三六六月	一、〇四六、八四〇円	一二七、七七〇円
三六七月	一、〇五二、九八〇円	一二八、四六〇円
三六八月	一、〇五九、一一〇円	一二九、一五〇円
三六九月	一、〇六五、三三〇円	一二九、八五〇円
三七〇月	一、〇七一、五六〇円	一二〇、五五〇円
三七一月	一、〇七七、七八〇円	一二一、二五〇円
三七二月	一、〇八四、〇九〇円	一二一、九六〇円
三七三月	一、〇九〇、四〇〇円	一二二、六七〇円
三七四月	一、〇九六、七一〇円	一二三、三八〇円
三七五月	一、一〇三、一一〇円	一二四、一〇〇円
三七六月	一、一〇九、五一〇円	一二四、八二〇円
三七七月	一、一一五、九一〇円	一二五、五四〇円
三七八月	一、一二二、四〇〇円	一二六、二七〇円
三七九月	一、一二八、八九〇円	一二七、〇〇〇円
三八〇月	一、一三五、三八〇円	一二七、七三〇円
三八一月	一、一四一、九六〇円	一二八、四七〇円
三八二月	一、一四八、五三〇円	一二九、二二〇円
三八三月	一、一五五、二〇〇円	一二九、九六〇円
三八四月	一、一六一、八七〇円	一三〇、七一〇円
三八五月	一、一六八、五三〇円	一三一、四六〇円

三八六月	一、一七五、二九〇円	一三三、二二〇円
三八七月	一、一八二、〇四〇円	一三三、九八〇円
三八八月	一、一八八、八九〇円	一三三、七五〇円
二八九月	一、一九五、七三〇円	一三四、五二〇円
三九〇月	一、二〇二、五八〇円	一三五、二九〇円
三九一月	一、二〇九、五一〇円	一三六、〇七〇円
三九二月	一、二一六、四四〇円	一三六、八五〇円
三九三月	一、二二三、三八〇円	一三七、六三〇円
三九四月	一、二三〇、三一〇円	一三八、四一〇円
三九五月	一、二三七、三三〇円	一三九、二〇〇円
三九六月	一、二四四、三六〇円	一三九、九九〇円
三九七月	一、二五一、四七〇円	一四〇、七九〇円
三九八月	一、二五八、五八〇円	一四一、五九〇円
三九九月	一、二六五、七八〇円	一四二、四〇〇円
四〇〇月	一、二七二、九八〇円	一四三、二一〇円
四〇一月	一、二八〇、一八〇円	一四四、〇二〇円
四〇二月	一、二八七、四七〇円	一四四、八四〇円
四〇三月	一、二九四、七六〇円	一四五、六六〇円
四〇四月	一、三〇一、一三〇円	一四六、四九〇円
四〇五月	一、三〇九、五一〇円	一四七、三二〇円
四〇六月	一、三一六、八九〇円	一四八、一五〇円
四〇七月	一、三二四、三六〇円	一四八、九九〇円
四〇八月	一、三三一、八二〇円	一四九、八三〇円
四〇九月	一、三三九、三八〇円	一五〇、六八〇円
四一〇月	一、三四六、九三〇円	一五一、五三〇円
四十一月	一、三五四、四九〇円	一五二、三八〇円

四二月	一、三六二、一三〇円	一五三、二四〇円
四三月	一、三六九、七八〇円	一五四、一〇〇円
四四月	一、三七七、五一〇円	一五四、九七〇円
四五月	一、三八五、二四〇円	一五五、八四〇円
四六月	一、三九三、〇七〇円	一五六、七二〇円
四七月	一、四〇〇、八九〇円	一五七、六〇〇円
四八月	一、四〇八、七一〇円	一五八、四八〇円
四九月	一、四一六、六二〇円	一五九、三七〇円
四一〇月	一、四二四、五三〇円	一六〇、二六〇円
四十一月	一、四三二、五三〇円	一六一、一六〇円
四十二月	一、四四〇、五三〇円	一六二、〇六〇円
四一三月	一、四四八、六二〇円	一六二、九七〇円
四一四月	一、四五六、七一〇円	一六三、八八〇円
四一五月	一、四六四、八〇〇円	一六四、七九〇円
四一六月	一、四七二、九八〇円	一六五、七一〇円
四一七月	一、四八一、一六〇円	一六六、六三〇円
四一八月	一、四八九、四二〇円	一六七、五六〇円
四一九月	一、四九七、六九〇円	一六八、四九〇円
四二〇月	一、五〇六、〇四〇円	一六九、四三〇円
四二一月	一、五一四、四〇〇円	一七〇、三七〇円
四二二月	一、五二二、七六〇円	一七一、三一〇円
四二三月	一、五三一、二〇〇円	一七二、二六〇円
四二四月	一、五三九、七三〇円	一七三、二二〇円
四二五月	一、五四八、二七〇円	一七四、一八〇円
四二六月	一、五五六、八九〇円	一七五、一五〇円
四二七月	一、五六五、五一〇円	一七六、一二〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 医療法の一部を改正する法律案外四件

四三八月	一、五七四、一三〇円	一七七、〇九〇円
四三九月	一、五八二、八四〇円	一七八、〇七〇円
四四〇月	一、五九一、五六〇円	一七九、〇五〇円
四四一月	一、六〇〇、三六〇円	一八〇、〇四〇円
四四二月	一、六〇九、一六〇円	一八一、〇三〇円
四四三月	一、六一八、〇四〇円	一八二、〇三〇円
四四四月	一、六二六、九三〇円	一八三、〇三〇円
四四五月	一、六三五、九一〇円	一八四、〇四〇円
四四六月	一、六四四、八九〇円	一八五、〇五〇円
四四七月	一、六五三、九六〇円	一八六、〇七〇円
四四八月	一、六六三、〇二〇円	一八七、〇九〇円
四四九月	一、六七二、一八〇円	一八八、一二〇円
四五〇月	一、六八一、三三〇円	一八九、一五〇円
四五一月	一、六九〇、五八〇円	一九〇、一九〇円
四五二月	一、六九九、八二〇円	一九一、二三〇円
四五三月	一、七〇九、一六〇円	一九二、二八〇円
四五四月	一、七一八、四九〇円	一九三、三三〇円
四五五月	一、七二七、九一〇円	一九四、三九〇円
四五六月	一、七三七、三三〇円	一九五、四五〇円
四五七月	一、七四六、八四〇円	一九六、五二〇円
四五八月	一、七五六、三六〇円	一九七、五九〇円
四五九月	一、七六五、九六〇円	一九八、六七〇円
四六〇月	一、七七五、五六〇円	一九九、七五〇円
四六一月	一、七八五、二四〇円	二〇〇、八四〇円
四六二月	一、七九五、〇二〇円	二〇一、九四〇円
四六三月	一、八〇四、八〇〇円	二〇三、〇四〇円

四六四月	一、八一四、六七〇円	二〇四、一五〇円
四六五月	一、八二四、五三〇円	二〇五、二六〇円
四六六月	一、八三四、四九〇円	二〇六、三八〇円
四六七月	一、八四四、四四〇円	二〇七、五〇〇円
四六八月	一、八五四、四〇〇円	二〇八、六二〇円
四六九月	一、八六四、四四〇円	二〇九、七五〇円
四七〇月	一、八七四、五八〇円	二一〇、八九〇円
四七一月	一、八八四、七一〇円	二一一、〇三〇円
四七二月	一、八九四、九三〇円	二一二、一八〇円
四七三月	一、九〇五、一六〇円	二一四、三三〇円
四七四月	一、九一五、四七〇円	二一五、四九〇円
四七五月	一、九二五、八七〇円	二一六、六六〇円
四七六月	一、九三六、二七〇円	二一七、八三〇円
四七七月	一、九四六、七六〇円	二一九、〇一〇円
四七八月	一、九五七、二四〇円	二二〇、一九〇円
四七九月	一、九六七、八二〇円	二二一、三八〇円
四八〇月	一、九七八、四〇〇円	二二二、五七〇円
四八一月	一、九八九、〇七〇円	二二三、七七〇円
四八二月	一、九九九、八二〇円	二二四、九八〇円
四八三月	二、〇一〇、五八〇円	二二六、一九〇円
四八四月	二、〇二一、四二〇円	二二七、四一〇円
四八五月	二、〇三二、二七〇円	二二八、六三〇円
四八六月	二、〇四三、二〇〇円	二二九、八六〇円
四八七月	二、〇五四、二二〇円	二三一、一〇〇円
四八八月	二、〇六五、二四〇円	二三二、三四〇円
四八九月	二、〇七六、三六〇円	二三三、五九〇円

四九〇月	二、〇八七、四七〇円	二三四、八四〇円
四九一月	二、〇九八、六七〇円	二三六、一〇〇円
四九二月	二、一〇九、八七〇円	二三七、三六〇円
四九三月	二、一二一、一六〇円	二三八、六三〇円
四九四月	二、一二三、五三〇円	二三九、九一〇円
四九五月	二、一四四、〇〇〇円	二四一、二〇〇円
四九六月	二、一五五、四七〇円	二四二、四九〇円
四九七月	二、一六七、〇二〇円	二四三、七九〇円
四九八月	二、一七八、五八〇円	二四五、〇九〇円
四九九月	二、一九〇、二二〇円	二四六、四〇〇円
五〇〇月	二、二〇一、九六〇円	二四七、七二〇円
五〇一月	二、二二三、六九〇円	二四九、〇四〇円
五〇二月	二、二三五、五一〇円	二五〇、三七〇円
五〇三月	二、二三七、三三〇円	二五一、七〇〇円
五〇四月	二、二四九、二四〇円	二五三、〇四〇円
五〇五月	二、二六一、二四〇円	二五四、三九〇円
五〇六月	二、二七三、三三〇円	二五五、七五〇円
五〇七月	二、二八五、四二〇円	二五七、一一〇円
五〇八月	二、二九七、六〇〇円	二五八、四八〇円
五〇九月	二、三〇九、七八〇円	二五九、八五〇円
五〇月	二、三二二、〇四〇円	二六一、二三〇円
五一一月	二、三三四、四〇〇円	二六一、六二〇円
五一二月	二、三四六、八四〇円	二六四、〇二〇円
五一三月	二、三五九、二九〇円	二六五、四二〇円
五一四月	二、三七一、八二〇円	二六六、八三〇円
五一五月	二、三八四、三六〇円	二六八、二四〇円

五六月	二、三九六、九八〇円	二六九、六六〇円
五七月	二、四〇九、六九〇円	二七一、〇九〇円
五八月	二、四二二、四九〇円	二七二、五三〇円
五九月	二、四三五、二九〇円	二七三、九七〇円
五〇月	二、四四八、一八〇円	二七五、四二〇円
五一一月	二、四六一、一六〇円	二七六、八八〇円
五一二月	二、四七四、一三〇円	二七八、三四〇円
五一三月	二、四八七、二〇〇円	二七九、八一〇円
五一四月	二、五〇〇、三六〇円	二八一、二九〇円
五一五月	二、五一三、六〇〇円	二八二、七八〇円
五一六月	二、五二六、八四〇円	二八四、二七〇円
五一七月	二、五四〇、一八〇円	二八五、七七〇円
五一八月	二、五五三、六〇〇円	二八七、二八〇円
五一九月	二、五六七、〇二〇円	二八八、七九〇円
五二〇月	二、五八〇、五三〇円	二九〇、三一〇円
五二一月	二、五九四、一三〇円	二九一、八四〇円
五二二月	二、六〇七、八二〇円	二九三、三八〇円
五二三月	二、六二一、六〇〇円	二九四、九三〇円
五二四月	二、六三五、三八〇円	二九六、四八〇円
五二五月	二、六四九、二四〇円	二九八、〇四〇円
五二六月	二、六六三、二〇〇円	二九九、六一〇円
五二七月	二、六七七、二四〇円	三〇一、一九〇円
五二八月	二、六九一、二九〇円	三〇二、七七〇円
五二九月	二、七〇五、四二〇円	三〇四、三六〇円
五三〇月	二、七一九、六四〇円	三〇五、九六〇円

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 医療法の一部を改正する法律案外四件

五四〇月を超え、二、七一九、六四〇円に、五四〇月を超える一月につき一四、二二〇円を加算した金額

別表第二中「別表第二」を「別表第二(附則第八条関係)」に改める。

附 則

第一条 この法律は、昭和五十年十二月一日から施行する。ただし、第八十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が八百円未満である退職金共済契約については、改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一年間は、その掛金月額を当該八百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が八百円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

2 前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を八百円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下「認定契約」という。)については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の八百円未満の額とすることができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が八百円未満である退職金共済契約(認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

5 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が八百円未満である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、八百円に増加されたものとみなす。

6 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(退職金に關する経過措置)

第三条 新法第十条第二項各号及び別表第一の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお従前の例による。

第四条 八百円未満の掛金月額により掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職したものに係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額(その金額に一元未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。)の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛金の総額に相当する額とする。

一 八百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ新法別表第一の中欄に定める金額の八分の一(金額(掛金の納付があつた月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金の納付があつた月数に應じ同表の下欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納

付があつた月数に應じ同表の中欄に定める金額の八分の一)の金額からその下欄に定める金額を減じて得た額を加算した額)二 八百円を超える掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ同表の下欄に定める金額(特別被共済者に係る退職金等に関する経過措置)

第五条 施行日から昭和五十一年十二月一日までの期間(以下「暫定期間」という。)内に新法第九条の規定により掛金月額が増加された退職金共済契約(附則第二条第四項の規定により同条第一項本文に規定する期間の満了の時に掛金月額が八百円に増加されたものとみなされた退職金共済契約を含む。)の被共済者であつて、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数が二十四月以上であり、かつ、当該増加後の掛金月額による掛金の納付があつた月数が二十四月未満であるもの(以下「特別被共済者」という。)が退職したときにおける退職金の額は、新法第十条第二項(前条の規定に該當する者にあつては、同条。以下同じ。)の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た額の合算額とする。ただし、当該合算額が新法第十条第二項の規定により計算して得た額に達しない場合は、この限りでない。

一 暫定期間内における特別被共済者に係る掛金月額の増加がなかつたものとした場合における掛金月額について、新法第十条第二項の規定により計算して得た額

二 暫定期間内における掛金月額の増加額について、その百円ごとに、百円にその増加額に係る掛金の納付があつた月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、同項の退職金共済契約が解除されたことに伴い特別被共済者に支給される解約手当金の額について準用する。この場合において、同項中「新法第十条第二項(前条の規定に該當する者にあつては、同条。以下同じ。)」及び

び「新法第十条第二項」とあるのは、「新法第十三条第四項」と読み替へるものとする。(掛金納付月数の通算等に関する経過措置)

第六条 新法第十四条及び第九十四条第一項の規定は、被共済者が昭和四十九年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は被共済者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措置)

第七条 新法第八十二条第一項ただし書の規定は、施行日以後に支給事由が生じた者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

(国の補助に關する経過措置)

第八条 施行日前に退職した者に關する新法第十五条第一号の規定の適用については、同号中「別表第一」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第号)による改正前の別表第一」とする。

2 附則第四条に規定する者に關する新法第十五条第一号の規定の適用については、同号中「係るものに限る。」以下この号において同じ」とあるのは「係るものに限る。」と、「掛金納付月数に應じ別表第一の中欄に定める金額」とあるのは「八百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、その掛金の納付があつた月数(共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下同じ。)」が三十六月以上であるものに限る。掛金の納付があつた月数に應じ別表第一の中欄に定める金額の八分の一(金額」と、「掛金納付月数が」とあるのは「掛金の納付があつた月数が」とする。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 ただいま議題となりました五法律案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、医療法の一部を改正する法律案は、外科的診療技術が専門分化していることにかんがみ、診療科名として新たに神経内科及び形成外科を加えるものであります。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県の指定を受けて受胎調節の実施指導を行う者が、受胎調節のため必要な医薬品を販売することができるよう期間が本年七月三十一日をもって切れることになっているので、この期間をさらに五年間延長しようとするものであります。

次に、薬事法の一部を改正する法律案は、薬局の開設等についての地域的制限に関して規定している薬事法第六条第二項ないし第四項等の規定が、憲法第二十二條第一項に違反するとの最高裁判所の判決がなされたので、その規定を削除するほか、関係規定について所要の整理を行うものであります。

なお、以上三法律案はいずれも衆議院社会労働委員長長の提出に係るものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審議を行い、採決の結果、三法律案ともそれぞれ全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律案は、第一に、老齢、障害、母子、準母子の各福祉年金、老齢特別給付金及び五十年年金の額をそれぞれ増額するとともに、拠出制国民年金の保険料を昭和五十一年四月から引き上げること。第二に、昭和五十年年度におけるスライドの実施時期を繰り

上げ、厚生年金及び船員保険は五十年八月から、国民年金は同年九月からとすること。第三に、厚生年金及び船員保険の六十歳以上六十五歳未満の低所得者に支給する在職老齢年金の限度額を引き上げること等が主な内容であります。

委員会におきましては、慎重に審議を行い、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、昭和五十一年度年金制度の抜本的な改善を図ること、被用者年金加入者の妻の年金権の整備に努めること、積立金の管理運用については被保険者のための民主的運用に努めること等の附帯決議を付することにいたしました。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案は、第一に、一般退職金共済制度における掛金月額の範囲を引き上げるとともに、退職金給付に対する国庫補助の対象部分を引き上げること。また、掛金納付月数の通算できる期間を退職後二年にまで延長すること。第二に、特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件である掛金納付期間を短縮し、あわせて掛金日額の範囲の引き上げを行うことなどとなっております。

委員会におきましては、制度運営方法の問題を初め、給付内容の改善、資金運用のあり方などにつき論議が展開されました。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、医療法の一部を改正する法律案、優生保

護法の一部を改正する法律案、薬事法の一部を改正する法律案及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、四案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長内藤三郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年五月二十七日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

法律等の一部を改正する法律

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。
(昭和五十年年度における旧法の規定による年金の額の改定)
第一条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に・二九三を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「・二九三」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へるものとする。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 四六二

- 3 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、これらの規定にかかわらず、これらの規定に基づいて算定した額に、その年金額の計算の基礎となつた組合員であつた期間の年数から二十年を控除した年数一年につきこれらの規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(遺族年金については、六百分の一)に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。
- 4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「(遺族年金については、六百分の一)」とあるのは、「(遺族年金については、六百分の一)(その控除した年数のうち十年に達するまでの年数については、三分の二)(遺族年金については、六百分の一)」とする。
- 5 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中受ける者が七十歳とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の七第三項又は第四項」と読み替えるものとする。
- 6 前条第五項の規定は、第三項及び第四項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。
- 7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第二条の六の次に次の一条を加える。
(昭和五十年度における新法の規定による年金の額の改定)
第二条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員については、その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三条の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その平均標準給与の月額を基礎として第二条から第五条までの規定を適用するものとした場合における平均標準給与の月額とみなされる額を算定し、そのみなされる額に別表第四の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額より少ないときは、当該乗じて得た金額)又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・二九三を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号。以下「昭和五十年改正法」という。)第三条の規定による改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。
- 2 前項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・二九三」とあるのは「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と、「第三条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定の適用を受ける年金であつて、昭和四十五年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員のうち法律第四百十号附則第八項第二号に掲げる期間を有する組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替えるものとする。
- 4 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・二九三を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は昭和五十年改正法第三条の規定による改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。
- 5 前項の規定の適用を受ける年金で法律第四百十号附則第八項第二号に掲げる期間を有する組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替えるものとする。
- 6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第三条の六の次に次の一条を加える。
(昭和五十年度における恩給財団の年金の額の改定)
第三条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の八の下欄に掲げる額に改定する。
- 2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の九の下欄に掲げる額に改定する。
- 3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が四十二万円に満たないものについては、その改定額を四十二万円とする。
- 4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金でその改定額が四十二万円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を四十二万円に改定する。
第四条の四の次に次の一条を加える。
(昭和五十年七月以前に退職をした長期在職

組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の五 昭和五十年七月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の七又は第二条の七の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 三十一万五千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 四十二万円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 三十一万五千円

算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年金に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとす。

第五条の二の次に次の一条を加える。
(昭和五十年度における通算退職年金の額の改定)
第五条の三 前条の規定の適用を受ける年金に

ついては、昭和五十年八月分以後、その額を次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員については、その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三条の規定がその者の退職の日に施行されていゝたものとする)ならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなして第二項から第二項の五までの規定によりその年金額を改定するものとする)の場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を算定し、その年額に別表第四の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額より少ないときは、当該除して得た金額)に「一・二九三を乗じて得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、当該年金を受ける者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮

定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

3 前二項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十一年一月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第二号中「一・二九三」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へるものとする。

4 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に「一・二九三」を乗じて得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

5 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。

6 第五条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。こ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 四六四

の場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第五条の三第一項から第五項まで」と読み替えるものとする。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第六条中「一円未満の端数があるときは、その端数を」と、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に改める。

第七条中「第三条の六」を「第三条の七」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第一条、第二条関係)」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二(第一条の二、第二条の二関係)」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三(第一条の三、第二条の三関係)」に改める。

別表第二の八(第三条の七関係)

改定前の年金額

改定年金額

六〇、〇〇〇円から 八五、〇〇〇円まで	三二五、〇〇〇円
八八、二〇〇円	三二一、〇〇〇円
一〇一、二〇〇円	三六八、三〇〇円
一一五、〇〇〇円	四一八、五〇〇円
一二九、六〇〇円	四七一、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	五四五、九〇〇円

別表第二の九(第三条の七関係)

改定前の年金額

改定年金額

六〇、〇〇〇円から 八二、〇〇〇円まで	三二五、〇〇〇円
八三、五〇〇円	三二六、〇〇〇円

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四(第一条の三、第二条の三関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第三条関係)」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二(第三条の二関係)」に改める。

別表第二の三中「別表第二の三」を「別表第二の三(第三条の三関係)」に改める。

別表第二の四中「別表第二の四」を「別表第二の四(第三条の三関係)」に改める。

別表第二の五中「別表第二の五」を「別表第二の五(第三条の四関係)」に改める。

別表第二の六中「別表第二の六」を「別表第二の六(第三条の五関係)」に改める。

別表第二の七中「別表第二の七」を「別表第二の七(第三条の六関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。

八五、〇〇〇円	三二一、七〇〇円
八八、二〇〇円	三三三、八〇〇円
一〇一、二〇〇円	三八三、〇〇〇円
一一五、〇〇〇円	四三五、三〇〇円
一二九、六〇〇円	四九〇、五〇〇円
一五〇、〇〇〇円	五六七、八〇〇円

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第一条の四、第二条の四関係)」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第一条の六、第二条の六、第二条の七、第五条の三関係)」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第五(第一条の七、第二条の七、第五条の三関係)

退職の日	区分	率
昭和二十九年一月一日から昭和三十五年三月三十一日まで		一・三八一
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで		一・三五〇
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで		一・三四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで		一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで		一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで		一・三三九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで		一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで		一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで		一・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで		一・三一二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで		一・三〇三

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	三九、〇〇〇円	四〇、五〇〇円未満
第二級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上
第四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上
第五級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上

を 第一級 五二、〇〇〇円 五四、〇〇〇円未満

四三、五〇〇円未満
四六、五〇〇円未満
五〇、〇〇〇円未満
五四、〇〇〇円未満

「第六級を「第二級」に、「第七級を「第三級」に、「第八級を「第四級」に、「第九級を「第五級」に、「第十級を「第六級」に、「第十一級を「第七級」に、「第十二級を「第八級」に、「第十三級を「第九級」に、「第十四級を「第十級」に、「第十五級を「第十一級」に、「第十六級を「第十二級」に、「第十七級を「第十三級」に、「第十八級を「第十四級」に、「第十九級を「第十五級」に、「第二十級を「第十六級」に、「第二十一級を「第十七級」に、「第二十二級を「第十八級」に、「第二十三級を「第十九級」に、「第二十四級を「第二十級」に、「第二十五級を「第二十一級」に、「第二十六級を「第二十二級」に、「第二十七級を「第二十三級」に、「第二十八級を「第二十四級」に、「第二十九級を「第二十五級」に、「第三十級を「第二十六級」に、

「第二十六級」に、
第三十一級 三三〇、〇〇〇円 三二五、〇〇〇円以上 三三七、五〇〇円未満
第三十二級 二四五、〇〇〇円 二三七、五〇〇円以上

第二十七級	二二〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上 二三五、〇〇〇円未満
第二十八級	二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上 二四五、〇〇〇円未満
第二十九級	二五〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上 二五五、〇〇〇円未満
第三十級	二六〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上 二六五、〇〇〇円未満
第三十一級	二七〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上 二七五、〇〇〇円未満
第三十二級	二八〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上 二八五、〇〇〇円未満
第三十三級	二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上 二九五、〇〇〇円未満
第三十四級	三〇〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上 三〇五、〇〇〇円未満
第三十五級	三一〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「二百九十四万円」を「三百七十二万円」に、「七十歳以上の者」にあつては、これに三分の一を、「七十歳以上八十歳未満の者」にあつては九十分の一に三分の一を、八十歳以上の者にあつては九十分の一に三分の二(その超える年数が十年を超える場合におけるその十年を超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「二・八一四」を「三・六三九」に、「一万三千三百円」を「一万四千六百円」に改める。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「三・六三九」を「三・七八五」に、「一万四千六百円」を「一万五千百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第四条の規定は昭和五十一年一月一日から、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

(繰上計算に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第一条から第一条の大まで、第二条から第二条の大まで、第五条及び第五条の二の規定により年金額を改定する場合においては、同法第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

3 私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)前に第二条の規定に

よる改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という)第二十二條第一項の規定の例による。

4 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十年八月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が四万八千円以下である者又は二十三万円以上である者(給与月額が二十三万五千円未満である者を除く)の同月及び同年九月の標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 施行日前に改定前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で附則第三項の規定の適用を受けないものは、昭和五十年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

6 施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という)昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という)附則において準用する場合を含む)の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

7 第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定(法律第四百十号附則第十項に

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

四六六

8 第四十条の規定による改正後の法律第四百四十号附則第八項の規定(法律第四百四十号附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和四十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第四百四十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあるのは、「二百九十四万円(昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百六十四万円)」と読み替へるものとする。

9 (昭和五十年八月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障) 施行日以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(法律第四百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達して

いるものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の

計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十萬五千円

10 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとする。

11 附則第六項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

〔内務省三郎君登壇、拍手〕

○内務省三郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を増額するとともに、私立学校教職員の標準給与の月額の上限及び下限の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、私立学校共済組合の運営の現状と今後の充実策、長期給付に対する国の補助率の引き上げ、都道府県からの補助金に関する問題等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思ひます。

質疑を終り、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第九 石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長林田修紀夫君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

石油開発公団法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年四月十五日 衆議院議長 前尾繁三郎 参議院議長 河野 謙三殿

石油開発公団法の一部を改正する法律案 石油開発公団法の一部を改正する法律案 石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「探鉱」を「探鉱等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条中「七人」を「八人」に改める。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「海外」の下に「及び本邦周辺の海域」を、「石油等」の下に「(オイルサンド及びオイルシニールを含む。以下同じ。)」を加え、「及び資金の貸付け」を削り、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得(公団以外の者に

よるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、通商産業省令で定める期間内における公団以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。を行うこと。

第十九条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取（これに附属する精製を含む。以下同じ。）に必要な資金を供給するための資金の貸付け（石油等の採取に必要な資金を供給するための資金の貸付けにあつては、外国の政府機関（これに準ずる法人を含む。）で石油等の探鉱及び採取の事業を自国内で行うものに対する当該資金の貸付けであつて、石油等の探鉱に必要な資金を供給するための資金の貸付けと併せて行うことが必要なものに限る。）を行うこと。

第十九条第二項中「前項第七号」を「前項第九号」に、「行なう」を「行おう」に改める。

第三十五条第一号中「第二十条第一項」を「第十九条第二項、第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条第二項」を「第十九条第一項第七号、第二十条第二項」に改める。

第三十八条第三号中「及び附則第九条の二第一項」を「附則第九条の二第一項及び附則第九条の三第一項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強を図るために必要な施設の設置（二以上の石油精製業者その他の通商産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限る。）に必要な資金の出資及び貸付けを行うことができる。

2 第三十五条の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔林田悠紀夫君登壇、拍手〕

○林田悠紀夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、石油開発の一層の推進等を図るため、石油開発公団の業務の拡大等を行おうとするものでありまして、その主な内容は、第一に、海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利を取得すること。第二に、産油国の国営石油会社に対して資金の貸し付けを行うこと。第三に、臨時の業務として石油備蓄の増強に必要な資金の出資及び貸し付けを行うこと等であります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、今後の石油開発政策の方向、石油開発体制のあり方、石油開発技術者の充実、九十九日石油備蓄の必要性及びその財源・用地対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、わが国石油資源の自主的かつ安定的供給体制の確立、民間石油開発体制の整備及び石油備蓄財源の確保に際しての石炭政策への配慮等について政府は努力すべき旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（河野謙三君） 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長（河野謙三君） 日程第一〇 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（第七十二回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます、農林水産委員長佐藤隆雄君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案
第七十二回国会、第七十三回国会及び第七十四回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十年三月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

（小字及び一は衆議院修正）

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の四」に、「第六章 雑則（第二十條―第二十三條）」を「第六章 雑則（第二十四條・第二十五條）」に改める。

第三條第一号中「土地」の下に「（以下「農用地」という。）」を加え、同条第二号中「あわせて」を「併せて」に、「前号に掲げるもの」を「農用地」に改め、同条第三号中「前二号」を「農用地又は前号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 耕作又は養蚕の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林省令で定めるもの用に供される土地

第四章第十三条の次に次の三条を加える。
（交換分合）
第十三条の二 市町村は、第八条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は前条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において、農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件からみてその定めようとする農業振興地域整備計画に係る農業振興地域整備計画に属する農用地区域内にある農用地等の一部が農用地等以外の用途に供されることが見通されることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があるときと認めるときは、その定めようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に限り交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 交換分合計画は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

4 農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めようとするときは、第十三条の四において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条第二項の規定によるほか、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

四六八

権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換分合により当該土地についてこれらの権利を取得すべき者のすべての同意を得なければならぬ。

第十三条の三 交換分合計画においては、その交換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意があつた場合には、その申出又は同意に係る土地の所有者が取得すべき土地を定め、その所有者が失うべき土地を定めることができる。この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、市町村は、その所有者が取得すべき土地を定め、その所有者が失うべき土地を定めることについてこれらの者のすべての同意を得なければならぬ。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

3 第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定め、その所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

第十三条の四 土地改良法第九十九条(第一項を除く。)、第一百零二条、第一百零二条から第一百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第一百九条、第一百十條、第一百十二條、第一百十三條、第一百十四條第一項、第一百十五條、第一百十八條(第二項を除く。)、並びに第二百一十一條から第二百二十三條までの規定は、第十三条の二第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的

読替へは、政令で定める。
第十五条の次に次の十五^六条を加える。
(農用地利用増進事業)

第十五条の二 市町村は、農用地区域内にある農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、当該農用地について耕作又は養畜の業務を営む個人又は農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の農業経営に関する意向等からみて、当該農用地の農業上の利用の増進を図るため必要があると認めるときは、農用地区域内の一定の区域内にある農用地について利用権(耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする農用地についての賃借権又は使用貸借による権利をいう。以下同じ。)の設定を促進する事業(以下「農用地利用増進事業」という。)を行うことができる。

第十五条の三 市町村は、前条の規定により農用地利用増進事業を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、農用地利用増進規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農用地利用増進規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 農用地利用増進事業の実施区域(以下単に「実施区域」という。及びその実施区域内にある農用地の総面積)
二 農用地利用増進事業の実施に関する基本方針
三 農用地利用増進事業の実施により利用権の設定を受ける者の備えるべき要件
四 農用地利用増進事業の実施により設定される利用権の存続期間並びに借賃の算定基準及び支払の方法
五 その他農林省令で定める事項

農用地利用増進規程は、実施区域内にある農

用地の農業上の効率的な利用の促進並びに当該農用地について耕作又は養畜の業務を営む個人又は農業生産法人でその農業経営の規模の拡大のため利用権を取得しようとするもののその取得の促進及びこれらの者の農業経営の安定を図ることに資するものとして定めなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第十五条の四 市町村は、農用地利用増進規程の変更(農林省令で定める軽微な変更を除く。)又は廃止をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(農用地利用増進計画)
第十五条の五 第十五条の三第一項の認可を受けた市町村は、農林省令で定めるところにより、実施区域につき農用地利用増進計画を定めなければならない。

2 農用地利用増進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所
二 前号に規定する者が利用権の設定を受ける農用地の所在、地番、地目及び面積
三 第一号に規定する者に前号に規定する農用地について利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所
四 第一号に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
五 第一号に規定する者が現に耕作又は養畜の

業務に供している農用地の所在、地番、地目、面積及び利用状況
六 その他農林省令で定める事項

農用地利用増進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
一 農用地利用増進計画の内容が農用地利用増進規程に適合するものであること。
二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定を受けた後において、次に掲げる要件(農業生産法人にあつては、イ及びハに掲げる要件)のすべてを備えることとなること。
イ 耕作又は養畜の業務に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の業務を行うと認められること。
ロ 耕作又は養畜の業務に必要な農作業に常時従事すると認められること。
ハ 前項第二号に規定する農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の業務を行うことができることと認められること。

4 市町村は、農用地利用増進計画を定めようとするときは、第二項第一号に規定する者並びに同項第二号に規定する農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得なければならない。

5 市町村は、農用地利用増進計画を定めるときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(公告の効果)
第十五条の六 前条第五項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用増進計画の定めるところにより利用権が設定され

る。

(特定利用権の設定に関する承認)

第十五条の七 市町村又は農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれることにより農用地としての利用が困難となると認められるものがある場合において、その住民又は組合員で耕作又は養畜の業務を営むものの共同利用に供するため、その農用地について特定利用権(耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする農用地についての賃借権をいう。以下同じ。)を取得する必要があるときは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受け、その農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「農用地所有者等」という。)に対し、特定利用権の設定に関する協議を求めることができ、農地法第三十一条において準用する同法第二十六条第一項又は同法第七十五条の二第一項の協議を求めることができる場合、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、農林省令で定めるところにより、その申請に係る農用地の利用の状況並びに自然条件及び利用条件その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る農用地が次に掲げる要件のすべてを備えている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれることによりその農用地の農用地としての利用が困難となると認められ

ること。

二 その農用地の自然条件及び利用条件からみて、その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を耕作の目的等に供することが相当であると認められること。

三 その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を共同利用に供することが農用地区域内における農業経営の状況等からみて耕作又は養畜の業務を営む者の農業経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その承認の申請に係る協議の相手方その他農林省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方その他農林省令で定める者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

(裁定の申請)

第十五条の八 前条第一項の協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る特定利用権の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第十五条の九 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る農用地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書に

において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る農用地を現に耕作の目的等に供していない理由その他の農林省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第十五条の十 都道府県知事は、第十五条の八の規定による申請に係る農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その農用地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的等に供されることが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその農用地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき農用地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその農用地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第十五条の十一 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る農用地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る農用地所有者等との間に協議が調つたものとみなす。

第十五条の十二 第十五条の十第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第十五条の十第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る農用地所有者等を被告とする。

3 第十五条の十第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第十五条の十三 第十五条の七第一項の承認を受けている協議が調つたこと(第十五条の十一第二項の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。次条において同じ。)により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る農用地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない農用地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

の解除をすることが出来る。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第十五条の十四 第十五条の七第一項の承認を受けて利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る農用地を貸し付けることができない。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の十五 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体の行う行為
 - 二 土地改良法第二十条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
 - 三 農地法第四十一条第一項、第五十一条又は第七十三条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
 - 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林省令で定めるもの
 - 五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 六 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので農林省令で定めるもの
 - 七 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為
- 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
- 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難とな

るため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を生ずるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用水排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することが出来る。

四 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。(監督処分等)

第十五条の十六 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることが出来る。

二 都道府県知事は、前項の規定により開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ずべき者に弁明の機会を与えなければならない。

(農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等)
第十五条の十七 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農業振興地域整備法」という。)の施行に当たつて、農用地区域以外の区域内において開発行為を行つてゐる者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養

四七〇

附 則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業振興地域整備基本方針の変更に関する経過措置)
二 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、この法律の施行の際現に農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の規定により定められてゐる農業振興地域整備基本方針(同条第二項第三号に掲げる事項のうち改正後の法第三条第四号に掲げる土地に係る部分に限る。)を変更しなければならない。この場合には、法第四条第四項から第七項までの規定を準用する。

(開発行為に関する経過措置)
三 この法律の施行の際現に着手してゐる開発行為(改正後の法第十五条の十五第一項の開発行為をいう。)については、同項本文の規定は、適用しない。

(農地法の一部改正)
四 農地法の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)」の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施によつて同条に規定する利用権が設定される場合
四の三 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権が設定される場合

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第七條第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施により貸し付けられている小作地

第十九条ただし書中「及び第七十五条の二」を「第七十五条の二に改め、「に係る賃貸借」の下に「農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施によつて設定された同条に規定する利用権に係る賃貸借及び同法第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借」を加える。

第二十条第一項に次の一号を加える。

五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、同法第十五条の十三の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

〔佐藤隆君登壇、拍手〕

○佐藤隆君 御報告いたします。

本法律案は、最近における農業の動向及び農業振興地域における土地利用等の状況にかんがみ、農業振興地域における土地の農業上の利用の確保とその効率的な利用の促進を図るため、農業用施設用地を農用地区域に含めるとともに、整備計画の作成または変更の際に行う土地の交換分合、農用地区域内における農用地利用増進事業、特定利用権の設定及び開発行為の規制、農用地区域以外の農業振興地域における開発行為に関する勧告等の各制度を創設しようとするものであります。委員会におきましては、最近の農業の動向、食糧需給の展望とこれに対する国内生産対策、将来の農業の担い手の育成等の基本的な問題を初め、

土地改良、農用地開発の推進、国土利用計画法、都市計画法と本法との関係、農村の生活環境の整備、優良農用地の確保、農用地利用増進事業の進め方等の質疑が行われ、この間、静岡県に委員派遣も行い、慎重に審査を行いました。

質疑を終わりましたところ、日本共産党より修正案の提案及び原案に反対の討論があり、続いて順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、優良農用地の確保など本法の運用に関し五項目の附帯決議を行いました。

以上であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、お諮りいたします。決算委員長前川旦君から、常任委員長を辞任いたしたいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) つぎましては、この際、欠員となりました決算委員長長の選挙を行います。

○安永英雄君 決算委員長長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○細川護熙君 私は、ただいまの安永君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 安永君の動議に御異議ございませんか。

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、議長は、決算委員長に瀬谷英行君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

太田 淳夫君	矢原 秀男君
喜屋武眞榮君	下村 泰君
青島 幸男君	市川 房枝君
柄谷 道一君	宮田 輝君
内田 善利君	峯山 昭範君
桑名 義治君	三治 重信君
平井 卓志君	上林繁次郎君
阿部 憲一君	三木 忠雄君
藤原 房雄君	和田 春生君
栗林 卓司君	吉田 実君
中西 一郎君	黒柳 明君
矢追 秀彦君	原田 立君
木島 則夫君	山本茂一郎君
園田 清充君	鈴木 一弘君
山田 徹一君	宮崎 正義君
柏原 ヤス君	中村 利次君
田淵 哲也君	山内 一郎君
二宮 文造君	白木義一郎君
小平 芳平君	多田 省吾君
中尾 辰義君	向井 長年君
福岡 知之君	最上 進君
望月 邦夫君	森下 泰君
梶木 又三君	藤川 一秋君

福岡日出磨君	場山威一郎君
秦野 章君	夏目 忠雄君
永野 嚴雄君	林 道君
安孫子藤吉君	青井 政美君
有田 一寿君	井上 吉夫君
石破 二郎君	中村 登美君
藤井 丙午君	松垣徳太郎君
原 文兵衛君	中村 慎二君
高橋 邦雄君	細川 護熙君
寺本 広作君	林田悠紀夫君
佐藤 隆君	菅野 徹作君
石本 茂君	中山 太郎君
小林 国司君	宮崎 正雄君
柳田桃太郎君	内藤三郎君
玉置 和郎君	高橋雄之助君
楠 正俊君	岩動 道行君
西村 尚治君	鍋島 直昭君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
郡 祐一君	青木 一男君
迫水 久常君	徳永 正利君
小川 半次君	八木 一郎君
丸茂 重貞君	堀見 俊二君
志村 愛子君	片山 正英君
嶋崎 均君	中村 太郎君
戸塚 進也君	高橋 誉富君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君
山東 昭子君	糸山英太郎君
岩男 顕一君	岩上 妙子君
遠藤 要君	大島 友治君
大鷹 淑子君	斎藤 十朗君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
河本嘉久蔵君	川野辺 静君
今泉 正二君	土屋 義彦君
山崎 竜男君	上田 稔君
初村滝一郎君	長田 裕二君
久次米健太郎君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	江藤 智君
藤田 正明君	大森 久司君

岡本	樞君	平泉	涉君	橋	直治君	加藤	武徳君	安井	謙君	劔木	亨弘君	吉武	恵市君	増原	恵吉君	神田	博君	伊藤	五郎君	鹿島	俊雄君	大谷	藤之助君	小笠	公韶君	亘	四郎君	橋本	繁蔵君	矢田部	理君	案納	勝君	久保	亘君	龜井	久興君	青木	薪次君	野田	哲君	対馬	孝且君	秦	豊君	岡田	広君	上條	勝久君	浜本	万三君	赤桐	操君	大塚	喬君	小山	一平君	稻嶺	一郎君	矢野	登君	安田	隆明君	片岡	勝治君	田	英夫君	宮之原貞光君	神沢	浄君	山崎	五郎君	増田	盛君	前川	且君	村田	秀三君	小野	明君	二木	謙吾君	源田	実君	熊谷太三郎君	野口	忠夫君	栗原	俊夫君	茜ヶ久保重光君	瀬谷	英行君	森	勝治君	植木	光教君	木村	睦男君	温水	三郎君	堀井	勇君	戸叶	武君	田中寿美子君
----	----	----	----	---	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	---	-----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	---	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	---	-----	--------	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	--------	----	-----	----	-----	---------	----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	--------

竹田 四郎君	戸田 菊雄君
森中 守義君	志苦 裕君
森下 昭司君	近藤 忠孝君
山中 郁子君	粕谷 照美君
片山 甚市君	目黒今朝次郎君
橋本 敦君	安武 洋子君
内藤 功君	寺田 熊雄君
佐々木静子君	辻 一彦君
小巻 敏雄君	神谷信之助君
小谷 守君	工藤 良平君
和田 静夫君	松本 英一君
小笠原貞子君	立木 洋君
沓脱タケ子君	鈴木 力君
中村 波男君	杉山善太郎君
沢田 政治君	加藤 進君
渡辺 武君	塚田 大願君
安永 英雄君	鶴園 哲夫君
松永 忠二君	小柳 勇君
岩間 正男君	星野 力君
阿具根 登君	野々山一三君
中村 英男君	秋山 長造君
加瀬 完君	河田 賢治君
上田耕一郎君	春日 正一君
内閣總理大臣	三木 武夫君
外務大臣	宮澤 喜一君
大藏大臣	大平 正芳君
文部大臣	永井 道雄君

國務大臣

厚生大臣	田中正巳君
農林大臣	安倍晋太郎君
通商産業大臣	河本敏夫君
労働大臣	長谷川 鯨君

議長の報告事項

去る五月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	井上 吉夫君
同	岡本 悟君
同	亀井 久興君
地方行政委員	源田 実君
外務委員	中村 禎二君
同	望月 邦夫君
運輸委員	八木 一郎君
通信委員	岡田 広君
建設委員	亘 四郎君
同	増原 恵吉君
議院運営委員	佐藤 信二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	源田 実君
同	八木 一郎君
同	岡田 広君
地方行政委員	井上 吉夫君
外務委員	亘 四郎君
同	増原 恵吉君
運輸委員	岡本 悟君
通信委員	亀井 久興君

建設委員	中村 禎二君
同	望月 邦夫君
議院運営委員	平井 卓志君
同日議長において、	左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 松垣徳太郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 八木 一郎君
同日委員会において選任した委員長は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員会
委員長 藤田 進君（鶴園哲夫君の補欠）
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を逡信
委員会に付託した。

郵便法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

個人情報保護基本法案（上田哲君外一名発議）同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めること

の件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(第七十二回国会開法第八四号)の審査に資する。

一、派遣委員

佐藤 隆	小林 国司
神沢 淨	川村 清一
原田 立	青井 政美
岩上 妙子	大島 友治
鈴木 省吾	工藤 良平
志苔 裕	小笠原貞子
喜屋武眞榮	

一、派遣地 静岡県

一、期間 六月三日 一日間

一、費用 概算一五七、三〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

昭和五十年五月三十日

農林水産委員長 佐藤 隆

参議院議長 河野 謙三殿

同日議員から左の質問主意書が提出された。

沖縄県の文教施設整備等の格差是正に関する質問

問主意書(喜屋武眞榮君提出)

同日内閣から、参議院議員沢田政治君提出株式会社東京スピンドル製作所の労使紛争に関する質問

については、検討する必要がある、これに日時を要するため、六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日国会において承認することを議決した左の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律

去る五月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員

平井 卓志君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員

佐藤 信二君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

岩男 頼一君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

名した。

災害対策特別委員

松垣徳太郎君

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄県の文教施設整備等の格差是正に関する質問

問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る二日議員から左の質問主意書が提出された。

山崎機械・松井商工の労使紛争に関する質問

意書(辻一彦君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、去る一日付をもつて公害等調整委員会事務局局長宮崎隆夫君は退職したのでその政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

公害等調整委員会事務局局長 小照 鐵雄君

環境庁長官官房審議官 伊勢谷 三樹郎君

去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

世耕 政隆君

農林水産委員

運輸委員

久次米健太郎君

同

石破 二郎君

同

橘 直治君

通信委員

迫水 久常君

同

松岡 克由君

運輸委員

迫水 久常君

同

松岡 克由君

通信委員

石破 二郎君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

医療法の一部を改正する法律案可決報告書

優生保護法の一部を改正する法律案可決報告書

薬事法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

久次米健太郎君

農林水産委員

世耕 政隆君

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 議長の報告事項

国民年金法等の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員目黒今朝次郎君提出国立滋賀医科大学設立に係る地方公共団体の設立費用分担等に関する質問に対する答弁書

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、公青等調整委員会事務局長小熊鐵雄君外一名(六月二日議長承認)を第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	久次米健太郎君
外務委員	松永 忠二君
文教委員	宮之原貞光君
農林水産委員	世耕 政隆君
運輸委員	迫水 久常君
同	松岡 克由君
通信委員	石破 二郎君
同	橘 直治君
予算委員	二宮 文造君
決算委員	矢原 秀男君
同	加藤 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

外務委員

文教委員

農林水産委員

運輸委員

同

通信委員

予算委員

決算委員

同

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

山崎機械・松井商工の労使紛争に関する質問主意書(辻一彦君提出)

昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	森中 守義君
法務委員	前田佳都男君
運輸委員	戸田 菊雄君
予算委員	矢原 秀男君
決算委員	田代富士男君
同	近藤 忠孝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

名した。

内閣委員

法務委員

運輸委員

予算委員

決算委員

同

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

同日委員会において選任した委員長は左の通りである。

災害対策特別委員会

委員長 和田 静夫君 (中村英男君の補欠)

同日議長から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(神沢浄君外三名発議)

砂糖の価格安定等に関する法律及び甘味資源特別措置法の一部を改正する法律案(神沢浄君外三名発議)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

る法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案

都市再開発法の一部を改正する法律案(第七十二回国会提出、衆議院継続審査)

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法案(第七十二回国会提出、衆議院継続審査)

建設委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

船舶料理士の資格証明に関する条約(第六十九号)の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共

済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件議決報告書

石油開発公団法の一部を改正する法律案可決報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案可決報告書

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(第七十二回国会開法第八四号)可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十七年度政府関係機関決算書議決報告書

昭和四十七年度国有財産増減及び現在額總計算書議決報告書

昭和四十七年度国有財産無償貸付状況總計算書議決報告書

国立滋賀医科大学設立に係る地方公共団体の設立費用分担等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年五月二十四日

日黒今朝次郎

参議院議長 河野 謙三殿

国立滋賀医科大学設立に係る地方公共団体の設立費用分担等に関する質問主意書

国立滋賀医科大学設立に係る滋賀県並びに大津市の費用分担等に関する次の諸点について、政府の方針を明らかにされたい。

一、本年四月開校(仮校舎)の国立滋賀医科大学設立に関しては、地方自治法第二十条十項に「国立の教育及び研究施設に関する事は、地方公共団体が処理する権限はない」と規定され、地方財政法第十二条には、「国の教育施設及び研究施設に関する経費については「法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対して、その経費を負担させるような措置をしてはならない。」と定めている。この規定から、国立医科大学設置に要する費用は、全額国の財政負担で行われるのが当然と考えるが、どうか。

二、しかるに、文部省は、野崎前滋賀県知事に対し三十万平方メートルに及ぶ学校敷地の無償提供を求め、野崎知事は「自ら申出る形」でこれに応じられていたようであるが、これは法に反しなかつたか、どうか。

その後、大津市市議会議員等からその違法を指摘され、「当面賃借」とし、後年国の予算で買取る。」と措置を変更されたやに聞いている。

こうした当初の国の考え方、措置の仕方は違法である。たとえ、県側の「自主的な寄附申し出によるもの」と体裁をつくるつもりでも、政府はその予算を計上していない事実を照らしても、その違法はまぬがれないと思うが、どうか。

三、国立滋賀医科大学の設置は、滋賀県等地方からの度重なる要請、陳情により設立が決定されたものではなく、昨年、田中前総理大臣が国会冒頭の施政方針演説の中で述べられたように、政府が、福祉行政の伸長を図るための一環としての医療施策として、「全国十三に及ぶ医科大学未設置県に年次的にこれを設ける」とされた内の一校である。従つてこの政府の方針にのつとれば、当然国が力を入れ、全経費を計上し、早期に完成させるものでなければならない、と考えるが、どうか。

四、国立滋賀医科大学設置にかかわる滋賀県及び大津市の負担は、幾十億円とも百億円を超すとも言われている。更に政府は国立滋賀医科大学の関連教育病院として、大津日赤病院の拡充整備を滋賀県に指示し、県はこの巨額の費用の一部を大津市に負担させようとしている。しかし大津市は、市立の病院をもち、その経営に四苦八苦しており、効率的な適正規模までの早急拡充も検討されながら、国の起債などの援助がないために赤字増大に悩まされている現状である。

このような財政的窮乏に置かれている地方公

共団体に巨額の費用を負担させることについて、政府はどのように考えるか。

五、直接建設に要する費用でないから法には違反しないとして、国が地方公共団体に対し、その供給施設整備の費用負担を求めることは、「国立の教育及び研究施設に関する事務(建設費用を含む)」は、地方公共団体にその経費を負担させるような措置をしてはならない」とある法の趣旨に反する悪質な脱法的措置であると考えられるが、どうか。

六、国立滋賀医科大学の敷地を滋賀県から借用するに当り、地方財政法第二十四条に定める「国が地方公共団体の財産を使用するときは、その定めるところにより国はその使用料を負担しなければならない」にもとづき、正規の規定料金を支払う意志があるのか、どうか。

また、同条に定める「当該地方公共団体の議会の同意」を得て、使用料の減額又は免除を得ようと考えているのか、どうか。

七、国及び地方公共団体は、それぞれ法に定める行財政区分に従い、自己の責任を全うするよう全力を尽すことが、民主政治確立の根本の一つである。この点、国立滋賀医科大学設立にかかわる国の考え方、措置の仕方には根本的な反省と、即刻是正の要があると思われるが、どうか。

右質問する。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その一) 質問主意書及び答弁書

昭和五十年六月三日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員目黒今朝次郎君提出国立滋賀医科大学設立に係る地方公共団体の設立費用分担等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員目黒今朝次郎君提出国立滋賀医科大学設立に係る地方公共団体の設立費用分担等に関する質問に対する答弁書

一、三、五、及び七、について

近年における医療需要の増大に対処し、医師の地域的偏在の是正に資するため、政府としては医科大学(医学部)(以下「医科大学等」という。)の設置を行つてゐるところであるが、これによつて当該県においては医師数の増加や地元子弟の医学部の進学機会が与えられる等直接的な利益が得られるばかりでなく、地元住民や地域医療全体の仕組みと密接な関係を保つて地元医療事情を好転させることが期待されるものである。

医科大学等の設置に要する経費については、いふまでもなく国が負担しているところであるが、その設置に伴ういわゆる供給施設等の関連事業については、地方公共団体の協力により行われるべきものと考えてゐる。なお、この場合においても、特に医科大学等のためのみではなく、例えば、当該地域の開発計画に基づく事業とし

て位置付けられるよう配慮しているところである。

なお、医科大学等の設置を契機とした地域病院の整備等地元医療事情の向上に資する事業については、それぞれ当該事業者において実施されている。

二、及び六、について

国立滋賀医科大学の設置に際し、その用地については他の新設国立医科大学等の場合と同様有償で借用することとしており、借料については滋賀県と協議の上適正な価格を定めることとしてゐる。

四、について

国立滋賀医科大学の関連教育病院である大津赤十字病院の拡充整備は、県立の総合的な中心病院を有しない滋賀県においては、当然に同県における基幹的総合病院としての内容充実につながるものとして、同県当局において同病院の長期的な整備計画を踏まえて整備に協力しているものと承知している。

関連教育病院は単に大学の便宜に供するのみでなく、高水準の教育研究能力を有する大学病院と連携することにより、地域医療水準の向上に資することとなるものである。このため、関連教育病院としての同病院の整備は主として設置者が行つていくこととなるが、国においても関連教育病院の水準を高めるため設備購入費の助成を行うこととしてゐる。

なお、暫定研究施設に係る借料については、所要の予算措置を講じているところである。

〔第十一号参照〕

審査報告書

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年四月二十四日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、小麦の需給関係の安定化及び開発途上国への食糧援助等について定めた千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を一年間延長しようとするものである。わが国がこの議定書の当事国となることは、国際協力促進の見地から望ましいと認められるが、食糧援助規約に基づく援助を引き続き米または農産物資で行

うことはわが国にとつて有益であると思われるので、その旨の留保を付した上でこの議定書を締結することは、妥当な措置と認めた。

一、費用

昭和五十年年度予算に、国際小麦理事会分担金として千八百六十四万四千円、また対外食糧等特別援助費として四十七億一千三百六十七万円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定の議許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年四月二十四日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この確認書は、関税及び貿易に関する一般協定上のわが国の議許表の品目分類を、昭和四十七年に改正された関税率法別表の品目分類に合致させるため、同議許表を訂正すること等を

その内容とするものである。この確認書を締結することは、わが国の関税事務の円滑な実施に資すると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

昭和五十年六月六日 参議院会議録第十四号(その一)

四七八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和五十年六月六日

○第七十五回 参議院會議録第十四号(その二)

〔本号(その二)参照〕

万国郵便連合憲章の第二追加議定書

ローザンヌにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第三十条2の規定にかんがみ、批准を条件として、同意章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十一条 連合の経費、加盟国の分担金

1 各大会議は、次の経費の最高限度額を定める。

(a) 連合の年次経費

(b) 次回の大会議の開催に係る経費

2 1に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことを条件として、超過することができる。

3 連合の経費(2の規定に基づく超過分を含む)は、加盟国が共同で負担する。このため、各加盟国は、自国が属することを希望する分担等級を選定する。分担等級は、一般規則で定める。

4 第十一条の規定による加入又は加盟の場合には、スイス連邦政府は、当該国の政府との合意により、連合の経費の分担上当該国の属すべき分担等級を決定する。

第二条 分担等級の選定

前条中の第二十一条3の規定は、この追加議定書の効力発生前に適用することができる。

第三条 この追加議定書その他の連合の文書への加入

1 この追加議定書に署名しなかつた加盟国は、いつでもこれに加入することができる。

2 連合の文書の締結国である加盟国で大会議によるその文書の更新の後これに署名しなかつたものは、できる限り速やかにこれに加入するものとする。

3 1及び2の場合の加入書は、外交上の経路を通じて連合所在国の政府に送付するものとし、同政府は、その寄託を加盟国に通告する。

第四条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、千九百七十六年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、規定が憲章の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの追加議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締結国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために

A・ザヘル

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ

A・アブデッサラーム

M・ハダビ

R・アッセルラ

M・ルアンチ

M・マアルム

M・S・ネック

ドイツ連邦共和国のために

D・エリアス

H・パウマン

F・J・ノイホッフ

アメリカ合衆国のために

B・F・ペイラー

H・E・S・ストック

J・F・ジョーンズ

M・J・リーガン

I・E・ハリスン

M・P・E・ホイット

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

B・F・ペイラー

H・E・S・ストック

J・F・ジョーンズ

M・J・リーガン

I・E・ハリスン

M・P・E・ホイット

サウディ・アラビア王国のために

A・D・ハイヤル

A・S・J・アレイル

A・A・サンマン

アルゼンティン共和国のために

P・M・カペロ

オーストラリアのために

R・J・ページ

W・K・ウォータースン

K・W・ファーンネル

J・H・ベイツ

オーストリア共和国のために

R・パーベシツ

A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル

H・クナウテ

パハマ連邦のために

C・ハリス

パレリン国のために

A・B・E・マッタル

パングラデシュ人民共和国のために

A・M・アフサンウッラー

K・R・クッドウス

バルバドスのために

F・G・スミス

ベルギーのために

J・ルロイ

E・ストリニイフ

ブータン王国のために

D・N・カトワール

T・イエシニイ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

V・ウーラシク

ビルマ連邦社会主義共和国のために

ウ・K・M・トゥン

ウ・T・ジ

ボリヴィア共和国のために

E・P・ヴェラスコ

ボツワナ共和国のために

E・M・トゥメロ

J・T・ボトルホル

K・S・ラマムルシ

ブラジル連邦共和国のために

J・グルジョン・ネット

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則

四八〇

A・ソウザ・クニーニヤ
ブルガリア人民共和国のために

G・アンドレエフ

ブルンディ共和国のために

B・スタウイガヤ

カメルーン連合共和国のために

E・スレンド

カナダのために

J・A・H・マッケイ

F・パジョー

D・G・ブロック

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニー

チリのために

G・マンドゥハノ

中華人民共和国のために

朱春和

サイプラス共和国のために

P・ハジオアヌ

コロンビア共和国のために

D・ガルセス・G

J・カブレラ・S

A・サラサル・P

コンゴ人民共和国のために

J・エンズーリ

A・ボワイエラ

B・バロウンダ

L・ムンブー

大韓民国のために

H・E・ホアン

C・S・バク

コスタリカ共和国のために

C・ロドリゲス

象牙海岸共和国のために

K・ボウスウ

J・ムーロ

H・ディアラ

T・ジエジェ

キューバ共和国のために

L・ソラ・V

L・チャヴィアノ

ダホメ共和国のために

G・グノンベ

L・アドゥン

デンマーク王国のために

G・V・C・ピーターセン

B・M・アナーセン

T・W・マッセン

B・W・ノアボ

ドミニカ共和国のために

エジプト・アラブ共和国のために

M・I・ソブヒー

A・パキール

A・T・アワダーラ

A・C・エルリカイ

エル・サルヴァドル共和国のために

A・A・アンドラーデ

アラブ首長国連邦のために

M・A・R・ハサン

S・E・M・アリ

エクアドル共和国のために

A・カステリャーノス

スペインのために

P・サンチェス・ペレス

J・アスカンドニ

A・ウレタ

M・R・ボセタ

アフリカにおけるスペインの領土のために

エティオピアのために

K・B・T・T・ベルハン

A・A・ウオルデミカエル

フィジーのために

K・E・マイルズ

P・M・ラットナム

フィンランド共和国のために

O・サロイラ

T・プロランネ

P・テイリラ

フランス共和国のために

R・ジョデル

P・ル・ソー

A・ヴァテオンヌ

A・グリーオン

E・ムーユゾー

R・ボワントロー

P・フェメイ

フランス海外郵便電氣通信庁が代表する地域全体のために

I・カバンス

P・ジャントゥ

A・ボニン

J・コンスタンタン

M・スフィアンヌ

ガボン共和国のために

A・オグアンバ

H・オグエンケロ

F・X・ロエンベ

V・ムビラ

ガーナのために

B・アソマニ

B・A・アバン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峡諸島及びマン島を含む)のために

サール・F・ウッダ

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

サール・F・ウッダ

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

ギリシャのために

I・クトラフリス

グアテマラ共和国のために

E・ロベス・H

ギニア共和国のために

S・ディアラ

I・ケイタ

ギニア・ビサオ共和国のために

V・F・モンテイロ

赤道ギニア共和国のために

ガイアナのために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

M・A・カンビール

P・タブソバ

G・サンボレ

B・ヤゴ

J・バリマ

ホンデュラス共和国のために

B・A・サンチェス・デ・ルレ

ハンガリー人民共和国のために

D・ホルン

インドのために

N・V・シェノイ

R・レイ

インドネシア共和国のために

スハルジノ ルスリ イランのために G・シャキープニア イラク共和国のために M・A・アル・ジブリー H・R・アル・ハムダーニ T・S・トゥアイマ A・Q・アル・ナース Q・M・アル・シャウイ M・N・アラブ アイルランドのために P・L・オコーメイン P・L・オリゲイン D・ヒーナン アイスランド共和国のために J・スクラソン B・クリスチャンソン R・ユリウスソン イスラエルのために S・アンベル Y・L・ランダウ イタリヤのために ジャマイカのために R・I・ナイト 日本国のために 北原秀雄 ジョルダン・ハシエミット王国のために H・カマーシユ A・アル・ジャール I・カウダ ケニア共和国のために E・ハブウ W・N・ジタウ カンボディア共和国のために S・サッター クウェイトのために	A・A・A・アル・サラウイ A・M・Y・アル・アイド ラオス王国のために ブン・マック S・バンナウォン S・ナオワラート レソト王国のために B・N・モコアテ レバノン共和国のために T・フランジェ A・ナフル O・A・タッパ K・アザル リベリア共和国のために J・H・スワレイ A・K・ユオ O・M・ニエバン リビア・アラブ共和国のために D・S・ナガーハ A・M・H・アル・ワルファリー リヒテンシュタイン公国のために B・ベック ルクセンブルグのために R・フルネル マレーシアのために O・K・リヤン K・スリニヴァサン W・Y・b・サイド A・K・b・H・ダウド A・M・b・A・シャズイリ マラウイのために E・ジョセファット モルディヴ共和国のために マダガスカル共和国のために E・ラハリソン マリ共和国のために M・ソウ	S・トゥラオレ A・ヤッタラ マルタのために モロッコ王国のために M・ベン・アブデッラー A・マールフイ モリシアのために J・ビュルメシユール O・ラムデニー モリタニア回教共和国のために W・ムーサ メキシコ合衆国のために D・リンコン・A モナコ公国のために C・ソラミト モンゴル人民共和国のために D・ゴトブ D・ゴンボスレン ナウル共和国のために ネパールのために M・ダカール ニカラグア共和国のために A・A・ムリヤウプト ニジェール共和国のために G・シリル ナイジェリア連邦共和国のために J・A・オグンデジ ノールウェーのために R・R・ブルー E・ド・ヴィング K・ストロムスネス T・オーラク ニユー・ジージランドのために L・T・ヒース A・C・ジョーンズ J・E・B・エヴァンス	オマーン国のために H・A・アッサイド ウガンダのために Y・キインジ C・ムスンディ E・オワガゲ パキスタンのために S・A・マフムード Z・N・アーメッド A・K・アワーン パナマ共和国のために J・M・エスピノー・G P・プリン・M J・エスピーノ パラグアイ共和国のために P・N・カセレス オランダのために フィリップス・レインマン H・P・プッツ オランダ領アンティル及びスリナムのために E・G・レーデ R・S・アーレンツ ペルー共和国のために H・メリノ フィリピン共和国のために F・R・タナベ R・A・ウルキオラ P・P・デ・ラ・パス ポーランド人民共和国のために M・ミスケヴィツ ポルトガルのために F・J・レイノ J・L・V・デ・マトシュ A・M・D・レイス 西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため に 東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける
--	---	--	---

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

ポルトガルの諸州のために

カタールのために

M・S・アル・モアディ

A・H・アル・ハーテル

M・A・ムバツラク

ドイツ民主共和国のために

R・ゼリネック

朝鮮民主主義人民共和国のために

チン・チュン・グック

ルーマニア社会主義共和国のために

V・スキオバルラン

I・ラドレスク

ルワンダ共和国のために

M・ヴォイチエスク

サン・マリノ共和国のために

D・フォルチェリニ

セネガル共和国のために

B・ヌディアエ

A・ゲイユ

D・ヌディアエ

シエラ・レオネ共和国のために

W・T・モルガン

シンガポールのために

パトリック・リー・ブーン・グアン

ソマリア民主共和国のために

J・H・M・ハルン

J・S・M・アラウイ

スーダン民主共和国のために

H・I・バシル

S・M・ガディ

スリ・ランカ共和国のために

V・D・カルナラトネ

スウェーデンのために

H・イニエデル

K・A・レーフグレン

T・サイデン

T・シレン

スイス連邦のために

M・レドリ

F・ブルキヤン

H・グブラー

スワジランド王国のために

J・M・ファクジエ

J・S・シコンジエ

E・M・ヌラバチ

シリア・アラブ共和国のために

A・ハラビー

A・アル・ジャビー

M・ダッルール

A・アラー

タンザニア連合共和国のために

R・M・ユスフ

R・キガラバ

チャード共和国のために

D・ダウナ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

J・マニヤーク

タイのために

C・トングマ

トーゴ共和国のために

P・アメドジ

E・ラウソン

I・エクエ

トンガ王国のために

I・F・ファレタウ

トリニダード・トバゴのために

テュニジアのために

S・ベツザウイア

M・バルマ

M・カムーン

トルコのために

M・エルケン

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため

に

A・F・ククルーザ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

D・I・マンゲルダン

ウルグアイ東方共和国のために

J・A・ボラー

ヴァチカン市国のために

L・ジェンティール

ヴェネズエラ共和国のために

G・ブラサ

ヴィエトナム共和国のために

B・V・アン

イエメン・アラブ共和国のために

M・A・ザイェド

イエメン民主人民共和国のために

A・M・アル・ハウサリ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため

P・ヴァシリエヴィッチ

ザイール共和国のために

L・ヌザウ

I・ヌガンドゥ

カンジコ・カボビ

メンガ・マ・マロンガ

ザンビア共和国のために

R・J・ムワベ

J・B・カサウカ

万国郵便連合一般規則

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下

名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結

された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定にか

んがみ、合意により、かつ、同意章第二十五條3

の規定に従うことを条件として、同意章の適用及

び連合の運営を確保するための次の規定をこの一

般規則で定めた。

第一章 連合の機関の運営

第百一条 大会議、臨時大会議、事務小

四八二

会議及び特別委員会の組織及
び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議の文書の効
力発生の日以後五年以内に、大会議として会合
する。

2 各加盟国は、その政府が必要な権限を付与し
た一人又は二人以上の全権委員に大会議におい
て自国を代表させる。各加盟国は、必要がある
ときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させ
ることが出来る。ただし、一の代表団は、自国
のほか二以上の加盟国を代表することができな
い。

3 各加盟国は、審議において一個の投票権を有
する。

4 各大会議は、原則として、次回の大会議の開
催される国を指定する。その指定をすることが
できないこと又はその指定のとおりに実施する
ことができないことが判明した場合には、執行
理事会が、大会議の開催される国をこれと合意
の上指定する。

5 招請政府は、国際事務局と合意の上、大会議
の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府
は、原則としてその期日の一年前に、各加盟国
政府に対して招請状を送付する。この招請状
は、直接に又は他の政府若しくは国際事務局長
の仲介によつて送付することが出来る。招請政
府は、また、大会議において行われた決定をす
べての加盟国政府に通告する。

6 招請政府なしに大会議を開催しなければなら
ない場合には、国際事務局は、執行理事会の同
意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、
連合所在国に大会議を招集し及び組織するため
に必要な措置をとる。この場合には、国際事務
局が招請政府の職務を行う。

7 臨時大会議の開催地は、その開催を發議した
加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

8 2から6までの規定は、臨時大会議について
準用する。

- 9 事務小会議の開催地は、その開催を協議した郵政庁が国際事務局と合意の上決定する。招集状は、当該事務小会議の開催国の郵政庁が送付する。
 - 10 特別委員会は、国際事務局が、必要のあるときは当該特別委員会の開催される加盟国の郵政庁と合意の上、招集する。
 - 第百二条 執行理事会の構成、運営及び会合
 - 1 執行理事会は、一の議長国及び三十九の理事国から成り、議長国及び理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。
 - 2 大会議開催国は、当然に議長国となる。大会議開催国がその権利を放棄した場合に、同開催国は、当然に理事国となり、この結果、その属する地理的地域は、追加の一議席を有する。
 - 3 の制限は、この追加の一議席については適用しない。この場合において、執行理事会は、大会議開催国が属する地理的地域を構成する理事国の一を議長国に選出する。
 - 3 執行理事会の三十九の理事国は、大会議が公平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、各大会議の際に交代する。加盟国は、引き続き三回の大会議によつて選出されることができない。
 - 4 執行理事会の各理事国の代表者は、その理事国の郵政庁が指定する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。
 - 5 執行理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。
 - 6 執行理事会は、連合のすべての活動を調整し及び監督するものとし、次の権限を有する。
 - (a) 国際郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と最も緊密な接触を維持すること。
 - (b) 国際技術協力分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を助成し、調整し及び監督すること。
 - (c) 国際郵便業務に関係がある行政上、立法上及び司法上の問題を研究し、その研究の結果を郵政庁に通知すること。
 - (d) 前条4の場合において次回の大会議の開催国を指定すること。
 - (e) 第百四条9(f)の規定に従い郵便研究諮問理事會に研究課題を付託すること。
 - (f) 郵便研究諮問理事會の作成する年次報告書及び、必要があるときは、同理事会の提出する議案を検討すること。
 - (g) 加盟国の郵政庁の承認を得るために提出する報告書の研究及び作成のため、国際連合、その理事会及び委員会並びに専門機関その他の国際機関と有益な接触を保つこと。必要があるときは、連合の名においてこれらの国際機関の會議に参加するため、連合の代表者を派遣すること。大会議に代表者を出すよう招請すべき政府間国際機関を適当な時に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。
 - (h) 必要があるときは、議案を作成すること。
 - (i) その議案は、憲章第三十一条及びこの一般規則第百九条の規定に従つて加盟国の郵政庁に対し、又は大会議が執行理事会に付託した研究に関するものであり若しくはこの条に定める同理事会自体の活動の結果である場合には大会議に対し、その承認を得るために提出する。
 - (j) 加盟国の郵政庁が第百八条の規定に従つて国際事務局に送付する議案をその郵政庁の請求に応じて検討し、その議案に関する意見書を作成し、及び、加盟国の郵政庁の承認を得るためその議案を提出するに先立ち、国際事務局にその議案の附屬として当該意見書を添付させること。
 - (k) その時において有効な関係規定に従い、一 国際事務局の活動を監督すること。二 連合の年次予算を審査し及び承認すること。
- 三 国際事務局長の提議に基づき、加盟国の国籍を有する候補者であつてその加盟国の郵政庁が推薦したものの中から適格性を審査した上で、大陸間の公平な地理的配分、言語その他のすべての関係事項を考慮し、かつ、昇級に関する国際事務局の内部制度を尊重して、D2、D1及びP5の等級の職員を任命を承認すること。
- 四 国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときはこれに関する意見書を提出すること。
- 五 やむを得ない場合には、第百二十二条3及び4の規定に従い、経費の最高限度額の超過を認めること。
- 7 執行理事会は、D2、D1及びP5の等級の職員の任命を承認するに当たり、これらの地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮する。
 - 8 執行理事会は、大会議の議長が招集する第一回の会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。
 - 9 執行理事会は、その議長が招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。
 - 10 執行理事会の会合（大会議の会期中に開催される会合を除く）に参加する各理事国の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又はその金額がエコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないことを条件として他のすべての方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。
 - 11 郵便研究諮問理事會の議長は、同理事会に係のある問題が議事日程に掲げられた執行理事會の会合において郵便研究諮問理事會を代表する。
 - 12 郵便研究諮問理事會の議長及び副議長は、同理事会と執行理事會との間の作業上の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして執行理事會の会合に参加することができる。
 - 13 執行理事會が開催される国の郵政庁は、その国が理事国でない場合には、オブザーバーとして会合に参加するよう招請される。
 - 14 執行理事會は、同理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。同理事会は、また、その議事日程に掲げる問題に関係がある加盟国の郵政庁を同様の条件で招請することができる。
- 第百三条 執行理事會の活動に関する記録
- 1 執行理事會は、各会期の後に、加盟国の郵政庁及び限定連合に対し参考のため次の書類を送付する。
 - (a) 議事概要
 - (b) 報告書、議事録、議事概要、決議及び決定を内容とする執行理事會書類集
 - 2 執行理事會は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、これを大会議の開会の少なくとも二箇月前に郵政庁に送付する。
 - 第百四条 郵便研究諮問理事會の構成、運営及び会合
 - 1 郵便研究諮問理事會は、三十五の理事国から成り、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。
 - 2 郵便研究諮問理事會の理事国は、大会議が原則としてできる限り広い地理的配分に基づいて選出する。
 - 3 郵便研究諮問理事會の各理事国の代表者は、その理事国の郵政庁が指定する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。
 - 4 郵便研究諮問理事會の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。同理事会に参加する郵政庁の代表者の旅費及び滞在費は、当該郵政庁が負担する。ただし、国際連合が指定する経済的に最も開発が遅れている国の代表

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

四八四

者は、大会議の期間中に開催される場合を除く

ほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又はその金額がエコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないことを条件として他のすべての方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。

5 郵便研究諮問理事会は、大会議の議長が招集したつ開会する第一回の会合において、理事国のうちから一の議長国及び二以上の副議長国を選出する。

6 郵便研究諮問理事会は、その内部規則を定める。

7 郵便研究諮問理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が執行理事会議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

8 郵便研究諮問理事会の議長及び副議長は、指導委員会を構成する。指導委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い及びその活動を指導するものとし、また、同理事会が指導委員会に委任することを決定したすべての任務を行う。

9 郵便研究諮問理事会の権限は、次のとおりとする。

(a) すべての加盟国の郵政庁が関心を有する最も重要な技術上、業務上、経済上及び技術協力上の問題を研究し、並びにこれらの問題に関する情報及び意見をまとめること。

(b) 開発途上にある新興国に関する教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

(c) 諸国が郵便業務に関する技術、業務、経済及び職業訓練の分野において得た経験及び進歩の研究及び普及に必要な措置をとること。

(d) 開発途上にある新興国における郵便業務の現状及びその郵便業務が必要とするものを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作る。

成すること。

(e) 執行理事国と合意の上、すべての加盟国、特に開発途上にある新興国との技術協力の分野において適当な措置をとること。

(f) 郵便研究諮問理事会の理事国、執行理事国又は他の加盟国の郵政庁から提出される他のすべての問題を検討すること。

10 郵便研究諮問理事会の理事国は、同理事会の活動に実際に参加する。理事国でない加盟国は、申請を行った上で、同理事会が行う研究に協力することができる。

11 郵便研究諮問理事会は、必要があるときは、この条に定める活動から直接に生ずる議案を大会議のために作成する。これらの議案は、執行理事国の権限に属する問題に関するものである場合には、郵便研究諮問理事会が執行理事国と合意の上提出する。

12 郵便研究諮問理事会は、大会議に先立つ同理事会の会期において、加盟国及び執行理事国の要請を考慮した上で、大会議に提出する次期の郵便研究諮問理事会の活動計画案を作成する。

13 執行理事国の議長及び副議長は、同理事会と郵便研究諮問理事会との間の作業上の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして郵便研究諮問理事会の会合に参加することができる。

14 郵便研究諮問理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。

(a) 同理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者

(b) 理事国でない加盟国の郵政庁

第百五条 郵便研究諮問理事会の活動に関する記録

1 郵便研究諮問理事会は、各会期の後に、加盟国の郵政庁及び限定連合に対し参考のため次の書類を送付する。

(a) 議事概要

(b) 報告書、議事録及び議事概要を内容とする

2 郵便研究諮問理事会は、その活動に関する年次報告書を執行理事国のために作成する。

3 郵便研究諮問理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、これを大会議の開会の少なくとも二箇月前に加盟国の郵政庁に送付する。

第百六条 大会議、事務小会議及び特別委員会の内部規則

1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、この一般規則に附属する大会議内部規則を適用する。

2 各大会議は、1の大会議内部規則に定める条件に従って同規則を改正することができる。

3 各事務小会議及び各特別委員会は、その内部規則を定める。その内部規則が採択されるまでの間、審議に関する限り、1の大会議内部規則の規定を適用する。

第百七条 書類の発行、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合の書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。他の言語も、また、6の規定の下で連合の負担すべき費用が増加しないことを条件として、使用することができる。

2 公用語以外の言語を請求した一又は二以上の加盟国は、言語集団を構成する。明示の請求をしなかつた加盟国は、公用語を請求したものとみなす。

3 書類は、国際事務局が、直接に、又は同事務局と構成された言語集団の地域事務局との間で合意された方法に従って行われるその地域事務局の仲介により、公用語及び言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式で発行する。

4 国際事務局が直接に発行する書類は、請求された各言語について同時に配布する。

5 郵政庁と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有するいずれの言語によっても行うことができる。

6 公用語以外の言語への翻訳の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む)は、当該言語を請求した言語集団が負担する。連合が受領した英語、アラビア語又はスペイン語による書類及び通信の公用語への翻訳の費用並びに書類の提供に関するその他のすべての費用は、連合が負担する。

7 言語集団が負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。その費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準に従って分担することができる。ただし、構成国が、これについて合意の上、その決定を当該言語集団の代表者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択について行い変更の請求を、二年を超えない一定の期間の後に処理する。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置が用いられているかどうかを問わない)により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によつて行う。

10 9の言語以外の言語も、また、9に規定する審議及び会合の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合にはその通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連

合が負担する。

13 郵政庁は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。そのような取決めがない場合には、使用する言語は、フランス語とする。

第二章 国際事務局

第八八条 国際事務局局長及び国際事務局次長

1 国際事務局局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間につき大会議が選出する。その任期は、五年以上とし、一回に限って更新することができる。国際事務局局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議の次の年の一月一日とする。

2 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票で行う。選挙は、まず、国際事務局局長の職について行い、立候補の届出は、加盟国政府がスイス連邦政府の仲介によつて行わなければならない。候補者は、その立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。

3 国際事務局局長が欠けた場合には、国際事務局次長が国際事務局局長について定められた任期の終了まで国際事務局局長の職務を行う。

4 国際事務局局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、執行理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づいて、次回の大会議までの期間につき国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局局長は、連合の文書により明示的に付与された職務及び権限、連合の文書により国際事務局に課された任務から生ずる職務及び権限並びに連合の権限のある機関の決定によりゆだねられた職務及び権限を有する。同事務局長は、自己の権限を委任することができる。

6 国際事務局局長は、国際事務局を組織し、管理し及び統括する。同事務局長は、国際事務局を法的に代表する。

7 国際事務局局長は、連合の必要と両立する可能な限り低額の水準で連合の年次予算案を作成するものとし、これを適当な時期に、同時に執行理事会及び監督当局の審査に付する。同事務局長は、執行理事会の承認を得た当該予算を加盟国に通知する。

8 国際事務局局長は、次の者の間の関係において仲介者として行動する。

万国郵便連合と限定連合との間
万国郵便連合と国際連合との間
万国郵便連合とその活動が連合に關係のある国際機関との間

9 国際事務局局長は、連合の機関の事務局長の職務を行う。国際事務局局長は、この資格において及びこの一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で、特に次のことを監督する。

連合の機関の活動の準備及び組織
書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布
連合の機関の会合の期間中における事務局の運営

10 国際事務局局長は、連合の機関の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加する。同事務局長は、その代理を出席させることができる。

11 国際事務局局長は、その職務の遂行について、執行理事会に対して責任を負う。国際事務局次長は、国際事務局局長を補佐し、同事務局長に対して責任を負う。国際事務局局長が不在であり又はその職務を遂行することができなくなった場合には、その権限は、国際事務局次長が行使用する。

第九九条 連合の機関の事務局

連合の機関の事務局の事務は、国際事務局局長の責任の下に国際事務局が行う。国際事務局は、各会期の間に発行されるすべての書類を、当該機関の構成国の郵政庁、当該機関の構成国ではないが当該機関が行う研究に協力する国の郵政庁、限定連合及びこれらの書類を請求する他の加盟国の郵政庁に送付する。

第一百十条 加盟国の表

国際事務局は、連合の加盟国の分担金の等級、加盟国の属する地理的集団及び加盟国による連合の文書の締結状況を表示する加盟国の表を作成し、これを常に現状に合致させておく。

第一百一十條 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、執行理事会、郵便研究諮問理事会及び郵政庁に対し、その要請に応じて、郵便業務の問題に関する有益な情報をいつでも提供し、

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する各種の情報を収集し、整理し、発行し及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理すること並びに、一般に、連合の文書によつて同事務局に付託され又は連合のために同事務局に委託される研究及び編集又は記録に関する事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、郵政庁が特定の問題につき他の郵政庁の意見を知るために請求する照会を行う。照会の結果は、議決の性質を有せず、また、拘束力を有しない。

4 国際事務局は、有益と認める場合には、郵便研究諮問理事会の権限に属する問題を同理事会の議長に委託する。

5 国際事務局は、国際郵便業務に関する各種の勘定の清算において、その仲介を請求する郵政庁の間で決済機関として仲介を行う。

第一百十二條 技術協力

国際事務局は、国際技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助を増進することを任務とする。

第一百十三條 国際事務局が供給する用紙

国際事務局は、郵便本人票、国際返信切手券、郵便旅行小為替証書及び小為替帳の表紙を製造

し、これらを請求する郵政庁に対し実費で供給することを任務とする。

第一百十四條 限定連合の文書及び特別取極

1 憲章第八八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、限定連合の事務局又は、事務局がない場合には、これらを締結した国の一が国際事務局に二部送付する。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないうちに監視し、また、限定連合及び特別取極の存在を郵政庁に通知する。同事務局は、この規定に基づいて確認した違反を執行理事会に通知する。

第一百五條 連合の機関誌

国際事務局は、利用することができる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語で機関誌を編集する。

第一百十六條 連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、執行理事会の承認を得た上で、これを郵政庁、限定連合及び国際連合に送付する。

第一百十七條 大会議への議案の提出の手続

第三章 議案の提出及び審査の手続
第一百十七條 大会議への議案の提出の手続
1 加盟国の郵政庁による大会議への各種の議案の提出は、3の場合を除くほか、次の手続による。

(a) 大会議の期日の少なくとも六箇月前に国際事務局に到着する議案は、受理される。
(b) 編集上の議案は、大会議の期日に先立つ六箇月の期間中は受理されない。
(c) 実質的な議案であつて大会議の期日の六箇月前から四箇月前までの期間中に国際事務局に到着するものは、少なくとも二の郵政庁が支持しない限り、受理されない。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

万国郵便条約及び関係諸約定

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則

四八六

(d) 実質的な議案であつて大会議の期日に先立つ四箇月の期間中に国際事務局に到着するものは、少なくとも入の郵政庁が支持しない限り、受理されない。

(e) 支持の通告は、当該議案と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 編集上の議案には、これを提出する郵政庁が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。その記載のない議案であつて同事務局が編集にのみ関する議案と認められるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

3 1及び2に定める手続は、大会議内部規則に関する議案について又は既に提出された議案の修正については、適用しない。

1 いずれかの郵政庁が条約又は約定に關して大会議から大会議までの間に提出する各議案は、審議されるためには、少なくとも他の二の郵政庁の支持を得なければならない。その議案は、国際事務局がこれと同時に必要数の支持の通告を受領しない場合には、審議されない。

2 1の議案は、国際事務局の仲介によつて他の郵政庁に送付する。

1 議案は、次の手続に付される。すなわち、加盟国の郵政庁は、国際事務局の回章によつて通告された議案の審査及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、回答を取りまとめ、これを議案に対する賛否の表明の勧誘とともに郵政庁に通知する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、同事務局の回章のとみなす。

2 議案が約定若しくはその施行規則又はこれらの文書の最終議定書に關するものである場合には、その約定の締結国である加盟国の郵政庁のみが、1に定める手続に参加することができ

1 条約及び約定並びにこれらの文書の最終議定書の改正は、スイス連邦政府が国際事務局の請求に応じて作成しかつ加盟国政府に送付する外交上の通告書によつて確定される。

2 施行規則及びその最終議定書の改正は、国際事務局が確認し、郵政庁に通告する。条約第七十七條2(c)及び約定のこれに相当する条項に規定する解釈についても、同様とする。

1 採択された決定が、その通告の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から5までの規定が適用される場合を除くは、千九百七十六年以後の年について次の金額を超過してはならない。

千九百七十九年に予定されている大会議が延期される場合には、千九百八十一年以後の年に係る年次予算は、各年につき、その前年について定められた金額の五パーセントを超えて増額してはならない。

2 次回の大會議の開催に係る経費(事務局のための旅費、運送費、同時通訳の装置費、大會議の期間中における書類の作成費等)は、二百三十三万五千二百スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 執行理事会は、国際連合がジュネーヴにおいて勤務するその職員について適用することを認めた俸給表、年金掛金又は手当(勤務手当を含む)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 執行理事会は、国際郵便局名簿の再版及び国際事務局における食堂の設置を考慮して、1に定める最高限度額の超過を認めることができる。この目的のために認められる超過額の総額は、次の金額を超過してはならない。

5 1及び2の経費は、連合の円滑な運営を確保するために不十分であることが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。そのような措置を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行わなければならない。

8 スイス連邦政府が7の規定に従つて立て替えた金額は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも計算書の送付の年の十二月三十一日まで、借方郵政庁が償還する。この期限を経過した後は、支払うべき金額は、スイス連邦政府のため、この期限を経過した日から年五パーセントの割合で利子を生ずる。

1 加盟国は、自国が属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

2 加盟国は、憲章第二十一条4に定める手続に従い、連合への加入又は加盟の際に1の分担等級の一を割り当てられる。

5 3及び4の規定にかかわらず、一層高い等級への変更については、いかなる制限をも付さない。

第百二十四条 国際事務局が供給する物品に対する支払

国際事務局が郵政庁に有償で供給する物品に対する支払は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の一日から六箇月以内に行う。この期限を経過した後は、支払うべき金額は、この金額を立て替えたスイス連邦政府のため、この期限を経過した日から年五パーセントの割合で利子を生ずる。

第五章 仲裁

第二百二十五条 仲裁手続

1 仲裁によつて解決すべき紛議が生じた場合には、その当事者である各郵政庁は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国の郵政庁をそれぞれ選定する。二以上の郵政庁が一方の当事者である場合には、これらの郵政庁は、この規定の適用上、単一の郵政庁とみなす。

2 いずれか一方の当事者である郵政庁が仲裁の提議に対して六箇月以内に措置をとらなかつた場合においては、国際事務局に対して請求が行われたときは、同事務局は、当該郵政庁に対し仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。

3 係争当事者は、単一の仲裁者を指定することを取りきめることができる。その仲裁者は、国際事務局とすることができ、その仲裁者は、国

4 仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行う。

5 投票が賛否同数である場合には、仲裁者は、紛議の解決のため、同様に係争に利害関係を有しない他の一の郵政庁を選定する。その選定について合意に達しない場合には、国際事務局が、仲裁者の提案しなかつた郵政庁のうちから一の郵政庁を指定する。

6 約定に関する紛議の場合には、その約定に参加している郵政庁以外の郵政庁のうちから仲裁者を指定することができない。

第六章 最終規定

第二百二十六条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案で大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表された加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。

第二百二十七条 国際連合との協定に関する議案

前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、当該協定がその規定の改正の条件を定めている場合には、これによる。

第二百二十八条 この一般規則の効力発生及び有効期間

この一般規則は、千九百七十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの一般規則の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために

A・ザヘル

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ

A・アブデッサラーム

M・ハダビー

R・アッセル

M・ルアンチ

M・マアルーム

M・S・ネツカ

ドイツ連邦共和国のために

D・ユリアス

H・バウマン

F・J・ノイホッフ

アメリカ合衆国のために

B・F・ペイラー

H・E・S・ストック

J・F・ジョーンズ

M・J・リーガン

I・E・ハリスン

M・P・E・ホイット

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

B・F・ペイラー

H・E・S・ストック

J・F・ジョーンズ

M・J・リーガン

I・E・ハリスン

M・P・E・ホイット

サウディ・アラビア王国のために

A・D・ハイヤル

A・S・J・アレイル

アルゼンティン共和国のために

P・M・カペロ

オーストラリアのために

R・J・ページ

W・K・ウォータースン

K・W・ファーンネル

J・H・ベイツ

オーストラリア共和国のために

R・パーベシツ

A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル

H・クナウテ

バハマ連邦のために

C・ハリス

バハレーン国のために

A・B・E・マッタル

パングラデシュ人民共和国のために

A・M・アフサンウッラー

K・R・クッドウス

バルバドスのために

F・G・スミス

ベルギーのために

J・ルロイ

E・ストリニイフ

ブータン王国のために

D・N・カトワール

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

V・ウーラシツ

ビルマ連邦社会主義共和国のために

ウ・K・M・トゥン

ウ・T・ジ

ボリヴィア共和国のために

E・P・ヴェラスコ

ボツワナ共和国のために

E・M・トゥメロ

J・T・ボトルホル

ブラジル連邦共和国のために

J・グルジョン・ネット

ブルガリア人民共和国のために

A・ソウザ・グーニャ

G・アンドレエフ

ブルンディ共和国のために

B・ヌタウイガヤ

カメルーン連合共和国のために

E・ヌレンド

カナダのために

J・A・H・マッケイ

F・パジョー

D・G・ブロック

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則

四八八

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニー

チリのために

G・マンドゥハノ

中華人民共和国のために

朱春和

サイプレス共和国のために

P・ハジオアス

コロンビア共和国のために

D・ガルセス・G

J・カブレラ・S

コゴ人民共和国のために

A・サラサル・P

J・エンズーリ

A・ボワイエラ

B・パロウンダ

L・ムンブー

大韓民国のために

H・E・ホアン

C・S・バク

コスタリカ共和国のために

C・ロドリゲス

象牙海岸共和国のために

K・ボウスウ

J・ムーロ

H・ディアラ

T・ジュジュ

キューバ共和国のために

L・ソラ・V

L・チャヴィアノ

ダホメ共和国のために

G・グノンベ

L・アドゥン

デンマーク王国のために

G・V・C・ピーターセン

B・M・アナールセン

T・W・マッセン

B・W・ノアボ

ドミニカ共和国のために

エジプト・アラブ共和国のために

M・I・ソブヒー

A・バキール

A・T・アワダーラ

A・C・エル・カイ

エル・サルヴァドル共和国のために

A・A・アンドラーデ

アラブ首長国連邦のために

M・A・R・ハサン

S・E・M・アリ

エクアドル共和国のために

A・カステリャーノス

スペインのために

P・サンチェス・ペレス

J・アスカンドニ

A・ウレタ

M・R・ボセタ

アフリカにおけるスペインの領土のために

エティオピアのために

K・B・T・T・ベルハン

A・A・ウオルデ・ミカエル

フィジーのために

K・E・マイルズ

P・M・ラットナム

フィンランド共和国のために

O・サロイラ

T・プオランネ

P・テイリラ

フランス共和国のために

R・ジョーデル

P・ル・ソー

A・ヴァテオンヌ

A・グーヨン

E・ムーユソー

R・ボワントロー

P・フェメイ
フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全体のために

I・カバンヌ

P・ジャントゥ

A・ボニン

J・コンスタンタン

M・スフィアンヌ

ガボン共和国のために

A・オグアンバ

H・オグエンケロ

F・X・ロエンベ

V・ムビラ

ガーナのために

B・アソマニ

B・A・アバン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峽諸島及びマン島を含む)のために

サ・F・ウッダ

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係処理する海外領土のために

サ・F・ウッダ

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

ギリシャのために

I・クトラフリス

グアテマラ共和国のために

E・ロベス・H

ギニア共和国のために

S・ディアラ

I・ケイタ

ギニア・ビサオ共和国のために

V・F・モンテイロ

赤道ギニア共和国のために

ガイアナのために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

M・A・カンビール

P・タブンバ

G・サンボレ

B・ヤゴ

J・バリマ

ホンデュラス共和国のために

B・A・サンチェス・デ・ルレ

ハンガリー人民共和国のために

D・ホルン

インドのために

N・V・シノイ

R・レイ

インドネシア共和国のために

スハルジョノ

ルシリ

イランのために

G・シャキープニア

イラク共和国のために

M・A・アル・ジブリー

H・R・アル・ハムダーニ

T・S・トウアイマ

A・Q・アル・ナイス

Q・M・アル・シャウイ

M・N・アラブ

アイスランドのために

P・L・オコーメイ

P・L・オリゲイン

D・ヒーナン

アイスランド共和国のために

J・スクラソン

B・クリスチャンソン

R・ユリウスソン

イスラエルのために

S・アンベル

イタリアのために

Y・L・ランダウ

ジャマイカのために

R・I・ナイト

日本国のために

北原秀雄

ジョルダン・ハシエミット王国のために

H・カマーシュ

A・アルリジャーベル

I・カウダ

ケニア共和国のために

E・ハブウエ

W・N・ジタウ

カンボディア共和国のために

S・サッター

クウェイトのために

A・A・A・アル・サラウイ

ラオス王国のために

A・M・Y・アル・アイド

ブン・マック

S・パンナヴァン

S・ナオワラート

レソト王国のために

B・N・モコアテ

レバノン共和国のために

T・フランジエ

A・ナフル

O・A・タッパラ

K・アザル

リベリア共和国のために

J・H・スワレイ

A・K・ユオー

O・M・ニエバン

リビア・アラブ共和国のために

D・S・ナガール

A・M・H・アルワルファリ

リヒテンシュタイン公国のために

B・ベック

ルクセンブルグのために

R・フルネル

マレーシアのために

O・K・リヤン

K・スリニヴァサン

W・Y・b・サイド

A・K・b・H・ダウド

A・M・b・A・シャズイリ

マラウイのために

E・ジョセファット

モルディヴ共和国のために

マダガスカル共和国のために

E・ラハリソン

マリ共和国のために

M・ソウ

S・トゥラオレ

A・ヤッタラ

マルタのために

モロッコ王国のために

M・ベン・アブデッラー

A・マールーフィ

モーリシャスのために

J・ビュルメシユール

O・ラムデニー

モリタニア回教共和国のために

W・ムーサ

メキシコ合衆国のために

D・リンコン・A

モナコ公国のために

C・ソラミット

モンゴル人民共和国のために

D・ゴトブ

D・ゴンボスレン

ナウル共和国のために

ネパールのために

M・ダカール

ニカラグア共和国のために

A・A・ムリヤウプト

ニジニル共和国のために

G・シリル

ナイジェリア連邦共和国のために

J・A・オグンデジ

ノールウェーのために

R・R・ブル

E・ド・ヴィング

K・ストロムスネス

T・オーラク

ニュー・ジールランドのために

L・T・ヒース

A・C・ジョーンズ

J・E・B・エヴァンス

オマーン国のために

H・A・アッサイド

ウガンダのために

Y・キインジ

C・ムスンディ

E・オワガ

パキスタンのために

S・A・マフムド

Z・N・アームド

A・K・アワーン

パナマ共和国のために

J・M・エスピーノ・G

P・ブリン・M

J・エスピーノ

パラグアイ共和国のために

P・N・カセレス

オランダのために

フィリッパス・レインマン

H・P・ブツ

オランダ領アンティル及びスリナムのために

E・G・レーデ

R・S・アーレンツ

ベルギー共和国のために

H・メリノ

フィリピン共和国のために

F・R・タナベ

R・A・ウルキオラ

P・P・デ・ラ・パス

ポランド人民共和国のために

M・ミスケヴィツ

ポルトガルのために

F・J・レイノ

J・L・V・デ・マトシエ

A・M・D・レイス

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため

に

東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける

ポルトガルの諸州のために

カタル国のために

M・S・アル・モアデイ

A・H・アル・ハートル

M・A・ムバツラク

ドイツ民主共和国のために

R・ゼリネック

朝鮮民主主義人民共和国のために

チン・チュン・グック

ルーマニア社会主義共和国のために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

四九〇

V・スキオバルラン
I・ラドレスク
M・ヴォイチェスク
ルワンダ共和国のために
サン・マリノ共和国のために
D・フォルチェリーニ
セネガル共和国のために
B・ヌディアエ
A・ゲイエ
D・ヌディアエ
シエラ・レオネ共和国のために
W・T・モルガン
シンガポールのために
パトリック・リー・ブーン・グアン
ソマリア民主共和国のために
J・H・M・ハルン
J・S・M・アラウイ
スーダン民主共和国のために
H・I・バシル
S・M・ガディ
スリ・ランカ共和国のために
V・D・カルナトネ
スウェーデンのために
H・イエーデル
K・A・レーフグレン
T・サイデン
T・シレン
スイス連邦のために
M・レドリ
F・ブルキャン
H・グプラー
スワジランド王国のために
J・M・ファクジエ
J・S・シコンジエ
E・M・ヌラバチ
シリア・アラブ共和国のために
A・ハラビー

A・アルルジャビー
M・ダッルル
A・アリ
タンザニア連合共和国のために
R・M・ユスフ
R・キガラバ
チャード共和国のために
D・ダウナ
チエッコスロヴァキア社会主義共和国のために
J・マニヤーク
タイのために
C・トングマ
トーゴ共和国のために
P・アメドジ
E・ラウソン
I・エクエ
トンガ王国のために
I・F・ファレタウ
トリニダード・トバゴのために
テュニジアのために
S・ベッザウイ
M・バルマ
M・カムーン
トルコのために
M・エルケル
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・F・ククルーザ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
D・I・マンゲルダン
ウルグアイ東方共和国のために
J・A・ボラー
ヴァチカン市国のために
L・ジュンテイレ
ヴァネズエラ共和国のために
G・ブラサ
ヴァイエトナム共和国のために

B・V・アン
イエメン・アラブ共和国のために
M・A・ザイエド
イエメン民主人民共和国のために
A・M・アルハウサリ
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために
P・ヴァシリエヴィッチ
ザイル共和国のために
L・ヌザウ
I・ヌガンドウ
カンジョコ・カボビ
メンガ・マ・マロンガ
ザンビア共和国のために
R・J・ムワベ
J・B・カサウカ

万国郵便連合一一般規則の最終議定書
下名の全権委員は、本日付けで締結された万国郵便連合一一般規則に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 執行理事会及び郵便研究諮問理事会
一般規則の規定のうち執行理事会及び郵便研究諮問理事会の組織及び運営に関するものは、一般規則の効力発生前に適用することができる。

第二条 連合の経費
1 一般規則第二百二十八条の規定にかかわらず、国際通信切手券の新たな会計制度を千九百七十五年一月一日から実施するための経費として、千九百七十五年の連合の機関の活動に係る年次経費の最高限度額に十万スイス・フランを加える。

2 一般規則第二百二十二条1の規定にかかわらず、執行理事会又は、特に緊急の場合には、国際事務局局長は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することができなかつた修理の費用を賄うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が一般規則の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アファニスタン共和国のために
A・ザヘル
南アフリカ共和国のために
アルバニア人民共和国のために
アルジェリア民主人民共和国のために
K・ハサネ
A・アブデッサラム
M・ハダビー
R・アッセラ
M・ルアンチ
M・マアルム
M・S・ネッカ
ドイツ連邦共和国のために
D・エリアス
H・パウマン
F・J・ノイホッフ
アメリカ合衆国のために
B・F・ペイラー
H・E・S・ストック

第三条 分担等級
一般規則第二百三十三条1の規定は、一般規則の効力発生前に適用することができる。

できる。ただし、その超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。

J・F・ジョーンズ
M・J・リーガン
I・E・ハリスン
M・P・E・ホイット
信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むア
メリカ合衆国の領土全体のために

B・F・ペイラー
H・E・S・ストック
J・F・ジョーンズ
M・J・リーガン
I・E・ハリスン
M・P・E・ホイット
サウディ・アラビア王国のために

A・D・ハイヤル
A・S・J・アレイル
A・A・サンマン
アルゼンティン共和国のために
P・M・カペロ
オーストラリアのために

R・J・ペーじ
W・K・ウオーターソン
K・W・フアーネル
J・H・ペイツ
オーストリア共和国のために

R・パーベシツ
A・シニレーゲル
E・ナハトネーベル
H・クナウテ
バハマ連邦のために

C・ハリス
A・B・E・マッダール
バングラデシュ人民共和国のために
A・M・アフサンウッラー

K・R・クッドウス
バルバドスのために
F・G・スミス
ベルギーのために

J・ルロイ
E・ズトリュイフ
ブータン王国のために
D・N・カトワール

T・イエシエ
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
V・ウーラシツク
ビルマ連邦社会主義共和国のために

ウ・K・M・トゥン
ウ・T・ジ
ボリヴィア共和国のために
E・P・ヴェラスコ

ボツワナ共和国のために
E・M・トゥメロ
J・T・ボトルホル
K・S・ラマムルシー

ブラジル連邦共和国のために
J・グルジョン・ネット
A・ソウザ・クニーニ
ブルガリア人民共和国のために

G・アンドレエフ
ブルンディ共和国のために
B・ヌタウイガヤ
カメルーン連合共和国のために

E・ヌレンド
カナダのために
J・A・H・マッケイ
F・パジョー
D・G・ブロック

中央アフリカ共和国のために
T・ソコニー
チリのために
G・マンドゥハーン
中華人民共和国のために

朱春和
サイプレス共和国のために
P・ハジオアヌ
コロンビア共和国のために

D・ガルセス・G
J・カブレラ・S
A・サラサル・P
コンゴ人民共和国のために
J・エンズーリ

A・ボワイエラ
B・パロウンダ
L・ムンブー
大韓民国のために
H・E・ホアン

C・S・バク
C・ロドリゲス
コスタ・リカ共和国のために
C・ロドリゲス
象牙海岸共和国のために

K・ボウスウ
J・ムーロ
H・ディアラ
T・ジェジュ
キューバ共和国のために

L・ソラ・V
L・チャヴィアノ
ダホメ共和国のために
G・グノンベ
L・アドゥン

デンマーク王国のために
G・V・C・ピーターセン
B・M・アナーセン
T・W・マッセン
B・W・ノアボ

ドミニカ共和国のために
エジプト・アラブ共和国のために
M・I・ソブヒー
A・バキール
A・T・アワダーラ

A・C・エル・カイ
エル・サルヴァドル共和国のために
A・A・アンドラーデ

アラブ首長国連邦のために
M・A・R・ハサン
S・E・M・アリ

エクアドル共和国のために
A・カステリャーノス
スペインのために
P・サンチェス・ペレス
J・アスカンドニ

A・ウレタ
M・R・ボセタ
アフリカにおけるスペインの領土のために
エティオピアのために
K・B・T・ベルハン

A・A・ウオルデミカエル
フィジーのために
K・E・マイルズ
P・M・ラットナム
フィンランド共和国のために

O・サロイラ
T・ブオランネ
P・テイリラ
フランス共和国のために
R・ジョーデル

P・ル・ソー
A・ヴァテオソス
A・グーヨン
E・ムーユゾー
R・ボワントロー

P・フェメイ
フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全
体のために
I・カバンヌ
P・ジャントウ

A・ボニン
J・コンスタンタン
M・スフィアンヌ
ガボン共和国のために
A・オグアンバ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

四九二

H・オグエンケロ
F・X・ロエンベ
V・ムビラ
ガーナのために
B・アソマニ
B・A・アバン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峡諸島及びマン島を含む。)のために
サ・F・ウッッド

D・M・エリオット
D・E・ロバート
R・L・コリンズ
H・N・P・ハリスン
T・スコット

A・G・ブラウン
L・H・キングズベリー
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国政府が国際関係を処理する海外領土のために
サ・F・ウッッド

D・M・エリオット
D・E・ロバート
R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン
T・スコット
A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー
ギリシャのために
I・クトラフリス

グアテマラ共和国のために
E・ロベス・H
ギリシア共和国のために

S・ディアラ
I・ケイタ
ギニア・ビサオ共和国のために

V・F・モンテイロ
赤道ギニア共和国のために
ガイアナのために

ガイアナのために

ハイティ共和国のために
上ヴォルタ共和国のために

M・A・カンビール
P・タブソバ
G・サンボレ

B・ヤゴ
J・バリマ
ホンデラス共和国のために

B・A・サンチエス・デ・ルレ
ハンガリー人民共和国のために
D・ホルン

インドのために
N・V・シエノイ
R・レイ

インドネシア共和国のために
スハルジョノ
ルスリ

イランのために
G・シャキープニア
イラク共和国のために

M・A・アル||ジブリー
H・R・アル||ハムダーニ
T・S・トゥアイマ

A・Q・アル||ナース
Q・M・アル||シャウイ
M・N・アラブ

アイルランドのために
P・L・オコーメイン
P・L・オリゲイン

D・ヒーナン
J・スクラソン
アイスランド共和国のために

B・クリスチャンソン
R・ユリウスソン
イスラエルのために

S・アンベル

Y・L・ランダウ
イタリアのために
ジャマイカのために

R・I・ナイト
日本国のために
北原秀雄

ジョルダン・ハシエミット王国のために
H・カマーシユ
A・アル||ジャール

I・カウダ
ケニア共和国のために
E・ハブウェ

W・N・ジタウ
カンボディア共和国のために
S・サッター

クウェイトのために
A・A・A・アル||サラウイ
A・M・Y・アル||アード

ラオス王国のために
ブン・マック
S・バンナヴォン

S・ナオワラート
レソト王国のために
B・N・モコアテ

レバノン共和国のために
T・フランジュ
A・ナフル

O・A・タッパラ
K・アザル
リベリア共和国のために

J・H・スワレイ
A・K・ユオー
O・M・ニエバン

リビア・アラブ共和国のために
D・S・ナガトハ
A・M・H・アルワルファリー

リヒテンシュタイン公国のために

B・ベック
ルクセンブルグのために
R・フルネル

マレイシアのために
O・K・リヤン
K・スリニヴァサン

W・Y・b・サイド
A・K・b・H・ダウド
A・M・b・A・シャズイリ

マラウイのために
E・ジョセファット
モルディヴ共和国のために

マダガスカル共和国のために
E・ラハリソン
マリ共和国のために

M・ソウ
S・トゥラオレ
A・ヤッタラ

マルタのために
モロッコ王国のために
M・ベン・アブデッラー

A・マールフィー
モーリシアスのために
J・ビュルメシニール

O・ラムデニ
モーリタニア回教共和国のために
W・ムーサ

メキシコ合衆国のために
D・リンコン・A
モナコ公国のために

C・ソラミト
モンゴル人民共和国のために
D・ゴトブ

D・ゴンボスレン
ナウル共和国のために

ネパールのために

M・ダカール

ニカラグア共和国のために

A・A・ムリヤウプト

ニジェール共和国のために

G・シリル

ナイジェリア連邦共和国のために

J・A・オグンデジ

ノールウェーのために

R・R・ブル

E・ド・ヴィング

K・ストロムスネス

T・オーラク

ニュー・ジージランドのために

L・T・ヒース

A・C・ジョーンズ

オマーン国のために

J・E・B・エヴァンス

H・A・アッサイド

ウガンダのために

Y・キーンジ

C・ムスンディ

E・オワガゲ

パキスタンのために

S・A・マフムド

Z・N・アーメッド

A・K・アワーン

パナマ共和国のために

J・M・エスピノー・G

P・プリン・M

J・エスピノー

パラグアイ共和国のために

P・N・カセレス

オランダのために

F・リップス・レインマン

H・P・ブツ

オランダ領アンティル及びスリナムのために

E・G・レーデ

R・S・アーレンツ

ペルー共和国のために

H・メリノ

フィリピン共和国のために

F・R・タナベ

R・A・ウルキオラ

P・P・デ・ラ・パス

ポランド人民共和国のために

M・ミスケヴィッチ

ポルトガルのために

F・J・レイノ

J・L・V・デ・マトシエ

A・M・D・レイス

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため

に

東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける

ポルトガルの諸州のために

ポルトガルのために

カタル国のために

M・S・アル・モアダディ

A・H・アル・ハーテル

M・A・ムバツラク

ドイツ民主共和国のために

R・ゼリネック

朝鮮民主主義人民共和国のために

チン・チュン・グック

ルーマニア社会主義共和国のために

V・スキオバルラン

I・ラドレスク

M・ヴォイチエスク

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

D・フォルチェリーニ

セネガル共和国のために

B・ヌディアエ

A・ゲイエ

D・ヌディアエ

シエラ・レオネ共和国のために

W・T・モルガン

シンガポールのために

パトリック・リー・ブーン・グアン

ソマリア民主共和国のために

J・H・M・ハルン

J・S・M・アラウイ

スーダン民主共和国のために

H・I・バシール

S・M・ガディ

スリ・ランカ共和国のために

V・D・カルナラトネ

スウェーデンのために

H・イェーデル

K・A・レーフグレン

T・サイデン

T・シレン

スイス連邦のために

M・レドリ

F・ブルキヤン

H・グブラー

スワジランド王国のために

J・M・ファクジュ

J・S・シコンジエ

E・M・スラパチ

シリア・アラブ共和国のために

A・ハラビー

A・アル・ジャビー

M・ダッルル

A・アリー

タンザニア連合共和国のために

R・M・ユスフ

R・キガラバ

チャード共和国のために

D・ダウナ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

J・マニャーク

タイのために

C・トングマ

トロー共和国のために

P・アメドジ

E・ラウソン

I・エクエ

トンガ王国のために

I・F・フアレタウ

トリニダード・トバゴのために

テニジアのために

S・ベッザウイア

M・バルマ

M・カムーン

トルコのために

M・エルケル

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため

A・F・ククルーザ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

D・I・マンゲルダン

ウルグアイ東方共和国のために

J・A・ボラー

ヴァチカン市国のために

L・ジェンティール

ヴェネズエラ共和国のために

G・プラサ

ヴィエトナム共和国のために

B・V・アン

イエメン・アラブ共和国のために

M・A・ザイェド

イエメン民主人民共和国のために

A・M・アル・ハウサリ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため

P・ヴァシリエヴィッチ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則

四九四

ザイル共和国のために

L・ヌザウ

I・ヌガンドゥ

カンジョコ・カボビ

メンガ・マ・マロンガ

ザンビア共和国のために

R・J・ムワベ

J・B・カサウカ

万国郵便連合一般規則の附属書 大会議内

部規則

第一条 総則

この規則は、連合の文書に基づいて作成され、これに従属する。この規則の規定と連合の文書の規定とが相違する場合、連合の文書の規定による。

第二条 代表団

1 「代表団」とは、加盟国が大会議への参加のために指定した者又はそれらの者の全体をいう。代表団は、代表団の長並びに、必要があるときは、代表団の長の代理、一人又は二人以上の代表及び場合により一人又は二人以上の随員(専門家、秘書等を含む)で構成する。

2 代表団の長、その代理及び代表は、次条に定める条件を満たす委任状を有する場合、は、憲章第十四条にいう加盟国の代表者とする。

3 随員は、会合に出席することができ、原則として投票権を有しない。もつとも、代表団の長は、随員に対し、委員会の会合で自国の名において投票する権限を与えることができる。その権限の付与は、会合の開始に先立ち、書面により当該委員会の議長に届け出る。

第三条 代表の委任状

1 代表の委任状には、当該国の元首、政府の首長又は外務大臣が署名する。委任状は、良好妥当なものでなければならない。連合の文書に署名する権限を有する代表(全権委員)の委任状は、その署名の効力の範囲(批准又は承認を条

件とする署名であるか、政府の承認を条件とする署名であるか、最終的署名であるか)を記載する。その記載がない場合には、署名は、批准又は承認を条件とするものとみなす。連合の文書に署名する権限を与える委任状は投票権をも与えるものとされ、そのような権限を与える条件を有しない委任状は審議に参加し及び投票する権利のみを与えるものとされる。

2 委任状は、大会議の開会の後速やかに、指定された当局に寄託する。

3 委任状を有せず又は寄託していない代表であっても、その氏名が自国の政府により招請政府に通知されている場合には、大会議の活動への参加の当初から審議に参加し及び投票することができる。委任状が正規のものでない認められた代表についても同様とする。それらの代表は、その委任状がなく、寄託されておらず又は正規のものでないことを確認した委任状審査委員会の報告書が大会議によつて承認された時から、そのような状態が是正されない限り、投票権を有しない。

4 加盟国が大会議において自国を他の加盟国の代表団に代表させるための委任状(代理権に係る委任状)は、1の委任状と同様に良好妥当なものでなければならない。

5 電報による委任状(代理権に係るものを含む)は、認められない。もつとも、委任状の問題に関する照会に対し電報で行う回答は、認められる。

6 委任状を寄託した後一又は二以上の会合に出席することができない代表団は、その旨を書面により当該会合の議長に通知することを条件として、他国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほか二以上の国を代表することができない。

7 約定の締結国でない加盟国の代表は、当該約定に関する大会議の審議に投票権なしで参加することができる。

第四条 席順

1 大会議及び委員会の会合における代表団の席順は、代表される加盟国のフランス語による国名のアルファベット順とする。

2 執行理事会の議長は、適当な時期に、大会議及び委員会の会合の際に最前列の最初の席に着席する代表団の国を抽せんによつて決定する。

第五条 オブザーバー

1 国際連合の代表者は、大会議の審議に参加することができる。

2 執行理事会が指定する政府間国際機関のオブザーバーは、当該政府間国際機関に関係のある問題が討議される場合には、大会議の会合に出席することができる。

3 憲章第八条1の規定に基づいて設立された限定連合の資格のある代表者も、当該限定連合が希望する場合には、オブザーバーとして出席することができる。

4 1から3までのオブザーバーは、投票権なしで審議に参加する。

5 非政府機関が行う大会議への参加の請求については、大会議がその都度明示的な決定を行う。

第六条 大会議の長老

1 大会議開催国の郵政庁は、国際事務局との合意により大会議の長老として指定される者を示唆するものとし、執行理事会は、適当な時期にその者の指定を採択する。

2 長老は、大会議の第一回本会議の開会の時から大会議がその議長を選出する時まで議長の職務を行うものとし、また、この規則によつて付与されたその他の職務を行う。

第七条 大会議及び委員会の議長及び副議長

1 大会議は、第一回本会議において、長老の提議に基づき、大会議の議長国となる一の加盟国及び副議長国となる四の加盟国を指定する。議長国及び副議長国の地位は、できる限り加盟国

の地理的配分を考慮して割り当てる。

2 大会議は、また、長老の提議に基づき、委員会の議長国及び副議長国となる加盟国を指定する。

3 議長は、会合を開会し及び閉会し、討議を司会し、発言を許し、議案を投票に付し、議決に必要な票数を示し、決定事項を宣言し並びに場合によりその決定事項の解釈を行う。ただし、この解釈は、大会議の承認を条件とする。

4 議長は、この規則の遵守及び会合における秩序の維持を確保する。

5 代表団は、大会議又は委員会の議長がこの規則の規定又はその解釈に基づいて行つた決定につき、大会議又は委員会に対して異議を申し立てることができる。もつとも、議長の決定は、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で取り消されない限り、有効とする。

6 議長国である加盟国がその責務を遂行することができなくなった場合には、大会議又は委員会は、その加盟国に代わつて議長国となる一国を副議長国のうちから指定する。

第八条 議長団会議

1 議長団会議は、大会議の活動を指導することを任務とする中央機関とし、大会議の議長及び副議長並びに委員会の議長で構成する。議長団会議は、大会議及び委員会の活動の進行を検討するため、また、この進行を容易にすることを目的とする勧告を行うため、定期的に会合する。議長団会議は、各本会議の議事日程の作成及び委員会の活動の調整について議長を補佐するものとし、また、大会議の閉会に関する勧告を行う。

2 第十二条1に規定する大会議の事務局長及び事務局次長は、議長団会議の会合に出席する。

第九条 委員会

大会議は、その活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、それらの委員会の権限を定める。

第十条 作業部会

各委員会は、特別の問題の研究のため作業部会を設けることができる。

第十一条 委員会の構成国

- 1 大会議に代表された加盟国は、当然に、憲章、一般規則、条約及び条約の施行規則に関する議案の審査を任務とする委員会の構成国となる。
- 2 大会議に代表された加盟国で一又は二以上の任意的な約定の締結国であるものは、当然に、当該約定の改正を任務とする委員会の構成国となる。その委員会の構成国は、自国が締結国となつてゐる約定についての投票権を有する。
- 3 自国が約定及びその施行規則を取り扱う委員会の構成国でない代表団は、その委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

第十二条 大会議及び委員会の事務局

- 1 国際事務局局長及び国際事務局次長は、それぞれ大会議の事務局局長及び事務局次長の職務を行う。
- 2 事務局局長及び事務局次長は、大会議及び議長団会合の会合に出席し、並びに投票権なしで審議に参加するものとし、また、投票権なしで、委員会の会合に出席し又は国際事務局の高級職員を代理として出席させることができる。
- 3 大会議、議長団会合及び委員会の事務局の事務は、国際事務局の職員が開催国の郵政庁と協力して行う。
- 4 国際事務局の高級職員は、大会議、議長団会合及び委員会の書記の職務を行うものとし、会合において議長を補佐し、及び議事録又は報告書の作成について責任を負う。
- 5 大会議及び委員会の書記は、書記補によつて補佐される。
- 6 フランス語に精通した報告者は、大会議及び委員会の議事録の起草を任務とする。

第十三条 審議に使用する言語

- 1 2の場合を除くは、審議の際には、同時に通

訳施設又は逐次通訳施設により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。

第十四条 大会議の書類の作成に使用する言語

- 1 1の言語以外の言語も、また、審議(2)の審議を除く)の際に使用することを許される。この場合において、開催国の言語は、優先権を有する。1の言語以外の言語を使用する代表団は、1の同時通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能であるときはその同時通訳施設により、又は特別の通訳者により、1の言語のうちいずれか一への同時通訳を確保する。
- 2 装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。
- 3 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。

第十五条 議案

- 1 大会議の会期中に作成する書類(大会議の承認を得るために提出する決定案を含む)は、大会議の事務局がフランス語で発行する。
- 2 1の発行のため、加盟国の代表団が作成する書類は、直接に、又は大会議の事務局に附属する翻訳業務の仲介により、フランス語で提出する。
- 3 一般規則の関係規定に基づいて構成される各言語集団が自己の費用負担で組織する2の各翻訳業務は、大会議の書類をそれぞれの言語に翻訳することもできる。

第十六条 大会議の審議に付するすべての問題は、議案として提出する。

- 1 大会議の審議に付するすべての問題は、議案として提出する。
- 2 国際事務局が大会議の開会に先立つて発行したすべての議案は、大会議に提出されたものとされる。
- 3 大会議の開会の後は、既に提出された議案の修正を目的とするものを除くは、いかなる議案も、受理しない。

案も、受理しない。

第十七条 原議案の一部の削除若しくは変更又はこれへの追加を内容とする議案は、修正案とする。ただし、大会議又は委員会が原議案と矛盾すると認める場合には、修正案としない。

- 1 既に提出された議案に関して大会議に提出する修正案は、審議の日に代表に配布することができように、その前日の正午までに書面によりフランス語で事務局に交付する。この期限は、大会議又は委員会における討議から直接に生ずる修正案については、適用しない。この場合において、修正の提案者は、請求に応じ、書面により、フランス語で又はそれが困難であるときは審議に使用する他のいずれかの言語でその修正案を提出する。議長は、これを朗読し又は朗読させる。
- 2 5の手続は、連合の文書の改正を目的としな

第十八条 議案又は修正案は、連合の文書に挿入すべき規定の最終的な形態を示すものでなければならぬ。もつとも、編集委員会は、当然に、編集上の訂正をそれに加えることができる。

第十九条 編集上の各議案(番号の末尾にRの文字を付したものは、国際事務局によりその性質に疑いがないと認められる場合には、直接に編集委員会に付託するものとし、同事務局が編集委員会のためにそれらの議案の表を作成する。また、それらの議案は、同事務局によりその性質に疑いがあると認められる場合には、他の委員会により純粹に編集上の議案であることが確認された後に編集委員会に付託するものとし、同事務局が編集委員会のためにそれらの議案の表を作成する。もつとも、それらの議案が大会議又は他の委員会によつて取り扱われる他の実質的な議案に関連するものであるときは、編集委員会は、大会議又は当該他の委員会がその実質的な議案について意見を表明した後でなければ、それらの議案の検討を行うことができない。番号の末尾にRの文字が付されていない各議案で国際事務局により編集上の議案と認められるものは、これに関連する実質的な議案を取り扱う委員会に直接に付託する。その委員会は、活動を開始した後速やかに、それらの議案のうちいずれを直接に編集委員会に付託するかを決定するものとし、国際事務局が関係委員会のために当該議案の表を作成する。

第二十条 同一の問題につき二以上の議案が提出された場合には、議長は、現行の規定から最も遠くかつ現状に最も重大な変更をもたらす議案から開始することを原則として、討議の順序を決定する。

- 1 議案が分割可能なものである場合には、提案者又は会議の同意を得て、その各部分を個別に検討し及び投票に付することができる。
- 2 提案者が大会議又は委員会において撤回した議案は、他の加盟国の代表団が再提出することができる。
- 3 議案に関して修正案が提出された場合には、投票は、まず、その修正案について行う。もつとも、議案に対する修正案は、その議案を提出した代表団が受諾するときは、直ちにその議案に取り入れる。
- 4 議案に関して二以上の修正案が提出された場合には、投票は、まず、原議案から最も近い修正案について行い、次いで、残余の修正案のうち原議案から最も遠いものについて行い、以下、すべての修正案の審議が終了する時まで同様とする。修正案が採択されたときは、これによつて修正された議案を投票に付する。修正案が採択されなかつたときは、投票は原議案について行う。
- 5 大会議及び委員会の議長は、各会合の後に、採択された議案、修正案又は決定案を編集委員会

第二十一条 議案の審査

- 1 編集上の各議案(番号の末尾にRの文字を付したものは、国際事務局によりその性質に疑いがないと認められる場合には、直接に編集委員会に付託するものとし、同事務局が編集委員会のためにそれらの議案の表を作成する。また、それらの議案は、同事務局によりその性質に疑いがあると認められる場合には、他の委員会により純粹に編集上の議案であることが確認された後に編集委員会に付託するものとし、同事務局が編集委員会のためにそれらの議案の表を作成する。もつとも、それらの議案が大会議又は他の委員会によつて取り扱われる他の実質的な議案に関連するものであるときは、編集委員会は、大会議又は当該他の委員会がその実質的な議案について意見を表明した後でなければ、それらの議案の検討を行うことができない。番号の末尾にRの文字が付されていない各議案で国際事務局により編集上の議案と認められるものは、これに関連する実質的な議案を取り扱う委員会に直接に付託する。その委員会は、活動を開始した後速やかに、それらの議案のうちいずれを直接に編集委員会に付託するかを決定するものとし、国際事務局が関係委員会のために当該議案の表を作成する。
- 2 同一の問題につき二以上の議案が提出された場合には、議長は、現行の規定から最も遠くかつ現状に最も重大な変更をもたらす議案から開始することを原則として、討議の順序を決定する。
- 3 議案が分割可能なものである場合には、提案者又は会議の同意を得て、その各部分を個別に検討し及び投票に付することができる。
- 4 提案者が大会議又は委員会において撤回した議案は、他の加盟国の代表団が再提出することができる。
- 5 議案に関して修正案が提出された場合には、投票は、まず、その修正案について行う。もつとも、議案に対する修正案は、その議案を提出した代表団が受諾するときは、直ちにその議案に取り入れる。
- 6 議案に関して二以上の修正案が提出された場合には、投票は、まず、原議案から最も近い修正案について行い、次いで、残余の修正案のうち原議案から最も遠いものについて行い、以下、すべての修正案の審議が終了する時まで同様とする。修正案が採択されたときは、これによつて修正された議案を投票に付する。修正案が採択されなかつたときは、投票は原議案について行う。
- 7 大会議及び委員会の議長は、各会合の後に、採択された議案、修正案又は決定案を編集委員会

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

四九六

会に付託する。

第十七条 審議

1 代表は、会合の議長が発言を許した後でなければ発言することができない。代表は、ゆつくりかつはつきりと発言することを勧奨される。議長は、審議の正常な進行と両立する限り、代表に対し、討議中の問題につき自由かつ十分に意見を表明する機会を与える。

2 出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で反対の決定がされない限り、発言は、五分を超えて行うことができない。議長は、この発言時間を超えて発言する者の発言を中断することができ、また、代表に対し議題から逸脱しないよう要請することができる。

3 議長は、討議中、発言者の表を朗読した後、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得てその表の締切りを宣言することができる。議長は、その表に掲げるすべての発言者が発言を終了した時に、討議の終結を宣言する。もつとも、先に行われた発言に対して答弁する権利は、表の締切りの後においても与えることができる。

4 議長は、また、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いずれか一の議案又は一括された特定の議案に関する同一代表団の発言の回数を制限することができる。ただし、提案者は、議案を紹介する機会及び、その請求により、他の代表団の発言に応じて新たな要素を導入するためその後に発言する機会を与えられるものとし、このようにして、その請求により、最後に発言することができる。

5 議長は、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いずれか一の議案又は一括された特定の議案に関する発言の回数を制限することができる。もつとも、その回数は、討議中の議案に対する賛成及び反対の発言につきそれぞれ五回未満に制限することができない。

第十八条 議事進行の動議

1 議事進行の動議のため又は個人的な理由により発言を求めることは、いつでも許される。この種の請求は、これについて遅滞なく決定を行うため、直ちに討議に付する。

2 議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱うことができない。

3 議事進行の動議は、次の順位で審議する。

(a) この規則の遵守
(b) 会合の停止
(c) 会合の閉会
(d) 討議中の問題の討議の延期
(e) 討議中の問題の討議の終結
(f) その他のすべての動議(議長が議案の審査のために決定した順位の変更を目的とする動議、権限の問題に関する動議等)で、議長がその順位を決定したもの

4 代表団は、問題の討議中に、理由を明らかにして、会合の停止又は閉会を提議することができる。その提議が支持された場合には、その停止又は閉会に反対を表明する二人の発言者に対しそれについてのみ発言を許した後、この動議を投票に付する。

5 代表団は、問題の討議を一定の期間延期することを提議することができる。この場合には、その延期に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、この動議を投票に付する。

6 代表団は、討議中の問題の討議の終結をいつでも提議することができる。この場合には、その終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、この動議を投票に付する。

7 議事進行の動議の提案者は、その動議が投票に付される前に、これを撤回することができる。撤回された動議は、修正を加え又は加えないで、他の代表団が再提出することができる。

第十九条 定足数及び投票に関する一般の規定

する加盟国の二分の一をもつて定足数とする。

ただし、約定に関しては、当該約定の締約国である代表された加盟国の二分の一が会合に出席し又は代理されていれば足りる。

2 合意によつて解決することができない問題は、投票によつて解決する。

3 出席した代表団であつて特定の投票に参加しないもの又はこれへの参加を希望しないことを宣言するものは、1に定める定足数が満たされているかどうかを決定するに当たり、欠席したものとして取り扱われない。

4 棄権票、白紙票及び無効票の数の合計が賛成票、反対票及び棄権票の数の合計の二分の一を超える場合には、問題の審査は、その後の会合まで延期する。この会合においては、棄権票、白紙票及び無効票の数は、計算に入れない。

第二十条 投票手続

1 投票は、伝統的な方式又は電子投票装置によつて行ふ。電子投票装置が会議の利用に供されている場合には、投票は、原則としてこれによつて行ふ。もつとも、秘密投票に関しては、伝統的な方式によることを一の代表団が請求し、その請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持された場合には、伝統的な方式によることができる。

2 伝統的な方式による場合には、投票手続は、次のとおりとする。

(a) 挙手による投票。この投票の結果については疑いがある場合には、議長は、自己の意思により又は一の代表団の請求に応じ、同一の問題につき指名点呼による投票を行うこととすることができる。

(b) 指名点呼による投票。この投票は、一の代表団の請求に応じ又は議長の意思によつて行ふ。点呼は、議長が抽せんによつて決定した国から始めて、代表された国のフランス語による国名のアルファベット順で行ふ。投票の結果は、賛成票、反対票及び棄権票の別に区

分された国の表とともに当該会合の議事録に記載する。

(c) 秘密投票。この投票は、二の代表団の請求に応じ投票用紙で行ふ。会合の議長は、三人の投票立会人を指定するものとし、また、投票の秘密を確保するために必要な措置をとる。

3 電子装置による場合には、投票手続は、次のとおりとする。

(a) 無記録投票。この投票は、挙手による投票に代わるものとする。

(b) 記録投票。この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、一の代表団によつて請求され、その請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行われない。

(c) 秘密投票。この投票は、投票用紙による秘密投票に代わるものとする。

4 投票が開始された後は、いずれの代表団も、その投票の方法に関する議事進行の動議の場合を除くほか、その投票を中断させることができない。

5 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

第二十一条 議案の承認の条件

1 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の数の加盟国による議決で承認されなければならない。

(a) 憲章に関しては、加盟国の少なくとも三分の二

(b) 一般規則に関しては、大会議に代表された加盟国の過半数。投票の際には、加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。

(c) 条約及びその施行規則に関しては、出席しかつ投票する加盟国の過半数

(d) 約定及びその施行規則に関しては、当該約定の締約国である加盟国で出席しかつ投票するものの過半数

2 合意によつて解決することができない手続の問題については、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で決定を行う。連合の文書の改正に關係のない決定についても、大会議が出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で別段の決定をしない限り、同様とする。

3 第十九条4の規定が適用される場合を除くほか、「出席しかつ投票する加盟国」とは、賛成票又は反対票を投ずる加盟国をいうものとし、棄権票並びに秘密投票の場合の白紙票及び無効票の数は、必要な票数を構成するための投票の計算に当たつては、考慮に入れない。

4 投票が賛否同数である場合には、議案は、否決されたものとする。

第二十二條 執行理事会及び郵便研究諮問理事會の理事國の選舉
議長は、執行理事会又は郵便研究諮問理事會の理事國の選舉において同数の票を得た國のうちいづれを理事國とするかを決定するため、抽せんを行う。

第二十三條 議事録
1 大会議及び委員會の會合の議事録には、會合の経過を記録し、發言を簡潔に要約し、かつ、議案及び審議の結果を記載する。本會議については議事録を、また、委員會の會合については概要議事録を作成する。

2 委員會の會合の議事録については、当該委員會が決定する場合には、大会議のための報告書をもつてその議事録の全部又は一部に代えることができる。作業部會は、原則として、これを設置した機關のための報告書を作成する。

3 もつとも、各代表は、會議の終了後二時間以内にフランス語による發言文を事務局に提出することを条件として、自己が行つた發言の概要又は全文が議事録又は報告書に記載されることを請求する権利を有する。

4 代表は、仮議事録又は仮報告書が配布された時から二十四時間以内に限り、自己の意見を事務局に提出することができる。事務局は、必要があるときは、その代表と当該會合の議長との間の仲介者となる。

5 議長は、4の規定に従ふことを条件として、原則として、大会議の各會合の初めに、既に行われた會合の議事録を承認のために提出する。審議につき議事録又は報告書が作成される委員會についても、同様とする。大会議又は委員會の承認を得ることができない会期末の會合の議事録又は報告書は、各會合の議長が承認するものとし、國際事務局は、当該議事録を發送した後四十日以内に加盟國の代表から同事務局に通知されることがある意見をも考慮に入れる。

6 國際事務局は、大会議及び委員會の會合の議事録又は報告書における編集上の誤りであつて5の承認の際に発見されなかつたものを訂正することができる。

第二十四條 決定案（連合の文書案、決議案等）の大会議による承認
1 編集委員會から提出された連合の各文書案は、原則として一条ごとに審査するものとし、全体として可決した後でなければ、採択したものとされない。その投票については、第二十一条1の規定を適用する。

2 各代表團は、1の審査の際に、委員會において採択され又は否決された議案を再提出することができる。代表團は、それらの議案に関する再審査の請求を行うに当たつては、連合の文書案中の關係規定が大会議の承認を得るために提出される會合の日少なくとも一日前に、その請求を書面により大会議の議長に通知する。

3 もつとも、2の再審査は、議長が大会議の議事の進行のために適當であると認める場合には、編集委員會から提出される連合の文書案の審査の前に行うことができる。

4 議長は、大会議により採択され又は否決されたときは、再審査の請求が少なくとも十の代表團によつて支持され及び出席しかつ投票する加盟國の三分の二以上の多数による議決で承認されない限り、同一の大会議によつて再審査することができない。この再審査は、本會議に直接に提出された議案に限り行うことができるものとし、同一の問題につき二回以上請求することができない。

5 國際事務局は、最終的に承認された連合の文書における編集上の誤りであつてその案の審査の際に発見されなかつたもの、条及び項の番号並びに引用条項を訂正することができる。

6 2から5までの規定は、連合の文書案以外の決定案（決議案、要案等）についても適用する。

第二十五條 連合の文書に対する留保
連合の文書に対する留保は、大会議が当該文書への署名の前に審査することができるよう、最終決定書に關する議案としてフランス語で提出する。

第二十六條 連合の文書への署名
大会議が最終的に承認した連合の文書には、全權委員が署名する。

第二十七條 この規則の改正
1 各大会議は、この規則を改正することができる。この規則を改正する議案は、審議されるためには、議案を提出する権限を有する連合の機關が提出するものを除くほか、大会議において少なくとも十の代表團の支持を得なければならぬ。

2 この規則を改正する議案は、採択されるためには、大会議に代表された加盟國の少なくとも三分の二による議決で承認されなければならない。

第一章 總則
第一條 締結の自由
1 憲章第一條に原則が定められている締結の自由の結果として、各郵政庁は、他の郵政庁から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、常に、自國の郵便物に利用される最も速達路線によつて送達する義務を負う。この義務は、航空通常郵便物についても、その送達に仲介郵政庁が参加するかどうかを問はず、適用する。

2 死滅しやすき若しくは変敗しやすき生物學上の材料又は放射性物質を包有する書狀の交換に参加しない加盟國は、自國の領域を経由するこの郵便物の開袋締結を許さない権限を有する。第三十三條6の郵便物についても、同様とする。

3 價格表記書狀の業務を行わない加盟國又は自國の海運業務若しくは航空業務が行う運送に關し有価物についての責任を認めない加盟國であっても、自國の領域を経由するこの郵便物の開袋締結し又は自國の海路若しくは航空路によるこの郵便物の運送を拒むことができない。もつとも、それらの國の責任は、書留郵便物について定めるところをもつて限度とする。

4 陸路及び海路によつて送達される小包郵便物の締結の自由は、この業務に参加する國の領域内に限定する。

5 航空小包の締結の自由は、連合の全領域において保障する。ただし、小包郵便物に關する協定の締結國でない加盟國は、航空小包の平面路による送達に参加することを強制されない。

6 小包郵便物に關する協定の締結國である加盟國は、價格表記小包郵便物の業務を行つていないが、價格表記小包郵便物の業務を行つていないが、合意により、かつ、同憲章第二十五條8の規定に従ふことを条件として、國際郵便業務に適用する共通の規則及び通常郵便の業務に關する規定をこの条約で定めた。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

四九八

い場合又は自国の海運業務若しくは航空業務が行う運送に關し有価物についての責任を認めていない場合にも、自国の領域を経由するこの小包の開袋経路又は自国の海路若しくは航空路によるこの小包の運送を拒むことができない。もつとも、それらの国の責任は、価格表記としない同一重量の小包について定めるところをもつて限度とする。

第二条 経路の自由の不遵守

いずれかの加盟国が経路の自由に関する憲章第一条及び前条の規定を遵守しない場合には、他の加盟国の郵政庁は、当該加盟国との郵便業務を廃止する権利を有する。それらの郵政庁は、その措置を電報で関係郵政庁に予告し、かつ、その事実を国際事務局に通知する。

第三条 通過国の業務が参加しない陸路

通過国の業務が参加しない郵便物の経路運送については、あらかじめその通過国の同意を得なければならぬ。通過国は、この形式の経路に關しては責任を負わない。

第四条 業務の一時停止及び再開

郵政庁は、特別の事情により業務の実施の全部又は一部を一時停止しなければならないとなつた場合には、その旨を直ちに、必要があるときは電報で、関係郵政庁に通知しなければならない。また、停止した業務の再開の際にも同様の義務を有する。全般的な通知が必要と認められる場合には、郵政庁は、国際事務局に対し業務の停止又は再開を通知しなければならない。

第五条 郵便物の所属

郵便物は、名あての法令に基づいて差し押さえられた場合を除くは、権利者に交付される時までには、差出人に所属する。

第六条 新規業務の創設

郵政庁は、合意により、この条約に明文の定めのない新規業務を創設することができる。新規業務に關する料金は、当該郵政庁がその業務の運用

に係る費用を参酌して定める。

第七条 料金

1 各種の国際郵便業務に關する料金は、この条約及び約定で定める。
2 この条約及び約定に規定する料金以外の郵便料金は、その種類のいかんを問はず、徴収してはならない。

第八条 相当額

各加盟国は、自国の通貨でできる限り正確に金フランの値に対応する相当額により、料金を定める。

第九条 郵便切手

料金納付用の郵便切手は、郵政庁のみが発行する。

第十条 用紙

1 用紙の字句、色及び大きさは、この条約及び約定の施行規則に定めるものでなければならぬ。
2 郵政庁が相互間で使用する用紙は、関係郵政庁が直接の取決めによつて別段の決定をしない限り、行間対訳を付し又は付さないで、フランス語で作成する。
3 公衆用の用紙は、フランス語で印刷しない場合には、フランス語による行間対訳を付する。

第十一条 郵便本人票

1 各郵政庁は、郵便本人票を認めない旨を通告しなかつた加盟国における郵便の取扱ひ上証書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。
2 郵便本人票を交付する郵政庁は、その交付につき、二フランを超えない料金を徴収することができる。

3 郵便物の交付又は金銭業務の証書類についての払渡しが正規の郵便本人票の提示の下に行われたことが立証された場合には、郵政庁は、責任を免れる。郵政庁は、正規の郵便本人票の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずることがある結果についても責任を負わない。

4 郵便本人票は、発行の日から起算して五年間効力を有する。ただし、次の場合には、効力を失う。

(a) 本人の容ぼうが写真又は特徴書きと一致しないほど変わった場合
(b) 本人票が本人に關する一定の記入事項を点検することができないほど損傷している場合
(c) 本人票に變造の形跡がある場合

第十二条 勘定の決済

郵便業務から生ずる国際勘定の郵政庁間の決済は、その問題に關する取決めがある場合には、一般の取引とみなし、関係加盟国の通常の国際的義務に従つて行ふことができる。この種の取決めがない場合には、勘定の決済は、施行規則の規定に従つて行ふ。

第十三条 処罰に關する約束

加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置をとること又はその措置を自国の立法機關に提議することを約束する。
(a) 郵便切手(通用を廃止したものを含む)、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。
(b) 次のものの使用又は流布を処罰すること。
一 偽造した郵便切手(通用を廃止したものを含む)又は既に使用した郵便切手及び料金計器又は印刷機による印影であつて偽造し又は既に使用したもの
二 偽造した国際返信切手券
三 偽造した郵便本人票

第十四条 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること

(c) 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。
(d) いずれかの加盟国の郵政庁が発行する切手類と混同しやすいような偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造し及び流布する詐欺行為を禁止し及び抑圧すること。

(e) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬及び爆発性の又は発火しやすい性質の物質を郵便物に入れることを防止し、かつ、必要があるときは、これを処罰すること。ただし、この条約及び約定がそれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

第二章 郵便料金の免除

第十四条 郵便料金の免除

郵便料金の免除は、この条約及び約定に明文の定めのある場合に限り行ふ。

第十五条 郵便業務上の通常郵便物に關する郵便料金の免除

郵便業務上の通常郵便物に關する郵便料金の免除は、第六十条の規定に従ふことを条件として、郵便料金を免除する。

(a) 郵政庁又は郵便局が差し出す場合

(b) 万国郵便連合の機關と限定連合の機關との間若しくは限定連合の機關の間で交換し又はこれらの機關が郵政庁若しくは郵便局にあてて差し出す場合

第十六条 捕虜及び拘留された文民に關する郵便物に關する郵便料金の免除

1 通常郵便物、価格表記書状、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、捕虜が直接に又は捕虜の待遇に關する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第二百二十二条の情報局及び同条約第二百二十三条の中央捕虜情報局の仲介によつて発受するものについては、第六十条の規定に従ふことを条件として、料金を免除する。中立国内に収容されている交戦者は、この規定の適用上、捕虜とみなす。

2 通常郵便物、価格表記書状、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、直接に、又は戦時における文民の保護に關する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第二百三十六条の情報局及び同条約第四百零四条の中央被保護者情報局の仲介により、他国から発せられ同条約に規定する拘留された文民にあてられ又はこれらの者が

ら差し出されるものについても、1の規定を適用する。

3 1及び2に規定する情報局及び中央情報局も、1及び2に規定する者に關する通常郵便物、價格表記書状、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、それらの局が1及び2に定める条件で直接に又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享有する。

4 郵便料金を免除される1から3までの小包は、重量五キログラムを超えないものに限り差出しを認められる。内容品を分割することができない郵便物及び捕虜に分配するために収容所又はその代表者にあつた郵便物については、重量の最大限度は、十キログラムとする。

第十七条 点字郵便物についての郵便料金の免除

点字郵便物については、第六十条2の規定に従

うことを条件として、普通料金、第二十一条に掲げる特別料金及び代金引換料を免除する。

第二章 通常郵便に關する規定

第一章 總則

第十八条 通常郵便物

「通常郵便物」とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。

第十九条 料金及び一般条件

1 連合の全境域における通常郵便物の運送に係る料金は、次の表の1から3までの欄に示すところから従つて定める。この料金は、その七十パーセントを限度として引き上げ(4の欄)又はその五十パーセントを限度として引き下げることができ(5の欄)。この料金には、第二十二條4に定める例外を除くほか、配達業務が名あて国において実施されている限り、郵便物の受取人の住所への配達費用を含む。

郵便物	重量 段階	基本料金 (サンチム)	料 金 (サンチム)
1	2	3	4
書 状	2	3	4
1	2	3	4
二〇グラムまで	五〇	八五	二五
二〇グラムを超え五〇グラムまで	九〇	一五三	四五
五〇グラムを超え一〇〇グラムまで	一二〇	二〇四	六〇
又は			
二〇グラムを超え一〇〇グラムまで	一二〇	二〇四	六〇
一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで	二四〇	四〇八	一二〇
二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで	四六〇	七八二	二三〇
五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで	八〇〇	一、三六〇	四〇〇
一、〇〇〇グラムを超え二、〇〇〇グラムまで	一、三〇〇	二、二二〇	六五〇

郵便葉書

印刷物

郵便物	重量 段階	基本料金 (サンチム)	料 金 (サンチム)
1	2	3	4
二〇グラムまで	二五	四二・五	一七・五
二〇グラムを超え五〇グラムまで	四〇	六八	二〇
五〇グラムを超え一〇〇グラムまで	五五	九三・五	二七・五
又は			
二〇グラムを超え一〇〇グラムまで	五五	九三・五	二七・五
一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで	一〇〇	一七〇	五〇
二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで	一八〇	三〇六	九〇
五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで	三〇〇	五一〇	一五〇
一、〇〇〇グラムを超え二、〇〇〇グラムまで	四二〇	七一四	二二〇
追加の一、〇〇〇グラムの段階ごとに	二二〇	三五七	一〇五
点字郵便物			
第十七条参照			
一〇〇グラムまで	五五	九三・五	二七・五
一〇〇グラムを超え二五〇グラムまで	一〇〇	一七〇	五〇
二五〇グラムを超え五〇〇グラムまで	一八〇	三〇六	九〇
五〇〇グラムを超え一、〇〇〇グラムまで	三〇〇	五一〇	一五〇

2 例外として、内国業務において通常郵便物のうちの一種類としての郵便葉書を廃止した加盟国は、国際業務の郵便葉書について書状の料金を適用する権能を有する。

3 郵政庁は、印刷物については、1の規定にかかわらず、五十グラムの第一重量段階を適用する権能を有する。

4 1に規定する範囲内で定める料金の間には、基本料金の間の割合と同一の割合ができる限り保持されなければならない。各郵政庁は、その定めた料金につき、自国の貨幣制度の便宜に従つて端数を切り上げ又は切り捨てる権能を有する。この規定は、普通料金以外のすべての料金についても同様に適用する。例外として、各郵政庁は、1に規定する範囲内で、印刷物又は小形包装物の料金に

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一一般規則 五〇〇

つき、書状料金について適用する引上率を超える引上率を適用することができる。

5 郵政庁は、自国の通貨が一回又は引き続き二回以上切り上げられ又は切り下げられた場合において、その率が全体として十五パーセントを超えない限り、この条約及び約定に定められた料金の相当額並びに国際通信切手券の売りさばき価格を改正する義務を有しない。

6 通常郵便物の重量及び大きさの制限は、次の表に定めるところとする。

郵便物	重量	制限	
		大	小
書状	二キログラム	最大限度 長さ、幅と厚さを合計して九〇〇ミリメートル。ただし、長さは、六〇〇ミリメートルを超えることができない。	長さ、幅と厚さを合計して九〇〇ミリメートル。ただし、長さは、六〇〇ミリメートルを超えることができない。
印刷物	二キログラム (書籍及び冊子については、五キログラム。この重量は、関係郵政庁と合意の上、一〇キログラムまで引き上げることができる。)	長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)を下らない大きさの一面を有しなければならない。	長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)を下らない大きさの一面を有しなければならない。
点字郵便物	七キログラム	長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)	長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)
小形包装物	一キログラム	長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)	長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)
郵便葉書		最大限度 長さ一四八ミリメートル、幅一〇五ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)	最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(それぞれ許容差二ミリメートル)

7 郵政庁は、自国内で差し出される通常郵便物につき、この郵便物が6に定める重量制限を超えない限り、内国業務の同種の郵便物について

8 形態別に次の条件を満たす長方形の郵便物で長さが幅に二の平方根(近似値一・四)を乗じた

ものを下らないものは、6の規定の範囲内で定形郵便物とする。

(a) 封筒に入れた郵便物
一 普通の封筒に入れた郵便物
大きさの最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル(許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。)

大きさの最大限度 長さ二三五ミリメートル、幅二二〇ミリメートル(許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。)

重量の最大限度 二〇グラム
厚さの最大限度 五ミリメートル
なお、あて名が、封筒の封じ目のない面上で、四辺がそれぞれ次の位置にある長方形の部分内に記載されていること。

封筒の上辺から四〇ミリメートル(許容差は、二ミリメートルとする。)
右辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
右辺から一四〇ミリメートル

二 透かし窓がある封筒に入れた郵便物
普通の封筒に入れた郵便物と同一の大きさ、重量及び厚さ
この郵便物は、また、施行規則第二百二十二条に定める一般的引受条件のほか、次の条件を満たさなければならない。

透かし窓は、封筒の四辺から少なくとも次の距離にあること。
封筒の上辺から四〇ミリメートル(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル
左辺から一五ミリメートル

三 封筒に入れたすべての郵便物
差出人の住所氏名は、封筒の表面に記載される場合には、上部左すみに位置すること。この場所は、また、業務上の記載及び票符のために充てなければならない。この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、業務上の記載及び票符は、差出人の住所氏名の下に位置することができる。

(b) カードの形態の郵便物
(c) 郵便葉書と同一の大きさ及び耐力
(a) 及び(b)の郵便物
あて名は、長辺に沿って記載されていること。名あて面の左辺から四〇ミリメートル(許容差は、二ミリメートルとする。)、右辺から七四ミリメートルの長方形の部分に料金納付及び消印のために残されていること。郵便切手又は料金納付の印影がその部分の上部の右すみに付されていること。

次の郵便物は、定形郵便物としない。
(a) から(c)までに定める条件を満たさない郵便物
折り合わせたカード
止め金、金属製のはと目又はかぎホックによつて封をされた郵便物
露出したまま(封筒に入れないで)差し出されるせん孔したカード

9 差出郵便物は、封筒に入れた書状及び印刷物で第一重量段階に属しかつ定形郵便物でないもの並びにカードの形態の書状で8の柱書及び(b)に定める条件を満たさないものにつき、第二重量段階の郵便物の料金の額を超えない料金を適用する権能を有する。

10 第十五条に規定する郵便業務上の通常郵便物

- 11 については、6に定める重量及び大きさの制限を適用しない。ただし、郵便物一個につき最大限三十キログラムの重量を超えてはならない。
- 12 同一名あて地の同一受取人にあてた印刷物で又は二以上の特別の郵便に納められたものについては、6に定める重量制限を適用しない。ただし、郵便一個につき最大限三十キログラムの重量を超えてはならない。この郵便物について適用する料金は、郵便の総重量に達するまで一キログラムの段階ごとに計算する。各郵政庁は、特別の郵便に納めて送達する印刷物については、十パーセントを限度として料金の引下げを許可する権限を有する。
- 13 施行規則の規定に従って包装された死滅しやす又は変敗しやすい生物学上の材料については、書状の料金を適用し、かつ、書留とするものとし、最も速達路線の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路によつて送達する。これらの材料は、適格性のある公認の研究機関においてのみ交換することができ、その交換は、また、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて郵政庁が同意を表明した加盟国の間においてのみ行われる。
- 14 施行規則の規定に従って包装された放射性物質については、書状の料金を適用し、かつ、書留とするものとし、最も速達路線の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路によつて送達する。これらの物質は、正当に認められた差出人のみが差し出すことができる。その交換は、また、当該郵便物を相互に又は一方的に受領することについて郵政庁が同意を表明した加盟国の間においてのみ行われる。

- 15 各郵政庁は、自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物については、五十パーセントを限度として印刷物の料金の引下げを許可する権限を有する。もつとも、各郵政庁は、その引下げを、新聞紙の料金率で運送されるための内国規則に定める条件を満たす新聞紙及び定期刊行物に限定する権利を留保する。目録、目録見書、定価表等の商用印刷物は、その発行が定期的であるかどうかを問わず、その引下げから除外する。新聞紙及び定期刊行物に添付する紙片に印刷した広告も、同様とする。
- 16 郵政庁は、書籍、冊子、楽譜及び地図であつてその表紙又はとびらに掲げる広告類以外に何らの広告類をも有しないものについても、14の引下げと同率の引下げを許可することができ、封かんした封筒に入れた書留書状以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工しない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有することができない。
- 17 差出国及び名あて地の郵便物は、現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類であつて差出人、受取人及びこれらの者の同居人を除く者の間で交換されるものを包有する書状を自国の法令に従つて取り扱う権限を有する。
- 18 印刷物、点字郵便物及び小形包装物は、施行規則に定める例外を除くは、(a) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載を有する書類を包有してはならない、(b) 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証券又は価格を表示する証券を包有してはならない、(c) 異なる料金を課せられる物品を単一の郵便物として括する場合は、総重量が料金率の最も高い種類の郵便物の最大限の重量を超えないことを条件として許される。その郵便物の総重量について適用する料金は、料金率が最も高い種類の郵便物の料金とする。
- 20 この条及び施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、この条約及び施行規則に定める例

- 外を除くは、郵送しない。誤つて引き受けられた郵便物は、差出郵政庁に返送する。もつとも、名あて郵政庁は、受取人にその郵便物を配達することができない。この場合において、名あて郵政庁は、必要があるときは、その郵便物につき、それが封かん方法、内容品、重量又は大きさに従つて属すべき種類の通常郵便物について定める料金を適用する。6に定める重量の最大限を超える郵便物に対しては、その実際の重量に従つて料金を課することができ、(a) 締切時刻後に差し出される郵便物に対する追加料金(第二十一条)、(b) 一般窓口取扱時間外の差出しの料金(第二十一条)、(c) 留置郵便料(第二十一条)、(d) 重量五〇〇グラムを超える小形包装物の受取人への配達料(第二十一条)、(e) 保管料(第二十一条)を課する。
- 第二十条 外国における通常郵便物の差出し
- いづれの加盟国も、その領域内に居住する差出人が外国において定められた一層低い料金の利益を受けるためにその外国において差し出し又は差し出させる通常郵便物を送達し又は受取人に配達

- する義務を有しない。そのような郵便物が多量に差し出される場合には、その差出しが一層低い料金の利益を受けるために行われるかどうかを問わず、同様とする。この規則は、差出人が居住国において準備した後に国境を越えて搬出した郵便物についても、また、外国において作成した郵便物についても、差別なく適用する。関係郵政庁は、当該郵便物を差出元へ返送し、又はこれに内国料金を課する権利を有する。その郵政庁は、内国料金を課した場合において、差出人がこの料金の支払を拒否したときは、自国の法令に従い当該郵便物を処分することができる。
- 第二十一条 特別料金
- この条約に規定する料金であつて第十九条に定める料金のほかに徴収するものは、「特別料金」という。その金額は、次の表に従つて定める。
- | 料金の名称 | 金額 | 備考 |
|---------------------------------------|--|--|
| (a) 締切時刻後に差し出される郵便物に対する追加料金(第二十一条) | 内国制度における料金と同額 | |
| (b) 一般窓口取扱時間外の差出しの料金(第二十一条) | 内国制度における料金と同額 | |
| (c) 留置郵便料(第二十一条) | 内国制度における料金と同額 | |
| (d) 重量五〇〇グラムを超える小形包装物の受取人への配達料(第二十一条) | 最高限六〇サンチム | 住所配達の場合には、この料金を最高限三〇サンチムを加えることができる。 |
| (e) 保管料(第二十一条) | 重量五〇〇グラムを超えるすべての通常郵便物(点字郵便物を除く)について国内法令で定める料金率に従つて徴収する額 | |
| (f) 普通郵便物の料金未納又は料金不足の場合の料金(第二十一条) | 配達国が採用している第一重量段階の書状の料金を分子とし、差出国が採用している同様の料金を分母とする分数を不納額に乗じて算出した額に最高限六〇サンチムの取扱い金を加えた額 | この取扱料金は、施行規則第三十七條から三十八條の場合には、徴収しない。 |
| (g) 別配達料(第二十九条2、3及び6) | 第一重量段階の普通書状の料金の額を最低限度とし、一フラン六〇サンチムを最高限度とする額 | 郵政庁は、第十九条11の郵便物を包有する各郵便袋について、個別料金を代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。 |

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合意章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五〇二

- (h) 取戻料又はあて名変更料 (第三十条2)
- (i) 転送請求料 (第三十一条3)
- (j) 転送料又は返送料 (第三十一条4及び第三十二条7)
- (k) 通関料 (第三十五条)
- (l) 課金別納郵便物の配達に ついて徴収する料金 (第三十七條1、3及び4)
- (m) 取調料 (第三十九条4)
- (n) 書留料 (第四十一条1(b) 及び2)
- (o) 不可抗力危険負担料 (第四十一条3)
- (p) 受取通知料 (第四十二条1)
- (q) 書留郵便物の受取人本人への手交の料金 (第四十三条1)

最高限三フラン
内国制度における料金と同額
内国制度における料金と同額
最高限五フラン
一 名あて郵政庁のために徴収する手数料として最高限二フラン
二 差出しの後に行われた各請求につき差出郵政庁が徴収する料金として最高限三フラン
三 差出郵政庁が任意に徴収する追加料金として最高限二フラン
最高限九〇サンチーム
最高限二フラン
各書留郵便物について最高限四〇サンチーム
最高限八〇サンチーム
最高限五〇サンチーム

別配達が特別の負担を生ずる場合には、内国制度の同種の郵便物に関する規定に従つて補充料金を徴収することができる。
受取人が別配達を請求する場合に、内国制度の料金を徴収することができる。

郵政庁は、第十九条11の郵便物を包有する各郵袋について、個別料金に代えて、最高限八フランの一括料金を徴収する。

一 郵政庁は、第十九条11の郵便物を包有する各郵袋について、個別料金に代えて、最高限八フランの一括料金を徴収する。
二 郵政庁は、個別料金又は一括料金のほかに、書留郵便物のために、自国の法令で定める特別料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第二十二條 締切時刻後の差出しの料金、一般窓口取扱時間外の差出しの料金、留置郵便料及び小形包装物の配達料

- 1 郵政庁は、締切時刻後にその差立業務に差し出される郵便物については、自国の法令に従い、差出人から追加料金を徴収することができる。
- 2 郵政庁は、一般窓口取扱時間外に窓口へ差し出される郵便物については、自国の法令に従い、差出人から追加料金を徴収することができる。
- 3 名あての郵便物は、留置とされている郵便物に対しては、内国制度の同種の郵便物について自国の法令で定めることがある特別料金を課することができる。
- 4 名あての郵便物は、受取人に配達する重量五百グラムを超える小形包装物については、前条の表(d)の特別料金を徴収することができる。

第二十三條 保管料

名あて郵便物は、重量五百グラムを超える通常郵便物であつて受取人が無料で引き取ることできる期間内に引き取らなかつたものについては、自国の法令に従つて保管料を徴収することができる。この料金は、点字郵便物については適用しない。

第二十四條 料金の納付

- 1 第十八条に掲げる郵便物 (第十五条から第十七条までの郵便物を除く) については、原則として、差出人が完全に料金を前納しなければならぬ。
- 2 書状及び郵便葉書以外の郵便物で料金未納又は料金不足のものは、郵送しない。
- 3 料金未納又は料金不足の書状又は郵便葉書が多数差し出された場合には、差出国の郵政庁は、それらを差出人に還付する権能を有する。

第二十五條 料金納付の方法

1 料金の納付は、郵便物に印刷し若しくははり付けた郵便切手で差出国において効力を有するものによるほか、公に採用されかつ郵政庁の直

接の監督の下に使用される料金計器による印影又は印刷機その他の押印方法による印影 (差出郵政庁の規則がそのような押印制度を認める場合に限り) によつて行う。

- 2 同一名あて地の同一受取人にあてた印刷物で特別の郵袋に納められたものの料金の納付は、1のいずれかの方法によつて行うものとし、その総額は、郵袋の外部票札上に表示する。
- 3 郵便物であつて最初の運送につき正規に料金が納付され、かつ、補充料金が転送前に納付されたものと並びに新聞紙又はその包装物及び定期刊行物であつて名あて面に「Abonnement-poste」の記載を有し、かつ、新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定に基づいて発送されるものは、正当に料金が納付されたものとして取り扱う。これらの新聞紙又はその包装物及び定期刊行物の料金の納付が1のいずれかの方法によらない場合には、「Taxe payée」若しくは「T.P.」又は「Port payé」若しくは「P.P.」の記載を行う。

第二十六條 船舶内における通常郵便物の料金の納付

- 1 航海の始点若しくは終点又は寄港地に停泊中の船舶内で差し出される通常郵便物については、停泊国の郵便切手でその国の料金率に従つて料金を納付する。
- 2 公海上の船舶内で差し出される通常郵便物については、関係郵政庁の間の特別の合意がない限り、当該船舶の所属国又は維持国の郵便切手でその国の料金率に従つて料金を納付することができる。この方法で料金が納付された郵便物は、船舶の到着の後でできる限り速やかに寄港地の郵便局に交付しなければならぬ。

第二十七條 料金未納又は料金不足の場合の料金

- 1 料金未納又は料金不足の場合には、書状及び郵便葉書につき、受取人から配達不能の郵便物

については差出人から、第二十一条の表(注)の特
別料金を徴収する。

2 1の場合には、誤つて名あて国に送達された
その他の通常郵便物についても、同様の取扱
を適用することができる。

3 書留郵便物は、到着したときは、正当に料金
が納付されたものとみなす。

第二十八条 国際返信切手券
1 国際事務局が発行する国際返信切手券は、加
盟国において売りさばく。

2 国際返信切手券の価額は、一フランとし、当
該郵政庁が決定する売りさばき価格は、この価
額を下ることができない。

3 国際返信切手券は、各加盟国において、外国
にあてて平路面路により発送する普通書状の最低
料金を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と
引き換えられる。引換国の郵政庁の規則が許す
場合には、国際返信切手券は、また、切手付書
簡類と引き換えられる。十分な枚数の国際返信
切手券が提出された場合には、郵政庁は、増料
金のある郵便物として航空路によつて発送する
普通書状の最低料金の納付に必要な郵便切手を
提供する。

4 加盟国の郵政庁は、また、国際返信切手券と
その引換えによつて料金を納付すべき郵便物と
を同時に差し出すことを要求する機能を留保す
る。

5 郵政庁は、1の規定にかかわらず、国際返信
切手券を発売せず、又はその売りさばきを制限
する権能を有する。

第二十九条 別配達郵便物
1 郵政庁が別配達の業務を行う国においては、
通常郵便物は、差出人の請求に応じ、配達局に
到着の後でできる限り速やかに特別の配達人が配
達する。

2 1の郵便物は、「別配達郵便物」といい、普通
郵便物のほかに、第二十一条の表(注)の特別料金
を課される。この特別料金は、完全に前納しな
ければならない。

3 別配達が受取人の住所の位置又は名あて局へ
の到着の日及び時刻との関係上名あて郵政庁に
対して特別の負担を与える場合には、郵便物の
配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種の
郵便物に関する規定によつて規律する。

4 前納すべき料金の全額が完全に納付されてい
ない別配達郵便物は、差出局が別配達として取
り扱つたものでない限り、普通の方法で配達す
るものとし、差出局が別配達として取り扱つた
ものである場合には、これに対し第二十七条の
規定に従つて料金を課する。

5 郵政庁は、別配達の試みを一回のみにとどめ
ることができる。その試みが目的を達しなかつ
た場合には、当該郵便物は、普通の郵便物とし
て取り扱うことができる。

6 名あて郵政庁の規則が許す場合には、受取人
は、自己あての郵便物を到着の後直ちに別配達
によつて配達することを配達局に請求すること
ができる。この場合において、名あて郵政庁
は、内国業務において適用する料金を配達の際
に徴収することができる。

第三十条 取戻し及び差出人の請求によ
るあて名の変更又は訂正
1 通常郵便物の差出人は、次の場合に限り、郵
便物を取り戻し、又はそのあて名を変更するこ
とができる。

(a) 郵便物が受取人に配達されていない場合
(b) 郵便物が第三十三条の規定に抵触したこと
を理由として権限のある当局によつて没収さ
れ又は棄却されていない場合
(c) 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押
さえられていない場合

2 取戻請求又はあて名変更請求は、差出人の費
用負担で郵便又は電信によつて送達するものと
し、差出人は、各請求につき、第二十一条の表
(注)の特別料金を納付する。その請求が航空路又
は電信によつて送達される場合には、差出人
は、更に所要の航空増料金又は電報料を納付す
る。郵便物がまだ差出国にある場合には、取戻
請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求は、
差出国の法令に従つて処理する。

3 各郵政庁は、自国の法令が許す場合には、他
の郵政庁の業務に差し出された通常郵便物に関
する取戻請求又はあて名変更請求を受理する。

4 差出人は、取戻請求又はあて名変更請求に対
して名あて局のとつた措置につき航空路又は電
信によつて通知を受けることを希望する場合に
は、所要の航空増料金又は電報料を納付する。

5 同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便
局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関
する各取戻請求又はあて名変更請求について
は、2に規定する料金又は増料金は、一個分の
みを徴収する。

6 受取人の氏名又は身分の変更を伴わない単な
るあて名の訂正は、差出人が、名あて局に対
して直接に、すなわち手続の履行及び2の特別
料金の納付をしないので、請求することができ
る。

7 取戻請求に基づく郵便物の差出人への返送
は、差出人が所要の航空増料金を納付すること
を約束する場合には、航空路によつて行ふ。あ
て名変更請求に基づく郵便物が航空路によつ
て転送される場合には、新たな運送に要した航
空増料金を受取人から徴収し、配達郵政庁がこ
れを取戻す。

第三十一条 転送
1 通常郵便物は、受取人の住所変更の場合に
は、差出人が名あて国において通用する言語で
名あて面に行つた記載によつてその転送を禁止
してない限り、内国業務において定める条件
で直ちに受取人に転送する。ただし、一國から
他國への転送は、郵便物が新たな運送に必要な
条件を満たしている場合に限り行ふ。航空路
による転送の場合には、第六十八条2から5ま
で及び施行規則第八十三条の規定を適用す
る。

2 各郵政庁は、転送を行う期間を内国業務にお
ける期間と一致するように定める権能を有す
る。

3 内国業務において転送請求料を徴収する郵政
庁は、内国業務においてもこれを徴収すること
ができる。

4 通常郵便物の一國から他國への転送について
は、施行規則に定める例外を除くほか、追加料
金を徴収しない。ただし、内国業務において転
送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送
される国際業務の通常郵便物についても同一の
料金を徴収することができる。

5 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到
着の際に課され又は最初の運送の後に転送のた
め途中で課された料金の納付と引換えに、受取
人に配達する。この場合において、名あて國が
取り消さない関税その他の特別の費用は、償還
する。

6 留置郵便料、通関料、保管料、手数料、別配
達補充料及び小形包装物の受取人への配達料の料
金は、他國への転送の場合には、取り消す。
第三十二条 配達不能の郵便物の差出人
への返送
1 何らかの理由により受取人に配達することが
できなかった郵便物は、配達不能の郵便物とし
て取り扱う。

2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送す
る。

3 受取人のために保管される郵便物又は留置と
されている郵便物の保管期間は、名あて郵政庁
の規則で定める。ただし、その期間は、名あて
郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と
認める特別の場合を除くほか、原則として一箇
月を超えることができない。差出国への返送
は、差出人が名あて国において通用する言語で
名あて面に行つた記載によつて請求した場合に
は、一層短い期間内に行ふ。

4 通常郵便物の一國から他國への転送について
は、施行規則に定める例外を除くほか、追加料
金を徴収しない。ただし、内国業務において転
送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送
される国際業務の通常郵便物についても同一の
料金を徴収することができる。

5 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到
着の際に課され又は最初の運送の後に転送のた
め途中で課された料金の納付と引換えに、受取
人に配達する。この場合において、名あて國が
取り消さない関税その他の特別の費用は、償還
する。

6 留置郵便料、通関料、保管料、手数料、別配
達補充料及び小形包装物の受取人への配達料の料
金は、他國への転送の場合には、取り消す。
第三十二条 配達不能の郵便物の差出人
への返送
1 何らかの理由により受取人に配達することが
できなかった郵便物は、配達不能の郵便物とし
て取り扱う。

2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送す
る。

3 受取人のために保管される郵便物又は留置と
されている郵便物の保管期間は、名あて郵政庁
の規則で定める。ただし、その期間は、名あて
郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と
認める特別の場合を除くほか、原則として一箇
月を超えることができない。差出国への返送
は、差出人が名あて国において通用する言語で
名あて面に行つた記載によつて請求した場合に
は、一層短い期間内に行ふ。

4 通常郵便物の一國から他國への転送について
は、施行規則に定める例外を除くほか、追加料
金を徴収しない。ただし、内国業務において転
送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送
される国際業務の通常郵便物についても同一の
料金を徴収することができる。

5 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到
着の際に課され又は最初の運送の後に転送のた
め途中で課された料金の納付と引換えに、受取
人に配達する。この場合において、名あて國が
取り消さない関税その他の特別の費用は、償還
する。

6 留置郵便料、通関料、保管料、手数料、別配
達補充料及び小形包装物の受取人への配達料の料
金は、他國への転送の場合には、取り消す。
第三十二条 配達不能の郵便物の差出人
への返送
1 何らかの理由により受取人に配達することが
できなかった郵便物は、配達不能の郵便物とし
て取り扱う。

2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送す
る。

3 受取人のために保管される郵便物又は留置と
されている郵便物の保管期間は、名あて郵政庁
の規則で定める。ただし、その期間は、名あて
郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と
認める特別の場合を除くほか、原則として一箇
月を超えることができない。差出国への返送
は、差出人が名あて国において通用する言語で
名あて面に行つた記載によつて請求した場合に
は、一層短い期間内に行ふ。

4 通常郵便物の一國から他國への転送について
は、施行規則に定める例外を除くほか、追加料
金を徴収しない。ただし、内国業務において転
送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送
される国際業務の通常郵便物についても同一の
料金を徴収することができる。

5 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到
着の際に課され又は最初の運送の後に転送のた
め途中で課された料金の納付と引換えに、受取
人に配達する。この場合において、名あて國が
取り消さない関税その他の特別の費用は、償還
する。

6 留置郵便料、通関料、保管料、手数料、別配
達補充料及び小形包装物の受取人への配達料の料
金は、他國への転送の場合には、取り消す。
第三十二条 配達不能の郵便物の差出人
への返送
1 何らかの理由により受取人に配達することが
できなかった郵便物は、配達不能の郵便物とし
て取り扱う。

2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送す
る。

3 受取人のために保管される郵便物又は留置と
されている郵便物の保管期間は、名あて郵政庁
の規則で定める。ただし、その期間は、名あて
郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と
認める特別の場合を除くほか、原則として一箇
月を超えることができない。差出国への返送
は、差出人が名あて国において通用する言語で
名あて面に行つた記載によつて請求した場合に
は、一層短い期間内に行ふ。

4 通常郵便物の一國から他國への転送について
は、施行規則に定める例外を除くほか、追加料
金を徴収しない。ただし、内国業務において転
送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送
される国際業務の通常郵便物についても同一の
料金を徴収することができる。

5 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到
着の際に課され又は最初の運送の後に転送のた
め途中で課された料金の納付と引換えに、受取
人に配達する。この場合において、名あて國が
取り消さない関税その他の特別の費用は、償還
する。

6 留置郵便料、通関料、保管料、手数料、別配
達補充料及び小形包装物の受取人への配達料の料
金は、他國への転送の場合には、取り消す。
第三十二条 配達不能の郵便物の差出人
への返送
1 何らかの理由により受取人に配達することが
できなかった郵便物は、配達不能の郵便物とし
て取り扱う。

2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送す
る。

3 受取人のために保管される郵便物又は留置と
されている郵便物の保管期間は、名あて郵政庁
の規則で定める。ただし、その期間は、名あて
郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と
認める特別の場合を除くほか、原則として一箇
月を超えることができない。差出国への返送
は、差出人が名あて国において通用する言語で
名あて面に行つた記載によつて請求した場合に
は、一層短い期間内に行ふ。

4 通常郵便物の一國から他國への転送について
は、施行規則に定める例外を除くほか、追加料
金を徴収しない。ただし、内国業務において転
送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送
される国際業務の通常郵便物についても同一の
料金を徴収することができる。

5 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到
着の際に課され又は最初の運送の後に転送のた
め途中で課された料金の納付と引換えに、受取
人に配達する。この場合において、名あて國が
取り消さない関税その他の特別の費用は、償還
する。

6 留置郵便料、通関料、保管料、手数料、別配
達補充料及び小形包装物の受取人への配達料の料
金は、他國への転送の場合には、取り消す。
第三十二条 配達不能の郵便物の差出人
への返送
1 何らかの理由により受取人に配達することが
できなかった郵便物は、配達不能の郵便物とし
て取り扱う。

2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送す
る。

3 受取人のために保管される郵便物又は留置と
されている郵便物の保管期間は、名あて郵政庁
の規則で定める。ただし、その期間は、名あて
郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と
認める特別の場合を除くほか、原則として一箇
月を超えることができない。差出国への返送
は、差出人が名あて国において通用する言語で
名あて面に行つた記載によつて請求した場合に
は、一層短い期間内に行ふ。

4 通常郵便物の一國から他國への転送について
は、施行規則に定める例外を除くほか、追加料
金を徴収しない。ただし、内国業務において転
送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送
される国際業務の通常郵便物についても同一の
料金を徴収することができる。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五〇四

4 差出人の住所氏名の記載がない郵便書は、返送しない。ただし、書留郵便書は、必ず返送する。

5 配達不能の印刷物の差出人への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で郵便物面に行つた記載によつて返送を請求した場合を除くほか、義務的ではない。書留印刷物及び書籍は、必ず返送する。

6 航空路による差出国への返送の場合には、第六十九条及び施行規則第八十三条の規定を適用する。

7 差出国に返送される配達不能の通常郵便物は、前条5に定める条件で差出人に配達する。この郵便物については、施行規則に定める例外を除くほか、追加料金を徴収しない。ただし、内国業務において返送料を徴収する郵政庁は、自国に返送される国際業務の通常郵便物についても同一の料金を徴収することができる。

第三十三条 禁制

1 その包装のため、取扱者に危害を及ぼし、又は他の郵便物若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれがある通常郵便物は、差出しを認められない。郵便物の封をするために使用する止め金は、鋭利なもの又は郵便業務の実施を妨げるものであつてはならない。

2 次の物品は、通常郵便物に入れてはならない。

- (a) その性質上、1に規定する危害又は損害を与えるおそれがある物品
- (b) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬
- (c) 次のものの以外の生きた動物
 - 一 みつばち、水ひる及び蚕
 - 二 害虫の寄生虫及び捕食虫であつて、害虫駆除の用に供しかつ公認の施設の間で交換するもの
- (d) 爆発性又は発火性の物質その他危険性がある物質。ただし、第十九条12及び13に規定する死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の

材料及び放射性物質は、この禁制に抵触しない。

(e) わいせつ又は不道徳な物品

(f) 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

3 2に掲げる物品を包有する郵便物で誤つて引き受けられて送達されたものは、その物品の包有を発見した郵政庁の属する国の法令に従つて取り扱う。

4 もつとも、2(b)、(d)及び(e)に掲げる物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。名あて郵政庁は、内容品のうち禁制に抵触しない部分を受取人に配達することができる。

5 誤つて引き受けられて送達された郵便物が差出元に返送されずかつ受取人に配達されない場合には、差出郵政庁は、その郵便物について適用された取扱に關し詳細な通報を受ける。

6 各加盟国は、また、書状及び郵便書以外の通常郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法規に抵触するものについては、自国の領域内で開袋越しの運送を行わないう権利を留保する。そのような郵便物は、差出郵政庁に返送する。

第三十四条 税関検査

差出国の郵政庁及び名あて国の郵政庁は、自国の法令に従い、通常郵便物を税関検査に付し、及び必要があるときは職権によりこれを開くことができる。

第三十五条 通関料

差出国又は名あて国において税関検査に付される郵便物に対しては、税関への交付及び通関につき又は単に税関への交付につき、第二十一条の表(k)の特別料金を郵便料金として課することができる。

第三十六条 関税その他の課金

郵政庁は、課されることがある関税その他のすべての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

第三十七条 課金別納郵便物

1 郵政庁が同意を表明した加盟国の間の関係においては、差出人は、差出局に予告した上で、郵便物の配達の際に課される料金及び課金の全部を負担することができる。差出人は、郵便物が受取人に配達されるまでの間は、差出しの後においても、第二十一条の表(1)の特別料金を納付した上で、郵便物が課金別納で配達されることを請求することができる。その請求が航空路又は電信によつて送達される場合には、差出人は、更に、所要の航空増料金又は電報料を納付する。

2 1の場合には、差出人は、名あて局が請求することのある金額を納付することを約束し、また、必要があるときは十分な保証金を払い込む。

3 名あて郵政庁は、郵便物一個ごとに、第二十一条の表(1)の手数料を徴収することができる。この手数料は、第三十五条の料金とは別個のものとする。

4 差出郵政庁は、自国内で提供する業務の報酬として、第二十一条の表(1)三の追加料金を差出人から徴収することができる。

5 郵政庁は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物に限定する権利を有する。

第三十八条 関税その他の課金の取消し

郵政庁は、差出先に返送し、内容品の全面的損傷を理由として棄却し又は第三国に転送する郵便物につき、関税その他の課金が取り消されるように自国の関係機関と交渉することを約束する。

第三十九条 取調請求

1 利用者からの取調請求は、郵便物の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り行ふことができる。

2 各郵政庁は、できる限り速やかに取調請求を処理する。

3 各郵政庁は、他の郵政庁の業務において差出された郵便物に關する取調請求を受理する。

4 差出人が受取通知に關する取調請求については、第二十一条の表(四)の特別料金を徴収することができる。その請求を電信によつて送達することが請求された場合には、取調料のほかに、電報料及び必要があるときは返信のための電報料を徴収する。

5 取調請求が同一差出人から同一受取人にあつて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に關するものである場合には、料金は、一個分のみを徴収する。もつとも、その請求が差出人の請求に応じ異なる二以上の線路によつて送達しなければならなかつた書留郵便物に關するものであるときは、利用した各線路について一個分の料金を徴収する。

6 取調請求が業務上の過失に起因するものであつた場合には、取調料は、還付する。

第二章 書留郵便物

第四十条 引受け

1 第十八条に規定する通常郵便物は、書留として送達することができる。

2 書留郵便物の差出人に対しては、差出しの際に無料で受領証を交付する。

3 封かんした封筒に入れた書留書状は、第十九条16に規定する物品を包有することができる。

第四十一条 料金

1 書留郵便物の料金は、前納しなければならない。その料金は、次のものから成る。

- (a) 郵便物の種類に従つて課される普通郵便料
- (b) 第二十一条の表(四)に規定する定額の書留料
- (c) 特別の安全措置が必要である場合には、郵政庁は、第二十一条の表(四)の特別料金を徴収することができる。
- (d) 不可抗力によつて生ずる危険を負担する郵政庁は、第二十一条の表(四)の特別料金を徴収することができる。

第四十二条 受取通知

1 書留郵便物の差出人は、差出しの際に第二十一条の表(四)の料金を納付した上で、受取通知を請求することができる。

2 差出人が通例の期間内に自己に返送されなかつた受取通知を再び請求する場合には、新たに料金を徴収せず、また、取調請求について第三十九条に規定する料金を徴収しない。

第四十三条 受取人本人への手交

1 書留郵便物は、同意した郵政庁の間の関係において、差出人の請求に応じて受取人本人に手交する。郵政庁は、この取扱いを受取通知が添付された書留郵便物に限定することを取りきめることができる。いずれの場合においても、差出人は、第二十一条の表(四)の特別料金を納付する。

2 郵政庁は、1の郵便物の二回目の手交の試みを、手交が可能であると考えられる場合に限り、行う。

第三章 責任

第四十四条 郵政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、書留郵便物の亡失についての責任を負う。この場合において、その書留郵便物が開封で運送されたか開封として運送されたかを問わない。

2 郵政庁は、書留郵便物の包装が盗取又は損傷の偶発的な危険から内容品を有効に保護するために十分であつたと認められ、かつ、これらの事故が受取人(差出人への返送の場合には、差出人)による郵便物の受領前に確認されていることを条件として、書留郵便物の内容品の全部の盗取又は全面的損傷を亡失とみなすことを認めることができる。

3 差出人は、書留郵便物の亡失の場合には、郵便物一個につき四十フランの賠償金を請求する権利を有する。この金額は、第十九条(一)の印刷物を納めた特別の郵袋については、郵袋一個につき二百フランとすることができる。

つき二百フランとすることができる。

4 差出人は、受取人のために3の権利を放棄することができる。差出人又は受取人は、国内法令が許すときは、第三者に対し賠償金の受取りを許すことができる。

5 郵政庁が2に規定する権能を行使する場合において、全部を盗取され又は全面的に損傷した郵便物が配達された後は、3の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。受取人は、差出人のためにこの権利を放棄することができる。

第四十五条 郵政庁の免責

1 郵政庁は、書留郵便物であつて、同種の郵便物につき自国の規則で定める条件又は第十一条3に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。

2 郵政庁は、次の場合には責任を負わない。
一 書留郵便物の亡失については、
(a) 不可抗力の場合。自己の業務において亡失が生じた郵政庁は、自国の法令に従い、その亡失が不可抗力の場合に該当する事情によるものであるかどうかを決定するものとし、差出人の郵政庁が請求するときは、その郵政庁に対して当該事情を通知する。ただし、不可抗力によつて生ずる危険を負担することを承諾した差出人の郵政庁に關しては、責任は、存続する。(第四十一条三)

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために当該書留郵便物について調査することができない場合
(c) 当該書留郵便物が、第十九条16及び18(b)並びに第三十二条の禁制に抵触する内容品のため、権限のある当局によつて没収され又は棄却された場合

(d) 差出人が、第三十九条1に定める一年の期間内に取調請求を行わなかつた場合
二 名あての法令に基づいて差し押さえられ

た書留郵便物の場合

三 前条2の規定が適用される場合において、書留郵便物の損傷が内容品の性質から生じたものであるとき。

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない)及び税関検査に付される通常郵便物の検査の際に税関の行つた決定のために責任を負うことはない。

第四十六条 差出人の責任

1 通常郵便物の差出人は、運送を許されない物品の差出し又は引受条件の不遵守により他の郵便物に与えたすべての損害につき、郵政庁と同じ限度まで責任を負う。ただし、郵政庁又は運送事業者に過失又は怠慢があつた場合は、この限りでない。

2 差出人は、差出人が1の郵便物を引き受けたことによつてその責任を免れることはない。
3 損害が差出人の過失によることを確認した郵政庁は、その旨を差出人に通報するものとす。差出人は、必要があるときは、差出人に対して訴えを提起する。

第四十七条 郵政庁の間における責任の決定

1 書留郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、その書留郵便物を受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に運送したことを立証することができない場合には、反証が挙げられる時までその書留郵便物の亡失について責任を負う。

2 仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合には、3の規定が適用される場合を除くほか、反証が挙げられる時まで責任を負う。
(a) 第四十四条の規定並びに開封の点検及び事故の確認に關する規定を遵守した場合
(b) 施行規則第八八条に定める保存期間が満了して当該書留郵便物に關する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この規定は、請求者の権利を害するものではない。

利を害するものではない。

(c) 書留郵便物の個別記入の場合において、差出人が書状目録C12又は書留目録C13への書留郵便物の詳細な記入に關する施行規則第五百五十一条1の規定を遵守しなかつたため、当該書留郵便物の正規の配達を立証することができないとき。

3 もつとも、亡失が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。

4 書留郵便物が不可抗力によつて亡失した場合に、その亡失が自国の領域又は自己の業務に關して生じた郵政庁は、自国及び差出人の双方が不可抗力によつて生ずる危険を負担しているときに限り、差出人郵政庁に対して責任を負う。
5 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失について責任を負う郵政庁が負担する。

6 賠償金を支払つた郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対して行われることがある請求の権利につき、その賠償金の額を限度として、賠償金を受け取つた者に代位する。

第四十八条 賠償金の支払

1 賠償金の支払の義務は、差出人郵政庁(第四十四条4の規定が適用される場合には、名あて郵政庁)が負う。もつとも、責任郵政庁に対する求償権は、害されない。
2 賠償金の支払は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。

3 賠償金の支払の義務を負う郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾していない場合において、郵便物の亡失が不可抗力によるものであるかどうか2に定める期間の満了の時に決定されていないときは、その郵政庁は、例外として、その期間を超えて賠償金の決済を延期することができる。

4 差出人郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則万国郵便条約及び関係諸約定

五〇六

第四十九条 支払を行つた郵政庁に対する賠償金の償還

2 二以上の郵政庁が第四十七条の規定に従つて賠償金を分担する場合には、支払うべき賠償金

3 施行規則第百五十一条2に規定する一括記入の場合には、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、

4 貸方郵政庁に対する償還は、第十二条に定める支払の規則に従つて行う。

5 責任があると認められた場合及び前条4の場合には、賠償金の額は、職権により、何らかの差引計算の方法で、直接に又は責任郵政庁との差引計算書を定期的に作成する郵政庁の仲介により、責任郵政庁から取り立てることができる。

6 支払郵政庁は、賠償金の支払を行つた後直ち

責任のあることが正當に立証された郵政庁で当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不

当な遅延から生ずるすべての付随的費用を負担する。

郵政庁は、権利者に支払つた賠償金で正当な理由があると認めたものについて定期的に清算を行うことを取りきめることができる。

郵政庁は、賠償金の額が合意によつて定める金額未満である場合に責任郵政庁が支払郵政庁に対してその賠償金の償還を行わないことを取りきめることができる。

第五十条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

亡失したものと先に認められた書留郵便物又はその一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、その事実を受取人及び差出人に通知

する。差出人（第四十四条４の規定が適用される場合には、受取人）に対しては、更に、受けた賠償金の返付と引換えに三箇月以内に当

該郵便物を受け取ることができ旨を通知する。その期間内に当該差出人（又は当該受取人）が郵便物を請求しない場合には、受取人（又は差出人）に対して同様の措置をとる。

差出人又は受取人が賠償金の返付と引換えに郵便物を受け取つた場合には、その賠償金は、返付の日から起算して一年以内に、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

差出人及び受取人が郵便物を受け取ることを放棄した場合には、その郵便物は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

第四十八条4に定める五箇月の期間の後に配達の事実が立証された場合において、支払った賠償金を何らかの理由により差出人から回収す

第四章 料金の帰属、継越料及び到着料

第五十一条 料金の帰属

この条約及び約定に別段の定めがある場合を除く。ほか、各郵政庁は、徴収した料金を取得する。

第五十二条 継続料

1 第五十四条の規定が適用される場合を除くほか、二の郵政庁の間又は同一国の二の郵便局の間で他の郵政庁の業務(第三国業務)によつて交換される閉袋については、各通過国のため又は運送に参加する業務が属する国のため、次の表に定める継越料を支払う。この継越料は、閉袋の差立国の郵政庁が負担する。

[illegible]

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

万国郵便条約及び関係諸約定

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五〇七

四、〇〇〇海里を超え五、〇〇〇海里まで
五、〇〇〇海里を超え六、〇〇〇海里まで
六、〇〇〇海里を超え七、〇〇〇海里まで
七、〇〇〇海里を超え八、〇〇〇海里まで
八、〇〇〇海里を超え九、〇〇〇海里まで
九、〇〇〇海里を超え一〇、〇〇〇海里まで

七、四〇八キロメートルを超え九、二六〇キロメートルまで
九、二六〇キロメートルを超え一一、一一二キロメートルまで
一一、一一二キロメートルを超え一二、九六四キロメートルまで
一二、九六四キロメートルを超え一四、八一六キロメートルまで
一四、八一六キロメートルを超え一六、六六八キロメートルまで
一六、六六八キロメートルを超え一八、五二〇キロメートルまで
一八、五二〇キロメートルを超え二〇、三七二キロメートルまで

2 いずれかの国が、第三条の規定に従い、自国の業務が参加せず他国の運送業務に対し自国の領域を通過することを認める場合には、このようにして送達される郵便物については、送料を課さない。

3 二国間で直接に行われる海路運送でその一方の国の船舶によるものは、特別の合意がない限り、第三国業務とみなす。

4 1の表による運送の決定に使用する距離は、陸路については施行規則第百一十二条(c)に規定する運送閉鎖の陸路運送に関するキロメートルによる距離表に、海路については同条(d)の船舶航路表による。

5 海路運送は、閉鎖が差立港内の船舶に連絡する岸壁に置かれた時に始まり、それが名あて港の岸壁に置かれた時に終わる。

6 誤送された閉鎖は、運送料の支払に關しては、通常の線路を経由したものみなす。その閉鎖の運送に参加した郵政庁は、そのために差立郵政庁から割当金を取り立てる権利を有しない。もつとも、差立郵政庁は、通常その閉鎖の仲介を行う国に対し、その閉鎖に係る運送料を支払う義務を負う。

第五十三条 到着料

1 次条の規定が適用される場合を除くほか、他のいづれかの郵政庁との航空路及び平面路によ

る交換において送達通常郵便物の量を超え通常郵便物を受領する各郵政庁は、当該差立郵政庁から、その超過して受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を取り立てる権利を有する。

2 1の補償金の額は、超過して受領した国際郵便物の重量一キログラムにつき一フラン五十サントームとする。

3 郵政庁は、1の補償金の全部又は一部を放棄することができる。

4 第五十四条 運送料及び到着料の免除 郵便料金の免除を受ける第十五条から第十七条までの郵便物及び空郵袋の郵便物については、陸路又は海路のすべての運送料及びすべての到着料を免除する。

第五十五条 特殊業務 第五十二条に定める運送料は、郵政庁が他の郵政庁の依頼によつて特に開設し又は維持する特殊業務による運送については、適用しない。この種の運送の条件は、関係郵政庁の間の合意によつて定める。

第五十六条 運送料及び到着料の差引計算

1 運送料及び平面路の通常郵便物の到着料の総差引計算は、十四日の期間について三年に一回作成する統計資料に基づき毎年行う。その期間

は、一週五回未満差引立てられ又は同一仲介国の業務を経由して一週五回未満送付される閉鎖については、二十八日とする。統計の時期及び適用期間は、施行規則で定める。

2 航空通常郵便物の到着料は、実際の重量を基礎として計算する。

3 到着料につき、航空通常郵便物の重量の差及びすべての方法で運送される平面路の通常郵便物の重量の差を算定するために別個の方法が適用されるにもかかわらず、到着料の支払請求の権利の所在を決定するに当たっては、関係郵政庁の間で交換されるすべての通常郵便物の総重量を考慮しなければならない。

4 二の郵政庁の間の年次差引計算における残高が、運送料については二十五フランを、また、到着料については二十五フランを超えない場合には、借方郵政庁は、支払を免除される。

5 例外的な閉鎖は、関係郵政庁間の合意により、通常の統計を作成するに当たつて除外することができる。その差引計算は、例外的な閉鎖が統計期間中に差し立てられたかどうかを問わず、その実際の重量を基礎として行うことができる。

6 郵政庁は、実際と著しく相違すると認める統計の結果を仲裁委員会の評価に付することができる。仲裁は、一般規則第百二十五条の規定に従つて行われる。

7 仲裁者は、支払うべき運送料又は到着料の金額を裁定する権利を有する。

第五十七条 国際連合の利用に供される軍隊及び軍艦及び軍用機との閉鎖の交換 閉鎖は、加盟国の郵便局と国際連合の利用に供される軍隊の指揮官との間で、及びそのような指揮官と国際連合の利用に供される他の軍隊の指揮官との間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて交換することができる。

2 閉鎖の交換は、また、加盟国の郵便局と国外にあるその加盟国の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間で、及びそのような指揮官とその加盟国の他の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて行うことができる。

3 1及び2の閉鎖に納める通常郵便物は、閉鎖があてられ又は差し立てられる軍隊の構成員又は軍艦若しくは軍用機の将校及び乗組員が受領するものに限る。そのような通常郵便物について適用する料金率及び送達条件は、軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所属国の郵政庁が自国の規則に従つて定める。

4 軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所属国の郵政庁は、特別の合意がない限り、仲介郵政庁に対し、第五十二条の規定に従つて算出される閉鎖の運送料及び第七十一条の規定に従つて算出される航空運送料を支払う義務を有する。

第三部 通常郵便物の航空運送 第一章 総則 第五十八条 航空通常郵便物 航空路によつて運送される通常郵便物は、「航空通常郵便物」という。

第五十九条 航空書簡 各郵政庁は、航空書簡の差出しを認める権能を有する。航空書簡は、航空通常郵便物とする。

2 航空書簡は、適宜に折りたたみ、かつ、四辺をのり付けした一枚の紙から成るものとし、その大きさは、この形態において次のとおりとする。

(a) 最小限度 書状について規定する大きさ

(b) 最大限度 長さ二〇〇ミリメートル、幅一一〇ミリメートル

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合意書の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五〇八

また、その長さは、幅に二の平方根(近似値一・四)を乗じたもの以上とする。

3 航空書簡の表面は、あて名、料金納付並びに業務上の記載及び票符のために充てる。航空書簡は、必ず「Aerogramme」の印刷した表示(これに相当する差出国の言語による表示が併記されていてもよい。)を有していなければならない。航空書簡は、いかなる物品をも包有してはならない。航空書簡は、差出国の規則が許す場合には、書留として発送することができる。

4 各郵政庁は、2に定める制限内で、航空書簡の発行、製造及び売りさばきの条件を定める。

5 航空書簡として差し出された航空通常郵便物で1から4までに定める条件を満たしていないものは、第六十四条の規定に従って取り扱ふ。もつとも、郵政庁は、そのような郵便物をすべての場合に平路面路によつて送達する権能を有する。

第六十条 増料金のある航空通常郵便物及び増料金のない航空通常郵便物

1 航空通常郵便物は、料金との関係上、増料金のある航空通常郵便物と増料金のない航空通常郵便物とに分けられる。

2 航空通常郵便物については、原則として、この条約及び約定によつて許される料金とは別に、航空運送の増料金を徴収する。第十六条及び第十七条の郵便物に対しても、航空運送の増料金を課する。それらの通常郵便物は、増料金のある航空通常郵便物とする。

3 郵政庁は、名あて国の郵政庁に通報することとを条件として、航空運送の増料金を徴収しない権能を有する。この条件で差出しを認められる通常郵便物は、増料金のない航空通常郵便物と称する。この名称は、平路面路の通常郵便物の閉袋に納められる通常郵便物であつて航空路によつて運送されるものについては用いない。この

ような通常郵便物については、これを空港において受領した後平路面路の通常郵便物として取り扱う郵政庁と特別の合意を行う。

4 第十五条に規定する郵便業務上の通常郵便物(万国郵便連合の機関及び限定連合が差し出すものを除く。)については、航空増料金を支払ふない。

5 前条の航空書簡については、差出国において増料金のない第一重量段階の書状について適用される料金の額よりも低くない料金を徴収する。

第六十一条 航空増料金

1 郵政庁は、送達について徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、増料金の決定に当たり、第十九条に定める重量段階よりも細分された重量段階を採用する権能を有する。

2 増料金は、航空運送料と密接な関係を有しなければならない。LC郵便物及びAO郵便物の二種類の郵便物に関する増料金の合計額は、原則として、支払うべき運送料の額を超えてはならない。

3 増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

4 郵政庁は、名あて国の集団ごとの平均航空増料金を定める権能を有する。

5 増料金は、差出しの際に納付する。

6 各郵政庁は、航空通常郵便物について適用する増料金の計算に当たり、添付されることがある公衆用の用紙の重量を算入することができる。受取通知の重量は、常に算入する。

第六十二条 併合料金

1 前条の規定にかかわらず、郵政庁は、次の費用を考慮して、航空通常郵便物の料金の納付につき、併合料金を定めることができる。

(a) 自己の郵便業務の費用
(b) 航空運送につき支払う費用
郵政庁は、(a)の費用として、第十九条の規定

に従つて定める基本料金を採用する権能を有する。併合料金を定めるに当たつて採用する重量段階が第十九条に定める重量段階よりも細分される場合には、基本料金は、同一の割合で低減することができる。

2 航空増料金に関する規定(第六十四条及び第六十八条の規定を除く。)は、併合料金について準用する。

第六十三条 料金納付の方法

増料金のある航空通常郵便物の料金の納付は、第二十五条に定める方法で、又は、例えば「*Taxe perne: dollars, cents*」の形式により、差出国の通貨で表された徴収額を示す手書きの数字で表示することができる。その表示は、特別の印影内若しくは特別の票符面に行ひ、又は何らかの方法で単に郵便物の名あて面に行ふことができる。その表示は、いかなる場合にも、差出局の日付印によつて証明されなければならない。

第六十四条 増料金のある航空通常郵便物で料金未納又は料金不足のもの

1 増料金のある航空通常郵便物であつて、料金が未納又は不足であり、かつ、差出人による補正が不可能であるものは、次のとおり取り扱う。

(a) 料金未納の場合には、第二十四条及び第二十七条の規定に従つて取り扱う。差出しの際に料金を納付することが義務的でない郵便物は、増料金のない通常郵便物について通例利用される運送方法で送達する。

(b) 料金不足の場合においては、納付された料金が航空増料金の額以上であるときは、航空路によつて送達する。もつとも、差出郵政庁は、納付された料金が航空増料金の額の五十五パーセント以上又は併合料金の額の五十パーセント以上であるときは、航空路によつて送達する権能を有する。納付された料金がそれらの限度額未満であるときは、第二十四

条の規定に従つて取り扱うものとし、その他の場合には、第二十七条の規定を適用する。徴収すべき料金の額の計算に必要な事項が差出郵政庁によつて指示されていない場合には、名あて郵政庁は、増料金のある航空通常郵便物であつて、差出人の納付した料金が不足であるが同一重量で同一種類の増料金のない郵便物の料金の額以上であるものを、料金を徴収することなく配達する権能を有する。

第六十五条 送達

1 郵政庁は、自国の航空通常郵便物の運送に利用する航空運送機関により、他の郵政庁から到着する航空通常郵便物を送達する。

2 航空業務を実施していない国の郵政庁は、郵便に利用される最も速達する線路によつて航空通常郵便物を送達する。平路面路による送達が何らかの理由により航空線路の利用に比して有利である場合も、同様とする。

3 航空閉袋は、差立国の郵政庁の請求する線路によつて送達する。ただし、越境国の郵政庁がその線路を自己の閉袋の運送に利用している場合に限る。その送達が不可能であるときは、又は積換の時間が十分でないときは、その旨を差立国の郵政庁に通知する。

第六十六条 空港における作業の実施
郵政庁は、自国の空港における航空閉袋の受領及び送達が最良の状態で行われるように、必要な措置をとる。

第六十七条 航空通常郵便物の税関検査
郵政庁は、自国あての航空通常郵便物の税関検査に関する作業が迅速に行われるように、必要な措置をとる。

第六十八条 航空通常郵便物の転送
1 住所を変更した受取人にあてた航空通常郵便物は、原則として、増料金のない通常郵便物について通例利用される運送方法で新たな名あて地に転送する。このため、第三十一条1から3までの規定を準用する。

2 受取人の明示的な請求がある場合において、その受取人が新たな航空路に係る増料金若しくは併合料金を納付することを約束し、又は第三者がその増料金若しくは併合料金を再送局に納付するときは、当該郵便物は、航空路によつて転送することができる。その受取人が納付することを約束したときは、増料金又は併合料金は、原則として当該郵便物の配達の際に徴収され、配達郵政庁が取得する。

3 併合料金を適用する郵政庁は、2に定める条件に基づき航空路による転送につき、併合料金を超えない特別料金を定めることができる。

4 最初の運送において平面路により送達された通常郵便物は、2に定める条件で、航空路により国外に転送することができる。そのような郵便物の名あて国における航空路による転送は、その名あて国の規則に従う。

5 郵便物の一括転送に使用される特別封筒C6及び郵便袋は、増料金、併合料金又は3に定める特別料金があらかじめ転送局に納付される場合及び受取人が2の規定に従い新たな航空路に係る料金を負担する場合を除くほか、増料金のない通常郵便物について通例利用される運送方法で新たな名あて地に送達する。

第六十九条 航空通常郵便物の差出元への返送

1 配達不能の航空通常郵便物は、増料金のない通常郵便物について通例利用される運送方法で差出元に返送する。

2 差出人の請求に基づく航空路による差出元への通常郵便物の返送については、前条2から5までの規定を準用する。

第二章 航空運送料

第七十条 一般原則

1 全航空運送路に係る運送料は、(a) 閉袋の場合には、差立国の郵政庁が負担する。

(b) 開袋継続航空通常郵便物（誤送されたもの

を含む）の場合には、これを他の郵政庁に引き渡す郵政庁が負担する。

2 1の規則は、継続料を免除される航空閉袋及び開袋継続航空通常郵便物についても適用する。

3 運送料は、同一の運送路に関しては、その運送路において運航を行う航空業務の事業費を分担することなくその運送路を利用するすべての郵政庁について均一とする。

4 名あて国内の航空運送料は、運送料の免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着するすべての航空閉袋につき、当該郵便物が航空路によつて送達されるかどうかを問わず、均一とする。

5 第五十二条の規定は、関係郵政庁の間に特別の取決めがある場合を除くほか、航空通常郵便物の運送に利用されることがある陸路又は海路についても適用する。ただし、次の運送については、継続料を支払わない。

(a) 同一都市の二の空港の間における航空閉袋の積換運送

(b) いずれかの都市の空港とその都市にある倉庫との間における航空閉袋の往路の運送及びその航空閉袋の継続のための復路の運送

第七十一条 閉袋の航空運送料の基本料率及び計算

1 航空運送に関する郵政庁の間の協定の決済について適用する基本料率金は、総重量一キログラム距離一キロメートルについて定める。その料率金は、次のとおりとし、キログラムの端数については比例的に適用する。

(a) LC郵便物（書状、航空書簡、郵便葉書、郵便為替証書、代金引換為替証書、払込為替証書、現金取立証書、価格表記書状、払渡済通知、登記済通知及び受取通知）

最高限一、〇〇〇分の三フラン

AO郵便物（LC郵便物以外の郵便物）

最高限二、〇〇〇分の一フラン

2 航空閉袋の航空運送料は、1に定める基本料率金の最高限以下の現行の基本料率金、航空郵便距離表に掲げるキロメートルによる距離及び当該航空閉袋の総重量に従つて計算する。ただし、合装郵便物を使用する場合には、その合装郵便物の重量は、総重量に算入しない。

3 名あて国内の航空運送について支払うべき費用は、LC郵便物及びAO郵便物の二種類のそれぞれにつき単一料金として定める。その単一料金は、1の基本料率金を基礎として、かつ、内国線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離に従つて計算する。その加重平均距離は、名あて国内に到着するすべての航空閉袋（名あて国内で航空路によつて送達されない郵便物を含む）の総重量を基礎として決定する。

4 継続航空閉袋の同一国の二の空港の間における航空運送について支払うべき費用も、また、LC郵便物及びAO郵便物の二種類のそれぞれにつき単一料金として定めることができる。その単一料金は、1の基本料率金を基礎として、かつ、継続航空閉袋の内国航空線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離に従つて計算する。その加重平均距離は、仲介国によつて送達されるすべての航空閉袋の総重量を基礎として決定する。

5 3及び4の費用の合計は、当該運送につき実際に支払うべき費用の額を超えてはならない。

6 2から4までの費用の計算に用いるため現行の基本料率金に距離を乗じて算出する国際航空運送料率及び国内航空運送料率率については、百分の一フランの位及び千分の一フランの位の数字で構成する数が五十を超えるか超えないかにより、十分の一フラン未満の端数を切り上げ又は切り捨てる。

第七十二条 開袋継続航空通常郵便物の航空運送料の計算及び差引計算

1 開袋継続航空通常郵便物の航空運送料は、原則として前条2に定めるところに準じて計算するが、当該郵便物の純重量に従う。この航空運送料は、十を超えない数の平均料率金率に基づいて定める。各平均料率金率は、それぞれ、名あて国の集団ごとに、その集団内の各名あて国において取り卸す郵便物の重量を基礎として定める。運送料の合計は、当該運送について支払うべき費用の額を超えてはならないものとし、運送料の合計には、その五パーセントを加算する。

2 開袋継続航空通常郵便物の航空運送料の差引計算は、原則として、十四日の期間について毎年一回作成する統計資料に基づき行う。

3 差引計算は、誤送された通常郵便物、船舶内で差し出された通常郵便物又は送付回数が不規則であり若しくは数量の変動が大きい通常郵便物については、実際の重量を基礎として行う。郵便物の運送について報酬を受けることを請求しない限り、行わない。

第七十三条 名あて国内の航空運送料率及び開袋継続航空通常郵便物の運送料率の変更

第七十一条3及び前条に規定する航空運送料率の変更は、次の条件を満たすものでなければならぬ。

(a) 各郵政庁の数量により一月一日又は七月一日のいずれかの日に効力を生ずること。

(b) 少なくとも三箇月前に国際事務局に予告されること。

(c) (a)に定める日の少なくとも二箇月前に郵政庁に予告されること。

第七十四条 航空運送料の支払

1 航空閉袋の航空運送料は、2に定める例外を除くほか、利用された航空業務の属する国の郵政庁に支払う。

昭和五十年六月六日 参議院会議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便条約及び関係諸約定

V・ウーラシツク
ビルマ連邦社会主義共和国のために

ウ・K・M・トゥン

ウ・T・ジ

ボリヴィア共和国のために

E・P・ヴェラスコ

ボツワナ共和国のために

E・M・トゥメロ

J・T・ボトルホル

K・S・ラマムルシー

ブラジル連邦共和国のために

J・グルジョン・ネト

A・ソウザ・クローニャ

ブルガリア人民共和国のために

G・アンドレエフ

ブルンディ共和国のために

B・ヌタウィガヤ

カメルーン連合共和国のために

E・ヌレンド

カナダのために

J・A・H・マッケイ

F・パジョー

D・G・ブロッグ

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニー

チリのために

G・マンドゥハノ

中華人民共和国のために

朱春和

サイプレス共和国のために

P・ハジオアヌ

コロンビア共和国のために

D・ガルセスG

J・カブレラ・S

A・サラサル・P

コンゴ人民共和国のために

J・エンズーリ

A・ボワイエラ

B・バロウンダ

L・ムンブー

大韓民国のために

H・E・ホアン

C・S・バク

コスタリカ共和国のために

C・ロドリゲス

象牙海岸共和国のために

K・ボウスウ

J・ムーロ

H・ディアラ

T・ジェジュ

キューバ共和国のために

L・ソラ・V

ダホメ共和国のために

G・グノンベ

L・アドゥン

デンマーク王国のために

G・V・C・ビーターセン

B・M・アナーセン

T・W・マッセン

B・W・ノアボ

ドミニカ共和国のために

E・ジブト・アラブ共和国のために

M・I・ソブヒー

A・バキール

A・T・アワダーラ

A・C・エルカイ

エル・サルヴァドル共和国のために

A・A・アンドラーデ

アラブ首長国連邦のために

M・A・R・ハサン

S・E・M・アリ

エクアドル共和国のために

A・カステリャーノス

スペインのために

P・サンチェス・ペレス

J・アスカンドニ

A・ウレタ

M・R・ボセタ

アフリカにおけるスペインの領土のために

エチオピアのために

K・B・T・T・ベルハン

A・A・ウオルデミカエル

フィジーのために

K・E・マイルズ

P・M・ラットナム

フィンランド共和国のために

O・サロイラ

T・プロランネ

P・テイリラ

フランス共和国のために

R・ジョーデル

P・ル・ソー

A・ヴァテオンヌ

A・グーヨン

E・ムーユソー

R・ボワントロー

P・フェメイ

フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全体のために

I・カパンヌ

P・ジャントゥ

A・ボニン

J・コンスタンタン

M・スフィアンヌ

ガボン共和国のために

A・オグアンバ

H・オグエンケロ

F・X・ロエンベ

V・ムビラ

ガーナのために

B・アソマニ

B・A・アバン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峡諸島及びマン島を含む。)のために

サー・F・ウッド

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

サー・F・ウッド

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

ギリシャのために

I・クトラフリス

グアテマラ共和国のために

E・ロベス・H

ギニア共和国のために

S・ディアラ

I・ケイタ

ギニア・ビサオ共和国のために

V・F・モンテイロ

赤道ギニア共和国のために

ガイアナのために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

M・A・カンビール

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日(ローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定)

五二二

P・タブソバ G・サンボレ B・ヤゴ J・バリマ ホンデラス共和国のために B・A・サンチェス・デ・ルレ ハンガリー人民共和国のために D・ホルン インドのために N・V・シエノイ R・レイ インドネシア共和国のために スハルジョノ ルスリ イランのために G・シャキープニア イラク共和国のために M・A・アル・ジブリー H・R・アル・ハムダーニ T・S・トゥアイマ A・Q・アル・ナース Q・M・アル・シャウイ M・N・アラブ アイルランドのために P・L・オコーメイン P・L・オリゲイン D・ヒーナン アイスランド共和国のために J・スクラソン B・クリスチャンソン R・ユリウス イスラエルのために S・アンベル Y・L・ランダウ イタリアのために ジャマイカのために R・I・ナイト	日本国のために 北原秀雄 ジョルダン・ハシエミット王国のために H・カマーシュ A・アル・ジャーベル I・カウダ ケニア共和国のために E・ハブウエ W・N・ジタウ カンボディア共和国のために S・サッター クウェイトのために A・A・A・アル・サラウイ A・M・Y・アル・アイド ラオス王国のために ブン・マック S・バンナヴァン S・ナオワラート レソト王国のために B・N・モコアテ レバノン共和国のために T・フランジェ A・ナフル O・A・タッパラ K・アザル リベリア共和国のために J・H・スワレイ A・K・ユオー O・M・ニエバン リビア・アラブ共和国のために D・S・ナガーハ A・M・H・アルワルファリー リヒテンシュタイン公国のために B・ベック ルクセンブルグのために R・フルネル マレイシアのために O・K・リヤン	K・スリニヴァサン W・Y・b・サイド A・K・b・H・ダウド A・M・b・A・シャズイリ マラウイのために E・ジョセファット モルディヴ共和国のために マダガスカル共和国のために E・ラハリソン マリ共和国のために M・ソウ S・トゥラオレ A・ヤッタラ マルタのために モロッコ王国のために M・ベン・アブデッラー A・マールフィ モーリシアスのために J・ビュルメジュール O・ラムデニ モーリタニア回教共和国のために W・ムーサ メキシコ合衆国のために D・リンコン・A モナコ公国のために C・ソラミト モンゴル人民共和国のために D・ゴトブ D・ゴンボスレン ナウル共和国のために ネパールのために M・ダカール ニカラグア共和国のために A・A・ムリヤウプト ニジニル共和国のために	G・シリル ナイジェリア連邦共和国のために J・A・オグンデジ ノールウェーのために R・R・ブル E・ドローイング K・ストロムスネス T・オーラク ニュー・ジラランドのために L・T・ヒース A・C・ジョーンズ J・E・B・エヴァンス オマーン国のために H・A・アッサイド ウガンダのために Y・キインジ C・ムスンディ E・オワガ パキスタンのために S・A・マフムード Z・N・アーメッド A・K・アワーン パナマ共和国のために J・M・エスピーノ・G P・プリン・M J・エスピーノ パラグアイ共和国のために P・N・カセレス オランダのために フィリップス・レインマン H・P・ブツ オランダ領アンティル及びスリナムのために E・G・レーデ R・S・アーレンツ ベルー共和国のために H・メリノ フィリピン共和国のために F・R・タナベ
--	--	--	--

R・A・ウルキオラ
P・P・デ・ラ・パス
ポーランド人民共和国のために
M・ミスケヴィッチ
ポルトガルのために
F・J・レイノ
J・L・V・デ・マトシユ
A・M・D・レイス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため
に
東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける
ポルトガルの諸州のために
カタル国のために
M・S・アル||モアダディ
A・H・アル||ハーテル
M・A・ムバツラク
ドイツ民主共和国のために
R・ゼリネツク
朝鮮民主主義人民共和国のために
チン・チュン・グック
ルーマニア社会主義共和国のために
V・スキオバルラン
I・ラドレスク
M・ヴォイチエスク
ルワンダ共和国のために
サン・マリノ共和国のために
D・フォルチュエリニ
セネガル共和国のために
B・スディアエ
A・ゲイエ
D・スディアエ
シエラ・レオネ共和国のために
W・T・モルガン
シンガポールのために
パトリック・リー・ブン・グアン

ソマリア民主共和国のために
J・H・M・ハルン
J・S・M・アラウイ
スーダン民主共和国のために
H・I・バシル
S・M・ガディ
スリ・ランカ共和国のために
V・D・カルナラトネ
スウェーデンのために
H・イエーデル
K・A・レーフグレン
T・サイデン
T・シレン
スイス連邦のために
M・レドリ
F・ブルキャン
H・グブラー
スワジランド王国のために
J・M・ファクジュ
J・S・シコンジュ
E・M・ヌラバチ
シリア・アラブ共和国のために
A・ハラビー
A・アル||ジャビ
M・ダッル
A・アリ
タンザニア連合共和国のために
R・M・ユスフ
R・キガラバ
チャード共和国のために
D・ダウナ
チェコスロヴァキア社会主義共和国のために
J・マニヤーク
タイのために
C・トングマ
トーゴ共和国のために
P・アメドジ
E・ラウソン

I・ユクエ
トンガ王国のために
I・F・フアラウ
トリニダード・トバゴのために
テニジアのために
S・ベツザウイ
M・バルマ
M・カムリン
トルコのために
M・エルケル
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため
に
A・F・ククルーザ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
D・I・マンゲルダン
ウルグアイ東方共和国のために
J・A・ボラー
ヴァチカン市国のために
L・ジェンティエ
ヴェネズエラ共和国のために
G・ブラサ
V・エトナム共和国のために
B・V・アン
I・エメン・アラブ共和国のために
M・A・ザイエド
I・エメン民主人民共和国のために
A・M・アル||ハウサリ
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため
に
P・ヴァシリエヴィッチ
ザイル共和国のために
L・ヌザウ
I・ヌガンドウ
カンジョコ・カボビ
メンガ・マ・マロンガ
ザンビア共和国のために
R・J・ムワベ

J・B・カサウカ

万国郵便条約の最終議定書
下名の全権委員は、本日付けで締結された万国
郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定し
た。

第一条 郵便物の所屬

1 条約第五条の規定は、南アフリカ共和国、
オーストラリア、バハレーン国、バルバドス、
ブータン王国、ボツワナ共和国、カナダ、サイ
ラス共和国、エジプト・アラブ共和国、フィ
ジー、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部ア
イルランド連合王国、グレート・ブリテン及び
北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処
理する海外領土、ガイアナ、アイルランド、
ジャマイカ、ケニア共和国、クウェイト、レソ
ト王国、マレーシア、マラウイ、マルタ、モー
リシャス、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共
和国、ニュー・ジールランド、ウガンダ、カタ
ル国、シエラ・レオネ共和国、シンガポール、
スワジランド王国、タンザニア連合共和国、ト
リニダード・トバゴ、イエメン・アラブ共和
国、イエメン民主人民共和国及びザンビア共和
国については、適用しない。

2 条約第五条の規定は、受取人が自己あての郵
便物が到着する旨の通知を受けた後においては
差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあ
て名変更が許されないことを法令で定めている
デンマーク王国についても、適用しない。

第二条 点字郵便物の郵便料金の免除に 対する例外

1 内国業務において点字郵便物につき郵便料金
の免除を認めていないバルバドス、グレート・
ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が
国際関係を処理する海外領土のセント・ヴィン
セント、メキシコ、フィリピン、ポルトガル及
びトルコの郵政庁は、条約第十七条の規定にか
かわらず、同条に規定する普通料金及び特別料

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五一四

金を徴収する権能を有する。もつとも、これらの料金の額は、自国の内国業務の料金の額を超えることができない。

2 ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及び日本国の郵政庁は、条約第十七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において点字郵便物について適用している特別料金(条約第二十一条に掲げる種類のもの)及び代金引換料を徴収する権能を有する。

第三条 相当額及び最高限度額

加盟国は、重量百グラムまでの書状、郵便葉書、重量百グラムまでの印刷物及び重量百グラムまでの小形包装物については、条約第十九条一の規定にかかわらず、例外として、最高限七十パーセントの引上率を最高限百パーセントまでの率とすることができ、したがって、この場合には、次の表に定める最高限度額を適用することができ

郵便物	重 量	段 階	最高限度額 (サンチム)
書 状	二〇グラムまで		一〇〇
	二〇グラムを超え五〇グラムまで		一八〇
	五〇グラムを超え一〇〇グラムまで		二四〇
	二〇グラムを超え一〇〇グラムまで		二四〇
郵便葉書	二〇グラムまで		七〇
印刷物	二〇グラムまで		五〇
	二〇グラムを超え五〇グラムまで		八〇
	五〇グラムを超え一〇〇グラムまで		一一〇
	二〇グラムを超え一〇〇グラムまで		一一〇
小形包装物	一〇〇グラムまで		一一〇

第四条 印刷物の料金の適用に対する例外

加盟国は、例外として、印刷物の料金を、内国業務の同種の郵便物について自国の法令で定める料金率にまで引き上げることができる。

第五条 常衡オンス及び常衡ポンド

内国制度によりメートル法重量制を採用することができない加盟国は、条約第十九条一の表にかかわらず、同表の重量段階に代えて、これに相当する次の重量段階を採用する権能を有する。

二〇グラムまで 一オンス
五〇グラムまで 二オンス
一〇〇グラムまで 四オンス
二五〇グラムまで 八オンス
五〇〇グラムまで 一ポンド
一、〇〇〇グラムまで 二ポンド
追加の一、〇〇〇グラムごとに 二ポンド

第六条 封筒に入れた郵便物の大きさに対する例外

カナダ、アメリカ合衆国、ケニア、ウガンダ及

びタンザニアの郵政庁は、勅奨される大きさを超える型の封筒が自国において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を有しない。

第七条 小形包装物

重量五百グラムを超える小形包装物の交換に参加する義務は、その交換を行うことができないオーストラリア、ビルマ、ボリヴィア、カナダ、チリ、コロンビア及びキューバの郵政庁については、適用しない。

第八条 書留書状への貴重品の封入に対する例外

1 サウディ・アラビア王国、アルゼンティン共和国、パングラデシュ人民共和国、ブータン王国、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ボリヴィア共和国、ブラジル連邦共和国、チリ、コロンビア共和国、コスタ・リカ共和国、キューバ共和国、エジプト・アラブ共和国、エル・サルヴァドル共和国、エクアドル共和国、ホンデラス共和国、イラン、イタリア、メキシコ合衆国、ネパール、パキスタン、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びヴェネズエラ共和国の郵政庁は、条約第十九条一の規定にかかわらず、同条16に規定する貴重品を書留書状に封入することを許さないことができる。

2 中華人民共和国、インド及びカンボディア共和国の郵政庁は、条約第十九条16の規定にかかわらず、同条16に規定する貴重品を普通書状又は書留書状に封入することを許さないことができる。

3 アフガニスタン共和国及びイエメン・アラブ共和国の郵政庁は、条約第十九条16の規定にかかわらず、加工した又は加工しない白金、金又は銀、珠玉及び宝石を書留書状に封入することを許さないことができる。

第九条 国際返信切手券

1 条約第二十八条一の規定に従って発行される

国際返信切手券は、千九百七十四年にローザンヌで作成された連合の文書の効力発生の日に関係なく、千九百七十五年一月一日から発売する。

2 千九百七十五年一月一日前に発行された旧様式の国際返信切手券については、四年の期間中、千九百六十九年に東京で作成された万国郵便条約の規定に従い、関係郵政庁の間で直接に決済する。その国際返信切手券は、国際事務局が行う国際返信切手券の総算引計算の対象とすることができない。

3 2の期間を経過した後は、旧様式の国際返信切手券については、特別の合意がない限り、郵政庁の間における決済を行わない。

第十条 取戻し及びあて名の変更又は訂正

条約第三十条の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更が許されないことを法令で定めている南アフリカ共和国、オーストラリア、バハマ連邦、バハレーン国、バルバドス、ブータン王国、ビルマ連邦社会主義共和国、ボツワナ共和国、カナダ、サイプラス共和国、エクアドル共和国、フィジー、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係処理する海外領土の一部、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア共和国、クウェイト、レソト王国、マレーシア、マラウイ、マルタ、モリシアス、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、ニュー・ジールランド、ウガンダ、カタル国、シエラ・レオネ共和国、シンガポール、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、イエメン民主人民共和国及びザンビア共和国については、適用しない。

第十一条 普通料金以外の特別料金

条約第十九条の料金以外の特別料金につき条約

第二十一条の料金を超える料金を内国業務において適用する加盟国は、国際業務においてもこの料金を適用することができる。

第十二条 関税を課されることがある物品

1 アフガニスタン共和国、アルバニア人民共和国、サウディ・アラビア王国、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ブラジル連邦共和国、ブルガリア人民共和国、中央アフリカ共和国、チリ、中華人民共和国、コロンビア共和国、キューバ共和国、エル・サルヴァドル共和国、エクアドル共和国、エチオピア、イタリア、カンボディア共和国、ネパール、パナマ共和国、ペルー共和国、ドイツ民主共和国、ルーマニア社会主義共和国、サン・マリノ共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ヴェネズエラ共和国及びユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の郵政庁は、条約第三十三条の規定に關連し、関税を課されることがある物品を包有する普通書状及び書留書状を認めない。

2 象牙海岸共和国、ダホメ共和国、上ヴォルタ共和国、インドシナ共和国、マリ共和国、モリタニア回教共和国、ニジェール共和国、オマーン国、セネガル共和国及びイエメン・アラブ共和国の郵政庁は、条約第三十三条の規定に關連し、関税を課されることがある物品を包有する普通書状を認めない。

3 1及び2の規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急な必要性がありかつ入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十三条 シベリア横断鉄道及びナセル湖經由の特別送達料

1 ソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、シベリア横断鉄道を経由して送達される通常の郵便物については、条約第五十二条の表一の送達料に加えて一キログラムごとに一フラン

五十サンチムの補充料を徴収することができる。

2 エジプト・アラブ共和国及びスーダン民主共和国の郵政庁は、シャルール(エジプト)とワディ・ハルファ(スーダン)との間でナセル湖を経由する通常郵便物の送達料については、条約第五十二条の表一の送達料に加えて一個ごとに五十サンチムの補充料を徴収することができる。

第十四条 アフガニスタンのための特別の送達料

アフガニスタンの郵政庁は、運輸及び通信の手段についての特別の困難のため、条約第五十二条の規定にかかわらず、暫定的に、開袋及び開袋通常郵便物の自国を経由する送達料を同郵政庁と關係郵政庁との間で特別に取りきめる条件に従って行うことができる。

第十五条 アデンにおける特別保管料

イエメン民主人民共和国の郵政庁は、アデンにおいて保管するすべての開袋については、陸路又は海路の送達料の報酬を受けていない限り、例外として、郵袋一個ごとに四十サンチムの料金を徴収することができる。

第十六条 例外的航空増料金

ソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、自国の特殊な地理的位置にかんがみ、世界のすべての国に對し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域において均一の航空増料金を適用する権利を留保する。この航空増料金は、航空路による通常郵便物の運送から生ずる実際の費用の額を超えないものとする。

第十七条 差出国が指示する路線による送達の強制

1 ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国は、航空閉袋の郵便票(AV8)に記載した路線に關する指示に従って行われた運送の費用のみを認める。

2 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ルーマ

ニア社会主義共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、航空閉袋の郵便票(AV8)及び引渡明細表(AV7)に記載する路線に關する指示に従って行われた運送の費用のみを認める。

第十八条 航空閉袋の送達

ギリシャ、イタリア及びセネガルの郵政庁は、前条の規定に關連し、条約第六十五条に定める条件でのみ航空閉袋の送達を行う。

第十九条 支払規則に關する執行理事会の議案の承認の条件

条約第七十七条(2)の規定にかかわらず、条約の施行規則第三十三条の規定を國際間の支払に關する一般的慣行の根本的な変更と適合させることを目的とする執行理事会の議案は、実施されるためには、投票の三分の二以上の賛成票を必要とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が条約の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために

A・ザヘル

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ

A・アブデッサラーム

M・ハダビー

R・アッセル

M・ルアンチ

M・マアルム

M・S・ネッカ

ドイツ連邦共和国のために

D・エリアス

H・パウマン

F・J・ノイホッフ

アメリカ合衆国のために

B・F・ペイラー

H・E・S・ストック

J・F・ジョーンズ

M・J・リリーガン

I・E・ハリスン

M・P・E・ホイット

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

B・F・ペイラー

H・E・S・ストック

J・F・ジョーンズ

M・J・リリーガン

I・E・ハリスン

M・P・E・ホイット

サウディ・アラビア王国のために

A・D・ハイヤル

A・S・J・アレイル

A・A・サンマン

アルゼンティン共和国のために

P・M・カベロ

オーストラリアのために

R・J・ペー

W・K・ウォーターソン

K・W・フアーネル

J・H・ベイツ

オーストラリア共和国のために

R・バーベシツ

A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル

H・クナウテ

バハマ連邦のために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五一六

C・ハリス パハレン国のために A・B・E・マッタル パングラデシ人民共和国のために A・M・アフサンウッラー K・R・クッドゥス バルバドスのために F・G・スミス ベルギーのために J・ルロイ E・ストリニフ ブータン王国のために D・N・カトワール T・イェシエ 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために V・ウーラシク ビルマ連邦社会主義共和国のために ウ・K・M・トゥン ウ・T・ジ ボリヴィア共和国のために E・P・ヴェラスコ ボツワナ共和国のために E・M・トゥメロ J・T・ボトルホル K・S・ラマムルシ ブラジル連邦共和国のために J・グルジョン・ネット A・ソウザ・クニーニヤ ブルガリア人民共和国のために G・アンドレエフ ブルンディ共和国のために B・ヌタウイガヤ カメルーン連合共和国のために E・ヌレンド カナダのために J・A・H・マッケイ F・パジョー D・G・プロック	中央アフリカ共和国のために T・ソコニー チリのために G・マンドゥハノ 中華人民共和国のために 朱春和 サイプレス共和国のために P・ハジオアヌ コロンビア共和国のために D・ガルセス・G J・カブレラ・S A・サラサル・P コンゴ人民共和国のために J・エンズーリ A・ボワイエラ B・バロウンダ L・ムンブー 大韓民国のために H・E・ホアン C・S・バク コスタリカ共和国のために C・ロドリゲス 象牙海岸共和国のために K・ボウスウ J・ムーロ H・ディアラ T・ジェジェ キューバ共和国のために L・ソラ・V L・チャヴィアノ ダホメ共和国のために G・グノンベ L・アドゥン デンマーク王国のために G・V・C・ピーターセン B・M・アナーセン T・W・マッセン B・W・ノアボ	ドミニカ共和国のために エジプト・アラブ共和国のために M・I・ソブヒー A・パキール A・T・アワダーラ A・C・エルカイ エル・サルヴァドル共和国のために A・A・アンドラーデ アラブ首長国連邦のために M・A・R・ハサン S・E・M・アリ エクアドル共和国のために A・カステリャーノス スペインのために P・サンチェス・ペレス J・アスカンドニ A・ウレタ M・R・ボセタ アフリカにおけるスペインの領土のために エチオピアのために K・B・T・T・ベルハン A・A・ウオルデミカエル フィジーのために K・E・マイルズ P・M・ラットナム フィンランド共和国のために O・サロイラ T・プロランネ P・テイリラ フランス共和国のために R・ジョーデル P・ル・ソー A・ヴァテオンヌ A・グーヨン E・ムーユソ R・ボワントロー	P・フェメイ フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全体ののために I・カバンヌ P・ジャントゥ A・ボニン J・コンスタンタン M・スフィアンス ガボン共和国のために A・オグアンバ H・オグエンケロ F・X・ロエンベ V・ムビラ ガーナのために B・アソマニ B・A・アバン グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峡諸島及びマン島を含む)のために サー F・ウッッド D・M・エリオット D・E・ロバート R・L・コリンズ H・N・P・ハリスン T・スコット A・G・ブラウン L・H・キングズベリー グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために サー F・ウッッド D・M・エリオット D・E・ロバート R・L・コリンズ H・N・P・ハリスン T・スコット A・G・ブラウン L・H・キングズベリー ギリシャのために I・クトラフリス
--	--	---	---

グアテマラ共和国のために

E・ロベス・H

ギニア共和国のために

S・ディアラ

I・ケイタ

ギニア・ビサオ共和国のために

V・F・モンテイロ

赤道ギニア共和国のために

ガイアナのために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

M・A・カンビール

P・タブソバ

G・サンボレ

B・ヤゴ

J・パリマ

ホンデラス共和国のために

B・A・サンチェス・デ・ルレ

ハンガリー人民共和国のために

D・ホルン

インドのために

N・V・シエノイ

R・レイ

インドネシア共和国のために

スハルジョノ

ルスリ

イランのために

G・シャキープニア

イラク共和国のために

M・A・アル・ジブリー

H・R・アル・ハムダーニ

T・S・トゥアイマ

A・Q・アル・ナイス

Q・M・アル・シャウイ

M・N・アラブ

アイルランドのために

P・L・オコーメイン

P・L・オリゲイン

D・ヒーナン

アイスランド共和国のために

J・スクラソン

B・クリスチャンソン

R・ユリウソン

イスラエルのために

S・アンベル

Y・L・ランダウ

イタリアのために

ジャマイカのために

R・I・ナイト

日本国のために

北原秀雄

ジョルダン・ハシェミット王国のために

H・カマーシユ

A・アル・ジャール

I・カウダ

ケニア共和国のために

E・ハブウェ

W・N・ジタウ

カンボディア共和国のために

S・サッター

クウェイトのために

A・A・A・アル・サラウイ

A・M・Y・アル・アイド

ラオス王国のために

ブン・マック

S・バンナヴァン

S・ナオワラット

レソト王国のために

B・N・モコアテ

レバノン共和国のために

T・フランジェ

A・ナフール

O・A・タッパラ

K・アザル

リベリア共和国のために

J・H・スワレイ

A・K・ユオー

O・M・ニエバン

リビア・アラブ共和国のために

D・S・ナガハ

A・M・H・アルワルファリー

リヒテンシュタイン公国のために

B・ベック

ルクセンブルグのために

R・フルネル

マレイシアのために

O・K・リヤン

K・スリニヴァサン

W・Y・b・サイド

A・K・b・H・ダウド

A・M・b・A・シャズイリ

マラウイのために

E・ジョセファット

モルディヴ共和国のために

マダガスカル共和国のために

E・ラハリソン

マリ共和国のために

M・ソウ

S・トゥラオレ

A・ヤッタラ

マルタのために

モロッコ王国のために

M・ベン・アブデッラー

A・マールフィ

モリシアスのために

J・ピニルメシユール

O・ラムデニ

モリタニア回教共和国のために

W・ムーサ

メキシコ合衆国のために

D・リンコン・A

モナコ公国のために

C・ソラミト

モンゴル人民共和国のために

D・ゴトブ

D・ゴンボスレン

ナウル共和国のために

ネパールのために

M・ダカール

ニカラグア共和国のために

A・A・ムリヤウプト

ニジニル共和国のために

G・シリル

ナイジェリア連邦共和国のために

J・A・オグンデジ

ノールウェーのために

R・R・ブル

E・ド・ヴィング

K・ストロムネス

T・オーラク

ニュー・ジラランドのために

L・T・ヒース

A・C・ジョーンズ

J・E・B・エヴァンス

オマーン国のために

H・A・アッサイド

ウガンダのために

Y・キインジ

C・ムスンディ

E・オリガゲ

パキスタンのために

S・A・マフムード

Z・N・アーメッド

A・K・アワーン

パナマ共和国のために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則

五一八

J・M・エスピノーノ・G
P・プリン・M
J・エスピノーノ
パラグアイ共和国のために
P・N・カセレス
オランダのために
フィリッポス・レインマン
H・P・ブツ
オランダ領アンティル及びスリナムのために
E・G・レーデ
R・S・アレンツ
ペルー共和国のために
H・メリノ
フィリピン共和国のために
F・R・タナベ
R・A・ウルキオラ
P・P・デ・ラ・パス
ボートランド人民共和国のために
M・ミスケヴィッチ
ポルトガルのために
F・J・レイノ
J・L・V・デ・マトシエ
A・M・D・レイス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため
に
東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける
ポルトガルの諸州のために
カタル国のために
M・S・アル・モアダディ
A・H・アル・ハーテル
M・A・ムバッラク
ドイツ民主共和国のために
R・ゼリネツク
朝鮮民主主義人民共和国のために
チン・チュン・グック
ルーマニア社会主義共和国のために

V・スキオバルラン
I・ラドレスク
M・ヴォイチェスク
ルワンダ共和国のために
サン・マリノ共和国のために
D・フォルチェリーニ
セネガル共和国のために
B・スディエ
A・ゲイ
D・スディエ
シエラ・レオネ共和国のために
W・T・モルガン
シンガポールのために
パトリック・リー・ブリン・グアン
ソマリア民主共和国のために
J・H・M・ハルン
J・S・M・アラウイ
スーダン民主共和国のために
H・I・パシール
S・M・ガディ
スリ・ランカ共和国のために
V・D・カルナラトネ
スウェーデンのために
H・イエーデル
K・A・レーフグレン
T・サイデン
T・シレン
スイス連邦のために
M・レドリ
F・ブルキヤン
H・グブラー
スワジランド王国のために
J・M・ファクジエ
J・S・シコンジエ
E・M・ヌラバチ
シリア・アラブ共和国のために
A・ハラビー

A・アル・ジャビ
M・ダッフル
A・アリ
タンザニア連合共和国のために
R・M・ユスフ
R・キガラバ
チャード共和国のために
D・ダウナ
チェコスロヴァキア社会主義共和国のために
J・マニャーク
タイのために
C・トングマ
トーゴ共和国のために
P・アメドジ
E・ラウソン
I・エクエ
トンガ王国のために
I・F・フアラタウ
トリニダード・トバゴのために
テュニジアのために
S・ベッザウイ
M・バルマ
M・カムリン
トルコのために
M・エルケル
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため
に
A・F・ククルーザ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
D・I・マンゲルダン
ウルグアイ東方共和国のために
J・A・ボラー
ヴァチカン市国のために
L・ジェン・ティール
ヴェネズエラ共和国のために
G・ブラサ
グアイエトナム共和国のために

B・V・アン
イエメン・アラブ共和国のために
M・A・ザイエド
イエメン民主人民共和国のために
A・M・アル・ハウサリ
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため
に
P・ヴァシリエヴィッチ
ザイル共和国のために
L・ヌザウ
I・ヌガンドウ
カンジョコ・カボビ
メンガ・マ・マロンガ
ザンビア共和国のために
R・J・ムワペ
J・B・カサウカ

価格表記書状に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下
名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結
された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にか
んがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條3
の規定に従うことを条件として、次の約定を締結
した。

第一章 総則

第一条 この約定の目的
この約定は、締約国の間における価格表記書状
の交換を規律する。

第二条 価格表記書状

有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有
し、かつ、「価格表記書状」と称する書状は、差出
人が表記する価格に従い内容品を保険に付して交
換することができる。

第三条 価格の表記

1 価格表記金額は、原則として無制限とする。
2 もつとも、各郵政庁は、それぞれ、価格の表
記を一定の金額以下に制限する権能を有する。
この金額は、五千フラン又は、内国業務におい
て採用されている限度額が五千フラン未満であ

る場合には、その限度額を下ることができない。

3 異なる限度額を採用した国の間では、最も低い限度額を相互に遵守する。

4 価格の表記は、郵便物の内容品の実価を超えることはできないが、その実価の一部分のみを表記することは、許される。書類の表記金額でその書類の作成費に対応する価格を表すものは、亡失の場合にその書類の複製に要する費用を超えることができない。

5 郵便物の内容品の実価を超えて行つた価格の詐欺表記は、差出国の法令で定める司法上の訴追を受ける。

第二章 引受条件

第四条 重量及び大きさの条件

価格表記書状は、普通書状について適用する重量及び大きさの条件に従う。価格表記書状であつてその大きさが書状について条約第十九条に定める最小限度に達しないものは、差出しを認められない。

第五条 禁制

次の物品は、価格表記書状に入れてはならない。

(a) その性質上又はその包装のため、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれがある物品

(b) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬。ただし、この禁制は、これらの物品が医療上又は學術上の目的で送附されることを許す国にあつて行われる発送については、適用しない。

(c) 生きた動物

(d) 爆発性又は発火性の物質その他危険性がある物質

(e) わいせつ又は不道徳な物品

(f) 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

第六条 誤つて引き受けられた郵便物の取扱

1 第四条の規定に適合しない価格表記書状で誤つて引き受けられたものは、差出郵政庁に返送する。もつとも、名あて郵政庁は、条約第十九条20の料金を適用して受取人に対しその価格表記書状を配達することができ。

2 前条に掲げる物品を包有する価格表記書状で誤つて引き受けられて発送されたものは、その物品の包有を発見した郵政庁の属する国の法令に従つて取り扱う。前条(b)、(d)及び(e)に掲げる物品を包有する価格表記書状は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。

普通料	金	定額の書留料	価格表記料
条約第十九条の規定及び場 合により条約の最終議定書第 三条の規定に従つて算出した 料金			
条約第二十一条の表(n)に定 める料金、相当する内国業務 の料金、前記の料金を超える 場合にはその内国業務の料金 又は例外的に三フランを最高 限度額とする料金			

普通料	金	定額の書留料	価格表記料
条約第十九条の規定及び場 合により条約の最終議定書第 三条の規定に従つて算出した 料金			
条約第二十一条の表(n)に定 める料金、相当する内国業務 の料金、前記の料金を超える 場合にはその内国業務の料金 又は例外的に三フランを最高 限度額とする料金			

普通料	金	定額の書留料	価格表記料
条約第十九条の規定及び場 合により条約の最終議定書第 三条の規定に従つて算出した 料金			
条約第二十一条の表(n)に定 める料金、相当する内国業務 の料金、前記の料金を超える 場合にはその内国業務の料金 又は例外的に三フランを最高 限度額とする料金			

普通料	金	定額の書留料	価格表記料
条約第十九条の規定及び場 合により条約の最終議定書第 三条の規定に従つて算出した 料金			
条約第二十一条の表(n)に定 める料金、相当する内国業務 の料金、前記の料金を超える 場合にはその内国業務の料金 又は例外的に三フランを最高 限度額とする料金			

普通料	金	定額の書留料	価格表記料
条約第十九条の規定及び場 合により条約の最終議定書第 三条の規定に従つて算出した 料金			
条約第二十一条の表(n)に定 める料金、相当する内国業務 の料金、前記の料金を超える 場合にはその内国業務の料金 又は例外的に三フランを最高 限度額とする料金			

3 価格表記書状については、1に定める料金のほか、条約第二十一条に定める特別料金が適用される場合には、その料金を徴収することができ。

4 郵政庁は、また、価格表記書状のためにとつた特別の安全措置につき、自国の法令で定める特別料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第八章 郵便料金の免除

郵政庁の間又は郵政庁と国際事務局との間で交換する郵便業務上の価格表記書状については、郵便料金を免除する。

第九条 輸出及び輸入の条件並びに課金

3 誤つて引き受けられた価格表記書状が差出元に返送されずかつ受取人に配達されない場合には、差出郵政庁は、その書状について適用された取扱に關し詳細な通報を受ける。

第三章 料金及び課金

1 価格表記書状については、あらかじめ差出人から次の料金を徴収する。

(a) 普通料金

(b) 定額の書留料

(c) 価格表記料

2 1の料金の料金は、次の表に定めるとおりとする。

1 価格表記書状は、輸出の条件及び課金に關しては差出国の法令の適用を受け、輸入及び通關の条件及び課金に關しては名あて国の法令の適用を受ける。

2 輸入について課される租税及び試験料は、配達の際に受取人から徴収する。何らかの理由により価格表記書状が価格表記書状の業務に参加する他の国に転送され又は差出局に返送される場合には、再輸出に際して取り消されない課金及び費用は、受取人又は差出人から徴収する。

1 郵政庁は、次条の場合を除くほか、価格表記

第四章 責任

1 郵政庁は、次条の場合を除くほか、価格表記

書状の亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合において、その価格表記書状が開封で運送されたか開封として運送されたかを問わない。

2 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益は、考慮しない。なお、この賠償金は、いかなる場合にも、金フランによる価格表記金額を超えることができない。価格表記航空書状が平路によつて転送され又は差出元に返送される場合には、責任は、その転送又は返送については、平路によつて送達される郵便物について適用される責任に限定される。

3 盗取され又は損傷した価格表記書状が配達された後は、2の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。

4 賠償金は、有価物の運送が引き受けられた場所及び時期における同種の有価物の金フランに換算した時価に従つて算出する。時価がない場合には、賠償金は、同一の基礎で評価されるその有価物の普通価格に従つて算出する。

5 価格表記書状の亡失、全部の盗取又は全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人(3の規定が適用される場合には、受取人)は、納付した料金(価格表記料を除く)の還付を請求する権利を有する。価格表記料は、いかなる場合にも、差出郵政庁が取得する。

6 差出人は受取人のために2の権利を放棄する権能を有し、受取人は差出人のために3の権利を放棄する権能を有する。差出人又は受取人は、国内法令が許すときは、第三者に対し賠償金の受取りを許すことができる。

1 郵政庁は、価格表記書状であつて、同種の郵便物につき自国の規則で定める条件又は条約第十一條に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合

第十一條 郵政庁の免責

1 郵政庁は、価格表記書状であつて、同種の郵便物につき自国の規則で定める条件又は条約第十一條に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五二〇

には、責任は、存続する。

(a) 盗取若しくは損傷が郵便物の配達の前若しくは配達の際に証明された場合又は、内国規則が許すときは、受取人(差出人への返送の場合には、差出人)が盗取され若しくは損傷した郵便物の配達を受ける際に留保を行った場合(受取人(差出人への返送の場合)に、差出人)が、正規に受領を証明している場合においても、郵便物を配達した郵政庁に対し損害を免した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損傷が配達の後を生じたものでないことを立証したとき。

2

郵政庁は、次の場合には責任を負わない。
一 価格表記書状の亡失、盗取又は損傷については、

(a) 不可抗力の場合。自己の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、自国の法令に従い、その亡失、盗取又は損傷が不可抗力の場合に該当する事情によるものであるかどうかを決定するものとし、差出人の郵政庁が請求するときは、その郵政庁に対して当該事情を通知する。ただし、不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾した差出人の郵政庁に関しては、責任は、存続する。

(b) 郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書類の損傷のために当該価格表記書状について調査することができない場合

(c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は当該価格表記書状の内容品の性質から生じたものである場合

(d) 当該価格表記書状が、第五条の禁制に抵触する内容品のため、権限のある当局によつて没収され又は棄却された場合

(e) 当該価格表記書状につき、内容品の実価を超える価格の詐欺表記が行われた場合

(f) 差出人が、当該価格表記書状の差出しの

日の翌日から起算して一年以内に取調請求を行わなかつた場合

二 名あて国の法令に基づいて差し押さえられた価格表記書状の場合

三 海路又は航空路による運送に関し、郵政庁がその利用する船舶内又は航空機内にある有価物について責任を負うことができない旨を通知した場合。ただし、郵政庁は、価格表記書状の閉鎖封緘しについては、書留郵便物について定められている責任を負う。

郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない)及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行つた決定のために責任を負うことはない。

第十二条 差出人の責任

1 価格表記書状の差出人は、運送を許されない物品の差出し又は引受条件の不遵守により他の郵便物に与えたすべての損害につき、郵政庁と同一の限度まで責任を負う。ただし、郵政庁又は運送事業者に過失又は怠慢があつた場合は、この限りでない。

2 差出人は、差出局が1の価格表記書状を引き受けたことによつてその責任を免れることはない。

3 損害が差出人の過失によることを確認した郵政庁は、その旨を差出郵政庁に通報するものとし、差出郵政庁は、必要があるときは、差出人に対して訴えを提起する。

第十三条 郵政庁の間における責任の決定

1 価格表記書状を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、その価格表記書状を受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に運送したことを立証することができない場合には、反証が挙げられる時まで責任を負う。

2 中継郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合には、5、8及び9の規定に従うことを条件とし

て、反証が挙げられる時まで責任を負しない。

(a) 価格表記書状の個別の点検に関する施行規則第百八条の規定を遵守した場合

(b) 条約の施行規則第百八条に定める保存期間が満了して当該価格表記書状に関する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この規定は、請求者の権利を害するものではない。

3 亡失、盗取又は損傷が航空運送企業の業務において生じた場合には、条約第七十四条1の規定に従い運送料を受領する国の郵政庁は、6及び条約第一条3の規定に従うことを条件として、差出人に支払われた賠償金の額を差出郵政庁に償還する。運送料を受領する国の郵政庁は、責任のある航空運送企業からその賠償金の額を取り立てる。条約第七十四条2の規定に基づき差出郵政庁が運送料につき航空運送企業と直接に決済する場合には、差出郵政庁は、自らの航空運送企業に対して賠償金の額の償還を請求しなければならない。

4 価格表記書状を他の郵政庁に運送した郵政庁は、当該価格表記書状の引渡しを受けた交換局が、点検の後利用することのできる最初の便により、価格表記書状の包装物の全体又は当該価格表記書状自体の不着又は異状を証明する調書を差出郵政庁に送付しなかつた場合には、反証が挙げられる時まで責任を負しない。

5 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政庁は、平等に損害を分担する。盗取又は損傷が名あて国(差出人への返送の場合には、差出人)において判明した場合には、その国の郵政庁は、次の事項を証明する。

(a) 包装物、封筒又は郵便袋及びその封かん並びに郵便物の包装及び封かんに盗取又は損傷の明らかな形跡がなかつたこと。

(b) 差出しの際に確認された重量が変わつてい

なかつたこと。

名あて郵政庁又は場合により差出郵政庁が(a)及び(b)の事項を証明した場合には、他のいずれの関係郵政庁も、その次の郵政庁に対し異議を受けることなく郵便物を引き渡した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

6 一の郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、当該一の郵政庁が採用した価格表記の最高限度額を超えないものとする。

7 価格表記書状が不可抗力によつて亡失し、盗取され又は損傷した場合には、その亡失、盗取又は損傷が自国の領域又は自己の業務において生じた郵政庁は、自己及び差出郵政庁の双方が不可抗力によつて生ずる危険を負担しているときに限り、その差出郵政庁に対して責任を負う。

8 亡失、盗取又は損傷がこの約定の締約国でない国の中継郵政庁又は損害額よりも低い最高限度額を採用している中継郵政庁の領域又は業務において生じた場合には、差出郵政庁は、その中継郵政庁が6及び条約第一条3の規定に従つて負担しない損害を負担する。

9 8の規定は、亡失、盗取又は損傷がその責任を認めない締約国に属する郵政庁(第十一条2三)の業務において生じた場合には、海路又は航空路の運送についても適用する。

10 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を有する郵政庁が負担する。

11 賠償金を支払つた郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対して行われることがある請求の権利につき、その賠償金の額を限度として、賠償金を受け取つた者に代位する。

第十四条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 条約第五十条の規定は、価格表記書状について適用する。

2 郵便物が後日発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価格のものであると認定された場合には、差出人は、郵便物の交付と引換えにその賠償金を返付する。この場合において、第三条に規定する価格の詐欺表記に対する措置の適用を妨げない。

第五章 雑則及び最終規定

第十五条 条約の適用

条約は、この約定に明文の定めのないすべての事項について適用し又は準用する。もつとも、名あて郵政庁は、自国の規則で定める場合には、条約第二十九条の規定にかかわらず、別配達により郵便物自体に代えて到着通知書を配達する権能を有する。

第十六条 業務に参加する郵便局

郵政庁は、価格表記書状の業務ができる限り自国のすべての郵便局において行われるように必要な措置をとる。

第十七条 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この約定及びその施行規則に関する議案で大會議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国で出席したかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国で大會議に代表されたものの半数以上が出席していなければならない。

2 この約定及びその施行規則に関する議案で大會議から大會議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

- (a) 規定の追加又はこの約定第一条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十七条及び第十八条並びに施行規則第百十三条の規定の改正に関する議案の場合には、投票の総数 (b) この約定の規定 (a) に掲げるものを除く。
- 又は施行規則第百一条2、第百二条から第百五条まで、第百六条2から5まで、第百七条

から第百九条まで並びに第百十二条(f)及び(g)の規定の実質的改正に関する議案の場合には、投票の三分の二以上

(c) 施行規則の規定(a)及び(b)に掲げるものを除く。の改正又はこの約定及びその施行規則の規定の解釈に関する議案の場合には、投票の過半数。ただし、憲章第三十二条に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第十八条 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百七十六年一月一日に効力を生じ、次の大會議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大會議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ
A・アブデッサラーム

M・ハダビー
R・アッセル

M・ルアンチ
M・マアルム

M・S・ネッカ
ドイツ連邦共和国のために

D・ユリアス

H・パウマン
F・J・ノイホッフ
アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

A・D・ハイヤル
A・S・J・アレイル

A・A・サンマン
アルゼンティン共和国のために

P・M・カペロ
オーストラリアのために

オーストリア共和国のために

R・パーベシツ
A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル
H・クナウテ

バハマ連邦のために

バハレーン国のために

バングラデシュ人民共和国のために

A・M・アフサンウッラー
K・R・クッドウス

バルパドスのために

F・G・スミス
ベルギーのために

J・ルロイ
E・ストリュイフ

ブータン王国のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
V・ウーラシク
ビルマ連邦社会主義共和国のために
ウ・K・M・トゥン

ウ・T・ジ
ボリヴィア共和国のために

ボツワナ共和国のために

ブラジル連邦共和国のために

J・グルジョン・ネット
A・ソウザ・クニャ

ブルガリア人民共和国のために

G・アンドレフ
ブルンディ共和国のために

B・ヌタウィガヤ
カメルーン連合共和国のために

E・ヌレンド
カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニー
チリのために

G・マンドゥハノ
中華人民共和国のために

サイプレス共和国のために

P・ハジオアナ
コロンビア共和国のために

D・ガルセス・G
J・カブレラ・S

A・サラサル・P
コンゴ人民共和国のために

J・エンズーリ
A・ボワイエラ

B・パロウンダ
L・ムンブー

大韓民国のために

コスタ・リカ共和国のために
C・ロドリゲス
象牙海岸共和国のために
K・ボウスウ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五二二

J・ムーロ H・ディアラ T・ジェジュ キューバ共和国のために ダホメ共和国のために G・グノンベ L・アドゥン デンマーク王国のために G・V・C・ビーターセン B・M・アナーセン T・W・マッセン B・W・ノアボ ドミニカ共和国のために エジプト・アラブ共和国のために M・I・ソブヒ A・パキール A・T・アワダール A・C・エル・カイ エル・サルヴァドル共和国のために A・A・アンドラーデ アラブ首長国連邦のために M・A・R・ハサン S・E・M・アリ エクアドル共和国のために A・カステリャーノス スペインのために P・サンチェス・ペレス J・アスカンドニ A・ウレタ M・R・ボセタ アフリカにおけるスペインの領土のために エティオピアのために フィジーのために K・E・マイルズ	P・M・ラットナム フィンランド共和国のために O・サロイラ T・プロランネ P・テイリラ フランス共和国のために R・ジョデル P・ル・ソー A・ヴァテオンヌ A・グーヨン E・ムーユソー R・ボワントロー P・フュメイ フランス海外郵便電氣通信庁が代表する地域全体のために I・カバンヌ P・ジャントゥ A・ボニン J・コンスタンタン M・スフィアンス ガボン共和国のために A・オグアンバ H・オグエンケロ F・X・ロエンベ V・ムビラ ガーナのために B・アソマニ B・A・アバン グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峡諸島及びマン島を含む。)のために サー F・ウッド D・M・エリオット D・E・ロバート R・L・コリンズ H・N・P・ハリスン T・スコット A・G・ブラウン L・H・キングズベリー	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために サー F・ウッド D・M・エリオット D・E・ロバート R・L・コリンズ H・N・P・ハリスン T・スコット A・G・ブラウン L・H・キングズベリー ギリシャのために I・クトラフリス グアテマラ共和国のために ギニア共和国のために S・ディアラ I・ケイタ ギニア・ビサオ共和国のために 赤道ギニア共和国のために ガイアナのために ハイティ共和国のために 上ヴォルタ共和国のために M・A・カンビール P・タブソバ G・サンボレ B・ヤゴ J・バリマ ホンデラス共和国のために ハンガリー人民共和国のために D・ホルン インドのために N・V・シエノイ R・レイ	インドネシア共和国のために スハルジョノ ルシリ イランのために G・シャキープニア イラク共和国のために M・A・アル・ジブリー H・R・アル・ハムダーニ T・S・トゥアイマ A・Q・アル・ナース Q・M・アル・シャウイ M・N・アラブ アイルランドのために P・L・オコメイン P・L・オリゲイン D・ヒーナン アイスランド共和国のために J・スクラソン B・クリスチャンソン R・ユリウスソン イスラエルのために イタリアのために ジャマイカのために R・I・ナイト 日本国のために 北原秀雄 ジョルダン・ハシェミット王国のために ケニア共和国のために E・ハブウェ W・N・ジタウ カンボディア共和国のために クウェイトのために A・A・A・アル・サラウイ A・M・Y・アル・アイド
---	--	--	--

ラオス王国のために

レソト王国のために

B・N・モコアテ

レバノン共和国のために

T・フランジェ

A・ナフル

O・A・タッパラ

K・アザル

リベリア共和国のために

リビア・アラブ共和国のために

D・S・ナガーハ

A・M・H・アルワルファリ

リヒテンシュタイン公国のために

B・ベック

ルクセンブルグのために

R・フルネル

マレイシアのために

O・K・リヤン

K・スリニヴァサン

W・Y・b・サイド

A・K・b・H・ダウド

A・M・b・A・シャズイリ

マラウイのために

E・ジョセファット

モルディヴ共和国のために

マダガスカル共和国のために

E・ラハリソン

マリ共和国のために

M・ソウ

S・トゥラオレ

A・ヤッタラ

マルタのために

モロッコ王国のために

M・ベン・アブデッラー

A・マールーフイ

モリシアスのために

J・ビュルメシール

O・ラムデニ

モリタニア回教共和国のために

W・ムーサ

メキシコ合衆国のために

モナコ公国のために

C・ソラミト

モンゴル人民共和国のために

ナウル共和国のために

ネパールのために

ニカラグア共和国のために

A・A・ムリヤウプト

ニジェール共和国のために

G・シリル

ナイジェリア連邦共和国のために

J・A・オグンデジ

ノールウェーのために

R・R・ブル

E・ド・ヴィンゲ

K・ストロムスネス

T・オーラク

ニュージーランドのために

L・T・ヒース

A・C・ジョーンズ

J・E・B・エヴァンス

オマーン国のために

ウガンダのために

Y・キインジ

C・ムスンディ

E・オワガゲ

パキスタンのために

S・A・マフムード

Z・N・アーメッド

A・K・アワーン

パナマ共和国のために

パラグアイ共和国のために

P・N・カセレス

オランダのために

フィリップス・レインマン

H・P・ブツ

オランダ領アンティル及びスリナムのために

E・G・レーデ

R・S・アレンツ

ペルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポーランド人民共和国のために

M・ミスケヴィッチ

ポルトガルのために

F・J・レイノ

J・L・V・デ・マトシエ

A・M・D・レイス

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため

に

東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける

ポルトガルの諸州のために

カタール国のために

M・S・アル・モアデイ

A・H・アル・ハーテル

M・A・ムバック

ドイツ民主共和国のために

R・ゼリネック

朝鮮民主主義人民共和国のために

チン・チュン・グック

ルーマニア社会主義共和国のために

V・スキオバルラン

I・ラドレスク

M・ヴォイチェスク

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

D・フォルチェリーニ

セネガル共和国のために

B・スディアエ

A・ゲイエ

D・スディアエ

シエラ・レオネ共和国のために

W・T・モルガン

シンガポールのために

バトリック・リー・ブン・グアン

ソマリア民主共和国のために

J・H・M・ハルン

J・S・M・アラウイ

スーダン民主共和国のために

スリ・ランカ共和国のために

V・D・カルナラトネ

スウェーデンのために

H・イエーデル

K・A・レーフグレン

T・サイデン

T・シレン

スイス連邦のために

M・レドリ

F・ブルキャン

H・グブラー

スワジランド王国のために

J・M・ファクジュ

J・S・シコンジェ

E・M・スラバチ

シリア・アラブ共和国のために

A・ハラビー

A・アル・ジャビ

M・ダッフル

A・アリ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五二四

タンザニア連合共和国のために

R・M・ユスフ

R・キガラバ

チャード共和国のために

D・ダウナ

チェッコスロヴァキア社会主義共和国のために

J・マニャーク

タイのために

C・トングマ

トゴ共和国のために

P・アメドジ

E・ラウソン

I・エクエ

トンガ王国のために

I・F・フアレタウ

トリニダード・トバゴのために

テュニジアのために

S・ベッザウイア

M・バルマ

M・カムーン

トルコのために

M・エルケル

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

A・F・ククルーザ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

D・I・マンゲルダン

ウルグアイ東方共和国のために

J・A・ボラー

ヴァチカン市国のために

L・ジェンティール

ヴェネズエラ共和国のために

ヴィエトナム共和国のために

B・V・アン

イエメン・アラブ共和国のために

M・A・ザイエド

イエメン民主人民共和国のために

A・M・アル・ハウサリ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ

ザイル共和国のために

L・ヌザウ

I・ヌガンドウ

カンジョコ・カボビ

メンガ・マ・マロンガ

ザンビア共和国のために

価格表記書状に関する約定の最終議定書

下名の全権委員は、本日付で締結された価格表記書状に関する約定に署名するに当たり、次のとおり協定した。

関税を課されることがある物品

バングラデシュ人民共和国、中華人民共和国、エル・サルヴァドル共和国及びユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の郵政庁は、約定第五条の規定に関連し、関税を課されることがある物品を包有する価格表記書状を認めない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ

A・アブデッサラーム

M・ハダビー

R・アッセル

M・ルアンチ

M・マアルム

M・S・ネッカ

ドイツ連邦共和国のために

D・エリアス

H・パウマン

アメリカ合衆国のために

F・J・ノイホッフ

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

A・D・ハイヤル

A・S・J・アレイル

A・A・サンマン

アルゼンティン共和国のために

P・M・カペロ

オーストラリアのために

オーストリア共和国のために

R・パーベシツ

A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル

H・クナウテ

バハマ連邦のために

バハレーン国のために

バングラデシュ人民共和国のために

A・M・アフサンウッラー

K・R・クッダウス

バルバドスのために

F・G・スミス

ベルギーのために

J・ルロイ

E・ストリニイフ

ブータン王国のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

V・ウーラシク

ビルマ連邦社会主義共和国のために

ウ・K・M・トゥン

ウ・T・ジ

ボリヴィア共和国のために

ボツワナ共和国のために

ブラジル連邦共和国のために

J・グルジョン・ネット

A・ソウザ・クニヤ

ブルガリア人民共和国のために

G・アンドレエフ

ブルンディ共和国のために

B・ヌタウイガヤ

カメルーン連合共和国のために

E・ヌレンド

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニー

チリのために

G・マンドゥハハ

中華人民共和国のために

朱春和

サイプレス共和国のために

P・ハジオアヌ

コロンビア共和国のために

D・ガルセス・G

J・カブレラ・S

A・サラサル・P
コンゴ人民共和国のために

J・エンズーリ

A・ボワイエラ

B・バロウンダ

L・ムンブー

大韓民国のために

コスタ・リカ共和国のために

C・ロドリゲス

象牙海岸共和国のために

K・ボウスウ

J・ムーロ

H・ディアラ

T・ジェジェ

キューバ共和国のために

ダホメ共和国のために

G・グノンベ

L・アドゥン

デンマーク王国のために

G・V・C・ピーターセン

B・M・アナーセン

T・W・マッセン

B・W・ノアボ

ドミニカ共和国のために

エジプト・アラブ共和国のために

M・I・ソブヒー

A・パキール

A・T・アワダラ

A・C・エル・カイ

エル・サルヴァドル共和国のために

A・A・アンドラーデ

アラブ首長国連邦のために

M・A・R・ハサン

S・E・M・アリ

エクアドル共和国のために

A・カステリャーノス
スペインのために

P・サンチェス・ペレス

J・アスカンドニ

A・ウレタ

M・R・ボセタ

アフリカにおけるスペインの領土のために

エティオピアのために

フィジーのために

K・E・マイルズ

P・M・ラットナム

フィンランド共和国のために

O・サロイラ

T・プロランネ

P・テイリラ

フランス共和国のために

R・ジョーデル

P・ル・ソー

A・ヴァテオンヌ

A・グーヨン

E・ムーユソー

R・ボワントロー

P・フュメイ

フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全体のために

I・カパンヌ

P・ジャントゥ

A・ボニン

J・コンスタンタン

M・スフィアンヌ

ガボン共和国のために

A・オグアンバ

H・オグエンケロ

F・X・ロエンベ

V・ムピラ

ガーナのために

B・アソマニ
B・A・アバン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国(海峡諸島及びマン島を含む。)のために

サー F・ウッド

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

サー F・ウッド

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

ギリシャのために

I・クトラフリス

グアテマラ共和国のために

ギニア共和国のために

S・ディアラ

I・ケイタ

ギニア・ビサウ共和国のために

赤道ギニア共和国のために

ガイアナのために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

M・A・カンビール
P・タブソバ

G・サンボレ

B・ヤゴ

J・バリマ

ホンデュラス共和国のために

ハンガリー人民共和国のために

D・ホルン

インドのために

N・V・シェノイ

R・レイ

インドネシア共和国のために

スハルジョノ

ルスリ

イランのために

G・シャキープニア

イラク共和国のために

M・A・アル・ジブリー

H・R・アル・ハムダーニ

T・S・トゥアイマ

A・Q・アル・ナース

Q・M・アル・シャウイ

M・N・アラブ

アイルランドのために

P・L・オコーメイン

P・L・オリゲイン

D・ヒーナン

アイスランド共和国のために

J・スクラソン

B・クリスチャンソン

R・ユリウスソン

イスラエルのために

イタリアのために

ジャマイカのために

R・I・ナイト

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五二六

日本国のために

北原秀雄

ジョルダン・ハシエミット王国のために

ケニア共和国のために

E・ハブウェ

W・N・ジダウ

カンボディア共和国のために

クウェイトのために

A・A・A・アルサラウイ

A・M・Y・アルアード

ラオス王国のために

レソト王国のために

B・N・モコアテ

レバノン共和国のために

T・フランジェ

A・ナフル

O・A・タッバーラ

K・アザル

リベリア共和国のために

リビア・アラブ共和国のために

D・S・ナガーハ

A・M・H・アルワルファリー

リヒテンシュタイン公国のために

B・ベック

ルクセンブルグのために

R・フルネル

マレイシアのために

O・K・リヤン

K・スリニヴァサン

W・Y・b・サイド

A・K・b・H・ダウド

A・M・b・A・シャズイリ

マラウイのために

E・ジョセファット

モルディヴ共和国のために

マダガスカル共和国のために

E・ラハリソン

マリ共和国のために

M・ソウ

S・トゥラオレ

A・ヤッタラ

マルタのために

モロッコ王国のために

M・ベン・アブデッラー

A・マールフィー

モリシアスのために

J・ピュルメシエール

O・ラムデニー

モリタニア回教共和国のために

W・ムーサ

メキシコ合衆国のために

モナコ公国のために

C・ソラミト

モンゴル人民共和国のために

ナウル共和国のために

ネパールのために

ニカラグア共和国のために

A・A・ムリャウプト

ニジニル共和国のために

G・シリル

ナイジェリア連邦共和国のために

J・A・オグンデジ

ノールウェーのために

R・R・ブルー

E・ドローイング

K・ストロムスネス

T・オーラク

ニュー・ジブラルドルのために

L・T・ヒース

A・C・ジョーンズ

J・E・B・エヴァンス

オマーン国のために

ウガンダのために

Y・キーンジ

C・ムスンディ

E・オワガゲ

パキスタンのために

S・A・マフムード

Z・N・アーメッド

A・K・アワーン

パナマ共和国のために

パラグアイ共和国のために

P・N・カセレス

オランダのために

フィリップス・レインマン

H・P・プッツ

オランダ領アンティル及びスリナムのために

E・G・レーデ

R・S・アーレンツ

ペルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポランド人民共和国のために

M・ミスケヴィツチ

ポルトガルのために

F・J・レイノ

J・L・V・デ・マトシュ

A・M・D・レイス

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため

に

東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける
ポルトガルの諸州のために

カタール国のために

M・S・アルモアダディ

A・H・アルハートル

M・A・ムバツラ

ドイツ民主共和国のために

R・ゼリネック

朝鮮民主主義人民共和国のために

チン・チュン・グック

ルーマニア社会主義共和国のために

V・スキオバルラン

I・ラドレスク

M・ヴォイチェスク

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

D・フォルチェリーニ

セネガル共和国のために

B・ヌディアエ

A・ゲイエ

D・ヌディアエ

シエラ・レオネ共和国のために

W・T・モルガン

シンガポールのために

パトリック・リー・ブーン・グアン

ソマリア民主共和国のために

J・H・M・ハルン

J・S・M・アラウイ

スーダン民主共和国のために

スリ・ランカ共和国のために

V・D・カルナラトネ

スウェーデンのために

H・イエーデル

K・A・レークグレン

T・サイデン

T・シレン
スイス連邦のために

M・レドリ

F・ブルキヤン

H・グブラー

スワジランド王国のために

J・M・フアクジェ

J・S・シコンジェ

E・M・スラバチ

シリア・アラブ共和国のために

A・ハラビー

A・アルジャビ

M・ダッフル

A・アリ

タンザニア連合共和国のために

R・M・ユスフ

R・キガラバ

チャード共和国のために

D・ダウナ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

J・マニヤーク

タイのために

C・トングマ

トーゴ共和国のために

P・アメドジ

E・ラウソン

I・エクエ

トンガ王国のために

I・F・ファレタウ

トリニダード・トバゴのために

テニニアのために

S・ベッザウイア

M・バルマ

M・カムーン

トルコのために

M・エルケル

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

に

A・F・ククルーザ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

D・I・マンゲルダン

ウルグアイ東方共和国のために

J・A・ボラー

ヴァチカン市国のために

L・ジェンティール

ヴェネズエラ共和国のために

ヴィエトナム共和国のために

B・V・アン

イエメン・アラブ共和国のために

M・A・ザイェド

イエメン民主人民共和国のために

A・M・アルハウサリ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ

ザイル共和国のために

L・ヌザウ

I・ヌガンドウ

カンジョコ・カボビ

メンガ・マ・マロンガ

ザンビア共和国のために

小包郵便物に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下

名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結

された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にか

んがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條3

の規定に従うことを条件として、次の約定を締結

した。

序則

第一条 この約定の目的

この約定は、締約国の間における小包郵便物の

交換を規律する。

第二条 小包郵便物

1

「小包郵便物」と称する郵便物で一個の重量が

二十キログラムを超えないものは、直接に又は

一若しくは二以上の国の仲介により、交換する

ことができる。

2 重量十キログラムを超える小包郵便物の交換

は、任意とする。

3 第十六条に規定する郵便業務上の小包郵便物

については、1及び2の規定にかかわらず、重

量の最大限度を三十キログラムとする。

4 この約定並びにその最終議定書及び施行規則

において、「小包」という略称は、すべての小包

郵便物について用いる。

第三条 運送企業による業務の運営

1 この約定の締約国であつてその郵政庁が小包

の運送を実施していないものは、運送企業にこ

の約定の規定を実施させる権能を有する。その

締約国は、また、この業務を、それらの運送企

業によつて連絡される地方から発し又はその地

方にあつた小包に限定することができる。

2 1の締約国の郵政庁は、運送企業によるこの

約定のすべての規定の完全な実施、特に交換業

務のため、それらの運送企業と取決めるを行う。

その郵政庁は、それらの運送企業との約定の

他の締約国の郵政庁及び国際事務局との間のす

べての關係につき、仲介者となる。

第四条 小包の種類

1 「普通小包」とは、2及び3に定義する種類の

小包について定める特別の手續に付されない小

包をいう。

2 次の小包は、それぞれ次に定義するものをい

う。

(a) 「価格表記小包」とは、価格の表記を有する

小包をいう。

(b) 「課金別納小包」とは、差出人が配達に際し

て小包に課される郵便料金及び課金の全額を

負担することを請求する小包をいう。その請

求は、郵便物の差出しの際に行うことができ

るものとし、また、差出しの後における請求

を受理することができない国の場合を除くは

か、差出しの後受取人への配達の時までに

行うことができる。

(c) 「代金引換小包」とは、代金の取立てを要す

る小包で代金引換郵便物に関する約定に規定

するものをいう。

(d) 「弱い弱小包」とは、壊れやすく、かつ、

取扱いに特に注意しなければならない物品を

包有する小包をいう。

(e) 「取扱困難な小包」とは、次のものをい

う。

一 第二十條1の制限又は郵政庁が相互間で

定めることができる制限を超える大きさの

小包

二 形状若しくは構造のため他の小包とともに

に荷積みすることが容易でない小包又は特

別の注意を必要とする小包

三 第二十條4に定める条件を満たす小包。

もつとも、この小包を取扱い困難な小包と

することは、任意とする。

(f) 「業務小包」とは、郵便業務上の小包であつ

て第二十條に定める条件で交換するものをい

う。

(g) 「捕虜・被拘留者小包」とは、条約第十六條

に規定する捕虜又は機関が受取る小包をい

う。

3 次の小包は、送達又は配達の方法に従い、そ

れぞれ次に定義するものをいう。

(a) 「航空小包」とは、二国間で航空運送を許さ

れる小包をいう。

(b) 「別配達小包」とは、名あて局に到着した後

直ちに特別の配達人が住所に配達する小包又

は、郵政庁が住所への配達を行つていない国

においては、特別の配達人が到着通知書を配

達する小包をいう。もつとも、受取人の住所

が到着局の配達区域外にある場合には、特別

の配達人による配達は、義務的ではない。

4 価格表記小包、課金別納小包、代金引換小

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五二八

包、ぜい弱な小包、取扱い困難な小包、航空小包及び別配達小包の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取決めを必要とする。

5 価格表記小包(開袋で運送されるもの)、ぜい弱な小包及び取扱い困難な小包の交換に関しては、更に、継続運送につき仲介郵政庁の同意を必要とする。

1 前条に定義する小包については、次の重量級を適用する。

一キログラムまで
一キログラムを超え三キログラムまで
三キログラムを超え五キログラムまで
五キログラムを超え一〇キログラムまで
一〇キログラムを超え一五キログラムまで
一五キログラムを超え二〇キログラムまで

2 内国制度によりメートル法重量制を採用することができない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ポンドによるもの)を採用する権能を有する。

一キログラムまで 二ポンドまで
一キログラムを超え三キログラムまで 二ポンド—七ポンド
三キログラムを超え五キログラムまで 七ポンド—一〇ポンド
五キログラムを超え一〇キログラムまで 一〇ポンド—二二ポンド
一〇キログラムを超え一五キログラムまで 二二ポンド—三三ポンド
一五キログラムを超え二〇キログラムまで 三三ポンド—四四ポンド

第一編 料金及び課金

第六条 料金及び課金の構成

1 郵政庁が小包郵便物の差出人及び受取人から徴収することのできる料金及び課金は、次条に規定する主要料金及び場合により次の料金から成る。

(a) 第八條の航空増料金
(b) 第九條から第十四條までの追加料金
(c) 第二十九條及び第三十一條の料金及び課金
(d) 第十五條の課金

2 1の料金は、この約定に別段の定めがある場合を除くほか、これを徴収した郵政庁が取得する。

第一章 主要料金及び航空増料金

第七條 主要料金

1 郵政庁は、差出人から徴収する主要料金を定める。

2 主要料金は、割当料金と密接な関係を有するものとし、その徴収額の合計は、原則として、郵政庁が請求することのできる第四十六條から第五十一條まで及び第五十四條に規定する割当料金の額を超えてはならない。

第八章 航空増料金

1 郵政庁は、航空路による小包の送達について徴収する航空増料金を定める。郵政庁は、航空増料金の決定に当たり、第一重量級よりも細分された重量段階を採用する権能を有する。

2 航空増料金は、運送料と密接な関係を有するものとし、その徴収額の合計は、原則として、支払うべき運送料の額を超えてはならない。

3 航空増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域について均一とする。

第二章 追加料金及び課金

第一節 ある種類の小包の料金

第九條 別配達小包

1 別配達小包に対しては、「別配達料」と称する追加料金を課する。その金額は、最高限一フラン六十サンチムとし、差出しの際に全額を前納する。別配達により小包に代えて到着通知書のみを配達する場合も、同様とする。

2 別配達が受取人の住所の位置又は名あて局への到着の日及び時刻との関係上名あて郵政庁に

対して特別の負担を与える場合には、小包の配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種小包に関する規定によつて規律する。この補充料金は、小包が転送され又は差出元に返送される場合にも、請求することができる。

3 名あて郵政庁の規則が許す場合には、受取人は、1の規定にかかわらず、自己あての小包を到着の後直ちに別配達によつて配達することを配達局に請求することができる。この場合において、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達の際に徴収することができる。

第十條 課金別納小包

1 課金別納小包に対しては、「課金別納料」と称する料金を課する。その金額は、小包一個につき、最高限二フランとする。課金別納料は、第十四條の表(b)の通関料に加算し、名あて郵政庁のために手数料として差出人から徴収する。差出人は、また、自国内で提供する業務の報酬として、最高限二フランの追加料金を差出人から徴収することができる。

2 課金別納の請求が小包の差出しの後に行われる場合には、その請求の際に差出人から課金別納請求料を徴収する。この料金は、最高限三フランとし、差出郵政庁のために徴収する。その請求が航空路又は電信によつて送達されることを差出人が希望する場合には、航空増料金又は電報料をこれに加算する。

第十一條 価格表記小包

1 価格表記小包については、あらかじめ差出人から次の料金を徴収する。

(a) この編において認める料金
(b) 条約第二十一條の表(b)の書留料を超えない額の発送料、相当する内国業務の料金が前記の料金を超える場合にはその内国業務の料金又は例外的に三フランを最高限度額とする料金。もつとも、その徴収は、任意とする。

(c) 表記金額二百フラン若しくはその端数にと最高限一フラン又は当該段階の表記金額の

二分の一パーセントの普通価格表記料
2 不可抗力によつて生ずることがある危険を負担することを受諾する郵政庁は、1の料金のほか、不可抗力危険負担料を徴収することができる。この料金は、普通価格表記料との合計額が1(c)に定める最高限度額を超えないように定める。

3 郵政庁は、また、価格表記小包のためにとつた特別の安全措置につき、自国の法令で定める特別料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第十二條 ぜい弱な小包及び取扱い困難な小包

1 ぜい弱な小包及び取扱い困難な小包に対しては、主要料金の五十パーセントに相当する額の追加料金を課する。小包がぜい弱かつ取扱い困難である場合も、同様とする。なお、これらの小包に係る航空増料金は、引き上げることができない。

2 料金の合計額は、切上げにより、五サンチムで整除することができる金額とする。

第二節 すべての種類の小包の料金及び課金

第十三條 追加料金

郵政庁は、次の追加料金を徴収することができる。

(a) 差出郵政庁が徴収する通関料。その徴収は、原則として小包の差出しの際に行う。

(b) 名あて郵政庁が徴収する通関料。この料金は、小包の税関への交付及び通関につき又は単に税関への交付について徴収する。その徴収は、特別の合意がない限り、受取人への小包の配達の際に行う。ただし、課金別納小包に関しては、通関料は、差出郵政庁が名あて郵政庁のために徴収する。

(c) 配達料。この料金は、名あて郵政庁が小包の住所への配達を試みた回数に応じて徴収することができる。ただし、別配達小包につい

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便条約及び関係諸約定

五二九

ては、住所への第二回以後の配達を試みについでのみ徴収することができる。

(d) 配達不能通知書に対する返信料。この料金は、第二十八条に定める条件に従つて徴収する。

(e) 到着通知料。この料金は、名あて郵政庁が自国の法令によつてその徴収を義務づけられており、かつ、住所への配達を実施していない場合に、受取人の住所に配達することがある最初の通知書(別配達小包の最初の通知書を除く。)又はその後の通知書について徴収する。

(f) 再装料。この料金は、内容品を保護するため自国の領域において小包を再装しなければならなかった最初の国の郵政庁に支払われる。この料金は、受取人又は場合により差出人から回収する。

(g) 留置郵便料。この料金は、名あて郵政庁が留置とされている小包につき交付の際に徴収する。

(h) 保管料。この料金は、所定の期間内に引き

取られなかつた小包(留置とされているか住所にあてられていないかを問わない。)につき、配達を行う郵政庁が、許された期間を超えてその小包を保管した郵政庁のために徴収する。

(i) 受取通知料。この料金は、差出人が第二十七条の規定に基づいて受取通知を請求した場合に徴収する。

(j) 船積通知料。この料金は、郵政庁が船積通知の業務を行うことを受諾した国の間で、差出人が自己に船積通知書を送付することを請求した場合に徴収する。

(k) 第三十八条の取調料

(l) 取戻料又はあて名変更料

(m) 不可抗力危険負担料。この料金は、不可抗力によつて生ずることがある危険を負担することを受諾する郵政庁が徴収する。

第十四条 料金率

前条に掲げる追加料金の料金率は、次の表に従つて定める。

料金の名称	金 額	備 考
(a) 差出郵政庁が徴収する通関料	小包一個につき最高限一フラン	
(b) 名あて郵政庁が徴収する通関料	小包一個につき最高限六フラン	
(c) 配達料	内国制度における料金と同額	
(d) 配達不能通知書に対する返信料	最高限六〇サンチム	
(e) 到着通知料	内国制度における普通書状の第一重層段階の料金に等しい額を最高限度とする額	
(f) 再装料	小包一個につき最高限一フラン	
(g) 留置郵便料	内国制度における料金と同額	

配達不能通知書の交付の結果、新たな指示が電信によつて送達される場合には、差出人又は第三者は、この料金のほかに電報料を納付する。

この料金は、全運送路を通じて一回に限り適用する。

料 料	内国制度における料金と同額	最高限二〇フランとし、又は、国内法令で定める最高限度額が二〇フランを超える場合には、その額を最高限度とする。
(b) 保管料		
(i) 受取通知料	最高限八〇サンチム	
(j) 船積通知料	小包一個につき最高限一フラン一〇サンチム	
(k) 取調料	最高限九〇サンチム	
(l) 取戻料又はあて名変更料	最高限三フラン	
(m) 不可抗力危険負担料	(a) 価格表記小包 第十一條の料金の額 (b) 価格表記としない小包 小包一個につき最高限六〇サンチム	(a) 請求が航空路によつて送達される場合には、所要の航空増料金をこの料金に加算する。 (b) 請求が電信によつて送達される場合には、所要の電報料をこの料金に加算する。

第十五条 課金

1 名あて郵政庁は、名あて国において郵便物を課される課金、特に関税を受取人から徴収することができる。

2 郵政庁は、次の小包につき課金(関税を含む。)を取り消されるように自国の権限のある当局と交渉することを約束する。

- 差出元に返送する小包
- 第三国に転送する小包
- 差出人が放棄した小包
- 自己の業務において亡失し、又は内容品の全面的損傷を理由として棄却した小包
- 自己の業務において盗取され又は損傷した小包

小包の場合には、課金の取消しは、不足する内容品の価格又は内容品の価格の低下についてのみ請求する。

第三節 郵便料金の免除

第十六条 業務小包

1 次の者の間で交換される郵便業務上の小包に

ついては、郵便料金を免除する。

- 郵政庁の間
 - 郵政庁と国際事務局との間
 - 加盟国の郵便局の間
 - 郵便局と郵政庁との間
- 2 郵便業務上の航空小包(国際事務局が差し出すものを除く。)については、航空増料金を支払わない。

第十七条 捕虜・被拘留者小包

捕虜・被拘留者小包については、条約第十六条の規定に従つて郵便料金を免除する。もつとも、航空小包については、航空増料金を徴収する。

第二編 業務の実施

第一章 引受条件

第一節 引受けの一般条件

第十八条 引受条件

小包は、発送が許されるためには、次の条件を満たしていなければならない。また、内容品が次条の禁制及び運送に参加する郵政庁の領域において

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五三〇

適用される禁制又は制限に抵触するものであつてはならない。

(a) 第四条の規定の適用上差出しを認められるいづれかの小包の種類に属すること。

(b) 内容品の性質及び運送の条件に適應する包装を有すること。

(c) 受取人及び差出人の住所氏名が記載されていること。

(d) 第二条及び第二十条に定める重量及び大きさの条件を満たしていること。

(e) 郵便切手又は差出郵政庁の規則が認めるその他の方法で、差出局の要求するすべての料金が前納されていること。

第十九条 禁制

次の物品は、小包に入れてはならない。

(a) すべての種類の小包について、

一 その性質上又はその包装のため、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれがある物品

二 あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬。ただし、この禁制は、これらの物品が医療上又は學術上の目的で送附されることを許す国にあつて行われる送附について適用しない。

三 現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類並びに差出人、受取人及びこれらの者の同居人を除く者の間で交換される各種種類の通常郵便物。ただし、次に掲げるものを除く。

専ら輸送商品に関する書類、すなわち、送り状、明細表、発送通知書又は荷渡指図書のうちいづれか一であつて、不可欠な事項のみを記載し、かつ、開封としたもの

録音した若しくは録音しない又は録画した若しくは録画しないレコード、テープ及びワイヤ、情報処理装置用のカー

ド、磁気テープその他これらに類する物品並びにQSLカードであつて、差出郵政庁が現実的かつ対人的な通信の性質を有しないと認め、かつ、小包の差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるもの

四 関係郵政庁の内国規則が許す場合には、更に、現実的かつ対人的な通信の性質を有する各種種類の通常郵便物及び書類であつて、小包の差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるもの

五 爆発性又は発火性の物質その他危険性があつた物質。ただし、郵政庁は、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び実包、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチ、引火しやすしいフィルム、原料セルロイド又はセルロイド製品の運送について取決めを行うことができる。

六 放射性物質。ただし、郵政庁は、放射性物質を包有する小包を相互に又は一方的に受領することについて取決めを行うことができる。この場合において、放射性物質は、施行規則の規定に従つて包装し、かつ、最も速達線の線路(通例の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路)によつて送達する。これらの物質は、正当に認められた差出人のみが差し出すことができる。

七 わいせつ又は不道徳な物品

八 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

(b) 価格表記を許す二国の間で交換される小包で価格表記としないものについては、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証書、加工した又は加工しない白金、金又は銀、珠

玉、宝石その他の貴重品。この規定は、価格表記小包を許す二の郵政庁の間の小包の交換が価格表記小包を許さない郵政庁の開港線越しによる仲介によらなければ行ふことができない場合には、適用しない。各郵政庁は、価格表記とした又は価格表記としない郵便物であつて自国の領域に到着し又は自国の領域を経由して開港で越えられものに金の地金を入れることを禁止し、又はその郵便物を一定の実価以下のものに限定する権能を有する。

第二十条 大きさの制限

1 平面路又は航空路によつて運送される小包は、第四条2(e)の規定の適用上取扱困難な小包とされるものを除くほか、長さについては一・五メートル、長さ以外の方角に計つた最大の横周との合計については三メートルを超えてはならない。

2 すべての小包につき又は単に航空小包につき1に定める大きさを認めることができない郵政庁は、これに代えて次の大きさの制限を採用することができる。

長さ 一・〇五メートル

周との合計 二メートル

3 小包の大きさは、当該小包の送達方法のいかんを問はず、条約第十九条6に定める書状の大きさの最小限度に達していなければならない。

4 1に定める大きさを認める郵政庁は、大きさが2に定める限度を超える小包で重量十キログラムを下回るものにつき、第十二条の料金と同額の追加料金を徴収する権能を有する。

第二十一条 誤つて引き受けられた小包の取扱

1 第十九条(a)に掲げる物品を包有する小包は、誤つて引き受けられて送達された場合には、その物品の包有を発見した郵政庁の属する国の法令に従つて取り扱う。ただし、同条(a)2及び五から七までに掲げる物品を包有する小包は、い

かなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。

2 第十九条(a)3の規定によつて包有を許されない通常郵便物が単に一通入れられている場合には、その郵便物は、条約第二十七条の規定に従つて取り扱うものとし、当該小包は、これを理由として差出元に返送することができない。

3 価格表記を許す二国の間で交換される小包で価格表記としないものが第十九条(b)に掲げる物品を包有する場合には、誤りを発見した郵便物政庁は、その小包を差出元に返送する。小包が名あて郵政庁に到着した後にその誤りが発見された場合には、名あて郵政庁は、自国の規則で定める条件に従い、受取人にその小包を配達することができる。その規則がその配達を許さない場合には、その小包は、差出元に返送するものとし、その返送については、第三十三条の規定を適用する。

4 3の規定は、重量又は大きさが許容限度を著しく超える小包についても適用する。もつとも、その小包は、課されることがある料金を受取人があらかじめ納付した場合には、受取人に配達することができる。

5 誤つて引き受けられた小包が受取人に配達されずかつ差出元に返送されない場合には、差出郵政庁は、その小包について適用された取扱に關し詳細な通報を受ける。

第二十二條 差出しの際の差出人の指示

1 差出人は、小包の差出しの際に、配達不能の場合にその小包について適用すべき取扱を指示しなければならない。

2 差出人は、次の事項のうち一のみを指示することができる。

(a) 差出人に対して配達不能通知書を送付すること。

(b) 名あて国に居住する第三者に対して配達不能通知書を送付すること。

(c) 平面路又は航空路により直ちに差出人に対

して小包を返送すること。

(d) 一定の期間が満了した後に平路面路又は航空路により差出人に対して小包を返送すること。ただし、この期間は、名あて国の規則で定める保管期間を超えることができない。

(e) 必要があるときは平路面路又は航空路によつて小包を返送した後に、場合により第二十八条1(c)の特別の指示に従つて、他の受取人に対してその小包を配達すること。

(f) 最初の受取人に配達するため平路面路又は航空路によつて小包を返送すること。

(g) 差出人が小包を放棄すること。

3 差出人が何らの指示をも行わなかつた場合又は指示が矛盾している場合には、小包は、通知することなく返送することができ。

4 郵政庁は、自国の法令が許さない場合には、2(a)及び(b)の指示を認めない権能を有する。

第二節 引受けの特別条件

第二十三条 価格表記小包

1 価格表記小包の価格の表記は、次の規則に従う。

(a) 郵政庁に關しては、

一 各郵政庁は、それぞれ、価格の表記を一定の金額以下に制限する権能を有する。この金額は、千フラン又は、内国業務において採用されている限度額が千フラン未満である場合には、その限度額を下ることができない。

二 郵政庁が異なる限度額を採用した国の間では、それらの郵政庁は、最も低い限度額を相互に遵守する義務を負う。

(b) 差出人に關しては、

一 差出人は、小包の内容品の実価を超える価格を表記してはならない。

二 差出人は、小包の内容品の実価の一部のみを表記することができる。

2 小包の実価を超えて行つた価格の詐欺表記は、差出国の法令で定める司法上の訴追を受ける。

3 価格表記小包の差出人に対しては、差出しの際に無料で受領証を交付する。

第二十四条 課金別納小包

1 課金別納小包は、到着局が受取人に請求する権利を有するすべての金額及び第十条の課金別納料を納付することを差出人が約束する場合に限り、引き受けることができる。

2 差出局は、十分な額の保証金の払込みを要求することができる。

第二章 配達及び転送の条件

第一節 配達

第二十五条 配達の一般規則及び保管期間

1 小包は、一般に、できる限り速やかに、かつ、名あて国における現行の法規に従つて受取人に配達する。

2 到着が受取人に通知された小包は、通知書の発送の日の翌日から起算して十五日又は最長一箇月の期間、受取人のために保管する。この期間は、名あて郵政庁の規則が許す場合には、例外として延長することができる。

3 到着通知書を発送することができなかった場合には、保管期間は、名あて国の規則で定める期間とする。この期間は、留置とされている小包についても適用するものとし、一般に、条約の施行規則第七七条に規定する遠隔の国については五箇月、その他の国については三箇月を超えることができない。小包の差出局への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で請求した場合には、一層短い期間内に行う。

4 2及び3の保管期間は、転送の場合には、新たな名あて局の配達する小包について適用する。

第二十六条 別配達小包の配達

1 特別の配達人による別配達小包又は到着通知書の配達は、一回に限り試みる。

2 1の試みが目的を達しなかつた場合には、当該小包は、その後、別配達小包として取り扱わ

ない。

第二十七条 受取通知

小包の差出人は、条約第四十二条に定める条件に従つて受取通知を請求することができる。もつとも、郵政庁は、内国制度に定めがある場合には、この業務を価格表記小包に限定することができる。

第二十八条 配達不能

1 第二十二條2(a)及び(b)の配達不能通知書の受領の後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行うものとし、その指示は、同条2(c)から(d)までの規定によつて許される指示及び次の指示のうち一に限る。

(a) 再度受取人に通知すること。

(b) あて名を訂正し又は補足すること。

(c) 代金引換小包に關しては、

一 指示した金額と引換えに受取人以外の者に対して当該小包を配達すること。

二 代金引換としない又は最初の金額よりも低い金額と引換えに、最初の受取人又は他の受取人に対して当該小包を配達すること。

(d) 課金別納として最初の受取人又は他の受取人に對し小包を配達すること。

2 名あて郵政庁は、差出人又は第三者から指示を受領していない限り、小包を、最初に指定された受取人若しくは場合により後に指定された他の受取人に配達し、又は新たなあて名に転送することができる。新たな指示を受領した後、この指示のみが効力を有しかつ実施される。この指示は、最も速達路線(航空路又は平路面路)により、又は、差出人若しくは第三者が所要の電報料を納付する場合には、電信によつて送達する。

3 1の指示の送付については、差出人又は第三者から第十三条(d)の料金を徴収する。配達不能通知書が同一差出人から同一受取人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包

に關するものである場合には、その料金は、一個分のみを徴収する。

第二十九条 配達不能の小包の差出人への返送

1 配達することができなかった小包は、次の場合には、直ちに差出局に返送する。

(a) 差出人が第二十二條2(c)の規定に基づく返送の請求を行つた場合

二 差出人又は第二十二條2(b)の第三者が許されない請求を行つた場合

三 差出人又は第三者が前条3の料金の納付を拒絶した場合

四 差出人又は第三者の指示(差出しの際に行われたか配達不能通知書の受領の後に行われたかを問わない。)がその所期の結果を得ることができなかった場合

(b) 次の場合には、それぞれ次の期間が満了した後直ちに差出局に返送する。

一 差出人が第二十二條2(d)の規定に基づいて期間を定めた場合には、その期間

二 差出人が第二十二條の規定に従わなかつた場合には、第二十五條の保管期間。この場合には、差出人に対して指示を請求することができない。

三 配達不能通知書を作成した郵便局が差出人若しくは第三者から十分な指示を受領しなかつた場合又はその指示がその郵便局に到着しなかつた場合には、配達不能通知書の発送の日から起算して二箇月の期間

2 小包は、できる限り往路と同一の線路によつて返送する。小包は、差出人が航空増料金の納付を保証していない限り、航空路によつて返送することができない。

3 この条の規定に従ひ差出人に返送される小包に對しては、次のものを課する。

(a) 差出局までの新たな運送に要する割当料金

(b) 取り消されない料金及び課金であつて名あ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五三二

て郵政庁が差出元への返送の際に回収してないもの

4 3に規定する割当料金、料金及び課金は、差出人から徴収する。

第三十条 配達不能の小包の差出人による放棄

受取人に配達することができなかった小包は、差出人が放棄した場合に、名あて郵政庁が自国の法令に従つて取り扱う。

第二節 再発送

第三十一条 受取人の住所変更又はあて名変更による転送

1 受取人の住所変更又は第三十七条の規定に基づいて行つて名変更による転送は、名あて国内においても、また、名あて国外へも行うことができる。

2 名あて国内における転送は、差出人の請求により、又は、名あて国の規則が許す場合には、受取人の請求により若しくは職権によつて行うことができる。

8 名あて国外への転送は、差出人又は受取人の請求によつてのみ行うことができる。この場合において、小包は、新たな運送について必要とされる条件を満たすものでなければならぬ。

4 1から8までに定める条件に従つて行う転送は、また、差出人又は受取人が請求する場合には、新たな運送に係る航空増料金の納付が保証されることを条件として、航空路によつて行うことができる。

5 差出人は、転送を禁止することができる。

6 各小包の最初の転送又はその後の転送については、次のものを徴収することができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、その国の郵政庁の規則がその転送について徴収を許す料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運送に要する割当料金及び航空増料金を

(c) 転送前の名あて郵政庁が取消しを認めない

料金及び課金

7 6に規定する割当料金、料金及び課金は、受取人から徴収する。

第三十二条 誤送されて到着し、転送される小包

1 差出人又は差立郵政庁の責めに帰すべき過誤により誤送されて到着した小包は、それを受領した郵政庁が利用する最も直接の線路により正しい名あて地に転送する。

2 誤送されて到着した航空小包は、必ず航空路によつて転送する。

3 この条の規定に基づいて転送する小包に対しては、正しい名あて地への運送に要する割当料金並びに前条6(ロ)の料金及び課金を課する。

4 3に規定する割当料金、料金及び課金は、小包を誤送した交換局の属する郵政庁から回収する。その郵政庁は、場合により差出人からこれらの割当料金、料金及び課金を徴収する。

第三十三条 誤つて引き受けられた小包の差出元への返送

1 誤つて引き受けられ、差出元に返送される小包に対しては、第二十九条3に規定する割当料金、料金及び課金を課する。

2 1に規定する割当料金、料金及び課金は、次の者から徴収する。

(a) 差出人の過誤により誤つて引き受けられた小包又は第十九条の禁制のうち一に抵触する小包の場合には、差出人

(b) 郵便業務の責めに帰すべき過誤により誤つて引き受けられた小包の場合には、その過誤について責任を有する郵政庁。この場合において、差出人は、納付した料金の還付を請求する権利を有する。

3 小包を返送する郵政庁に割り当てられた割当料金が1に規定する割当料金、料金及び課金を償うに足りない場合には、その不足額は、差出郵政庁から回収する。

4 3の割当料金に残額がある場合には、小包を

返送する郵政庁は、差出人への還付のため差出郵政庁に対してその残額を返還する。

第三十四条 業務の停止による差出元への返送

業務の停止による小包の差出元への返送は、無料とする。往路の行程について徴収した割当料金のうち割り当てられなかつた部分は、差出人に還付する。

第三章 特別規定

第三十五条 与えられた指示の郵政庁による不遵守

名あて郵政庁又は仲介郵政庁は、差出しの際又はその後と与えられた指示を守らなかつた場合には、運送往路及び復路の費用及び取り消されなかつた他の料金又は課金を負担する。もつとも、差出人が、差出しの際又はその後、配達不能の場合には小包を放棄する旨を申し出たときは、往路について支払われた費用は、差出人が負担する。

第三十六条 差し迫つた損壊又は腐敗のおそれがある物品を包有する小包

小包の内容品は、差し迫つた損壊又は腐敗のおそれがあるものに限り、往路又は復路の途中においても、予告なしに、かつ、司法上の手続を経ることなく、権利者のため直ちに売却することができ。その売却が何らかの理由により不可能である場合には、損壊し又は腐敗した物品は、棄却する。

第三十七条 取戻し及びあて名の変更又は訂正

1 小包の差出人は、新たな運送につき第二十九条3及び第三十一条6の規定によつて必要とされる金額の納付を保証する場合には、条約第三十条に定める条件に従い、差出元へのその小包の返送又はその小包のあて名の変更を請求することができる。

2 もつとも、郵政庁は、内国制度において1の

請求を認めていない場合には、その請求を許さない権能を有する。

第三十八条 取調請求

1 各郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された小包に関する取調請求を受理する。

2 取調請求は、小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り行うことができる。

3 差出人が第十三条(イ)の受取通知料を完全に納付した場合を除くは、各取調請求について、第十四条の表(ロ)の料金率に従つて取調料を徴収する。

4 普通小包と価格表記小包とは、別個の取調請求の対象とする。取調請求が同一差出人から同一受取人にあつて同一郵便局に同時に差し出されかつ同一線路によつて発送された二個以上の同種類の小包に関するものである場合には、料金は、一個分のみを徴収する。

5 取調請求が業務上の過失に起因するものであつた場合には、取調料は、還付する。

第三編 責任

第三十九条 郵政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、次条の場合を除くは、小包の亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合において、その小包が開封で運送されたか開封袋として運送されたかを問わない。

2 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益は、考慮しない。なお、この賠償金は、いかなる場合にも、次の金額を超えないことができる。

(a) 価格表記小包については、金フランによる価格表記金額。価格表記航空小包が平路面路によつて転送され又は差出元に返送される場合には、責任は、その転送又は返送については、平路面路によつて送達される小包について適用される責任に限定される。

(b) その他の小包については、一個ごとに次の

金額

五キログラムまでの小包 四〇フラン

五キログラムを超え一〇キ

ログラムまでの小包 六〇フラン

一〇キログラムを超え一五

キログラムまでの小包 八〇フラン

一五キログラムを超え二〇

キログラムまでの小包 一〇〇フラン

郵政庁は、小包の重量にかかわらず小包一

個ごとに一〇〇フランの最高限度額を相互に

適用することを取りきめることができる。

賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所

及び時期における同種の物品の金フランに換算

した時価に従つて算出する。時価がない場合に

は、賠償金は、同一の基礎で評価されるその物

品の普通価格に従つて算出する。

小包の亡失、全部の盗取又は全面的損傷につ

いて賠償金が支払われる場合には、差出人(6

の規定が適用される場合には、受取人)は、納

付した料金(価格表記料を除く。)の還付を請求

する権利を有する。受取人が不良状態を理由と

して受領を拒絶した郵便物に關しても、その不

良状態が郵便業務によつて生じ、その郵便業務

がそれについて責任を負う場合には、同様とす

る。

5 亡失、全部の盗取又は全面的損傷が不可抗力

によるものであるために賠償金が支払われない

場合には、差出人は、陸路及び海路の割当料金

並びに航空増送料のうち小包が実際に運送され

なかつた運送路に係る部分のほか、あらかじめ

納付した料金(種類のいかんを問わない。)のう

ち実際に行われなかつた業務に係る部分につい

ても、その還付を請求する権利を有する。

6 盗取され又は損傷した小包が配達された後

は、2の規定にかかわらず、受取人が賠償金を

請求する権利を有する。

7 差出人は受取人のために2の権利を放棄する

権能を有し、受取人は差出人のために6の権利

を放棄する権能を有する。差出人又は受取人

は、国内法令が許すときは、第三者に対し賠償

金の受取りを許すことができる。

第四十条 郵政庁の免責

1 郵政庁は、小包であつて、同種の郵便物につ

き自国の規則で定める条件又は条約第十一条に

定める条件に従つて配達したものについて

は、責任を負わない。ただし、次の場合には、

責任は、存続する。

(a) 盗取若しくは損傷が小包の配達の前若しく

は配達の際に証明された場合又は、内国規則

が許すときは、受取人(差出人への返送の場

合には、差出人)が盗取され若しくは損傷し

た小包の配達を受ける際に留保を行つた場合

(b) 受取人(差出人への返送の場合には、差出

人)が、正規に受領を証明している場合にお

いても、小包を配達した郵政庁に対し損害を

発見した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損

傷が配達の後生じたものでないことを立証

したとき。

郵政庁は、次の場合には責任を負わない。

2 小包の亡失、盗取又は損傷については、

(a) 小包の亡失、盗取又は損傷については、

失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、自国

の法令に従い、その亡失、盗取又は損傷が

不可抗力の場合に該当する事情によるもの

であるかどうかを決定するものとし、差出

国の郵政庁が請求するときは、その郵政庁

に対して当該事情を通知する。ただし、不

可抗力によつて生ずる危険を負担すること

を受諾した差出人の郵政庁(第十一条2)に

關しては、責任は、存続する。

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がな

く、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書

類の損傷のために当該小包について調査す

ることができない場合

(c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は当

該小包の内容品の性質から生じたものであ

る場合

(d) 当該小包につき、内容品の実価を超える

価格の詐欺表記が行われた場合

(e) 差出人が、第三十八条2に定める期間内

に取調請求を行わなかつた場合

(f) 捕虜・被拘留者小包の場合

二 名あての法令に基づいて差し押さえられ

た小包の場合

三 第十九条(a)二及び四から八まで並びに同条

(b)の禁制に抵触する内容品のため、権限のあ

る当局によつて没収され又は棄却された小包

の場合

四 海路又は航空路による運送に關し、郵政庁

がその利用する船舶内又は航空機内にある価

格表記小包について責任を負うことができな

い旨を通知した場合。ただし、郵政庁は、価

格表記小包の閉鎖継続しについては、価格表

記としない同一重量の小包について定められ

ている責任を負う。

3 郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記

載されているかを問わない。)及び税関検査に付

される小包の検査の際に税関の行つた決定のた

めに責任を負うことはない。

第四十一条 差出人の責任

1 小包の差出人は、運送を許されない物品の差

出し又は引受条件の不遵守により他の郵便物に

与えたすべての損害につき、郵政庁と同一の限

度まで責任を負う。ただし、郵政庁又は運送事

業者に過失又は怠慢があつた場合は、この限り

でない。

2 差出人は、差出局が1の小包を引き受けたこ

とによつてその責任を免れることはない。

3 損害が差出人の過失によることを確認した郵

政庁は、その旨を差出郵政庁に通報するものと

し、差出郵政庁は、必要があるときは、差出人

に対して訴えを提起する。

第四十二条 郵政庁の間における責任の

決定

1 小包を異議なく受け取り、かつ、すべての所

定の取調資料を受領した郵政庁は、その小包を

受取人に配達し又は他の郵政庁に正規に運送し

たことを立証することができない場合には、反

証が挙げられる時まで責任を有する。

2 仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合に

は、4の規定に従うことを条件として、反証が

挙げられる時まで責任を負う。

(a) 閉鎖及び小包の点検並びに事故の確認に關

する規定を遵守した場合

(b) 正規の保存期間が満了して当該小包に關す

る業務書類が棄却された後に取調請求に接し

たことを立証することができない場合。この規

定は、請求者の権利を害するものではない。

3 亡失、盗取又は損傷が航空運送企業業務に

おいて生じた場合には、条約第七十四条1の規

定に従い運送料を受領する国の郵政庁は、7及

び条約第一条6の規定に従うことを条件とし

て、差出人に支払われた賠償金の額を差出郵政

庁に償還する。運送料を受領する国の郵政庁

は、責任のある航空運送企業からその賠償金

の額を取り立てる。条約第七十四条2の規定に基

づき差出郵政庁が運送料につき航空運送企業と

直接に決済する場合には、差出郵政庁は、自ら

請求しなければならぬ。

4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事

実がいずれの国の領域又は業務において生じた

かを確定することができない場合には、關係郵

政庁は、平等に損害を分担する。もつとも、損

傷した普通小包の場合において賠償金の額が二

十五フランを超えないときは、その額は、仲介

郵政庁を除き、差出郵政庁及び名あて郵政庁が

平等に分担する。盗取又は損傷が名あて国(差

出人への返送の場合には、差出国)において判

明した場合には、その国の郵政庁は、次の事項

を証明する。

(a) 小包の包装及び封かんに盗取又は損傷の明

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五三四

らかな形跡がなかったこと。

(b) 価格表記小包については、差出しの際に確認された重量が変つていなかつたこと。

(c) 閉鎖した納器で運送した小包については、

納器及びその封かんに異状がなかったこと。

名あて郵政庁又は場合により差出郵政庁が(a)から(c)までの事項を証明した場合には、他のい

ずれの関係郵政庁も、その次の郵政庁に対し異議を受けることなく小包を引き渡した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

第五十五条2及び3の規定に基づいて個数方式で運送される郵便物の場合には、いずれの関係郵政庁も、責任の分担を拒む目的をもつて、閉

袋に納められていた小包の個数が小包目録に記載された個数と相違する事実を主張することができない。

5の一括運送の場合には、関係郵政庁は、合意によつて定める特定の種類の小包の亡失、盗取又は損傷の場合に責任を分担することを取り

きめることができる。

7 価格表記小包に関しては、一の郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、当該一の郵政庁が採用した価格表記の最高

限度額を超えないものとする。

8 小包が不可抗力によつて亡失し、盗取され又は損傷した場合には、その亡失、盗取又は損傷が自国の領域又は自己の業務において生じた郵

政庁は、自己及び差出郵政庁の双方が不可抗力によつて生ずる危険を負担しているときに限り、その差出郵政庁に対して責任を負う。

9 価格表記小包の亡失、盗取又は損傷が価格表記小包の差出しを認めない仲介郵政庁又は損害額よりも低い価格表記の最高限度額を採用している仲介郵政庁の領域又は業務において生じた

場合には、差出郵政庁は、その仲介郵政庁が7及び条約第一条6の規定に従つて負担しない損害を負担する。

10 9の規定は、亡失、盗取又は損傷が価格表記

小包について定める責任を認めない締約国に属する郵政庁(第四十条2(四)の業務において生じた場合には、海路又は航空路の運送についても適用する。

11 取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を有する郵政庁が負担する。

12 賠償金を支払つた郵政庁は、受取人、差出人又は第三者に対して行われることがある請求の権利につき、その賠償金の額を限度として、賠償金を受け取つた者に代位する。

第四十三条 賠償金の支払

1 賠償金の支払及び料金の還付の義務は、差出郵政庁(第三十九条6の規定が適用される場合には、名あて郵政庁)が負う。もつとも、責任郵政庁に対する求償権は、害されない。

2 賠償金の支払は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。

3 賠償金の支払の義務を負う郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾していない場合において、小包の亡失、盗取又は損傷が不可抗力によるものであるかどうか2に定める期間の満了の時に決定されていないときは、その郵政庁は、例外として、その期間を超えて賠償金の決済を延期することができる。

4 差出郵政庁又は場合により名あて郵政庁は、運送に参加した他の郵政庁であつて、正規に照会を受けた後五箇月を経過する時まで、問題を最終的に解決せず又は差出郵政庁若しくは場合により名あて郵政庁に対し亡失、盗取若しくは損傷が不可抗力によるものであると思われる旨を通知しなかつたものに代わり、権利者に対して賠償を行うことができる。

第四十四条 支払を行つた郵政庁に対する賠償金の償還

1 責任郵政庁又は第四十二条の規定に従い自己に代わつて支払が行われた郵政庁は、前条の規

定に基づいて支払を行つた郵政庁(この条において「支払郵政庁」という。)に対し、実際に権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払を行つた旨の通告の発送の日から起算して四箇月以内に行う。

2 二以上の郵政庁が第四十二条の規定に従つて賠償金を分担する場合には、支払うべき賠償金の全額は、請求を受けた小包を正当に受領したものが相手業務に正規に送達したことを立証することのできない最初の郵政庁が、1に定める期間内に支払郵政庁に払い込む。払込みを行つた郵政庁は、他の各責任郵政庁から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。

3 貸方郵政庁に対する償還は、条約第十二条に定める支払の規則に従つて行う。

4 責任があると認められた場合及び前条4の場合には、賠償金の額は、職権により、差引計算の方法で、直接に又は最初の継越郵政庁の仲介により、責任郵政庁から取り立てることができる。最初の継越郵政庁は、その次の郵政庁に対して貸方となり、この手続は、支払われた金額が責任郵政庁の借方に記入される時まで順次繰り返される。この場合において、必要があるときは、計算書の作成に関する施行規則の規定を適用する。

5 支払郵政庁は、賠償金の支払を行つた後直ちに責任郵政庁に対しその支払の日付及び金額を通告しなければならぬ。支払郵政庁は、支払を行つた旨の通告の発送の日又は、必要があるときは、前条4に定める期間が満了した日から起算して一年以内に限り、その賠償金の償還を請求することができる。

6 責任のあることが正当に立証された郵政庁で当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずるすべての付随的費用を負担する。

第四十五条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと先に認められた小包又はその一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、その事実を受取人及び差出人に通知する。差出人又は場合により受取人に対しては、更に、受け取つた賠償金の返付と引換えに三箇月以内に当該小包を受け取ることを旨を通知する。その期間内に当該差出人又は受取人が小包を請求しない場合には、他方の当事者に対して同様の措置をとる。

2 差出人又は受取人が賠償金を返付して小包又は発見されたその小包の一部分を受け取つた場合には、その賠償金は、返付の日から起算して一年以内に、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

3 差出人及び受取人が小包を受け取ることを放棄した場合には、その小包は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

4 第四十三条4に定める五箇月の期間の後に配達の実績が立証された場合において、支払つた賠償金を何らかの理由により差出人から回収することができないときは、その賠償金は、仲介郵政庁又は名あて郵政庁が負担する。

5 価格表記小包が後日発見され、かつ、その内容が支払われた賠償金の額よりも低い価格のものであると認定された場合には、差出人(第三十九条6の規定が適用される場合には、受取人)は、価格表記小包の交付と引換えにその賠償金を返付する。この場合において、第二十三条2に規定する価格の詐欺表記に対する措置の適用を妨げない。

第四編 郵政庁に帰属する割当料金及びその割

第一章 割当料金

第四十六条 発送及び到着の陸路割当料

金

1 二の郵政庁の間で交換される小包に対しては、それぞれの国につき、小包一個ごとに、次の表に定める發送及び到着の陸路割当料金を課する。

重 量	級	發送及び到着の陸路割当料金(フラン)
一キログラムまで		二・〇〇
一キログラムを超え三キログラムまで		二・五〇
三キログラムを超え五キログラムまで		三・〇〇
五キログラムを超え一〇キログラムまで		四・〇〇
一〇キログラムを超え一五キログラムまで		五・〇〇
一五キログラムを超え二〇キログラムまで		六・五〇

もつとも、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、最後の二の重量級については、自己に帰属すべき發送及び到着の陸路割当料金を任意に定める権能を有する。

2 1に定める陸路割当料金は、差出国の郵政庁が負担する。ただし、この約定がこの原則に対する例外を定めている場合は、この限りでない。

8 發送及び到着の陸路割当料金は、各国の領域の全体について均一とする。

第四十七条 陸路割当料金

1 二の郵政庁の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は三以上の他の郵政庁の陸路業務によつて交換される小包に対しては、陸路運送に参加する業務が属する国のため、次の表に定める陸路割当料金を課する。

距離段階	陸路割当料金(フラン)					
	一キログラムまで	一キログラムを超え三キログラムまで	三キログラムを超え五キログラムまで	五キログラムを超え一〇キログラムまで	一〇キログラムを超え一五キログラムまで	一五キログラムを超え二〇キログラムまで
六〇〇キロメートルまで	〇・三〇	〇・六〇	一・〇〇	一・八〇	二・九〇	四・〇〇
六〇〇キロメートルを超え一、〇〇〇キロメートルまで	〇・四〇	一・〇〇	一・八〇	三・三〇	五・三〇	七・四〇
一、〇〇〇キロメートルを超え二、〇〇〇キロメートルまで	〇・七〇	一・七〇	三・〇〇	五・三〇	八・六〇	一一・九〇
二、〇〇〇キロメートルを超え追加のルーゴに	〇・三〇	〇・八〇	一・四〇	二・六〇	四・二〇	五・八〇

2 1の各国は、各小包につき、陸路を行く小包の運送の加重平均距離に相当する距離段階の陸路割当料金を請求することができ、その加重平均距離は、国際事務局が算出する。

3 仲介国の業務が同一の港を経由して到着しかつ發送される閉袋及び開袋小包につき場合に、より倉庫に保管した後に陸路(陸路区間のない陸路)は、1及び2の規定に従う。

4 航空小包については、陸路の仲介運送が行われる場合にのみ仲介郵政庁の陸路割当料金を適用する。

5 いずれかの国が、条約第三条の規定に従い、自国の業務が参加せずに他国の運送業務に対し自国の領域を通過することを認める場合には、このようにして送達される小包については、通過国の郵政庁に対し、陸路割当料金を割り当てない。

6 1に定める陸路割当料金は、差出国の郵政庁が負担する。ただし、この約定がこの原則に対する例外を定めている場合は、この限りでない。

第四十八条 發送及び到着の陸路割当料金の引下げ又は引上げ

1 郵政庁は、第四十六条1の規定にかかわらず、次の権能を有する。

(a) 發送の陸路割当料金を、自己の業務の費用と関係を有するように、任意に引き上げることを。

(b) 郵政庁は、また、到着の陸路割当料金を下らないことを条件として、發送の陸路割当料金を任意に引き下げることができる。

(c) 到着の陸路割当料金を引き下げ又は引き上げることは、第四十六条1に定める到着の陸路割当料金の五十パーセントを超えることができない。引下率は、当該郵政庁が任意に決定することができる。

2 到着の陸路割当料金の引下げ及び引上げ並びにその後の変更は、適用されるためには、次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 各郵政庁の便宜に従つて一月一日又は七月一日のいずれかの日に効力を生ずること。

(b) 少なくとも三箇月前に国際事務局に予告されること。この期限前に予告されなかつた場合には、その次の一月一日又は七月一日のいずれかの日から適用される。

(c) (a)に定める日の少なくとも二箇月前に関係郵政庁に予告されること。

(d) 少なくとも一年間効力を有すること。

第四十九条 海路割当料金

1 自国の業務が小包の海路運送に参加する各国は、2の表に掲げる海路割当料金を請求することができる。これらの海路割当料金は、差出国の郵政庁が負担する。ただし、この約定がこの原則に対する例外を定めている場合は、この限りでない。

2 海路割当料金は、利用する各海運業務につき、次の表に従つて算出する。

用は、小包一個ごとに計算するものとし、各小包の重量については、二分の一キログラムごとに端数を切り上げる。

4 自国内で航空小包の航空運送を行う各名あて郵政庁は、その航空運送に係る費用の償還を請求する権利を有する。その費用は、外国から到着するすべての閉袋につき、当該航空小包が航空路によって送達されるかどうかを問わず、均一とする。

5 4の費用は、一国にあてたすべての航空小包につき、1の基本料金を基礎として、かつ、内国航空線路網において国際業務の航空小包に利用される運送路の加重平均距離に従って算出する単一料金として定める。その加重平均距離は、名あて国に到着するすべての航空小包閉袋（名あて国内で航空路によって送達されない航空小包を含む）の総重量を基礎として決定する。

6 4の費用の償還を請求する権利は、第四十八条2に定める条件に従う。

7 引き続き2以上の異なる航空業務によって運送される航空小包の同一空港における積換えは、無報酬で行う。

8 次の運送については、継続しの陸路割当料金を支払わない。

(a) 同一都市の二の空港の間における航空閉袋の積換運送

(b) いずれかの都市の空港とその都市にある倉庫との間における航空閉袋の往路の運送及びその航空閉袋の送達のための復路の運送

第五十三条 亡失し又は損傷した航空小包の航空運送料

航空小包が航空機の事故その他航空運送企業の責任を生ずる理由によつて亡失し又は損傷した場合に、差出郵政庁は、その航空小包の航空運送に関し、利用した線路の行程のいずれの部分についても支払を免除される。

第五十四条 到着の例外的割当料金

各郵政庁は、第四十八条2の規定に従うことを条件として、その郵便局に到着する小包につき、最高限五十センチメートルの到着の例外的割当料金を適用する権限を有する。

第二章 割当料金の割当て

第五十五条 一般原則

1 関係郵政庁への割当料金の割当ては、原則として小包一個ごとに行う。

2 もつとも、差出郵政庁は、閉袋運送の場合には、重量級ごとに一括して陸路及び海路の割当料金を割り当てることにつき、名あて郵政庁及び場合により仲介郵政庁と取決めを行うことができる。

3 差出郵政庁は、閉袋運送の場合には、また、陸路及び海路の割当料金に基づき小包の個数又は閉袋のキログラムによる総重量に従って算出する金額を名あて郵政庁及び場合により仲介郵政庁に割り当てることにつき、これらの郵政庁と取り決めを行うことができる。

第五十六条 業務小包及び捕虜・被抑留者小包

業務小包及び捕虜・被抑留者小包に関しては、航空小包について適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

第五編 雑則

第五十七条 条約の適用

条約は、この約定に明文の定めのないすべての事項について適用し又は準用する。

2 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) 規定の追加又はこの約定及びその最終議定書の諸条若しくは施行規則第五十一条の規定の実質的改正に関する議案の場合には、投票の総数

(b) 施行規則（第五十一条を除く。）の規定の実質的改正に関する議案の場合には、投票の三分の二以上

(c) 次の場合には、投票の過半数

一 この約定並びにその最終議定書及び施行規則の規定の解釈に関する議案の場合。ただし、憲章第三十二条に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

二 一に掲げる文書の編集上の改正に関する議案の場合

3 連合加盟国が大会議以外の際にこの約定への加入の希望を表明し、第五十四条の規定によつて許される率よりも高い率の到着の例外的割当料金を徴収する権限を請求する場合には、国際事務局は、この約定の署名国であるすべての加盟国に対して、この請求を通知する。これらの加盟国のうちその三分の一を超えるものが六箇月以内にこの請求に対して反対を表明しない場合には、この請求は、認められたものとされる。

第五十九条 この約定の非締約国から発し又はこれにあてた小包

1 この約定の締約国の郵政庁で非締約国の郵政庁と小包の交換を行うものは、その非締約国の反対がない限り、すべての締約国の郵政庁に対しこの関係を利用することを許す。

2 この約定の非締約国から発し又はこれにあてた小包は、締約国の陸運業務、海運業務又は航空業務による継続については、陸路及び海路の割当料金を並びに航空運送料に関する限り、締約国間で交換される小包とみなす。損害が締約

国の業務内で生じたことが立証され、かつ、賠償金が締約国内で差出人（第三十九条6の規定が適用される場合には、受取人）に支払われる場合の責任に関しても、同様とする。

第六編 最終規定

第六十条 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百七十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために
A・ザヘル

南アフリカ共和国のために
アルバニア人民共和国のために
アルジェリア民主人民共和国のために
K・ハサネ

A・アブデッサラーム
M・ハダビー
R・アッセル
M・ルアンチ
M・マアルム
M・S・ネッカ

ドイツ連邦共和国のために
D・ユリアス
H・パウマン
F・J・ノイホッフ
アメリカ合衆国のために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)
 信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むア
 メリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために
 A・D・ハイラル
 A・S・J・アレイル
 A・A・サンマン
 アルゼンティン共和国のために
 P・M・カペロ
 オーストラリアのために
 R・J・ページ
 W・K・ウォーターソン
 K・W・フアーネル
 J・H・ベイツ
 オーストリア共和国のために
 R・バーベシツ
 A・シュレーゲル
 E・ナハトネーベル
 H・クナウテ
 バハマ連邦のために
 C・ハリス
 バレリン国のために
 A・B・E・マッダー
 バングラデシュ人民共和国のために
 A・M・アフサンウッラー
 K・R・クワドゥス
 パルバドスのために
 F・G・スミス
 ベルギーのために
 J・ルロイ
 E・ストリュイフ
 ブリタン王国のために
 D・N・カトワール
 T・イエシエ
 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
 V・ウーラシク
 ビルマ連邦社会主義共和国のために

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、
 万国郵便条約及び関係諸約定

ウ・K・M・トゥン
 ウ・T・ジ
 ポリヴィア共和国のために
 E・P・ヴェラスコ
 ボツワナ共和国のために
 E・M・トゥメロ
 J・T・ボトルホル
 K・S・ラマムルシ
 ブラジル連邦共和国のために
 J・グルジョン・ネト
 A・ソウザ・クニーニャ
 ブルガリア人民共和国のために
 G・アンドレエフ
 ブルンディ共和国のために
 B・ヌタウイガヤ
 カメルーン連合共和国のために
 E・ヌレンド
 カナダのために
 中央アフリカ共和国のために
 T・ソコニー
 チリのために
 G・マンドゥハノ
 中華人民共和国のために
 朱春和
 サイプラス共和国のために
 P・ハジオアス
 コロンビア共和国のために
 D・ガルセス・G
 J・カブレラ・S
 A・サラサル・P
 コンゴ人民共和国のために
 J・エンズリー
 A・ボワイエラ
 B・バロウンダ
 L・ムンブー
 大韓民国のために
 H・E・ホアン

C・S・バク
 コスタ・リカ共和国のために
 C・ロドリゲス
 象牙海岸共和国のために
 K・ボウスウ
 J・ムーロ
 H・ディアラ
 T・ジェジェ
 キニバ共和国のために
 L・ソラ・V
 L・チャヴィアノ
 ダホメ共和国のために
 G・グノンベ
 L・アドゥン
 デンマーク王国のために
 G・V・C・ピーターセン
 B・M・アナーセン
 T・W・マッセン
 B・W・ノアボ
 ドミニカ共和国のために
 エジプト・アラブ共和国のために
 M・I・ソブヒー
 A・バキール
 A・T・アワダー
 A・C・エルカイ
 エル・サルヴァドル共和国のために
 A・A・アンドラーデ
 アラブ首長国連邦のために
 M・A・R・ハサン
 S・E・M・アリ
 エクアドル共和国のために
 A・カステリャーノス
 スペインのために
 P・サンチェス・ペレス
 J・アスカンドニ
 A・ウレタ
 M・R・ボセタ

アフリカにおけるスペインの領土のために
 エティオピアのために
 K・B・T・T・ベルハン
 A・A・ウオルデミカエル
 フィジーのために
 K・E・マイルズ
 P・M・ラットナム
 フィンランド共和国のために
 O・サロイラ
 T・ブオランネ
 P・テイリラ
 フランス共和国のために
 R・ジョーデル
 P・ル・ソー
 A・ヴァテオンヌ
 A・グーヨン
 E・ムーユソー
 R・ボワントロー
 P・フェメイ
 フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全
 体のために
 I・カパンヌ
 P・ジャントゥ
 A・ボニン
 J・コンスタンタン
 M・スフィアンヌ
 ガボン共和国のために
 A・オグアンバ
 H・オグエンケロ
 F・X・ロエンベ
 V・ムピラ
 ガーナのために
 B・アソマニ
 B・A・アバン
 グレイト・ブリテン及び北部アイルランド連合
 王国(海峡諸島及びマン島を含む)のために
 サイ F・ウワッド

王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

D・M・エリオット
D・E・ロバート
R・L・コリンズ
H・N・P・ハリスン
T・スコット
A・G・ブラウン
L・H・キングズベリー
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
サーフ・ウッド
D・M・エリオット
D・E・ロバート
R・L・コリンズ
H・N・P・ハリスン
T・スコット
A・G・ブラウン
L・H・キングズベリー
ギリシャのために
I・クトラフリス
グアテマラ共和国のために
E・ロベス・H
ギニア共和国のために
S・ディアラ
I・ケイタ
ギニア・ビサオ共和国のために
赤道ギニア共和国のために
ガイアナのために
ハイティ共和国のために
上ヴォルタ共和国のために
M・A・カンビール
P・タブソバ
G・サンボレ
B・ヤゴ
J・パリマ

ホンデラス共和国のために

B・A・サンチエス・デ・ルレ
ハンガリー人民共和国のために
D・ホルン
インドのために
N・V・シェノイ
R・レイ
インドネシア共和国のために
スハルジョノ
ルシリ
イランのために
G・シャキープニア
イラク共和国のために
M・A・アル・ジブリー
H・R・アル・ハムダーニ
T・S・トウアイマ
A・Q・アル・ナース
Q・M・アル・シャウイ
M・N・アラブ
アイルランドのために
P・L・オコーメイン
P・L・オリゲイン
D・ヒーナン
アイスランド共和国のために
J・スクラソン
B・クリスチャンソン
R・ユリウスソン
イスラエルのために
S・アンベル
Y・L・ランダウ
イタリアのために
ジャマイカのために
R・I・ナイト
日本国のために
北原秀雄
ジョルダン・ハシエミット王国のために
H・カマーシユ

A・アル・ジャーベル

I・カウダ
ケニア共和国のために
E・ハブウェ
W・N・ジタウ
カンボディア共和国のために
S・サッター
クウェイトのために
A・A・A・アル・サラウイ
A・M・Y・アル・アード
ラオス王国のために
ブン・マック
S・パンナヴォン
S・ナオワラート
レソト王国のために
B・N・モコアテ
レバノン共和国のために
T・フランジュ
A・ナフル
O・A・タッパラ
K・アザル
リベリア共和国のために
J・H・スワレイ
A・K・ユオー
O・M・ニエバン
リビア・アラブ共和国のために
D・S・ナガハ
A・M・H・アルワルファリ
リヒテンシュタイン公国のために
B・ベック
ルクセンブルグのために
R・フルネル
マレーシアのために
O・K・リヤン
K・スリニヴァサン
W・Y・b・サイド
A・K・b・H・ダウド
A・M・b・A・シャズイリ

マラウイのために

E・ジョセファット
モルディヴ共和国のために
マダガスカル共和国のために
E・ラハリソン
マリ共和国のために
M・ソウ
S・トゥラオレ
A・ヤッタラ
マルタのために
モロッコ王国のために
M・ベン・アブデッラー
A・マールーフィ
モリシアスのために
J・ビュルメシール
O・ラムデニ
モリタニア回教共和国のために
W・ムーサ
メキシコ合衆国のために
D・リンコン・A
モナコ公国のために
C・ソラミト
モンゴル人民共和国のために
D・ゴトブ
D・ゴンボスレン
ナウル共和国のために
ネパールのために
M・ダカール
ニカラグア共和国のために
A・A・ムリヤウプト
ニジェール共和国のために
G・シリル
ナイジェリア連邦共和国のために
J・A・オグソデジ
ノールウェーのために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五四〇

R・R・ブル
E・ド・ヴィン
K・ストロムスネス
T・オーラ
L・T・ヒース
A・C・ジョーンズ
J・E・B・エヴァンス
オマーン国のために
ウガンダのために
Y・キーン
C・ムスンデ
E・オワガ
S・A・マフムド
Z・N・アーム
A・K・アワ
パナマ共和国のために
J・M・エスピーノ・G
P・プリ
J・エスピーノ
パラグアイ共和国のために
P・N・カセレス
オランダのために
フリップス・レインマン
H・P・ブ
オランダ領アンティル及びスリナムのために
E・G・レー
R・S・アーレンツ
ベルギー共和国のために
H・メリノ
フィリピン共和国のために
ポーランド人民共和国のために
M・ミスケヴィツ
ポーランドのために
F・J・レイ
J・L・V・デ・マトシ
A・M・D・レイ
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため
に
東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける
ポルトガルの諸州のために

カタル国のために
M・S・アル・モアデ
A・H・アル・ハートル
M・A・ムバ
ドイツ民主共和国のために
R・ゼリ
朝鮮民主主義人民共和国のために
チン・チュン・グ
ルーマニア社会主義共和国のために
V・スキオバル
I・ラド
M・ヴォイ
ルワンダ共和国のために
サン・マリノ共和国のために
D・フォル
セネガル共和国のために
B・ヌ
A・ゲ
D・ヌ
シエラ・レオネ共和国のために
W・T・モ
シンガポールのために
パトリック・リー・ブ
ソマリア民主共和国のために
J・H・M・ハ
J・S・M・アラウ
スーダン民主共和国のために
H・I・バ
S・M・ガ
スリ・ランカ共和国のために
V・D・カル
スウェーデンのために
H・イ
K・A・レー
T・サイ
T・シ
スイス連邦のために
M・レ
F・ブル
H・グ
スワジランド王国のために
J・M・フ
J・S・シ

E・M・ヌ
シリア・アラブ共和国のために
A・ハラ
A・アル・ジャ
M・ダ
A・アリ
タンザニア連合共和国のために
R・M・ユ
R・キ
チャード共和国のために
D・ダ
チェコスロヴァキア社会主義共和国のために
J・マ
タイのために
C・ト
トーゴ共和国のために
P・ア
E・ラ
I・エ
トンガ王国のために
I・F・フ
トリニダード・トバコのために
テニニアのために
S・ベ
M・パ
M・カ
トルコのために
M・エル
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため
に
A・F・ク
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
D・I・マ
ウルグアイ東方共和国のために
J・A・ボ
ヴァチカン市国のために
L・ジェ
ヴェネズエラ共和国のために

G・ブラ
ヴィエトナム共和国のために
B・V・ア
イメン・アラブ共和国のために
M・A・ザ
イメン民主人民共和国のために
A・M・アル・ハ
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため
に
P・ヴァ
ザイル共和国のために
L・ヌ
I・ヌ
カン
メンガ・マ・マ
ザンビア共和国のために
R・J・ム
J・B・カ
小包郵便物に関する約定の最終議定書
下名の全権委員は、本日付で締結された小包
郵便物に関する約定に署名するに当たり、次のと
おり協定した。
第一条 繰越し
条約第一条の規定にかかわらず、アフリカにお
けるポルトガルの諸州に対し、その領域を通過す
る繰越小包の運送を行わない権能を暫定的に付与
する。
第二条 例外的陸路割当料金
次の第一表及び第二表に掲げる郵政庁は、暫定
的に次の料金を徴収することができる。
(a) 第一表に規定する到着の例外的割当料金。
この割当料金は、約定第五十四条の規定によ
って許される到着の例外的割当料金に代わ
る。
(b) 第二表に規定する繰越しの例外的陸路割当
料金。この料金は、約定第四十七条1に定め
る繰越しの割当料金に加算する。

第一表 到着の例外的割当料金

番号	徴収する郵政庁	小包一個ごとの料金額 (フラン)	備 考
1	アフガニスタン	(1)	(1) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 一キログラムまでの小包 フラン 二・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 三・二五 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 五・〇〇
2	アルバニア アルジェリア	(2)	(2) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 三キログラムまでの小包 フラン 一・五〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 二・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 二・五〇 一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 三・五〇 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 五・〇〇
3			
4	ドイツ連邦共和 国 アルゼンティン オーストラリア	(3)	(3) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 一キログラムまでの小包 フラン 二・一〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・四〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 三・五五 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 五・三五 (4) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。
5			
6			
7	バハマ	(4)	(4) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 一キログラムまでの小包 フラン 二・一〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・三五
8	パナマ	(5)	(5) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 三・一五 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 二・二五 (6) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 一キログラムまでの小包 フラン 一・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・〇〇 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 三・五〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 四・五〇
9	パナマ	(6)	(6) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 一キログラムまでの小包 フラン 一・〇〇 一キログラムを超え五キログラムまでの小包 三・〇〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 四・五〇
10	パナマ	(7)	(7) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 一キログラムまでの小包 フラン 二・一〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 二・三五 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 三・一五 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 二・二五 (8) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。
11	ベルギー	(8)	(8) 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。 一キログラムまでの小包 フラン 三・〇〇 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 三・七五 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 四・五〇 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 六・〇〇 一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 七・五〇 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 九・五〇

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五四二

[illegible]

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五四三

26	25	24	23	22
象牙海岸(共和 国)	コスタ・リカ	コンゴ(人民 共和国)	コロンビア	サイプラス
②①	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥
②① 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・二五 フラン	①⑨ 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 一・五〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 二・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 二・五〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 五・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 六・五〇	①⑧ 交換局以遠の小包の運送については、名あ てに於て異なる内国運送料金を徴収す る。ただし、この料金は、内国業務の小包に ついて適用する料金の額を超えないものとす る。 ①⑧ 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・〇〇 フラン 一キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 一・〇〇 二〇キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 一・〇〇	①⑦ 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 フラン 一キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 六・五〇 ①⑦ 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 三・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 四・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 六・五〇	①⑥ 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・〇〇 フラン 一キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 一・三・五〇 ①⑥ 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・七五 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 二・二五 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 二・七五 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 三・五〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 四・二五
32	31	30 29 28	27	
エクアドル	アラブ首長国連 邦	ドミニカ(共和 国) エジプト エル・サルヴァ ドル	ダホメ	
②②	②②	②②	②①	
②② 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・〇〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 五・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 七・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 九・〇〇	②② 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 二・五〇 フラン 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三・〇〇 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 三・五〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 五・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 七・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 九・〇〇	②② 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・二五 一・二五 五・〇〇 二・五〇	②① 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。 一キログラムまでの小包 一・五〇 フラン 一キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 二・〇〇 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 三・〇〇 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 四・〇〇 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包 五・〇〇	

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五四五

54	53 52	51	50 49 48 47
イスラエル	アイルランド アイスランド	イラク	ホンデュラス (共和国) インド インドネシア イラン
	五・〇〇		二・五〇 四・〇〇 二・五〇
84	83	82	81
84 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	83 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	82 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	81 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。
一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キログラムまでの小包	三キログラムまでの小包 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	三キログラムを超え五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包
フラン 二・〇〇 二・五〇	フラン 〇・五〇 〇・七五 一・〇〇	フラン 〇・七五 一・二五 一・六〇	三・二〇 六・四〇 一〇・二〇 一三・二〇
62	61 60 59 58	57 56	55
マラウイ	ラオス レソト マダガスカル マレーシア	日本国 ケニア	ジャマイカ
	五・〇〇 五・〇〇 四・〇〇	五・〇〇	
84	83	82	81
84 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	83 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	82 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	81 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。
一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 三キログラムを超え五キログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キログラムまでの小包 三キログラムを超え五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	三キログラムを超え五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包
フラン 一・八〇 二・〇〇 二・七〇	フラン 一・八〇 二・三〇 二・八〇 三・八〇	フラン 二・五〇 三・〇〇 三・五〇 四・五〇	三・五〇 五・五〇 二・五〇 三・〇〇 三・五〇 五・〇〇

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

万国郵便条約及び関係諸約定

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五四七

82	81	80	79	78	77	76	75	74
カタール	ザンビク のポルト ガル諸州	アンゴラ 及びモ ザンビク のポルト ガル諸州	ペルー	ボリランド (人 民共和国)	パナマ(共和国) パラグアイ	パキスタン	ウガンダ	オーマン
			三・〇〇	四・五〇	二・五〇 一・五〇			
(51)	(50)					(49)	(48)	(47)
(51) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(50) 交換局以遠の小包の運送については、内国 業務の小包について適用する料金の額を超え ない割当料金を徴収することができる。					(49) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(48) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(47) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。
一キログラムまでの小包	一キログラムまでの小包					一キログラムまでの小包 一キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包
一・八〇 フラン	一・八〇 フラン					二・五〇 フラン 三・〇〇 三・五〇 四・五〇 フラン	二・五〇 フラン 三・〇〇 三・五〇 五・〇〇 フラン	二・〇〇 フラン 二・二五 二・七五 三・五〇 フラン
87	86	85	84	83				
スーダン	シンガポール	ネ シエラ・レオー	セネガル	ドイツ民主共和 国				
				二・五〇				
(55)	(54)	(53)	(52)					
(55) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(54) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(53) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(52) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。					
一キログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包				
一・五〇 フラン	一・八〇 フラン 二・三〇 二・八〇 三・八〇 フラン	二・〇〇 フラン 二・五〇 三・二〇 四・一〇 フラン	〇・七五 フラン 一・二五 一・七五 二・二五 二・七五 三・二五 フラン	二・〇〇 二・七〇 三・一〇 フラン				

昭和五十年六月六日 参議院会議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日に口
万国郵便条約及び関係諸約定

千九百七十四年七月五日、ローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則万国郵便規約及び関係者約定

五四八

95 94	93		92		91.		90 89 88
タイ トーゴ	ヴァチエ アキア	スリ・ランカ スウェーデン スワジランド	チャード	タンザニア(連 合共和国)			
二・五〇	三・〇〇	四・〇〇 五・〇〇					
(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)
割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包
フラン 一・八〇	フラン 二・〇〇	フラン 二・七〇	フラン 三・一〇	フラン 二・五〇	フラン 三・〇〇	フラン 三・五〇	フラン 四・五〇
一〇・〇〇	七・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	四・〇〇
(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)
割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キロログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キロログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キロログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包
フラン 一・八〇	フラン 二・〇〇	フラン 二・七〇	フラン 三・一〇	フラン 二・五〇	フラン 三・〇〇	フラン 三・五〇	フラン 四・五〇
一〇・〇〇	七・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	四・〇〇

98 97		96	
トルコ	トリニダード・トバゴ		
ウクライナ			
二・〇〇			
(B)	(B)		
(B)	(B)		
割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。	割当料金は、次の額を最高限度とすることができる。		
ソヴィエト社会主義共和国連邦のヨーロッパ地域	ソヴィエト社会主義共和国連邦のアジア地域		
フラン	フラン		
一キログラムまでの小包	一キログラムまでの小包		
一・六五	一・七五		
二・四〇	七・〇〇		
四・八〇	一四・四〇		
七・二〇	二一・六〇		

昭和五十年六月六日 参議院会議録第十四号(その二)

万国郵便条約及び関係諸約定

五四九

番 号	徴収する郵政庁	105	104	103
		ザンビア	ザイトール	イエメン (民主人民共和国)
		(67)	(66)	(65)
		(67) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(66) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。	(65) 割当料金は、次の額を最高限度とすること ができる。
		一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包	一キログラムまでの小包 一キログラムを超え三キロ グラムまでの小包 三キログラムを超え五キロ グラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包	五キログラムまでの小包 五キログラムを超え一〇キ ログラムまでの小包 一〇キログラムを超え一五 キログラムまでの小包 一五キログラムを超え二〇 キログラムまでの小包
		三・〇〇 四・〇〇 五・五〇 六・五〇 フラン	三・〇〇 四・〇〇 五・五〇 六・五〇 フラン	三・〇〇 五・〇〇 五・〇〇 五・〇〇 フラン

第二表 縦越しの例外的陸路割当料金

次の重量級の小包の陸路割当料金(フラン)

一キログラムまで	一キログラムを超え三キログラムまで	三キログラムを超え五キログラムまで	五キログラムを超え一〇キログラムまで	一〇キログラムを超え一五キログラムまで	一五キログラムを超え二〇キログラムまで
一・五〇	二・〇〇	二・七〇	三・一〇	三・五〇	四・〇〇

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 万国郵便条約及び関係諸約定

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五五〇

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
アフガニスタン	アルゼンティン	オーストラリア	パハマ	パハレン	パングラデシュ	バルバドス(注1)	ビルマ	ボリヴィア	ボツワナ(注1)	ブラジル	中央アフリカ(共和国)	チリ(注2)	サイプラス	コンゴ(人民共和国)	象牙海岸(共和国)	ダホメ	エジプト	エル・サルヴァドル	アラブ首長国連邦	エクアドル	英国及びその海外領土(注1)	ガイアナ(注1)	インド	イラン	イラク	ジャマイカ	ケニア(注1)	マレーシア	マラウイ(注1)	マルタ(注1)	モリシア	ナイジェリア
一・五〇	一・〇〇	〇・四五	一・八〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	〇・七〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・六〇	三・〇〇	三・〇〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五〇	二・〇〇	一・七〇	一・五〇	五・五〇	一・〇〇	一・二〇	一・〇〇	〇・七〇	一・八〇	三・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
二・〇〇	一・〇〇	〇・七五	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	〇・六〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・五〇	三・〇〇	四・〇〇	一・五〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・五〇	二・〇〇	一・九〇	二・〇〇	六・〇〇	一・一〇	一・二〇	一・〇〇	〇・六〇	二・〇〇	三・五〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
二・五〇	二・〇〇	〇・九五	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五	〇・六〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	二・〇〇	三・〇〇	五・五〇	二・五〇	一・五〇	一・五〇	〇・五〇	二・〇〇	二・〇〇	二・五〇	六・三五	一・二〇	一・二〇	一・二〇	〇・五〇	二・五〇	四・〇〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
三・〇〇	二・〇〇	一・六五	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	〇・九〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	六・五〇	四・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	一・七〇	七・八五	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	三・五〇	五・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
		二・〇〇						三・〇〇			六・〇〇	一・〇〇					四・五〇	二・〇〇	一・一〇	四・〇〇	一・四〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇	三・〇〇	一・八〇	三・〇〇					
		二・四〇									八・〇〇	二・〇〇					六・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	五・〇〇	一・三・八〇	二・四〇	一・六〇	一・六〇	四・〇〇	二・四〇						

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
オマーン	ウガンダ(注1)	パキスタン	パナマ(共和国)	ペルー	カタール	シエラ・レオネ	シンガポール	スーダン	スリ・ランカ	タンザニア(連合共和国)(注1)	タイ	トリニダード・トバゴ	トルコ	ヴェネズエラ	イエメン(民主人民共和国)(注1)	ザンビア(注1)	ザンビア(注1)
一・七〇	三・〇〇	三・五〇	二・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	三・〇〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
一・八〇	三・五〇	三・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	三・五〇	一・七五	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
一・七五	四・〇〇	四・〇〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	四・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
一・六〇	五・〇〇	五・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	五・〇〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇
			四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇		四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
			四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇		四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇

(注1) この額は、最高限度額とする。
(注2) アンデス横断鉄道によつて運送される小包に限る。

第三条 継続小包の運送の加重平均距離
約第四十七条第二文の規定は、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ブルガリア人民共和国、キューバ共和国、ハンガリー人民共和国、モルゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、ルーマニア社会主義共和国、チェコスロヴァキア社会主義共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦については、これらの国が請求する場合に限り、適用する。

第四条 海路割当料金
オーストラリア、パハマ連邦、パハレン国、バルバドス、アラブ首長国連邦、フランス、フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全体、グ

レート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土、ガイアナ、インド、イタリヤ、ジャマイカ、ケニア共和国、マレーシア、マダガスカル共和国、マルタ、モリシア、ナイジェリア連邦共和国、オマーン国、ウガンダ、パキスタン、カタール国、シエラ・レオネ共和国、シンガポール、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、イエメン民主人民共和国及びザンビア共和国は、約第四十九条及び第五十条に規定する海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。

第五条 追加割当料金
1 コルシカ及びフランスの海外県(グアドル

ブ、ギアナ、マルティニク及びレユニオン)にあてた小包で平路面路又は航空路によつて送達されるものに對しては、フランスの到着の陸路割当料に等しい額を最高限度とする到着の陸路割当料金を課する。それらの小包がフランス本土經由の陸路によつて送達される場合には、更に次の料金を課する。

- (a) 平路面路小包
- 一 フランスの陸路の陸路割当料金を
 - 二 フランス本土と当該各海外県との間の海路の距離段階に對するフランスの海路割

当料金

- (b) 航空小包
- 一 フランス本土と当該各海外県との間の航空郵便距離に對する航空運送料
 - 二 ポルトガルの郵政は、ポルトガル本土とマデラ島及びアゾレス島との間の運送については、小包一個ごとに最高限三フラン五十サンチムの追加割当料金を徴収する権能を有する。
 - 三 イラク・シリア砂漠横断自動車業務によつて運送される小包については、次の表に定める特別追加割当料金を徴収する。

重	量	級	追加割当料金(フラン)
一	キログラムまで		〇・五〇
二	一キログラムを超え三キログラムまで		一・五〇
三	三キログラムを超え五キログラムまで		二・五〇
四	五キログラムを超え一〇キログラムまで		五・〇〇
五	一〇キログラムを超え一五キログラムまで		七・五〇
六	一五キログラムを超え二〇キログラムまで		一〇・〇〇

追加料金

- 4 エジプト・アラブ共和国及びスーダン民主共和国の郵政は、シャラール(エジプト)とワディ・ハルファ(スーダン)との間でナセル湖を経由する陸路小包につき、約定第四十七条に定める陸路割当料金を加えて二十サンチムの追加割当料金を徴収することができる。

第六條 特別料金率

- 1 バングラデシュ人民共和国、パキスタン及びヴェネズエラ共和国の郵政は、一キログラムを超え三キログラムまでの小包につき、三キログラムを超え五キログラムまでの小包について適用する料金を徴収することができる。

- 2 ベルギー及びフランスの郵政は、航空小包につき、約定第四十六条から第四十八条まで並びにこの最終議定書第二表第一表(ベルギー)及び87(フランス)に規定する陸路割当料金を(引上額を含む)の二倍の額を徴収する権能を有する。

第七條 追加料金

約定に定める額を超える追加料金を郵政が内国制度において徴収している署名国は、その追加料金が当該署名国により全額を取得されるものである限り、国際業務において内国制度の料金を率を適用することができる。

第八條 取戻し及びあて名の変更又は訂正

エル・サルヴァドル共和国、エクアドル共和国、パナマ共和国及びヴェネズエラ共和国は、約定第三十七条の規定にかかわらず、自国の税関規則に抵触するため、受取人が通関を請求した後は小包郵便物を返送しないことを許される。

第九條 責任の原則に對する例外

イラク共和国、スーダン民主共和国、イエメン民主共和国及びザイル共和国は、いずれかの国から発しこれらの国にあてた小包であつて、

液体、液化しやすい物並びにガラス製品及びこれと同様に弱い物品を包有するものの損傷については、約定第三十九条の規定にかかわらず、賠償金を支払わないことを許される。

第十條 損害賠償

オーストラリア、バハマ連邦、バルバドス、ボリビア共和国、ボツワナ共和国、アラブ首長国連邦、フィジー、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土であつてその内国規則が約定第三十九条の規定に反するもの、ガイアナ、ケニア共和国、レソト王国、マラウイ、マルタ、モリシヤス、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、オマーン共和国、シエラ・レオネ共和国、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、イエメン民主共和国及びザンビア共和国は、自国の業務において亡失し、盗取され又は損傷した価格表記としない小包については、約定第三十九条の規定にかかわらず、損害賠償金を支払わない権能を有する。

第十一條 郵政の免責

ネパールの郵政は、約定第四十条1(b)の規定を適用しないことを許される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、規定が約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、連合所在国の政府に寄託されるべき本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために
A・ザヘル

南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ

A・アブデッサラーム

M・ハダビー

R・アッセルラー

M・ルアンチ

M・マアルム

M・S・ネッカ

ドイツ連邦共和国のために

D・エリアス

H・パウマン

F・J・ノイホッフ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

A・D・ハイヤル

A・S・J・アレイル

A・A・サンマン

アルゼンティン共和国のために

P・M・カペロ

オーストラリアのために

R・J・ペー

W・K・ウォーターソン

K・W・ファーンネル

J・H・ペイツ

オーストラリア共和国のために

R・パーベシツ

A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル

H・クナウテ

バハマ連邦のために

C・ハリス

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五五二

パレチン国のために A・B・E・マッタル パングラデシュ人民共和国のために A・M・アブサンウッラー K・R・クッドウス バルバドスのために F・G・スミス ベルギーのために J・ルロイ E・ストリユイフ ブータン王国のために D・N・カトワール T・イエシエ 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために V・ウーラシツク ビルマ連邦社会主義共和国のために ウ・K・M・トゥン ウ・T・ジ ポリヴィア共和国のために E・P・ヴェラスコ ボツワナ共和国のために E・M・トゥメロ J・T・ポトルホル K・S・ラマムルシ ブラジル連邦共和国のために J・グルジョン・ネット A・ソウザ・クニニヤ ブルガリア人民共和国のために G・アンドレエフ ブルンディ共和国のために B・ヌタウィガヤ カメルーン連合共和国のために E・ヌレンド カナダのために 中央アフリカ共和国のために T・ソコニー チリのために	G・マンドゥハーン 中華人民共和国のために 朱春和 サイプレス共和国のために P・ハジオアヌ コロンビア共和国のために D・ガルセス・G J・カブレラ・S A・サラサル・P コンゴ人民共和国のために J・エンズリー A・ボワイエラ B・バロウンダ L・ムンブー 大韓民国のために H・E・ホアン C・S・バク コスタ・リカ共和国のために C・ロドリゲス 象牙海岸共和国のために K・ボウスウ J・ムーロ H・ディアラ T・ジェジュ キューバ共和国のために L・ソラ・V L・チャヴィアノ ダホメ共和国のために G・グノンベ L・アドゥン デンマーク王国のために G・V・C・ピーターセン B・M・アナーセン T・W・マッセン B・W・ノアボ ドミニカ共和国のために エジプト・アラブ共和国のために	M・I・ソブヒー A・パキール A・T・アワダーラ A・C・エルカイ エル・サルヴァドル共和国のために A・A・アンドラーデ アラブ首長国連邦のために M・A・R・ハサン S・E・M・アリ エクアドル共和国のために A・カステリャーノス スペインのために P・サンチェス・ペレス J・アスカンドニ A・ウレタ M・R・ボセタ アフリカにおけるスペインの領土のために エティオピアのために K・B・T・T・ベルハン A・A・ウオルデ・ミカエル フィジーのために K・E・マイルズ P・M・ラットナム フィンランド共和国のために O・サロイラ T・ブオランネ P・テイリラ フランス共和国のために R・ジョーデル P・ル・ソ A・ヴァテオンヌ A・グーヨン E・ムーニョ R・ボワントロー P・フェメイ フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全体のために	I・カバンヌ P・ジャントゥ A・ボニン J・コンスタンタン M・スフィアンヌ ガボン共和国のために A・オグアンバ H・オグエンケロ F・X・ロエンベ V・ムビラ ガーナのために B・アソマニ B・A・アバン グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峡諸島及びマン島を含む。)のために サー・F・ウッッド D・M・エリオット D・E・ロバート R・L・コリンズ H・N・P・ハリスン T・スコット A・G・ブラウン L・H・キングズベリー グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために サー・F・ウッッド D・M・エリオット D・E・ロバート R・L・コリンズ H・N・P・ハリスン T・スコット A・G・ブラウン L・H・キングズベリー ギリシャのために I・クトラフリス グアテマラ共和国のために E・ロベス・H ギニア共和国のために
--	---	---	---

S・ディアラ
I・ケイタ
ギニア・ビサオ共和国のために
赤道ギニア共和国のために
ガイアナのために
ハイティ共和国のために
上ヴォルタ共和国のために
M・A・カンビール
P・タブソバ
G・サンボレ
B・ヤゴ
J・バリマ
ホンデラス共和国のために
B・A・サンチエス・デ・ルレ
ハンガリー人民共和国のために
D・ホルン
インドのために
N・V・シエノイ
R・レイ
インドネシア共和国のために
スハルジョノ
ルシリ
イランのために
G・シャキープニア
イラク共和国のために
M・A・アル・ジブリー
H・R・アル・ハムダーニ
T・S・トゥアイマ
A・Q・アル・ナース
Q・M・アル・シャウイ
M・N・アラブ
アイルランドのために
P・L・オコーメイン
P・L・オリゲイン

D・ヒーナン
アイスランド共和国のために
J・スクラソン
B・クリスチャンソン
R・ユリウスソン
イスラエルのために
S・アンベル
Y・L・ランダウ
イタリアのために
ジャマイカのために
R・I・ナイト
日本国のために
北原秀雄
ジョルダン・ハシェミット王国のために
H・カマーシュ
A・アル・ジャーベル
I・カウダ
ケニア共和国のために
E・ハブウェ
W・N・ジタウ
カンボディア共和国のために
S・サッター
クウェイトのために
A・A・A・アル・サラウイ
A・M・Y・アル・アイド
ラオス王国のために
ブン・マック
S・パンナヴォン
S・ナオワラート
レソト王国のために
B・N・モコアテ
レバノン共和国のために
T・フランジェ
A・ナフル
O・A・タッバーラ
K・アザル
リベリア共和国のために

J・H・スワレイ
A・K・ユオー
O・M・ニエバン
リビア・アラブ共和国のために
D・S・ナガーハ
A・M・H・アルワルファリー
リビエンシュタイン公国のために
B・ベック
ルクセンブルグのために
R・フルネル
マレイシアのために
O・K・リヤン
K・スリニヴァサン
W・Y・b・サイド
A・K・b・H・ダウド
A・M・b・A・シャズイリ
マラウイのために
E・ジョセファット
モルディヴ共和国のために
マダガスカル共和国のために
E・ラハリソン
マリ共和国のために
M・ソウ
S・トゥラオレ
A・ヤッタラ
マルタのために
モロコシ王国のために
M・ベン・アブデッラー
A・マール・フィ
モリシアスのために
J・ピュルメシュール
O・ラムデニー
モリタニア回教共和国のために
W・ムーサ
メキシコ合衆国のために
D・リンコン・A

モナコ公国のために
C・ソラミト
モンゴル人民共和国のために
D・ゴトブ
D・ゴンボスレン
ナウル共和国のために
ネパールのために
M・ダカール
ニカラグア共和国のために
A・A・ムリヤウプト
ニジニル共和国のために
G・シリル
ナイジェリア連邦共和国のために
J・A・オグンデジ
ノールウェーのために
R・R・ブル
E・ド・ヴィング
K・ストロムスネス
T・オーラク
ニュー・ジブラルドルのために
L・T・ヒース
A・C・ジョーンズ
J・E・B・エヴァンス
オマーン国のために
ウガンダのために
Y・キインジ
C・ムスンディ
E・オワガゲ
パキスタンのために
S・A・マフムード
Z・N・アーメッド
A・K・アワーン
パナマ共和国のために
J・M・エスピノー・G
P・ブリン・M
J・エスピノー

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五五四

パラグアイ共和国のために

P・N・カセレス

オランダのために

フィリップス・レインマン

H・P・ブツツ

オランダ領アンティル及びスリナムのために

E・G・レーデ

R・S・アーレンツ

ペルー共和国のために

H・メリノ

フィリピン共和国のために

ポーランド人民共和国のために

M・ミスケヴィッチ

ポルトガルのために

F・J・レイノ

J・L・V・デ・マトシユ

A・M・D・レイス

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために

東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおけるポルトガルの諸州のために

カタル国のために

M・S・アル・モアダディ

A・H・アル・ハーテル

M・A・ムバッラク

ドイツ民主共和国のために

R・ゼリネック

朝鮮民主主義人民共和国のために

チン・チュン・グック

ルーマニア社会主義共和国のために

V・スキオバルラン

I・ラドレスク

M・ヴォイチエスク

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

D・フォルチエリーニ

セネガル共和国のために

B・ヌディアエ

A・ゲイエ

D・ヌディアエ

シエラ・レオネ共和国のために

W・T・モルガン

シンガポールのために

パトリック・リー・ブーン・グアン

ソマリア民主共和国のために

J・H・M・ハルン

J・S・M・アラウイ

スーダン民主共和国のために

H・I・バシル

S・M・ガディ

スリ・ランカ共和国のために

V・D・カルナラトネ

スウェーデンのために

H・イエーデル

K・A・レーフグレン

T・サイデン

T・シレン

スイス連邦のために

M・レドリ

F・ブルキヤン

H・グブラー

スワジランド王国のために

J・M・ファクジエ

J・S・シコンジエ

E・M・ヌラバチ

シリア・アラブ共和国のために

A・ハラビー

A・アル・ジャビ

M・ダッルル

A・アリ

タンザニア連合共和国のために

R・M・ユスフ

R・キガラバ

チャード共和国のために

D・ダウナ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

J・マニャーク

タイのために

C・トングマ

トーゴ共和国のために

P・アメドジ

E・ラウソン

I・エクエ

トンガ王国のために

I・F・ファレタウ

トリニダード・トバゴのために

テニジアのために

S・ベッザウイア

M・バルマ

M・カムーン

トルコのために

M・エルケル

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

A・F・ククルーザ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

D・I・マンゲルダン

ウルグアイ東方共和国のために

J・A・ボラー

ヴァチカン市国のために

L・ジェンティイレ

ヴェネズエラ共和国のために

G・ブラサ

ヴィエトナム共和国のために

B・V・アン

イエメン・アラブ共和国のために

M・A・ザイエド

イエメン民主人民共和国のために

A・M・アル・ハウサリ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

P・ヴァシリエヴィッチ

ザイトル共和国のために

L・ヌザウ

I・ヌガンドウ

カンジョコ・カボビ

メンガ・マ・マロンガ

ザンビア共和国のために

R・J・ムワベ

J・B・カサウカ

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定
万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同意第二十五條3の規定に従うことを条件として、次の約定を締結した。

第一編 序則

第一条 この約定の目的
この約定は、締約国が相互間で実施することに同意する郵便為替(以下「為替」という。)の交換及び郵便旅行小為替の業務を規律する。

第二編 為替

第一章 総則

第二条 交換方式

1 為替は、郵便により、又は為替電報が関係国の間で取り扱われている場合には電信によつて交換することができる。

2 郵便による交換は、郵政庁の選択に従い、カード又は目録によつて行うことができる。為替は、カードによる場合には「カード式為替」といい、目録による場合には「目録式為替」という。

3 電信による交換は、カード式電信為替又は目録式電信為替によつて行うことができるものとす。両種の為替は、「電信為替」という。

第二章 為替の振出し

第三条 通貨及び換算

1 為替の金額は、特別の合意がない限り、払渡国の通貨で表示する。

2 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第四条 振出しの最高限度額

1 為替一口の金額は、三千フランに相当する額を超えることができない。もつとも、各郵政庁は、この額よりも低い最高限度額を定める権能を有する。

2 第七条の為替については、例外として、最高限度額を定めない。

第五条 為替金の払込み及び受領証

1 各郵政庁は、為替の差出人が送付すべき為替金を払い込む方法を定める。

2 受領証は、為替の番号を記載して、為替金の払込みの際に無料差出人に交付する。

第六条 料金

1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を自由に定める。この料金の額は、二十フランを超えないことができる。

2 振出郵政庁は、特別の取扱い（払渡済通知、別配達による払渡し等）の請求が行われた場合には、その取扱いに係る料金を1の主要料金に加算する。

3 締約国の郵政庁は、自国の仲介により締約国と非締約国との間で交換する為替に対しては、為替の金額の四分の一パーセントの追加の比例料金（ただし、最低限一フランとし、最高限二フランとする）を課することができるものとす。その比例料金は、その為替の金額から控除される。もつとも、その比例料金は、関係郵政庁が合意する場合には、差出人から徴収して仲介国の郵政庁に割り当てることである。

第七条 料金の免除

条約第十五条に定める条件を満たす郵便業務上の為替については、料金を免除する。

第八章 電信為替の振出しに関する特別規定

1 電信為替は、国際電気通信条約に附属する電信規則に従う。

2 電信為替の差出人は、郵便料金のほか、電報料（受取人にあてた通信文の電報料を含む）を納付する。

第三章 公衆に認められる権利に関する事項

第九条 払渡済通知、別配達、本人払、航空路による送達及び受取人にあてた通信文

1 為替の差出人は、払渡済通知を受けることを請求することができる。払渡済通知については、条約第四十二条1の規定を準用する。

2 差出人は、最初の払渡済通知書が通例の期間内に自己に到着しなかつた場合には、所定の料金を納付して再び払渡済通知を請求することができる。払渡済通知の二度目の請求が行われたときは、徴収した料金は、差出人に還付する。

3 為替の差出人は、第十六条の規定に従うことを条件として、為替金が為替の到着の後直ちに別配達により住所において交付されることを請求することができる。この場合には、条約第二十九条の規定を適用する。

4 本人払を認める国との間では、為替の差出人は、払渡しを受取人に対して直接にかつ本人の受領証と引換えにのみ行われることを、用紙に記載して請求することができる。この場合において、差出人は、条約第二十一条の表(四)の料金と同額の特別料金を納付する。

5 カード式為替又は目録式為替の差出人は、航空増料金を納付して航空路による為替の送達を請求することができる。

6 差出人は、通知票の裏面に為替の受取人にあてた通信文を記載することができる。目録式為替については、参照事項に限って認められる。

第十条 取戻し及びあて名変更

為替の差出人は、為替証書又は為替金が受取人に交付されていない限り、条約第三十条に定める条件に従い、為替を取り戻し、又はそのあて名を変更することができる。

第十一条 転送

1 為替は、受取人の住所変更の場合には、転送国と新たなあて名と国との間における為替業務の取扱範囲内で、差出人又は受取人の請求に応じ郵便又は電信によつて転送することができる。この場合には、条約第三十一条1から3までの規定を準用する。

2 カード式為替（カード式電信為替を含む）の郵便による転送は、新たなあて名と国が振出国との間でこの約定に基づくカード式為替の交換を行つて行われる場合には、料金の徴収及び新たな為替証書の発行をしないで行う。

3 その他の場合には、転送は、新たな為替によつて行われ、その料金（電報料を含む）は、転送される為替の金額から控除する。

4 転送の場合には、留置郵便料及び別配達補充料につき条約第三十一条6の規定を適用する。

第十二条 裏書

いづれの国も、他国において振り出された為替の権利を裏書により自国の領域内で移転することができる旨を表明する権利を有する。

第四章 為替金の払渡し

第十三条 有効期間及び日付認証

1 為替証書は、次の期日まで効力を有する。

(a) 原則として、振出しの月の翌月の末日

(b) 関係郵政庁の間の合意がある場合には、振出しの月の後三箇月目の月の末日

(c) 遠隔の国との間では、振出しの月の後七箇月目の月の末日

2 カード式為替証書については、1の期日の後は、振出郵政庁の指定する部局が払渡局の請求に応じて与える日付認証がない限り、為替金を払い渡さない。目録式為替証書については、日付認証を与えない。

付認証を与えない。

3 日付認証を受けたカード式為替証書は、日付認証を受けた日から新たな効力を付与され、その有効期間は、その日に発行される為替証書の有効期間と同一とする。

4 有効期間の満了前に払渡しをしなかつたことが業務上の過失によるものでない場合には、条約第二十一条の表(四)の料金と同額の「日付認証料」と称する料金を徴収することができる。

第十四条 払渡し時の最高限度額

1 締約国における為替金の払渡し時の最高限度額は、特別の合意がない限り、その締約国の郵政庁が振出しについて採用した最高限度額に等しいものとする。

2 同一差出人が同一受取人にあてて同一日に二口以上の為替を振り出した場合において、その金額の合計が払渡郵政庁の採用した最高限度額を超えるときは、その郵政庁は、受取人に対する一日の払渡金額がその最高限度額を超えないように、為替金の分割払をすることができる。

第十五条 為替金の払渡し時の一般規則

1 為替金の払渡しは、払渡国の規則に従つて行う。

2 為替金は、払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。為替金は、相手国の郵政庁との間の特別の取決めに従い、他の通貨で払い渡すことができる。

3 払渡しは、払渡郵政庁の現行の規則に従い、郵便振替口座への払込みによつて有効に行うことができる。

4 払渡郵政庁は、自国の法令によつて必要とされる場合には、関係郵政庁に通知した上で、貨幣単位の端数を切り捨て、又はその他の端数整理により金額を最も近い貨幣単位若しくは最も近い十分の一貨幣単位の金額とする権能を有する。

第十六条 別配達

差出人が別配達による払渡しを請求した場合に

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五五六

は、払渡郵政庁は、自国の規則に定めがある限り、為替金、為替証書又は為替の到着通知書を別配達によつて交付する権能を有する。

第十七条 受取人から徴収することがある料金

次の料金は、受取人から徴収することができ

(a) 住所において払渡しをする場合には、交付料

(b) 第二十条の払渡承認料

(c) 第十三条の日付認証料

(d) 日付認証若しくは払渡承認の請求又はその結果発行される日付認証済みの証書若しくは払渡承認書が受取人の請求により航空路によつて送達される場合には、所要の航空増料金

(e) 為替証書が留置とされている場合には、条約第二十一条の表(c)の料金

第十八条 電信為替についての為替金の払渡しに関する特別規定

1 電信為替の交付は、第十六条の方法によつて行う。

2 払渡郵政庁は、別配達により住所において為替金を交付する場合には、特別の料金を徴収することができる。もつとも、為替電報に有料取扱指定XPの表示がある場合には、差出人の納付した別配達料の額をその特別の料金から控除する。

3 到着通知書又は為替証書は、無料で受取人に

交付する。もつとも、為替電報に有料取扱指定XPの表示がない場合において、受取人の住所が払渡局の配達区域外にあるときは、受取人から別配達による交付の料金を徴収することができる。

第五章 払渡不能の為替金及び払渡しの承認

第十九条 払渡不能の為替金

1 受取りを拒絶された為替、受取人が不明の為替又は受取人が名あて地を示さないで出発し、若しくは転送することのできない国に向かつて出発した為替は、直ちに振出郵政庁に返送する。

2 有効期間内に払渡しの請求がなされなかつた為替は、有効期間の満了の後直ちに返送する。

3 何らかの理由によつて払渡不能となつた為替金は、差出人に払い戻す。

4 留置郵便料及び別配達補充料については、条約第三十一条の規定を適用する。

第二十条 払渡しの承認

1 カード式為替証書がその為替金の払渡しの前に所在不明となり、亡失し又は損傷した場合に、差出人又は受取人の請求に応じ、振出郵政庁の交付する払渡承認書をもつてこれに代えることができる。

2 差出人が為替金の払戻しを請求すると同時に受取人がその払渡しを請求した場合には、払渡承認書は、次の者のために作成する。

(a) 為替証書又は到着通知書を受取人に交付する前に請求が行われた場合には、差出人

(b) 為替証書又は到着通知書を交付した後に請求が行われた場合には、受取人

3 払渡承認書は、振出局の責めに帰すべき換算の誤りのため受取人に対する追加の払渡しが必要となつた場合にも、交付する。

4 払渡承認書の有効期間は、払渡承認書と同じ日に発行される為替証書の有効期間と同一とする。

5 業務上の過失がなかつた場合には、差出人又は受取人から条約第二十一条の表(c)の料金と同額の「払渡承認料」と称する料金を徴収することができる。ただし、取調請求又は払渡済通知につき既に料金を徴収している場合は、この限りでない。

第二十一条 時効にかかつた為替

第六章 責任

第二十二条 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、為替金が正規に払い渡される時まで、払込金について責任を負う。

2 責任は、換算の誤り及び電信による送達の誤りにまで及ぶ。

3 郵政庁は、為替の送達及び為替金の払渡しにおいて生ずることがある遅延については責任を負わない。

第二十三条 責任の原則に対する例外

郵政庁は、次の場合には責任を免れる。

(a) 不可抗力による業務書類の損傷のため郵政庁が為替金の払渡しについて調査することができない場合。ただし、郵政庁の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

(b) 第二十一条に規定する時効の期間が満了した場合

(c) 為替金が正規に払い渡されたかどうかについての異議の申立てが条約第三十九条1に定める期間の満了の後に行われた場合

第二十四条 責任の決定

1 2から5までの規定が適用される場合を除くほか、責任は、振出郵政庁が負う。

2 払渡郵政庁が自国の規則で定める条件に従つて払い渡したことを立証することができない場合には、払渡郵政庁が責任を負う。

3 次の場合には、誤りの生じた国の郵政庁が責任を負う。

(a) 業務上の誤り(換算の誤りを含む。)の場合

(b) 振出国又は払渡国において生じた電信による送達の誤りの場合

4 次の場合には、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に責任を負う。

(a) 誤りが双方の郵政庁の責めに帰すべき場合又は誤りがいずれの国において生じたかを確

定することができない場合

(b) 電信による送達の際に中継国において生じた場合

(c) 電信による送達の際にいずれの国で生じたかを確定することができない場合

5 次の場合には、それぞれ次の郵政庁が責任を負う。ただし、2の規定が適用されるときは、この限りでない。

(a) 虚偽の為替について為替金が払い渡された場合には、その為替が業務に受け入れられた地域の属する国の郵政庁

(b) 金額を偽つて高額に改変した為替について為替金が払い渡された場合には、その改変が行われた国の郵政庁。もつとも、その改変が行われた国を決定することができないとき、又はその改変がこの約定に基づく為替業務に参加していない中継国において行われ、かつ、その被害額を回収することができないときは、その損害は、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に分担する。

第二十五条 為替金債務の弁済及び求償

1 請求人に対して為替金債務を弁済する義務は、受取人に対して為替金を払い渡すべき場合には払渡郵政庁が負い、差出人に対して為替金を払い戻すべき場合には振出郵政庁が負う。

2 弁済金は、弁済の理由のいかんを問わず、払込金の額を超えることができない。

3 請求人に対して為替金債務の弁済をさせられ

た郵政庁は、その正規でない払渡しについて責任を有する郵政庁に対し求償権を有する。

4 最後に為替金債務の額を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、差出人、受取人又は第三者に対し求償権を有する。

第二十六条 弁済期限

1 請求人に対する為替金債務の弁済は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。

2 前条1の規定に基づき請求人に対して為替金債務を弁済する義務を負う郵政庁は、事案の積極的調査にもかかわらず1に定める期間が責任を決定するために十分でなかつた場合には、例外として、その期間を超えて弁済を延期することができ。

3 請求を受けた郵政庁は、責任郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時まで請求を最終的に解決しなかつた場合には、責任郵政庁に代わつて請求人に対し為替金債務を弁済することができる。

第二十七条 為替金債務を弁済した郵政庁に対する償還

1 郵政庁は、請求人に対する為替金債務の弁済が自己に代わつて行われた場合には、弁済した郵政庁に対し、当該弁済の通告の発送の日から起算して四箇月以内に当該弁済金の額を償還する。

2 1の償還は、次のいずれかの方法により、貸

方郵政庁に費用を負担させることなく行う。

(a) 条約の施行規則第百三条8に規定するいずれかの支払方法

(b) 合意がある場合には、為替計算書において当該貸方郵政庁の貸方に行う記入

3 四箇月の期間が満了した後は、貸方郵政庁に償還すべき金額は、その期間の満了の日から年六パーセントの割合で利子を生ずる。

第七章 計算

第二十八条 料金の割当て

1 振出郵政庁は、第六条の規定に基づいて徴収した料金のうちから単一割当料金を払渡郵政庁に割り当てる。

2 1の割当料金の率は、為替一口につき、同一の月次計算書に集記されたカード式為替の金額の平均額に従つて、次のように定める。

平均額一〇〇フランまで 八〇サンチーム
平均額一〇〇フランを超え 一フラン
平均額二〇〇フランを超え 一フラン
平均額三〇〇フランを超え 一フラン二〇サンチーム
平均額四〇〇フランを超え 一フラン五〇サンチーム
平均額五〇〇フランを超え 一フラン八〇サンチーム
平均額六〇〇フランを超え 二フラン一〇サンチーム
平均額七〇〇フランを超え 二フラン二〇サンチーム
平均額八〇〇フランを超え 二フラン三〇サンチーム
平均額九〇〇フランを超え 二フラン四〇サンチーム
平均額一〇〇〇フランを超え 二フラン五〇サンチーム

する料金が次の(a)及び(b)に規定する料金の併合料金の額を超える場合には、払渡郵政庁の請求により、2に定める割当料金よりも高い額の割当料金をとすることに付き、取決めるを行うことができる。

(a) 定額料金
カード式為替 八〇サンチーム
目録式為替 一フラン六〇サンチーム

(b) 払込金の額の四分の三パーセントの比例料金

4 払込為替及び無料で振り出された為替については、割当てを行わない。

5 目録式為替については、2に定める単一割当料金のほか、五十サンチームの追加割当料金を払渡郵政庁に割り当てる。

6 転送の場合には、新たな名あて国の郵政庁は、振出郵政庁が実際に徴収する料金の額のかんを問わず、最初の名あて国の郵政庁であつたとしたならば受領したであろう割当料金を受領する。

第二十九条 計算書の作成

1 各払渡郵政庁は、振出郵政庁ごとに、カード式為替については払い渡した金額の月次計算書を、目録式為替についてはその月中に受領した為替目録の金額の月次計算書を作成する。月次計算書は、差引計算における残高を決定するための総計算書に定期的に取りまとめる。

2 為替金の払渡しに異なる二以上の通貨で行わ

昭和五十年六月六日 参議院会議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五五八

置をとる。

第三十二条 郵政機関以外の機関の参加

1 郵政機関以外の機関が為替業務を行う国は、この約定によつて規律される為替の交換に参加することができる。

2 1の機関は、この約定のすべての規定の完全な実施を確保するため自国の郵政庁と取決めを行う。この郵政庁は、その機関と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との間で仲介を行う。

第三十三条 租税等の禁止

為替証書及びこれに記載する受領証に対しは、この約定によつて認められる料金及び課金以外のいかなる料金及び課金をも課することができない。

第三編 払込為替

第三十四条 払込為替の性格

為替の差出人は、名あて国の規則が許す場合には、現金による払込に代えて、受取人の郵便振替口座に当該為替金を受入登記することを請求することができる。

第三十五条 一般的規定

払込為替については、次条から第三十九条までの規定が適用される場合を除くほか、為替に関するこの約定の規定を準用する。

第三十六条 振出しの最高限度額

払込為替の金額は、無制限とする。ただし、各郵政庁は、差出人が一日に又は一定の期間内に振り出すことのできる払込為替の金額を制限する権能を有する。

第三十七条 料金

1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を自由に定める。この料金は、同一の金額の為替の料金よりも低い額のものでなければならぬ。

2 振出郵政庁は、特別の取扱い(受取人の郵便振替口座に受入登記を行つた旨の通知等)の請求が行われた場合には、その取扱いに係る料金を1の主要料金に加算する。

第三十八条 登記済通知

差出人は、郵政庁が相互に合意した国の間では、受取人の郵便振替口座に受入登記を行つた旨の通知を請求することができる。その通知については、条約第四十二条の規定を準用する。

第三十九条 禁止

1 名あて国以外の国に払込為替を転送することは、許されない。

2 払込為替については、第十二条の規定にかかわらず、裏書を認めない。

第四編 郵便旅行小為替

第一章 総則及び振出し

第四十条 定義及び小為替帳

1 郵便旅行小為替は、締約国の郵政庁がこの約定の原則に基づいて振り出し及び払い渡すことができる。

2 郵便旅行小為替証書は、つづり合わせて小為替帳とする。

第四十一条 通貨、最高限度額及び換算

1 各郵便旅行小為替証書は、約二十五フラン、約五十フラン又は約百フランに相当する定額の金額で関係郵政庁の間の合意によつて定めるものにつき払渡国の通貨で表示する。

2 郵便旅行小為替証書は、特別の場合には、払渡国の通貨以外の通貨で表示し、又は1の相当額のいずれとも相当に異なる金額について作成することができる。

3 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

4 小為替帳一冊に包有される郵便旅行小為替証書の数、最高限十枚とする。各小為替帳は、異なる二以上の額の郵便旅行小為替証書を包有することができる。

第四十二条 料金

各郵便旅行小為替について適用する料金は、振出郵政庁が定める。この料金は、払込金の額の四分の三パーセントを超えることができず、また、十サンチムを下ることができない。

第四十三条 売渡価格

振出郵政庁は、郵便旅行小為替証書の額面金額及び料金のほか、郵便旅行小為替証書及びその表紙の費用並びに小為替帳の作成に必要な各種の役務の費用に相当する金額を徴収する権能を有する。

3 計算書の決済は、相殺によらないで、月次計算書に基づいて行うこともできる。

第三十条 計算書の決済

1 総計算書の残高又は月次計算書の金額の支払は、特別の合意がない限り、貸方郵政庁が為替金の払渡しに使用する通貨で行われる。

2 郵政庁は、相手国の郵政庁の下に、債務額を控除するための資金を保有することができる。

3 郵政庁は、施行規則に定める限度額を超える債権を他の郵政庁に対して有する場合には、内払金の払込みを請求する権利を有する。

4 決済すべき金額は、施行規則に定める期間内に弁済されない場合には、その期間の満了の日から弁済の日まで年六パーセントの割合で利子を生ずる。

5 計算書の作成及び決済に関するこの約定及びその施行規則の規定は、モロトリウム、送金禁止その他の一方的措置によつて効力を害されることはない。

第八章 雑則

第三十一条 為替取扱局

郵政庁は、できる限り自国のすべての地方において為替金の払渡しを行うため必要なすべての措置をとる。

第二章 為替金の払渡し

第四十四条 郵便旅行小為替証書の効力

及び為替金の払渡し

1 郵便旅行小為替證書は、振出しの日から四箇月間効力を有する。この四箇月の期間は、各月の構成日数のいかんを問わず、振出しの日から応当日までとして計算する。

2 払渡業務は、十分な資金の準備がない場合には、払渡しの資金を得る時まで為替金の払渡しを延期することができる。

3 郵便旅行小為替証書及び小為替帳に係る権利は、裏書によつても引渡しによつても移転することができない。郵便旅行小為替証書及び小為替帳は、担保とすることができない。

第四十五条 払渡しの停止

郵政庁は、自国の法令が適用される場合を除くほか、正規に振り出された郵便旅行小為替の為替金の払渡しの停止の請求に応ずることができない。

第三章 取調請求、責任及び計算

第四十六条 取調請求及び責任

1 取調請求は、小為替帳を提示しない限り、振出郵政庁に対して行うことができない。

2 請求人は、郵便旅行小為替証書又は小為替帳を亡失した場合に為替金の払戻しを受けるためには、小為替帳の交付を請求してその全額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならない。

3 振出郵政庁は、有効期間の満了の後三箇月を超えない期間内は、亡失の届出があつた郵便旅行小為替証書が未払であることを確かめた上で払戻しを行うことができる。その三箇月の期間は、遠隔の国との間では六箇月とする。

4 郵政庁は、郵便旅行小為替証書又は小為替帳の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずることがある結果については、責任を負わない。

第四十七条 料金の割当て及び計算書の

作成

1 振出郵政庁は、払渡済みの為替金の額の八分の三パーセントを払渡郵政庁に割り当てる。

2 郵便旅行小為替について払い渡した金額の計算書は、為替について払い渡した金額の計算書と同時に毎月作成する。

第五編 最終規定

第四十八條 郵便旅行小為替についての

この約定の適用

第二編の規定は、郵便旅行小為替に關しても、前編に明文の定めのない事項について準用する。

第四十九条 条約の適用

条約は、この約定に明文の定めのない事項について適用し又は準用する。

第五十条 憲章の適用の例外

憲章第四条の規定は、この約定については適用しない。

第五十一条 この約定及びその施行規則

に関する議案の承認の条件

- 1 この約定及びその施行規則に関する議案で大會議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国で出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国で大會議に代表されたものの半数以上が出席していなければならない。
- 2 この約定及びその施行規則に関する議案で大會議から大會議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) 規定の追加に関する議案の場合又はこの約定第一条から第十条まで、第十一条4、第十二条から第十四条まで、第十五条1、2及び4、第十六条から第十八条まで、第十九条4、第二十条5、第二十二條から第三十条まで、第三十三條並びに第四十八條から第五十二条までの規定並びに施行規則第百二條から第百六條まで、第百九條、第百十六條、第百十九條から第百二十一條まで、第百二十四

条、第二百二十九条から第三百三十三条まで、第三百三十六条及び第三百五十七条の規定の改正に関する議案の場合には、投票の総数

(b) この約定の規定 (a) 及び (c) に掲げるものを除く。並びに施行規則第百七条、第百八条、第百十條、第百十二條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十二條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條、第百三

十四条及び第百三十七条から第百四十四条までの規定の改正に関する議案の場合には、投票の三分の二以上

(c) この約定第二十条3の規定及び施行規則の規定 (a) 及び (b) に掲げるものを除く。の改正に関する議案の場合又はこの約定及びその施行規則の規定の解釈に関する議案の場合には、投票の過半数。ただし、憲章第三十二条に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第五十二条 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百七十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために
南アフリカ共和国のために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五六〇

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ

A・アブデッサラーム

M・ハダビー

R・アッセラ

M・ルアンチ

M・マアルーム

M・S・ネッカ

ドイツ連邦共和国のために

D・エリアス

H・パウマン

F・J・ノイホッフ

アメリカ合衆国のために

H・E・S・ストック

M・J・リーガン

I・E・ハリスン

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むア

メリカ合衆国の領土全体のために

H・E・S・ストック

M・J・リーガン

I・E・ハリスン

サウディ・アラビア王国のために

アルゼンティン共和国のために

P・M・カペロ

オーストラリアのために

オーストリア共和国のために

R・バーベシツ

A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル

H・クナウテ

バハマ連邦のために

バハレーン国のために

バングラデシュ人民共和国のために

バルバドスのために

ベルギーのために

J・ルロイ

E・ストリュイフ

ブータン王国のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

ビルマ連邦社会主義共和国のために

ボリヴィア共和国のために

ボツワナ共和国のために

ブラジル連邦共和国のために

ブルガリア人民共和国のために

G・アンドレエフ

ブルンディ共和国のために

B・スタウイガヤ

カメルーン連合共和国のために

E・ヌレンド

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

T・ソコニー

チリのために

G・マンドゥハノ

中華人民共和国のために

サイプラス共和国のために

P・ハジオアヌ

コロンビア共和国のために

D・ガルセス・G

J・カブレラ・S

A・サラサル・P

コンゴ人民共和国のために

J・エンズーリ

A・ボワイエラ

B・パロウンダ

L・ムンブー

H・E・ホアン

大韓民国のために

C・S・バク

コスタ・リカ共和国のために

C・ロドリゲス

象牙海岸共和国のために

K・ボウスウ

J・ムーロ

H・ディアラ

T・ジェジェ

キューバ共和国のために

ダホメ共和国のために

G・グノンベ

L・アドゥン

デンマーク王国のために

G・V・C・ピーターセン

B・M・アナセン

T・W・マッセン

B・W・ノアボ

ドミニカ共和国のために

エジプト・アラブ共和国のために

M・I・ソブヒー

A・バキール

A・T・アワダーラ

A・C・エル・カイ

エル・サルヴァドル共和国のために

A・A・アンドラーデ

アラブ首長国連邦のために

エクアドル共和国のために
 A・カステリャーノス
 スペインのために
 P・サンチェス・ペレス
 J・アスカンドニ
 A・ウレタ
 M・R・ボセタ
 アフリカにおけるスペインの領土のために
 エティオピアのために
 フィジーのために
 フィンランド共和国のために
 O・サロイラ
 T・プオランネ
 P・テイリラ
 フランス共和国のために
 R・ジョデール
 P・ル・ソー
 A・ヴァテオンヌ
 A・グーヨン
 E・ムトユソー
 R・ボワントロー
 P・フュメイ
 フランス海外郵便電氣通信庁が代表する地域全体のために

I・カバンヌ
 P・ジャントウ
 A・ボニン
 J・コンスタンタン
 M・スフィアンス
 ガボン共和国のために
 A・オグアンバ
 H・オグエンケロ
 F・X・ロエンベ
 V・ムピラ
 ガーナのために
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(海峡諸島及びマン島を含む)のために
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係処理する海外領土のために
 グリシャのために
 I・クトラフリス
 グアテマラ共和国のために
 ギニア共和国のために
 S・ディアラ
 I・ケイタ
 ギニア・ビサウ共和国のために
 赤道ギニア共和国のために

ガイアナのために
 ハイチ共和国のために
 上ヴォルタ共和国のために
 M・A・カンビール
 P・タブソバ
 G・サンボレ
 B・ヤゴ
 J・バリマ
 ホンデュラス共和国のために
 ハンガリー人民共和国のために
 D・ホルン
 インドのために
 インドネシア共和国のために
 スハルジョノ
 ルスリ
 イランのために
 イラク共和国のために
 アイルランドのために
 アイスランド共和国のために
 J・スクラソン

B・クリスチャンソン
 R・ユリウスン
 イスラエルのために
 イタリアのために
 ジャマイカのために
 日本国のために
 北原秀雄
 ジョルダン・ハシェミット王国のために
 ケニア共和国のために
 カンボディア共和国のために
 S・サッター
 クウェイトのために
 ラオス王国のために
 レソト王国のために
 レバノン共和国のために
 T・フランジェ
 A・ナフル
 O・A・タッバーラ
 K・アザル
 リベリア共和国のために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五六二

リビア・アラブ共和国のために D・S・ナガーハ A・M・H・アルワルファリー リヒテンシュタイン公国のために B・ベック ルクセンブルグのために R・フルネル マレイシアのために マラウイのために モルディヴ共和国のために マダガスカル共和国のために E・ラハリソン マリ共和国のために M・ソウ S・トゥラオレ A・ヤッタラ マルタのために モロッコ王国のために M・ベン・アブデッラー A・マールーフィ モリシアスのために モリタニア回教共和国のために	W・ムーサ メキシコ合衆国のために D・リンコン・A モナコ公国のために C・ソラミト モンゴル人民共和国のために ナウル共和国のために ネパールのために ニカラグア共和国のために A・A・ムリャウプト ニジェール共和国のために G・シリル ナイジェリア連邦共和国のために ノールウェーのために R・R・ブルー E・ドーヴィング K・ストロムスネス T・オーラク ニュー・ジブランドのために オマーン国のために ウガンダのために	パキスタンのために パナマ共和国のために パラグアイ共和国のために P・N・カセレス オランダのために フィリップス・レインマン H・P・ブツ オランダ領アンティル及びスリナムのために E・G・レーデ R・S・アーレンツ ペルー共和国のために フィリピン共和国のために ポランド人民共和国のために M・ミスケヴィッチ ポルトガルのために F・J・レイノ J・L・V・デ・マトシュ A・M・D・レイス 西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため に 東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける ポルトガルの諸州のために	カタル国のために M・S・アル・モアダディ A・H・アル・ハーテル M・A・ムバツラク ドイツ民主共和国のために 朝鮮民主主義人民共和国のために ルーマニア社会主義共和国のために V・スキオバルラン I・ラドレスク M・ヴォイチェスク ルワンダ共和国のために サン・マリノ共和国のために D・フォルチュリーニ セネガル共和国のために B・ステディアエ A・ゲイエ D・ヌディアエ シエラ・レオネ共和国のために シンガポールのために ソマリア民主共和国のために スーダン民主共和国のために H・I・バシール
---	---	---	---

S・M・ガディ	P・アメドジ
スリ・ランカ共和国のために	E・ラウソン
V・D・カルナラトネ	I・エクエ
スウェーデンのために	トンガ王国のために
H・イエーデル	トリニダード・トバゴのために
K・A・レーフグレン	テニジアのために
T・サイデン	S・ベッザウィア
T・シレン	M・バルマ
スイス連邦のために	M・カムーン
M・レドリ	トルコのために
F・ブルキヤン	M・エルケル
H・グブラー	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため
スワジランド王国のために	に
シリア・アラブ共和国のために	ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
A・ハラビー	ウルグアイ東方共和国のために
A・アル・ジャビ	J・A・ボラー
M・ダッルール	ヴァチカン市国のために
A・アリー	L・ジュンティール
タンザニア連合共和国のために	ヴェネズエラ共和国のために
チャード共和国のために	ヴィエトナム共和国のために
D・ダウナ	B・V・アン
チェコスロヴァキア社会主義共和国のために	イエメン・アラブ共和国のために
J・マニャーク	M・A・ザイエド
タイのために	
C・トングマ	
トーゴ共和国のために	

イエメン民主人民共和国のために

A・M・アル・ハウサリ

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため

P・ヴァシリエヴィッチ

ザイル共和国のために

L・ヌザウ

I・ヌガンドウ

カンジョコ・カボビ

メンガ・マ・マロンガ

ザンビア共和国のために

郵便小切手業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで締結された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條3の規定に従うことを条件として、次の約定を締結した。

第一編 序則

第一条 この約定の目的

この約定は、郵便小切手業務において郵便振替口座の利用者に提供することができ、かつ、締約国が相互間で実施することに同意するすべての業務を規律する。

第二条 参加郵政庁の間の決済方法

1 各郵政庁は、郵便小切手業務を実施している場合には、自己の名称で、相手国の郵政庁の下

に、決済用口座を開設し、その口座を通じて、郵便小切手業務における交換により生じた相互の借高及び貸高並びに、取決めを行った場合には、他の業務から生じた借高及び貸高を決済する。

2 払渡郵政庁が郵便小切手業務を実施していない場合には、払出小切手の振出郵政庁は、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十九條及び第三十條の規定に従って、払渡郵政庁と決済する。

第三条 決済用口座への資金補てん及び延滞利子

1 各郵政庁は、相手国の郵政庁の下に、その国の通貨で、債務額を控除するための資金を保有する。資金を設定し又は補てんするために送金された金額は、振あて郵政庁によつて開設された払出郵政庁名義の決済用口座に受入登記する。

2 1の資金は、いかなる場合にも、資金を設定した郵政庁の同意を得ない限り、他の用途に充てることができない。

3 1の資金の額が振替、払込み及び払渡しの請求に應ずるために十分でない場合にも、5及び6の規定に従うことを条件として、その請求を処理する。

4 貸方郵政庁は、その債権につきいつでも支払を請求することができる。貸方郵政庁は、支払を請求する場合には、送金に要する日数を考慮

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五六四

して支払期日を定める。

- 5 資金の不足額が十万フランを超える場合には、その決済すべき金額は、資金が不足する旨を電信によつて通告した日から起算して十五日の期間が満了した後は、利子を生ずる。その率は、年六パーセントを超えることができない。
- 6 5の規定を適用した後においても、借方郵政庁が更に十五日以内に支払を行わない場合には、貸方郵政庁は、電信によつて予告した日の後八日目に取扱いを停止することができる。
- 7 この条の規定は、モラトリアム、送金禁止その他の一方的措置によつて効力を害されることはない。

第四条 交換局

振替目録、払込目録又は払出小切手目録の交換その他必要な調整は、各締約国の郵政庁の指定する小切手局(交換局)という。の仲介によつてのみ行う。

- 第五條 郵便為替及び郵便旅行小為替に關する約定及びその施行規則の適用

払込み及び払出しの交換は、この約定の規定が適用される場合を除くほか、郵便為替及び郵便旅行小為替に關する約定及びその施行規則に従う。

第二編 振替

第一章 振替請求の受理及び処理の条件

第六條 交換方式

振替は、郵便により、又は電信振替が関係国の

間で取り扱われている場合にはすべての電気通信方式によつて交換することができる。

第七條 通貨及び換算

- 1 振替の金額は、特別の合意がない限り、振あて国の通貨で表示する。
- 2 もつとも、各郵政庁は、払出口座の加入者が払出國の通貨で振替の金額を指示することを許すことができる。
- 3 払出郵政庁は、振あて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第八條 最高限度額

各郵政庁は、口座の加入者が一日に又は一定の期間内に振替請求をすることのできる金額を制限する権能を有する。

第九條 料金

- 1 払出郵政庁は、振替の払出人から徴収する料金を定め、その全額を取得する。
- 2 口座への振替金の受入登記については、内国業務において同一の取扱ひにつき徴収することがある料金の額を超える料金を課することができない。

第十條 料金の免除

条約第十五条に定める条件を満たす郵便業務上の振替については、料金を免除する。

第十一條 振替通知書

- 1 郵便による振替については、払出人又は払出人の口座を所管する郵便小切手局が振替通知書を作成する。

- 2 1の通知書の裏面には、振あて人にあてた通信文を記載することができる。
- 3 振替通知書は、振あて人に對し、その口座に振替金を受入登記した後、無料で送付する。

第十二條 電信振替に關する特別規定

- 1 電信振替は、國際電気通信条約に附屬する電信規則に従う。
- 2 電信振替の払出人は、第九條の料金のほか、電気通信による送信について定められた料金(振あて人にあてた通信文の料金を含む。)及び一フランを超えない定額料金を納付する。
- 3 振あて郵便小切手局は、各電信振替につき到着通知書を作成し、これを無料で振あて人に送付する。

第十三條 振あて人の口座への受入登記及び登記済通知

- 1 振あて郵政庁は、振あて人の口座に受入登記を行うに際し、自国の法令によつて必要とされる場合には、關係郵政庁に通知した上で、貨幣単位の端数を切り捨て、又はその他の端数整理により金額を最も近い貨幣單位若しくは最も近い十分の一貨幣單位の金額とする権能を有する。
- 2 払出人は、郵政庁が相互に合意した国の間では、振あて人の口座に受入登記を行った旨の通知を請求することができる。その通知については、条約第四十二條の規定を準用する。
- 3 2の規定に基づいて徴収する料金は、払出人の口座から控除する。

の口座から控除する。

第十四條 振替の通知

- 1 振替は、払出郵政庁が目録により振あて郵政庁に通知する。
- 2 振替の金額は、特別の合意がない限り、振あて国の通貨で目録に表示する。

第二章 取消し及び取調請求

第十五條 振替の取消し

振替の払出人は、振あて人の口座に受入登記が行われていない限り、条約第三十條に定める条件に従つて振替を取り消すことができる。取消しの請求は、書面により、払出人が振替請求を行った郵政庁に於て行う。

第十六條 取調請求

- 1 振替の処理に關する取調請求は、払出人が、振替請求を行った郵政庁に於て行う。ただし、払出人が振あて人に對しその口座を所管する郵政庁と交渉することを許した場合は、この限りでない。
- 2 取調請求については、条約第三十九條の規定を準用する。

第十七條 振あて人の口座への受入登記が不能となつた振替金

何らかの理由により振あて人の口座への受入登記が不能となつた振替金は、払出人の口座に戻し入れる。

第三章 責任

第十八条 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、振替が正規に処理される時まで、払出人の口座に払出登記をした振替金について責任を負う。

2 郵政庁は、振替目録又は電信振替に関し自己の業務によつて生じた誤記について責任を負う。責任は、換算の誤り及び送達の際の誤りによつて生ずる。

3 郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずることがある遅延について責任を負わない。

第十九条 責任の原則に対する例外

郵政庁は、次の場合には責任を免れる。

(a) 不可抗力による業務書類の損傷のため郵政庁が振替の処理について調査することができない場合。ただし、郵政庁の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

(b) 払出人が条約第三十九条に定める期間内に取調請求を行わなかった場合

第二十条 責任の決定

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十四条から五までの規定が適用される場合を除くほか、責任は、誤りの生じた国の郵政庁が負う。

第二十一条 振替金債務の弁済及び求償

1 請求人に対して振替金債務を弁済する義務は、請求を受けた郵政庁が負う。

2 振替の払出人に弁済すべき金額は、弁済の理

由のいかんを問わず、払出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。

3 請求人に対して振替金債務を弁済した郵政庁は、責任郵政庁に対し求償権を有する。

4 最後に振替金債務の額を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、当該誤りによつて利益を受けた者に対し求償権を有する。

第二十二条 弁済期限

1 請求人に対する振替金債務の弁済は、業務上の責任が確定した後速やかに、かつ、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。

2 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定される他の郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに請求を最終的に解決しなかつた場合には、当該他の郵政庁に代わつて請求人に対し振替金債務を弁済することができる。

第二十三条 振替金債務を弁済した郵政庁に対する償還

1 責任郵政庁は、請求人に振替金債務を弁済した郵政庁に対し、当該弁済の通告の発送の日から起算して四箇月以内に償還を行う。

2 1の期間が満了した後は、請求人に弁済した郵政庁に対して償還すべき金額は、年六パーセントの割合で延滞利子を生ずる。

第三編 口座への払込み

第二十四条 一般的规定

1 払込みの業務を行う国に居住する者は、その業務を行う他国が所管する口座への払込みを請

求することができる。

2 払込みについては、3から5までの規定が適用される場合を除くほか、振替に関する明文の規定を準用する。

3 払込郵政庁は、払込人から徴収する料金を定め、その全額を取得する。この料金の額は、郵便為替の振出しについて徴収する料金の額を超えることができない。

4 受領証は、払込金の払込みの際に無料で払込人に交付する。

5 払込みは、特別の合意がない限り、払込郵政庁が目録により振込郵政庁に通知する。

第二十五条 払込みの交換方式

1 口座への払込みの交換は、第六条に規定する条件に従つて行うことができる。その交換は、払込通知書、カード式払込為替又は目録式払込為替によつて行う。

2 郵政庁は、郵便による払込みの交換に関し、自己の業務に最も適合した用紙の使用及び規則の適用につき、取決めを行う。郵政庁は、相互間で国内業務の払込通知書用紙を使用することにつき、特に取決めを行うことができる。

3 電気通信による払込みの交換は、電信為替に関する規定に従つて行う。

4 郵便小切手業務を実施していない郵政庁も、払込為替の振出しに参加することができる。

第四編 払出小切手又は郵便為替による払渡し

第一章 一般的规定

第二十六条 払渡しの方式

1 口座に払出登記をした金額の払渡しは、払出小切手、カード式為替又は目録式為替によつて行うことができる。

2 郵政庁は、払渡業務に関し、自己の業務に最も適合した規則を適用することにつき、取決めを行う。

3 口座に払出登記をした金額について振り出されるカード式為替及び目録式為替は、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定及びその施行規則に従う。

第二章 払出小切手の振出し

第二十七条 通貨及び換算

第七条の規定は、払出小切手について準用する。

第二十八条 払出しの最高限度額

振出郵政庁は、払出人が一日に又は一定の期間内に払出請求をすることのできる金額を制限する権能を有する。

第二十九条 払出人から徴収する料金

振出郵政庁は、払出小切手につき払出人から徴収する料金を定める。

第三十条 払出小切手の送達のための電気通信の利用

1 払出小切手は、郵政庁が電気通信を利用することをとりきめる場合には、振出郵政庁の交換局と払渡郵政庁の交換局との間又は振出郵政庁

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定

五六六

の交換局と払渡しを行うべき郵便局との間を、電氣通信によつて送達することができる。

2 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第四條及び第八條の規定は、電信払出小切手について準用する。

第三章 公衆に認められる権利に関する事項

項

第三十一條 払渡済通知、別配達、本人

払、航空路による送達、受取人にあてた通信文、取戻し、あて名変更及び裏書

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第九條、第十條及び第十二條の規定は、払出小切手について準用する。

第三十二條 転送

1 払出小切手は、名あて国外に転送することができる。

2 受取人が名あて国外に転居した場合には、払出小切手は、払渡不能のものとして取り扱う。振出国の内国規則が許す場合には、払出人は、受取人の新たなあて名について通知を受ける。

第四章 払出小切手の払渡し

第三十三條 雑則

1 払渡郵政庁は、通常受取人の住所において払い渡される郵便為替の金額を超える額の払出小切手については、受取人の住所において払い渡す義務を負わない。

2 払出小切手に係る有効期間、日付認証、払渡

しの一般的規則、別配達及び受取人から徴収することがある料金並びに電信による払渡しに関する特別規定については、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第十三條から第十八條までの規定を準用する。ただし、内国業務の規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第五章 払渡不能の払出小切手及び払渡しの承認

第三十四條 払渡不能の払出小切手

1 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第十九條に規定するいずれかの理由によつて払渡不能となつた払出小切手の金額は、払出人の口座に戻し入れるため、払渡郵政庁の交換局を通じて振出郵政庁の郵便小切手業務の処分にゆだねる。

2 留置郵便料及び別配達補充料の取消しについては、条約第三十一條6の規定を適用する。

第三十五條 払渡しの承認

1 払出小切手がその金額の払渡しの前に所在不明となり、亡失し又は損傷した場合には、払出人又は受取人の請求に応じ、払渡郵政庁の交付する払渡承認書をもつてこれに代えることができる。

2 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十條2から5までの規定は、払出小切手に代えて作成される払渡承認書について準用する。

第三十六條 時効にかつた払出小切手

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二

十一條の規定は、時効にかつた払出小切手について準用する。

第六章 責任

第三十七條 責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、払出小切手の金額が正規に払い渡される時まで、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

2 郵政庁は、払出小切手目録又は電信払出小切手の送達のため電信業務にゆだねた書類に関し自己の業務によつて生じた誤記について責任を負う。責任は、換算の誤り及び送達の誤りにまで及ぶ。

3 郵政庁は、払出小切手の送達及び払渡しにおいて生ずることがある遅延については責任を負わない。

4 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十三條から第二十七條までの規定は、払出小切手について準用する。

第七章 払渡郵政庁に対する補償

第三十八條 割当料金の割当て

1 振出郵政庁は、払渡郵政庁に単一割当料金を割り当てる。

2 1の割当料金は、払出小切手一枚につき、同一の送状に集記された払出小切手の金額の平均額に従つて、次のように定める。

平均額一〇〇フランまで 八〇サンチーム
平均額一〇〇フランを超え 一フラン
二〇〇フランまで

平均額二〇〇フランを超え

三〇〇フランまで 一フラン二〇サンチーム

平均額三〇〇フランを超え

四〇〇フランまで 一フラン五〇サンチーム

平均額四〇〇フランを超え

五〇〇フランまで 一フラン八〇サンチーム

平均額五〇〇フランを超え

二フラン一〇サンチーム

3 もつとも、郵政庁は、2に定める割当料金の代えて、払出小切手の金額と関係のない均一割当料金を割り当てることにつき、取決めを行うことができる。

第五編 旅行者に対する支払手段の交付

第一章 保証付き支払証書

第三十九條 保証付き支払証書の交付

1 各郵政庁は、口座の加入者に対し、締約国(相互間で当該業務を実施することに同意する国に限る。)の郵便局の窓口において一覽払を受けることができる保証付き支払証書を交付することができる。

2 保証付き支払証書に関するこの約定及びその施行規則の規定は、保証付き小切手について準用する。

第四十條 通貨及び換算割合

1 保証される金額は、各締約国の通貨で支払証書の裏面又は補箋に表示する。

2 振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第四十一条 最高限度額

一枚の支払証書によつて払い渡すことができる最高限度額は、締約国の間の合意によつて定める。

第四十二条 有効期間

1 支払証書の有効期間は、振出郵政庁が定める。

2 有効期間は、支払証書にその効力の終了の日を記載して表示する。

3 2の表示がない場合には、支払証書の効力は、無期限とする。

第四十三条 払渡しの一般規則

1 保証付き支払証書の金額は、払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。もつとも、郵政庁の間に合意がある場合には、支払証書の金額は、受取人以外の支払証書の持参人に払い渡すことができる。

2 支払証書は、裏面により移転することができない。

第四十四条 払渡郵政庁に対する補償

支払証書の業務に参加することに同意する郵政庁は、合意により、払渡郵政庁に支払う払渡手数料の額を定める。

第四十五条 責任

払渡郵政庁は、払渡しが正規に行われたことを立証することができる場合には、すべての責任を免れる。

第二章 郵便旅行小切手

第四十六条 郵便旅行小切手

1 郵便旅行小切手を交換することに同意する一の国において所管される口座の加入者は、請求により、同意する他の国において払渡しを受けることができる郵便旅行小切手の交付を受けることができる。

2 郵便旅行小切手による支払の条件及び実施は、この小切手を交換することに同意する国が定めるところによる。

第六編 郵便小切手局支払の有価証券の振替による決済

第四十七条 郵便小切手局支払の有価証券

1 外国の郵便小切手局支払の銀行小切手又は商業手形を取立てのために受け付けた郵便小切手局は、支払国の郵政庁との間に合意があることを条件として、振替によつて決済を行う支払郵便小切手局に対しその銀行小切手又は商業手形を送付する。

2 1の有価証券は、現金取立てを行うべき有価証券について定める形式的要件を満たすものでなければならない。

3 郵政庁は、合意により、拒絶証書の作成に必要な規則及び一部支払を受けるための条件を定める。

第四十八条 料金

郵便小切手局が取り立てる有価証券について

は、これを受け付ける郵政庁のため、最高限二十サンチームの料金を徴収することができる。

第四十九条 責任

1 郵政庁は、口座に払出登記をした有価証券の金額について責任を負う。

2 郵政庁は、次の遅延については責任を負わない。

(a) 有価証券の送付又は提示の遅延
(b) 郵政庁が第四十七条3の規定に従つて行うべき拒絶証書の作成又は司法上の訴訟の提起の遅延

第七編 雑則

第五十条 外国に口座を開設するための申込み

1 いずれかの者がその居住国との間で振替を交換している国に口座を開設するための申込みを行った場合には、その居住国の郵政庁は、当該申込みの審査につき、口座を所管することとなる郵政庁に協力する。

2 郵政庁は、できる限り慎重かつ積極的に1の審査を行うことを約束する。もつとも、郵政庁は、その審査のために責任を負うことはない。

3 加入者の居住国の郵政庁は、口座を所管する郵政庁の請求に応じ、加入者の法律上の能力の変更に関する審査についても、できる限り協力する。

第五十一条 郵便料金の免除

1 郵便小切手局から加入者にあてた口座の受払

通知票を入れた封筒は、加盟国において、無料で、最も速達の方法（航空路又は平面路）により送付し、及び交付する。

2 1の封筒は、加盟国内で転送される限り、いかなる場合にも、料金免除の利益を失わない。

第五十二条 加入者名簿

1 加入者は、その口座を所管する郵政庁の仲介により、他の郵政庁が内国業務において定める価格で、当該他の郵政庁の発行する加入者名簿を購入することができる。

2 各郵政庁は、他の締約国の郵政庁に対し、業務の実施に必要な部数の加入者名簿を無料で提供する。

3 郵政庁は、加入者名簿の記載の誤りについては責任を負わない。

第八編 最終規定

第五十三条 条約の適用

条約は、この約定に明文の定めのない事項について適用し又は準用する。

第五十四条 憲章の適用の例外

憲章第四条の規定は、この約定については適用しない。

第五十五条 この約定及びその施行規則

1 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件は、この約定の締約国である加盟国で出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認される。

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五六八

なければならぬ。投票の際には、この約定の締約国である加盟国で大会議に代表されたものの半数以上が出席していなければならない。

2 この約定及びその施行規則に関する議案で大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a) この約定及びその施行規則の規定の追加又は改正に関する議案の場合には、投票の三分の二以上

(b) この約定及びその施行規則の規定の解釈に関する議案の場合には、投票の過半数。ただし、憲章第三十二条に規定する仲裁に付すべき紛議の場合を除く。

第五十六条 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百七十六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その贈本一通を各締約国に送付する。

千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成した。

アフガニスタン共和国のために
南アフリカ共和国のために

アルバニア人民共和国のために

アルジェリア民主人民共和国のために

K・ハサネ

A・アブデッサラーム

M・ハダビー

R・アッセラ

M・ルアンチ

M・マアルーム

M・S・ネッカ

ドイツ連邦共和国のために

D・エリアス

H・パウマン

F・J・ノイホッフ

アメリカ合衆国のために

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために

サウディ・アラビア王国のために

アルゼンティン共和国のために

P・M・カペロ

オーストラリアのために

オーストリア共和国のために

R・バーベシツ

A・シュレーゲル

E・ナハトネーベル

H・クナウテ

バハマ連邦のために

バハレーン国のために

バングラデシュ人民共和国のために

バルバドスのために

ベルギーのために

J・ルロイ

E・ストリニフ

ブータン王国のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

ビルマ連邦社会主義共和国のために

ボリヴィア共和国のために

ボツワナ共和国のために

ブラジル連邦共和国のために

ブルガリア人民共和国のために

ブルンディ共和国のために

B・スタウイガヤ

カメルーン連合共和国のために

E・スレンド

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

チリのために

G・マンドゥハリーノ

中華人民共和国のために

サイプラス共和国のために

コロンビア共和国のために

D・ガルセス・G

J・カブレラ・S

A・サラサル・P

コンゴ人民共和国のために

J・エンズーリ

A・ボワイエラ

B・パロウンダ

L・ムンブー

大韓民国のために

コスタ・リカ共和国のために

象牙海岸共和国のために

K・ボウスウ

J・ムーロ

H・ディアラ

T・ジェジェ

キニューバ共和国のために

ダホメ共和国のために

G・グノンベ

L・アドゥン

デンマーク王国のために

G・V・C・ピーターセン

B・M・アナーセン

T・W・マッセン

B・W・ノアボ

ドミニカ共和国のために

エジプト・アラブ共和国のために

M・I・ソブヒー

A・パキール

A・T・アワダーラ

A・C・エルカカイ

エル・サルヴァドル共和国のために

アラブ首長国連邦のために

エクアドル共和国のために

A・カステリャーノス

スペインのために

P・サンチェス・ペレス

J・アスカンドニ

A・ウレタ

M・R・ボセタ

アフリカにおけるスペインの領土のために

エティオピアのために

フィジーのために

フィンランド共和国のために

O・サロイラ

T・プオランネ

P・テイリラ

フランス共和国のために

R・ジョデール

P・ル・ソー

A・ヴァテオンス

A・グーヨン

E・ムーユソー

R・ボワントロー

P・フュメイ

フランス海外郵便電気通信庁が代表する地域全体のために

I・カバンス

P・ジャントウ

A・ボニン

J・コンスタンタン

M・スフィアンス

ガボン共和国のために

A・オグアンバ

H・オグエンケロ

F・X・ロエンベ

V・ムビラ

ガーナのために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国（海峡諸島及びマン島を含む。）のために

サー F・ウッド

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国政府が国際関係を処理する海外領土のために

サー F・ウッド

D・M・エリオット

D・E・ロバート

R・L・コリンズ

H・N・P・ハリスン

T・スコット

A・G・ブラウン

L・H・キングズベリー

ギリシャのために

I・クトラフリス

グアテマラ共和国のために

ギニア共和国のために

S・ディアラ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、

五七〇

I・ケイタ

ギニア・ビサオ共和国のために

赤道ギニア共和国のために

ガイアナのために

ハイティ共和国のために

上ヴォルタ共和国のために

M・A・カンピール

P・タブンバ

G・サンボレ

B・ヤゴ

J・パリマ

ホンデュラス共和国のために

ハンガリー人民共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

スハルジョノ

ルスリ

イランのために

イラク共和国のために

アイルランドのために

アイスランド共和国のために

J・スクラソン

B・クリスチャンソン

R・ユリウスソン

イスラエルのために

イタリアのために

ジャマイカのために

日本国のために

北原秀雄

ジョルダン・ハシェミット王国のために

ケニア共和国のために

カンボディア共和国のために

クウェイトのために

ラオス王国のために

レソト王国のために

レバノン共和国のために

リベリア共和国のために

リビア・アラブ共和国のために

D・S・ナガーハ

A・M・H・アルワルファリー

リヒテンシュタイン公国のために

B・ベック

ルクセンブルグのために

R・フルネル

マレーシアのために

マラウイのために

モルディヴ共和国のために

マダガスカル共和国のために

E・ラハリソン

マリ共和国のために

M・ソウ

S・トゥラオレ

A・ヤッターラ

マルタのために

モロッコ王国のために

M・ベン・アブデッラー

A・マールーフイ

モリシアスのために

モリタニア回教共和国のために

W・ムーサ

メキシコ合衆国のために

モナコ公国のために

C・ソラミト

モンゴル人民共和国のために

ナウル共和国のために

ネパールのために

ニカラグア共和国のために

A・A・ムリヤウプト

ニジェール共和国のために

G・シリル

ナイジェリア連邦共和国のために

ノールウェーのために

R・R・ブルー

E・ド・ヴィング

K・ストロムスネス

T・オーラク

ニュー・ジージランドのために

オマーン国のために

ウガンダのために

パキスタンのために

パナマ共和国のために

パラグアイ共和国のために

P・N・カセレス

オランダのために

フィリップス・レインマン

H・P・ブッツ

オランダ領アンティル及びスリナムのために

E・G・レーデ

R・S・アーレンツ

ペルー共和国のために

フィリピン共和国のために

ポーランド人民共和国のために

ポルトガルのために

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のため

に

東部アフリカ、アジア及びオセアニアにおける

ポルトガルの諸州のために

カタル国のために

ドイツ民主共和国のために

朝鮮民主主義人民共和国のために

ルーマニア社会主義共和国のために

ルワンダ共和国のために

サン・マリノ共和国のために

D・フォルチエリーニ

セネガル共和国のために

B・ヌディアエ

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二) 千九百七十四年七月五日にローザンヌで作成された万国郵便連合憲章の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定 五七二

A・ゲイエ

D・ヌディアエ

シエラ・レオネ共和国のために

シンガポールのために

ソマリア民主共和国のために

スーダン民主共和国のために

スリ・ランカ共和国のために

スウェーデンのために

H・イエーデル

K・A・レーフグレン

T・サイデン

T・シレン

スイス連邦のために

M・レドリ

F・ブルキャン

H・グブラー

スワジランド王国のために

シリア・アラブ共和国のために

タンザニア連合共和国のために

チャード共和国のために

D・ダウナ

チェコスロヴァキア社会主義共和国のために

タイのために

トーゴー共和国のために

P・アメドジ

E・ラウソン

I・エクエ

トンガ王国のために

トリニダッド・トバゴのために

テュニジアのために

S・ベッザウイア

M・バルマ

M・カムーン

トルコのために

M・エルケル

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のため

に

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ウルグアイ東方共和国のために

J・A・ボラー

ヴァチカン市国のために

L・ジェンティール

ヴェネズエラ共和国のために

ヴィエトナム共和国のために

イエメン・アラブ共和国のために

M・A・ザイエド

イエメン民主人民共和国のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のため

に

P・ヴァシリエヴィッチ

ザイル共和国のために

L・ヌザウ

I・ヌガンドウ

カンジョコ・カボビ

メンガ・マ・マロンガ

ザンビア共和国のために

昭和五十年六月六日 参議院會議録第十四号(その二)

五七四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二・四四二一(大代)